



2025 年インドネシアの投資と税制 (2025 Investment Window into Indonesia (IWI))

日本語版
デロイト・インドネシア

本ガイドは、2024年11月時点で有効な法令、規制および出版物に基づいて作成されています。これらの資料および本資料に含まれる情報は、デロイトトウシュソリューションズにより特定のテーマに関する一般的な情報を提供することを目的としており、当該テーマを網羅的に扱うものではありません。

本ガイドは、情報提供として一般的な情報を掲載することを目的としており、デロイトトウシュトーマツリミテッド、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称してデロイト ネットワーク）は、本ガイドをもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。本ガイドに準拠して財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる場合には、事前に適切な専門家にご相談ください。デロイトネットワーク内のメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本ガイドのみに依拠した判断の結果、直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

本ガイドおよび本ガイドに含まれる情報は、事前の同意なしにいかなる方法でも使用または開示することはできません。

目次

頭字語および略語のリスト	05
代表ご挨拶	17
A. インドネシアの概況	19
1. 概況	
2. 人口統計	
3. 章 インドネシアの投資環境の概要と機会	
4. 地域別の概要	
5. 法律及び政治制度	
B. インドネシアのビジネスにおける法律及び規制の概要	46
1. 事業の開始	
2. ジョイントベンチャー	
3. 買収及び合併 (M&A)	
4. インフラストラクチャー	
5. コーポレートガバナンス	
6. 資本市場	
7. 銀行業務と貸付	
8. 石油・ガス・石炭・鉱物鉱業	
9. 知的財産権(IPR)	
10. 個人データ保護(PDP)	
11. 紛争解決	
12. 土地環境等	
13. その他業務関連法令	

C. インドネシアの税制

96

1. 税務執行
2. ビジネスタックス
3. 個人所得税
4. 源泉税
5. 二重課税の排除
6. 移転価格税制及び国際課税
7. 間接税
8. 優遇税制
9. 法人及び個人に対するその他の課税

D. 監査及びコンプライアンス

118

1. 会計年度
2. 通貨
3. 言語及び会計基準
4. 監査要件
5. 独立性

E. 労働環境

120

1. 従業員の権利と報酬
2. 賃金及び福利厚生
3. 解雇
4. 雇用関係
5. 外国人の雇用
6. インドネシアの外国投資家向けゴールデンビザ

頭字語および略語のリスト

AANZFTA	ASEAN-Australia-New Zealand FTA
ACFTA	ASEAN-China FTA
ADB	Asian Development Bank
AEOI	Automatic Exchange of Information
AHKFTA	ASEAN-Hong Kong, China FTA
AHU Online	Administrasi Hukum Umum Online (online public services by Directorate General of General Law Administration)
AIFTA	ASEAN-India FTA
AJ-CEP	ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership
AKFTA	ASEAN-Korea FTA
AMDAL	Analisis Mengenai Dampak Lingkungan (Environmental Impact Assessment)
ANDAL	Analisis Dampak Lingkungan (Environmental Impact Statement)
AOI	Articles of Incorporation
AP	Akuntan Publik (Public Accountant)
APA	Advance Pricing Agreements
APBN	Anggaran Pendapatan dan Belanja Negara (Indonesia State Revenue and Expenditure Budget)
API	Angka Pengenal Impor (Import Identity Number)
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations
ATIGA	ASEAN Trade in Goods Agreement
BAL	Basic Agrarian Law
BANI	Badan Arbitrase Nasional Indonesia (Indonesian National Arbitration Body)
Bappenas	Badan Perencanaan Pembangunan Nasional (National Development Planning Agency)
BEI	Bursa Efek Indonesia (Indonesia Stock Exchange or IDX)
BEPS	Base Erosion and Profit Shifting
BI	Bank Indonesia (Central Bank of Indonesia)
BI7DRR	Bank Indonesia-7 Day Reverse Repo Rate
BKPM	Badan Koordinasi Penanaman Modal (Indonesia Investment Coordinating Board)

BLU	Badan Layanan Umum (Public Service Agency)
BMN	Barang Milik Negara (State Property)
BOD	Board of Directors
BOC	Board of Commissioners
BPH Migas	Badan Pengatur Hilir Minyak dan Gas Bumi (Downstream Oil and Gas Regulatory Body)
BPJS	Badan Penyelenggara Jaminan Sosial (Social Insurance Administration Organisation)
BPK	Badan Pemeriksa Keuangan (State Audit Board)
BPN	Badan Pertanahan Nasional (National Land Agency)
BPS	Badan Pusat Statistik (Indonesia Central Bureau of Statistics)
BPT	Branch Profit Tax
BRIN	Badan Riset dan Inovasi Nasional (National Research and Innovation Agency)
BSN	Badan Standarisasi Nasional (Indonesia National Standardisation Body)
BUJKA	Badan Usaha Jasa Konstruksi Asing (foreign construction company)
BUJKA RO	BUJKA Representative Office
BUJKN	Badan Usaha Jasa Konstruksi Nasional (local/national construction company)
BUKU	Bank Umum berdasarkan Kegiatan Usaha (Commercial Banks based on Business Activities)
BUMN	Badan Usaha Milik Negara (State-Owned Enterprise)
BUMDes	Badan Usaha Milik Desa (Village-owned Enterprise)
BUMS	Badan Usaha Milik Swasta (Private-owned Enterprise)
CbC	Country-by-Country
CbCR	Country-by-Country Report
CCS	Carbon Capture Storage
CCUS	Carbon Capture, Utilization, and Storage
CFC	Controlled Foreign Companies
CEX	Certified Exporter
CIT	Corporate Income Tax
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora
CoD	Certificate of Domicile
CoR	Certificate of Residence

CORS	Continuously Operating Reference Systems
COSO	Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission
COVID-19	Coronavirus Disease-2019, an infectious disease caused by the SARS-CoV-2 virus
CoW	Contracts of Work
CPO	Crude Palm Oil
CR	Company Regulation (Peraturan Perusahaan or PP)
CRS	Common Reporting Standard
CSR	Corporate Social (and Environmental) Responsibility
DDI	Domestic Direct Investment
DER	Debt-to-Equity Ratio
DGIP	Directorate General of Intellectual Property
DGT	Directorate General of Taxes
DKI Jakarta	Special Territory of the Capital City (Daerah Khusus Ibukota) Jakarta
DPD	Dewan Perwakilan Daerah (Regional Representatives Council)
DPI	Daftar Positif Investasi (Positive Investment List)
DPO	Data Protection Officer
DPOaaS	Data Protection Officer-as-a-Service
DPR RI	Dewan Perwakilan Rakyat Republik Indonesia (People's Representative Council of the Republic of Indonesia)
DSAK-IAI	Dewan Standar Akuntansi Keuangan-Ikatan Akuntan Indonesia (Financial Accounting Standards Board of the Indonesian Institute of Accountants)
EBITDA	Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation, and Amortisation
EBT	Energi Baru dan Terbarukan (New and Renewable Energy)
e-FIN	e-Filing Number
EFTA	European Free Trade Association
e-GMS	Electronic General Meeting of Stakeholders
EIT	Earned Income Tax
EIU	Economist Intelligence Unit
EODB	Ease of Doing Business
EPA	Economic Partnership Agreement

ESG	Environmental, Social, and Governance
ETM	Energy Transition Mechanism
EU	European Union
EV	Electric Vehicle
F&B	Food and Beverage
FCPA	Foreign Corrupt Practices Act
FDI	Foreign Direct Investment
FTA	Free Trade Agreement
FY	Fiscal Year
G20	Group of 20
GCA	Government Contracting Agency
GDP	Gross Domestic Product
GHG	Greenhouse Gas
GIAS	Global Internal Audit Standards
GMS	General Meeting of Shareholders
GMT	Global Minimum Tax
GNSS	Global Navigation Satellite Systems
GR	Government Regulation (Peraturan Pemerintah)
GRDP	Gross Regional Domestic Product
GSP	Generalized System of Preference
GVC	Global Value Chain
GW	Gigawatt
HDI	Human Development Index
HGB	Hak Guna Bangunan (Right to Build)
HGU	Hak Guna Usaha (Right to Cultivate)
HM	Hak Milik (Right of Ownership)
HMSRS	Hak Milik Atas Satuan Rumah (Right of Ownership over Condominium Units)
HP	Hak Pakai (Right to Use)
HPL	Hak Pengelolaan (Right to Manage)

HPTL	Hasil Pengolahan Tembakau Lainnya (Other Tobacco Processing)
IACEPA	Indonesia-Australia Comprehensive Economic Partnership Agreement
IAI	Ikatan Akuntan Indonesia (Indonesian Institute of Accountants)
IASB	International Accounting Standards Board
ICA	Indonesian Customs Authority
ICC	Indonesian Civil Code (Kitab Undang-Undang Hukum Perdata)
IC-CEPA	Indonesia-Chile Comprehensive Economic Partnership Agreement
ICP	Indonesian Crude Price (regulated price of oil per barrel in Indonesia)
ICT	Information and Communications Technology
ICSID	International Centre for Settlement of Investment Disputes
IDR	Indonesian Rupiah
IDX	Indonesia Stock Exchange (Bursa Efek Indonesia)
IEL	Indonesian Employment Law (The Job Creation Law/Omnibus Law)
IFC	International Finance Corporation
IFRS	International Financial Reporting Standards
IEU-CEPA	Indonesia-European Union Comprehensive Economic Partnership Agreement
IIA	Institute of Internal Auditor
IICPA	Indonesian Institute of Certified Public Accountants (Institut Akuntan Publik Indonesia)
IIGF	Indonesia Infrastructure Guarantee Fund
IIF	Indonesia Infrastructure Finance (IIF)
IHSG	Indeks Harga Saham Gabungan (Composite Stock Price Index)
IJEPA	Indonesia-Japan Economic Partnership Agreement
IKN Nusantara	Ibu Kota Negara Nusantara (Nusantara Capital City)
ILO	International Labour Organization
IMF	International Monetary Fund
INA	Indonesian Investment Authority
IPBUJKA	Izin Perwakilan Badan Usaha Jasa Konstruksi Asing (foreign construction service business entity representative business license)
IPO	Initial Public Offering

IPR	Intellectual Property Rights
IPR	Izin Pertambangan Rakyat (Community Mining License)
IPSKA	Instansi Penerbit Surat Keterangan Asal (Issuing Agency for Certificate of Origin)
IRA	Inflation Reduction Act
ISAK	Interpretasi Standar Akuntansi Keuangan (Financial Accounting Standard Interpretation)
ISIC	International Standard Industrial Classification
ITSK	Inovasi Teknologi Sektor Keuangan (Financial Sector Technology Innovation)
IUJK	Izin Usaha Jasa Konstruksi (Construction Business License)
IUP	Izin Usaha Pertambangan (Mining Business License)
IUPK	Izin Usaha Pertambangan Khusus (Special Mining Business License)
JETP	Just Energy Transition Partnership (JETP)
JICA	Japan International Cooperation Agency
KBLI	Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia (Indonesian Standard Industrial Classifications)
KBM	Kawasan Berikat Mandiri (Self-managed Bonded Zones)
KBMI	Kelompok Bank berdasarkan Modal Inti (Bank Group based on Core Capital)
KEK	Kawasan Ekonomi Khusus (Special Economic Zone)
KITE	Kemudahan Impor Tujuan Ekspor (Import Concession for Export Purposes)
KMA	Keputusan Ketua Mahkamah Agung (Head of Supreme Court Decision)
KNEKS	Komite Nasional Ekonomi dan Keuangan Syariah (National Committee for Sharia Economy and Finance)
KNKG	Komite Nasional Kebijakan Governansi (National Committee on Governance)
KP	Kuasa Pertambangan (Mining Authorisation)
KP3A	Kantor Perwakilan Perusahaan Perdagangan Asing (Foreign Trade Company Representative Office)
KPEI	Kliring Penjaminan Efek Indonesia (The Clearing and Guarantee Institution of Indonesia)
KPPA	Kantor Perwakilan Perusahaan Asing (Foreign Company Representative Office)
KPPIP	Komite Percepatan Penyediaan Infrastruktur Prioritas (Committee for Acceleration of Priority Infrastructure Delivery)
KPK	Komisi Pemberantasan Korupsi (Corruption Eradication Commission)
KPPU	Komisi Pengawas Persaingan Usaha (Business Competition Supervisory Commission)
KSEI	Kustodian Sentral Efek Indonesia (The Indonesian Central Securities Depository)

LCS	Limited Concession Scheme
LoI	Letter of Interest
LST	Luxury-good Sales Tax
LVC	Land Value Capture
M&A	Merger & Acquisition
MAP	Mutual Agreement Procedure
MEMR	Ministry of Mineral and Energy Resources (Kementerian Energi dan Sumber Daya Mineral Indonesia)
MK	Mahkamah Konstitusi (Indonesia Constitutional Court)
MLI	Multilateral Instrument
MNEs	Multinational Enterprises
MoCI	Ministry of Communications and Informatics
MoF	Ministry of Finance
MoLHR	Ministry of Law and Human Rights (Kementerian Hukum dan HAM Indonesia)
MoPWPH Reg.	Minister of Public Works and Public Housing Regulation
MPR	Majelis Permusyawaratan Rakyat (People's Consultative Assembly)
MRT	Mass Rapid Transit
MSME	Micro, Small, Medium Enterprises
MTO	Mandatory Tender Officer
MTN	Medium Term Notes
MW	Megawatt
NEET	Not in Employment, Education, and Training
NIB	Nomor Induk Berusaha (Business Identification Number)
NIK	Nomor Induk Kependudukan (National Identification Number)
NPPBKC	Nomor Pokok Pengusaha Barang Kena Cukai (Licensing of Excisable Goods Entrepreneur Registration Number)
NPWP	Nomor Pokok Wajib Pajak (Individual Tax Number)
NRE	New and Renewable Energy
NTA	Net Tangible Assets
NZE	Net Zero Emission

OECD	Organization for Economic Co-operation and Development
OIC	Organisation of Islamic Cooperation
OIKN	Otorita Ibu Kota Negara Nusantara (IKN Authority Body)
OJK	Otoritas Jasa Keuangan (Financial Services Authority)
Omnibus Law	Law Number 11/2020 on Job Creation
OPEC	Organization of the Petroleum Exporting Countries
OSS	Online Single Submission
PAT	Profit After Tax
PDAM	Perusahaan Daerah Air Minum (Regional Drinking Water Company)
PDKB	Pengusaha di Kawasan Berikat (entrepreneur in a Bonded Zone)
PDP	Personal Data Protection
PE	Permanent Establishment
PERMA	Peraturan Mahkamah Agung (Supreme Court Regulation)
Perpres	Peraturan Presiden (Presidential Regulation or PR)
Persero	Perusahaan Perseroan (a state-owned limited liability company)
Perum	Perusahaan Umum (a public service entity wholly owned by the national government)
PIP	Pusat Investasi Pemerintah (Indonesia Investment Agency/Government Investment Unit)
PKB	Perjanjian Kerja Bersama (Collective Labour Agreement)
PKP	Pengusaha Kena Pajak (VAT Entrepreneur)
PKPU	Penundaan Kewajiban Pembayaran Utang (Suspension of Debt Payment Obligations)
PKWT	Perjanjian Kerja Waktu Tertentu (Specified Time Work Agreement)
PKWTT	Perjanjian Kerja Waktu Tidak Tentu (Unspecified Time Work Agreement)
PLB	Pusat Logistik Berikat (Bonded Logistics Centre)
PLN	Perusahaan Listrik Negara (Indonesian state-owned electricity company)
PLTN	Pembangkit Listrik Tenaga Nuklir (nuclear energy power plant/station)
PLTGU	Pembangkit Listrik Tenaga Gas dan Uap (Combined Cycle Gas Turbine Plant)
PLTS	Pembangkit Listrik Tenaga Surya (solar energy power plant/station)
PLTSa	Pembangkit Listrik Tenaga Sampah (waste-to-energy power plant/station)

PLTU	Pembangkit Listrik Tenaga Uap (steam-electric power plant/station)
PMA	Penanaman Modal Asing (foreign capital investment)
PMDN	Penanaman Modal Dalam Negeri (domestic capital investment)
PMK	Peraturan Menteri Keuangan (Minister of Finance Regulation)
PMSE	Perdagangan Melalui Sistem Elektronik (transactions through electronic system)
POJK	Peraturan OJK (OJK Regulation)
PP	Peraturan Pemerintah (Government Regulation or GR)
PPAT	Pejabat Pembuat Akta Tanah (Official Certifier of Land Deeds)
PPATK	Pusat Pelaporan dan Analisis Transaksi Keuangan (Indonesian Financial Transaction Report and Analysis Center)
PPI SRN	Sistem Registri Nasional Pengendalian Perubahan Iklim (National Climate Change Control Registry System)
PPKM	Pemberlakuan Pembatasan Kegiatan Masyarakat (Community Activities Restrictions Enforcement (i.e. COVID-19-related semi-lockdown restrictions))
PPMSE	Penyelenggara Perdagangan Melalui Sistem Elektronik (PMSE Providers)
PPP	Public Private Partnership
PPP IBE	Public Private Partnership Implementing Business Entity
PPSK	Pengembangan dan Penguatan Sektor Keuangan (Law on the Development and Strengthening of Financial Sector)
PR	Presidential Regulation (Peraturan Presiden or Perpres)
PSAK	Pernyataan Standar Akuntansi Keuangan (Indonesian Financial Accounting Standards)
PSN	Proyek Strategis Nasional (Strategic National Project)
PSCs	Production Sharing Contracts
PT	Perseroan Terbatas (limited liability company)
PTBAE-PU	Persetujuan Teknis Batas Atas Emisi Pelaku Usaha (Technical Approval of Business Actor Emission Upper Limits)
PUG-KI	Pedoman Umum Governansi Korporat Indonesia (General Guidelines for Indonesian Corporate Governance)
PUPR	Pekerjaan Umum dan Perumahan Rakyat (Indonesia Ministry of Public Works and Housing)
R&D	Research and Development
RCEP	Regional Comprehensive Economic Partnership
RDTR	Rencana Detail Tata Ruang (Detailed Spatial Plan)
REX	Registered Exporter

RI	Republic of Indonesia
RKAB	Rencana Kerja dan Anggaran Biaya (Work Plans and Funding Budget)
RKL	Rencana Pengelolaan Lingkungan Hidup (Environmental Management Plan)
RO	Representative Office
RP	Recompense Payment (uang penggantian hak)
RPJPN	Rencana Pembangunan Jangka Panjang Nasional (Long-term National Development Plan)
RPJMN	Rencana Pembangunan Jangka Menengah Nasional (National Medium-term Development Plan)
RPL	Rencana Pemantauan Lingkungan Hidup (Environmental Monitoring Plan)
RSUD	Rumah Sakit Umum Darurat (Regional Public Hospitals)
RUPTL	Rencana Usaha Penyediaan Tenaga Listrik (Business Plan for Providing Electricity)
S&P	Standard & Poor's
SAK	Standar Akuntansi Keuangan (Financial Accounting Standards)
SAK EP	Standar Akuntansi Keuangan – Entitas Privat (Indonesian Financial Accounting Standards for Private Entities)
SAK EMKM	Standar Akuntansi Keuangan – Entitas Mikro Kecil dan Menengah (Indonesian Financial Accounting Standards for Micro, Small, and Medium Entities)
SAK ETAP	Standar Akuntansi Keuangan untuk Entitas Tanpa Akuntabilitas Publik (SAK for Entities that Have No Public Accountability)
SBN	Surat Berharga Negara (Indonesia Government Bonds)
SBSN	Surat Berharga Syariah Negara (Indonesian State Islamic Security)
SEZ	Special Economic Zone (Kawasan Ekonomi Eksklusif or KEK)
SEMA	Surat Edaran Mahkamah Agung (Circular of the Supreme Court)
SIN	Single Identity Number
SIPB	Surat Izin Penambangan Batuan (Authorisation Letter for Rock Mining)
SKD WPLN	Surat Keterangan Domisili Wajib Pajak Luar Negeri (Certificate of Domicile of Foreign Taxpayers)
SKK Migas	Satuan Kerja Khusus Pelaksana Kegiatan Usaha Hulu Minyak dan Gas Bumi (Special Task Force for Upstream Oil and Gas Business Activities in Indonesia)
SKPT	Surat Keterangan Pendaftaran Tanah (land registration certificates)
SMI	PT Sarana Multi Infrastruktur (Persero) (a state-owned company engaged in infrastructure project financing)
SMR	Small Modular Reactor
SNI	Standar Nasional Indonesia (Indonesia National Standard)

SoE	State-owned Enterprises
SP	Severance Payment (uang pesangon)
SPAM	Sistem Penyediaan Air Minum (Drinking Water Supply System)
SPC	Special Purpose Company
SPEGRK	Sertifikat Penurunan Emisi Gas Rumah Kaca (Greenhouse Gas Emission Reduction Certificate)
SPPKP	Surat Pengukuhan Pengusaha Kena Pajak (Taxable Entrepreneur Confirmation Letter)
SPPL	Pernyataan Kesanggupan Pengelolaan dan Pemantauan Lingkungan Hidup (Letter of Undertaking of Environmental Management and Monitoring)
SPRINT	Sistem Perizinan Otoritas Jasa Keuangan (Financial Service Authority Licensing System)
SPT	Surat Pemberitahuan Tahunan (Annual Notification Letter)
SRBI	Sekuritas Rupiah Bank Indonesia
SRO	Self-Regulatory Organisation
SVP	Service Payment (uang penghargaan masa kerja)
SWIFT	Society of Worldwide Interbank Financial Telecommunication
TA	Tax Amnesty
TDP	Tanda Daftar Perusahaan (Company Registration Certificate)
THR	Tunjangan Hari Raya (Religious Festivity Allowance)
TNI	Tentara Nasional Indonesia (Indonesian National Armed Forces)
TRIPs	Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights Agreement
UAE	United Arab Emirates
UK	United Kingdom
UKL/UPL	Upaya Pengelolaan Lingkungan dan Upaya Pemantauan Lingkungan (Environmental Management Efforts and Environmental Monitoring Efforts)
UMP	Upah Minimum Provinsi (Provincial Minimum Wage)
UNCITRAL	United Nations Commission on International Trade Law
UNFPA	United Nations Population Fund
USA/US	United States of America
USD/US\$	US Dollar
UU	Undang-Undang (Law)

UUD	Undang-Undang Dasar (Constitution)
UUS	Undang-Undang Syariah (Sharia Law)
VAT	Value Added Tax (Pajak Pertambahan Nilai or PPN)
VDP	Voluntary Disclosure Program
WHT	Withholding taxes
WIPO	World Intellectual Property Organization
YoY	Year-on-Year
YTD	Year-to-date

代表ご挨拶



Selamat datang di Indonesia! (ようこそ、インドネシアへ!)

インドネシアは2024年の大統領選挙の結果を受け、新たな指導体制へと移行しました。ジョコ・ウイドド前大統領とマアルフ・アミン前副大統領の後任として、プラボウォ・スピアント大統領とギブラン・ラカブミン副大統領が就任し、2024年から2029年にかけてインドネシアを統治する新内閣「メラ・プティ（紅白）内閣」を発足させました。

国際通貨基金（IMF）によると、2025年のインドネシアの経済成長率は5.1%で、マレーシア（4.4%）やタイ（3.1%）を上回り、引き続き東南アジアでトップを維持すると予測されています。堅実な経済成長や国内のインフレーションをコントロールする能力を証明した結果として、インドネシアに対する世界からの信頼が高まっており、新大統領・副大統領のビジョンと結び付け、同国は今後5年間で年間6~8%の成長を目指しています。

この経済成長目標を達成するために、投資・下流化省（Ministry of Investment and Downstream Industry/BKPM）は、2025年の投資目標をIDR1,900兆に引き上げ、新・再生可能エネルギー（NRE）、下流産業、食糧安全保障、輸出指向型製造業、そして新首都「ヌサンタラ」（IKN）などの分野を投資の優先分野としています。同時に、プラボウォ政権は国内経済活動を活性化させ、将来世代のインドネシア人材の質を向上させることを目的に「給食無償化プログラム（Makan Bergizi Gratis）」を導入しました。

インフラ整備は、引き続き中期国家開発計画（RPJMN）2025-2029の重点課題となっています。これらのインフラは、単に接続性を向上させるだけでなく、エネルギーと食糧の自給自足、国防力の向上など、インドネシアを変革することを目指しています。プラボウォ政権は、2025年までに前政権で開始された高速道路やダムなど48の戦略的国家プロジェクト（PSN）を完成させることを目標としています。

さらに、2024年には規制の重要な改正が発表されました。2024年10月31日、インドネシア憲法裁判所は、雇用創出法に関する労働関連の訴訟を取り扱った「Constitutional Court Decision No. 168/PUU-XXI/2023」に関する判決を下しました。この決定には、雇用創出法とインドネシア労働法の分離、労働者の社会経済的福祉などの問題が含まれています。新しい規制の下で、企業は労働者の権利をより重視し、それによって地元労働者の福祉を向上させることが期待されています。

もう一つの重要な規制上の出来事として、インドネシア個人データ保護法 (PDP法) が2024年10月17日に全面施行されました。同法は2022年10月17日に「個人データ保護法 (Law No. 27/2022)」として制定されました。PDP法の施行は、インドネシア共和国管轄内外のすべての個人、公的機関、組織、または機関のデータ保護権を保証することを目的としています。PDP法の全面施行により、インドネシアの情報通信技術 (ICT) セクターの競争力が高まり、デジタル経済全体の成長が促進されることが期待されます。

政府の取り組みを支援し、インドネシアへの投資を検討しているすべての方々に迅速で明確な指針を提供するために、デロイトインドネシアの専門家チームが共同し新たに再編集した「Investment Windows into Indonesia (IWI) 2025」をご紹介できることを非常に嬉しく思います。

本ガイドは、潜在的な投資家の皆様に広範かつインパクトのある見識を提供し、インドネシアでビジネスを始めるための重要なツールになると信じています。また、本書は英語版、中国語版、韓国語版もご用意しておりますので、是非ご活用ください。

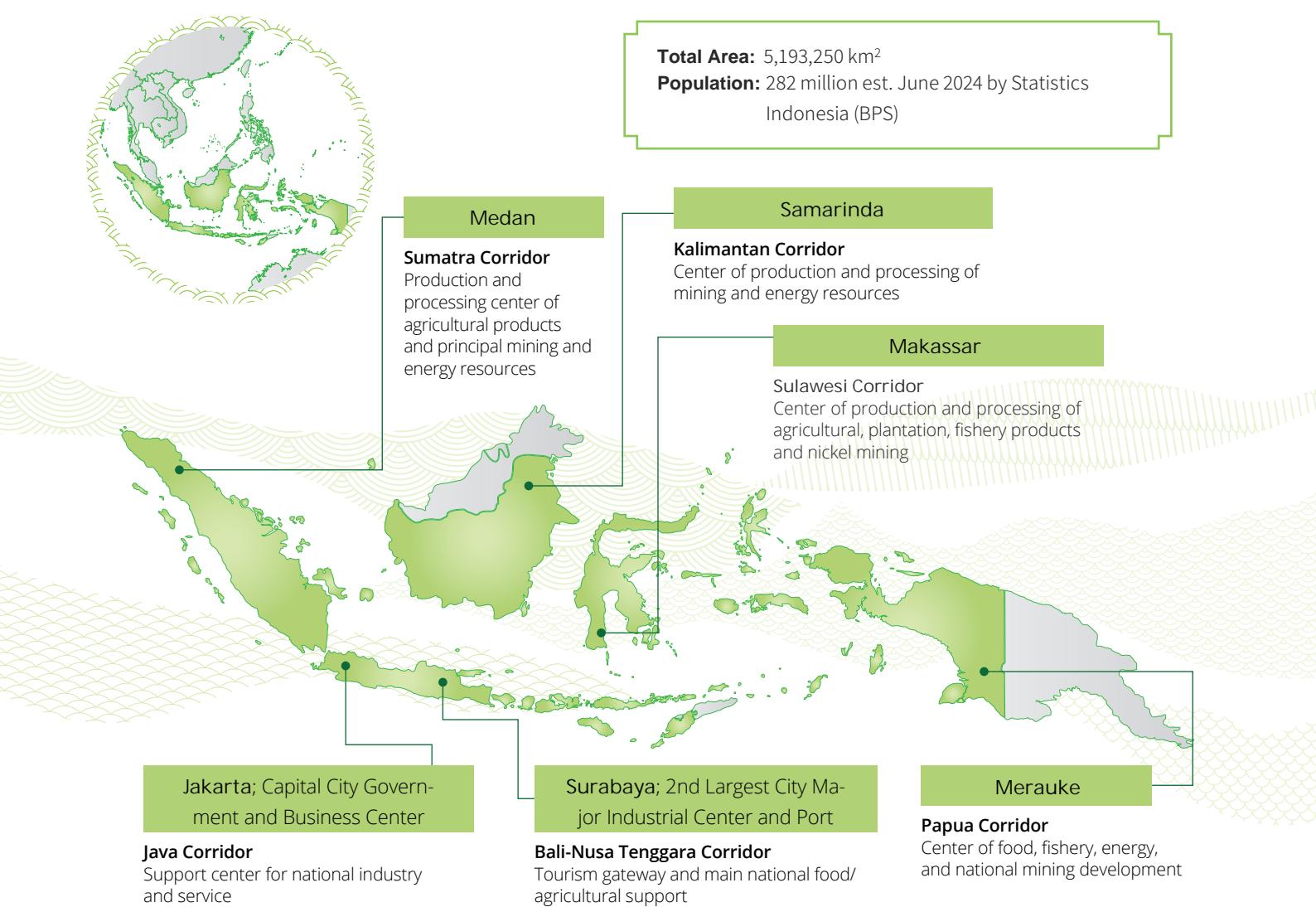
Brian Indradjaja
Indonesia Leader,
President Director of PT Deloitte Konsultan Indonesia

A. インドネシアの概況

インドネシア共和国

- 17,000以上の島々を持つ群島国家
- 大統領制の共和制
- 民族: インドネシア人(ジャワ人40.2%、スンダ人15.5%、バタック人3.58%、スラウェシ民族3.22%、マドゥラ人3.03%、バタウイ2.88%、その他の民族31.59%)
- 言語: インドネシア語、英語(ビジネス、プロフェッショナル)、その他の方言
- 通貨: インドネシアルピア (IDR)

図1: インドネシアの地理と人口統計の概要



1. 概況

インドネシアは、300以上の民族からなる多様な群島国家であり、東南アジア最大の経済大国であり続けている。2023年のインドネシアは世界第4位に人口を抱える国であり、購買力平価という点では世界第8位の経済大国である。加えて、東南アジア地域では唯一G20に加盟している。インドネシアの開発目標と戦略は、現在の中期国家開発計画 (RPJMN) 2025-2029に示されており、長期的にはGolden Indonesia 2045 Visionに反映されている。インドネシアの発展には、地政学、保険、経済に関連する世界的な不安定性などの課題があるが、依然としてG20諸国の中で最も経済成長の速い国の1つとして挙げられている。

投資の観点から見たインドネシアの魅力は、良好で豊かな天然資源と戦略的な立地環境、人口の多さと若さ、そして、一貫して増加している人間開発指数 (HDI) の組み合わせである。2023年、インドネシア中央統計局(Badan Pusat StatistikまたはBPS)の報告によると、HDIは前年 (73.77) から僅かに増加し74.39を達成している。この数字は、より投資しやすい環境に向けたビジネスガバナンス改革と相まって、投資家がインドネシアへの投資機会を検討する前向きな兆候を示している。インドネシアの活気あるデジタル経済活動は、インドネシアのミレニアル世代とZ世代の起業家精神の高まりを示しており、インダストリー4.0の課題に立ち向かう準備を進めるための基礎となっている。

マクロ経済の状況と予測

2021年以降、政府は主に保険、教育、社会保障を中心としたセクターでの財政支出を優先してきた。また、インドネシア経済は、今後5年にわたって年平均5%の増加が見込まれる家計消費にも引き続き支えられる。したがって、2025年度においてサステナブルな経済回復を実現するために、民間投資と消費の成長に加え、政府支出による純輸出の活発化が組み合わせられることが必要である。

図表2:インドネシアの主要経済見通し指標

項目	2022	2023	2024 f	2025 f	2026 f
GDP成長率 (%、前年比)	5.3	5.1	5.1 f	5.1 f	5.0 f
民間消費 (%、前年比)	4.9	4.8	5.1 f	5.2 f	5.2 f
政府消費 (%、前年比)	-4.5	3.0	7.5 f	4.9 f	3.7 f
総固定資本形成 (%、前年比)	3.9	4.4	4.9 f	5.0 f	5.1 f
輸出 (%、前年比)	16.2	1.3	3.5 f	5.2 f	5.0 f
輸入 (%、前年比)	15.0	-1.7	4.7 f	4.8 f	4.8 f
インフレーション(期末) (%、前年比)	5.5	2.6	2.2 f	2.5 f	3.0 f
IDR/USD為替レート (年度末)	15,809	15,493	15,748 f	15,614 f	15,872 f

f Forecasts (data taken from EIU as of 11 November 2024)

出所: EIU, EIU, Statistics Indonesia, Bank Indonesia.

インドネシアは、2025年から2045年までの20年間の長期国家開発計画(RPJPN)に基づき、2045年までに先進国水準の一人当たり国民総所得を達成することを目指している。一方で、インドネシアのCOVID-19からの経済回復は、堅調であることが証明されている。これは、国家歳入歳出予算 (Anggaran Pendapatan dan Belanja Negara またはAPBN) の慎重な運営によるものである。この取り組みにより、景気回復の目標と実態が一致するようになり、最終的にPPKM対策と国内消費需要の滞留が解消された。その結果、2022年以降、インドネシア政府は、インドネシアの年間GDP成長率が5%前後で、安定的に推移していると発表した。

¹ "Indeks Pembangunan Manusia (IPM) Indonesia tahun 2023 mencapai 74,39, meningkat 0,62 poin (0,84 persen) dibandingkan tahun sebelumnya (73,77)". Statistics Indonesia (BPS). 2023.

• GDP成長率と予測

インドネシアは、グローバルな経済の不確実性に対応するために、強固で回復力のある経済力を有している。これは、いくつかの指標から明らかであり、これは(1)政府、インドネシア中央銀行(BI)、世界銀行、国際通貨基金(IMF)、アジア開発銀行(ADB)によって予測された2024年および2025年におけるGDP成長率のプラス傾向、(2)堅実な家計消費と産業生産性の向上、-高水準の流動性、購買力、消費者信頼感指数の反映、(3)産業セクターの生産増加、(4)貿易黒字と外貨準備の増加、(5)安定した債務対GDP比、(6)インドネシアの複合株価指数(Indeks Harga Saham GabunganまたはIHSG)の年初来でのプラスのトレンド等によるものである。²

以前、2024年の総選挙はインドネシアのGDP成長にプラスの影響を与え、経済全体に深刻な混乱をもたらすことはないと予測されていた。これは、COVID-19パンデミック後、インドネシアのマクロ経済状況が前向きに成長し、外部の混乱に直面しても回復力を維持していたためである。2023年第3四半期から第4四半期にかけて、2024年の選挙と選挙運動のための支出が増加すると予想され、家計と国内消費を刺激すると予測されていた。2024年の総選挙の年には、食品・飲料、運輸、小売業の活動が増加すると予測されていた。一方、ルピアは2024年の資本流入の増加に伴い、上昇すると予測されていた。³

実際、インドネシアの2024年のGDP成長率は、第1四半期から第3四半期を通して約5%と安定している。インドネシアの経済成長を推進する重要な要因は主に家計消費であり、2024年は総選挙に関連する活動により景気が刺激された。2024年第3四半期の家計消費は前年同期比4.9%増となり、そのうち2.6%は人々の流動性および支出の増加によるものである。⁴ 特に2024年第1四半期から第2四半期においては、この四半期の経済成長は、イドウル=フィトリ(Idul Fitri)や他の宗教的な祝祭、長期的な学校の休暇における消費の増加によって補正された。今年もイドウル=フィトリの期間中は、レジャー関連の消費財とともに、電化製品購入の増加を示している。⁵

対家計民間非営利団体(NPISH)の支出については、2024年の選挙の影響を受け、3四半期連続(2023年第4四半期から2024年第2四半期)で、最も大きな成長を示した。2024年の総選挙および宗教的な祝祭を受け、食品・飲料、運輸、小売業の活動が増加した。⁶ また、税収の実績は、依然として成長している。2024年10月現在、税収は1,517兆ルピアに達し、2024年の国家予算目標の76.3%に達した。⁷

図3:インドネシアの2022-2024年四半期GDP成長率比較 (単位:%)



出典: *Statistics Indonesia (BPS)*.

² "Jaga Pertumbuhan Ekonomi 2024, Menkeu: Pemerintah akan Perhatikan Konsumsi, Investasi, Ekspor, Impor". Ministry of Finance of RI. 6 August 2024.

³ "Uji Risiko Pemilu 2024, Ada Efek ke Investasi hingga Rupiah?". CNBC Indonesia. 24 July 2023.

⁴ "Berita Resmi Statistik 5 November 2024". Statistics Indonesia (BPS). 5 November 2024.

⁵ "Setelah Pemilu, Ekonomi Terindikasi Tumbuh Melambat". Kompas.com. 15 Mei 2024.

⁶ "Berita Resmi Statistik". Statistics Indonesia (BPS). 5 August 2024.

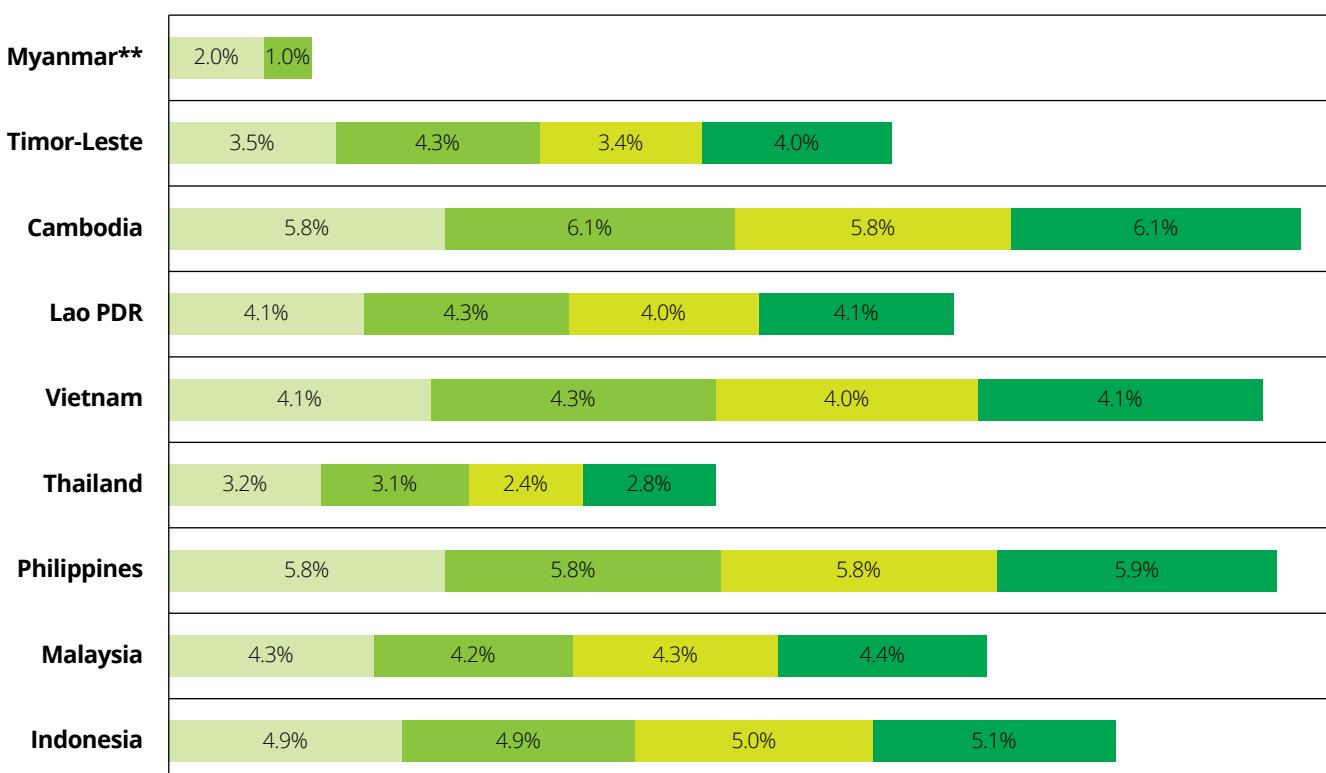
⁷ "Kinerja Pendapatan Negara Tahun 2024 Masih Terkendali, Menkeu: Ada Kenaikan Dibanding Tahun 2023". Ministry of Finance of RI. 9 November 2024.

インドネシア財務省は、2024年末および2025年末までにそれぞれの年間GDP成長率が5.2%に達すると予測している。一方、世界銀行は、インドネシアのGDP成長率が2024年に5.0%、2025年に5.1%に達すると予測している。2024年7月、S&Pグローバル・レーティングは、インドネシアの見通しを「安定的」としており、2024年総選挙後、減速した民間投資の増加と合わせて、2027年まで約5%の経済成長を達成すると予測している。プラボウォ・スピアント次期大統領は前政権を務めていたため、新政府へのスムーズな移行と顕著な政策の継続が期待されている。¹¹

図4は、2024年から2025年までの東南アジアの経済に関する世界銀行の予測の一覧を示している。東南アジアの経済は、力強く回復することが予想されていたが、世界的な危機によって成長は鈍化している。それにも関わらず、インドネシアは、若年層を中心とした人口構成、比較的高い人間開発指数(HDI)、天然資源、活発な国内市場と電子商取引、政府による投資促進策等により、政府と国内企業は、グローバルサプライチェーンへのさらなる統合により関心が高まっている。世界の投資家は、特に経済特区(KEK)で提供される投資が容易となるエコシステムや、大規模な国内市場に対してより良いサービス提供や、グローバルサプライチェーンの一部としての下流産業への投資など、国内企業とのパートナーシップから恩恵を受ける可能性がある。

図4:世界銀行による2024年から2025年の東南アジア諸国のGDP成長率予測、2024年1月と6月のレポートの比較*

● January Report, 2024f ● January Report, 2025f ● June Report, 2024f ● June Report, 2025f



*文書にはブルネイのデータは含まれていない。

**2023年以降のミャンマーの予測は、不確実性が高さを理由に世界銀行によって除外されている。

出所: World Bank Global Economic Prospects, January and June 2024 Editions.

⁸ “Jaga Pertumbuhan Ekonomi 2024, Menkeu: Pemerintah akan Perhatikan Konsumsi, Investasi, Ekspor, Impor”. Ministry of Finance of RI. 6 August 2024; “Wamenkeu: Perkiraan Pertumbuhan Ekonomi 2025 Sangat Baik”. Ministry of Finance of RI. 16 August 2024.

⁹ “Indonesia Economic Prospects”. World Bank. June 2024.

¹⁰ “Indonesia Ratings Affirmed At 'BBB/A-2'; Outlook Stable”. S&P Global Ratings. 30 July 2024.

¹¹ Ibid.

• 主要な地政学的リスクによる影響

ロシアによるウクライナ侵攻による影響および物価高騰は、緩和されつつある。2022年初頭から続いているロシアによるウクライナ侵攻は、依然として世界の経済状況に影響を与えている。この軍事侵攻は、世界中に影響を及ぼし、エネルギーと食料のサプライチェーンを混乱させ、世界的な価格の高騰と生活必需品の供給不足につながった。インドネシアは、エネルギーおよび農産物の価格高騰の影響から、主に石油、パーム油(CPO)、石炭の輸出に関して想定外の利益を得た。一方、CPOの派生製品である食用油の国内価格は、CPOやその他のいくつかの商品の価格上昇を受けて2022年に急騰した後、2022年以前の状態に緩やかに戻りつつある。さらに、政府は物価高騰に対応して、金融政策を引き締め、各国の金利を引き上げた。インドネシア中央銀行の金利は、2022年8月の3.75%から2024年5月には6.25%に上昇したが、FRBの利下げを受けて2024年9月には6%に低下した。

インドネシアは、地域と世界の平和と安定を脅かす軍事侵攻の即時終結を求めていた。2022年のG20サミットで当時のジョコウィ大統領が述べたように、ウクライナへの侵攻はCOVID-19からの世界的な回復を遅らせ、食料、エネルギー、金融危機のリスクを高めている。世界経済の回復は、ロシアとウクライナの平和なくしては達成できない。¹²

イスラエル・パレスチナ紛争の勃発は、世界経済をさらに不透明にしている。イスラエルとパレスチナの間の数十年にわたる紛争は2023年10月に悪化し、現在、イスラエルとイラン・レバノンとの間の紛争にエスカレートしており、緊張緩和の兆しは見られない。イランは世界有数の石油生産国として知られているため、イスラエルがイランの石油生産拠点を標的とし、イランがホルムズ海峡を封鎖する可能性を考慮すると、各國は世界の石油サプライチェーンに再び混乱が生じることを想定する必要がある。なお、インドネシア原油価格(ICP)は、ロシアによるウクライナ侵攻の緊張緩和に伴い、2022年6月の1バレルあたり117.62ドルから2023年6月には1バレルあたり69.36ドルに減少した。¹³ しかし、2024年10月上旬には、ICPの価格は1バレルあたり79ドルを記録し、中東紛争により再び上昇した。これを受け、エネルギー・鉱物資源省は、政府が世界の石油市場を常に監視していると述べている。2024年1月から10月にかけて上昇するICPは、2024年の国家予算(Anggaran Pendapatan dan Belanja Negara、APBN)のマクロ経済想定である1バレルあたり82ドルを下回っており、比較的安全な水準にある。また、世界的な石油需要の鈍化や世界市場での十分な石油供給により、原油価格の急騰は免れた。

インドネシアは、外務省を通じて、イスラエル・パレスチナ紛争を緩和するための「二国家解決」と恒久的な停戦を声高かつ一貫して推奨してきた。¹⁵ インドネシアは、中東和平とパレスチナを公式国家として支援することに強い姿勢で臨んでいる。紛争が激化して以来、親イスラエル製品に対するボイコット運動も国民の間で広がっているが、政府はこれを公式に発表したことはない。¹⁶ しかし、インドネシアのイスラエルとの貿易額は、他国に比べて少ない。¹⁷ ボイコットは主に、イスラエルと関係があると非難されている企業に対する敏感さを高めるものであり、インドネシア経済への直接的な影響は限定的である。

貿易実績

地政学的リスクや気候変動といった世界的な危機は、確実にインドネシアを含む国際社会全体に重要な課題をもたらしている。国際通貨基金(IMF)によると、世界経済の成長率は2024年は3.2%、2025年は3.3%にとどまる予想している。しかし、インドネシアの年間経済成長率は2024年に5.0%、2025年には5.1%に達すると予測している。この予測は、マレーシアの2024年と2025年が4.4%、タイの2024年が2.9%、2025年が3.1%であることに比しても、高い水準となっている。¹⁸

幸いなことに、2022年以来、インドネシアは力強い経済成長と段階的な回復を経験している。政府と関連するステークホルダーは、多くのセクターでインドネシアの回復と安定を推進するために最大限努力している。2024年9月末までにインドネシア全体の貿易収支は、53か月連続で黒字を達成した。統計庁(BPS)によると2024年第3四半期末までにインドネシアの貿易収支は219億ドルの黒字となった。¹⁹ インドネシアの2024年第1四半期から第3四半期の累積輸出額は、2023年の同時期と比較して0.3%増加した。製造業はインドネシアの輸出増加に最も貢献した。中国、ASEAN、アメリカが、インドネシアの非石油・ガス輸出先トップ3となった。²⁰

¹² "Jokowi Ungkap Debat soal Sikap G20 terhadap Perang di Ukraina Berlangsung Alok". Kompas.com. 16 November 2022.

¹³ "Rerata ICP Juni 2022 Naik Jadi US\$117,62 per Barel". Ministry of Energy and Mineral Resources of RI. 04 July 2022; "ICP Juni 2023 Turun Rendah Sebesar US\$0,76 Per Barel Dibandingkan Mei 2023". Ministry of Energy and Mineral Resources of RI. 06 July 2023.

¹⁴ "Kementerian ESDM: Harga Minyak Terus Dipantau". Kompas.com. 5 October 2024.

¹⁵ Konsistensi Indonesia Suarakan 'Two-State Solution' Terkait Konflik Palestina-Israel". Hukumonline.com. 1 April 2024

¹⁶ "Mendag: Pemerintah Tidak Boikot Produk Israel". CNBC Indonesia. 27 November 2023.

¹⁷ "Daftar Barang Impor Israel ke Indonesia dan Nilainya". CNN Indonesia. 16 August 2024.

¹⁸ "World Economic Outlook Update, July 2024: The Global Economy in a Sticky Spot". International Monetary Fund. July 2024.

¹⁹ "Berita Resmi Statistik, 15 Oktober 2024". Statistics Indonesia (BPS). 15 October 2024.

²⁰ Ibid.

図5:インドネシアの2024年Q1からQ3の輸出のハイライト

輸出額			
内容	価格	2023年比成長率	
総石油・ガス輸出	117億ドル	-0.8%	
総非石油・ガス輸出	1,812億ドル	0.3%	
総累積輸出	1,929億ドル	0.3%	

セクター別輸出額			
セクター	価格	2023年比成長率	
製造業	1,423億ドル	2.5%	
鉱業・その他	350億ドル	-8.8%	
石油・ガス	117億ドル	-0.8%	
農林水産業	38億ドル	17.6%	

非石油・ガスの主要な輸出先			
輸出先	価格	総輸出に占める割合	
中国	425億ドル	23.5%	
ASEAN	326億ドル	18.0%	
アメリカ合衆国	192億ドル	10.6%	
インド	153億ドル	8.4%	
EU	129億ドル	7.1%	
その他	586億ドル	32.4%	

出典:インドネシア統計局(BPS)、「Berita Resmi Statistik」、2024年10月15日

輸入に関しては、2024年1月から9月までのインドネシアの累積輸入額は、2023年の同期比で3.9%増加した。これは主に、原材料および補助材料の輸入が増加したことによる影響を受けている。2024年1月から9月までの非石油・ガス輸入は、主に中国、ASEAN、日本からのものであった。²¹

²¹ Ibid.

図6:インドネシアの2024年Q1からQ3の輸入のハイライト

輸入額			
内容		価格	2023年比成長率
総石油・ガス輸入		267億ドル	3.8%
総非石油・ガス輸入		1,441億ドル	3.9%
総累積輸入		1,708億ドル	3.9%
商品の使用に基づく輸入額			
内容		価格	2023年比成長率
原材料/補助材料		1,247億ドル	3.9%
キャピタルグッズ		298億ドル	3.3%
消費財		163億ドル	4.3%
非石油・ガスの主要な輸入先			
輸入元		価格	総輸入に占める割合
中国		514億ドル	36%
ASEAN		257億ドル	18%
日本		105億ドル	7%
EU		94億ドル	7%
オーストラリア		73億ドル	5%
その他		398億ドル	28%

出典: Statistics Indonesia (BPS), "Berita Resmi Statistik," 15 October 2024.

インドネシアの国内市場の混乱に対応して、商業省は今後5年間における3つの戦略を提唱している。²²第一に、同省はインドネシア製品の競争力を高めること、そして輸入製品よりも地元製品を優先することで国内市場を保護することに焦点を当てている。第二に、同省は、輸出先の拡大、そして貿易条約へのインドネシアの関与を増やすことにより、インドネシアの海外市場へのアクセスを拡大することを目指している。例えば、インドネシアは2025年第1四半期までにインドネシアEU包括的経済連携協定(IEU-CEPA)を実現することを目指し、EUと協議している。²³最後に、MSMEセクターを強化するというAsta Citaのビジョンに沿って、商業省は、世界市場でのインドネシアのMSME製品の輸出を増やすことに焦点を当てたMSME Go Globalの取り組みを導入している。

²² "Mendag Budi Santoso Ungkap Strategi untuk Jalankan 3 Program Utama Kementeriannya". Tempo.co. 31 October 2024.

²³ "Strategi Mendorong Jaga Ekonomi RI, Perbanyak Perjanjian Dagang". Liputan6.com. 4 November 2024.

図7:APBNにおけるインドネシアのマクロ経済目標と国家開発目標

項目	APBN 2023 目標	APBN 2024 目標	APBN 2025 目標
経済成長率(%、前年比)	5.3	5.2	5.2
インフレ率(%、前年比)	3.6	2.8	2.5
国債利率(%)	7.9	6.7	7.0
USD為替レート(IDR)	14,800	15,000	16,000
貧困率(%)	7.5-8.5	6.5-7.5	7.0-8.0
失業率(%)	5.3-6.0	5.0-5.7	4.5-5.0

出所: Ministry of Finance of RI, 2024.

米連邦準備制度理事会(FRB)の「タカ派」政策イニシアチブが、新興市場国経済国への資本流入に影響を与えており、インドネシアの国債(Surat Berharga NegaraまたはSBN)からの資本流出にわずかに影響を及ぼした。2024年第1四半期では、ルピアは米ドルに対してやや下落した。国債の資本流出は、インドネシアの金融安定に大きな影響を与えていない。実際、インドネシア国債の需要は、前四半期に資本流出を経験したにもかかわらず、2024年第2四半期以降、着実に増加している。経済成長とインフレ率の改善と相まって、インドネシアは2024年上期に高い資本流入の回復を経験しており、ほとんどの資金はインドネシアの「Sekuritas Rupiah Bank Indonesia(SRBI)」を通じて注入された。²⁴

SRBIは、インドネシア中央銀行(BI)が2023年に導入した、新しい短期証券である。この商品は、短期債務と認識されており、BIがルピア建てで所有する国債(SBN)を基本資産としている。SRBIは、SBNの発行が減少傾向にある場合、そのギャップを埋める投資手段として機能している。SRBIは、直接または仲介者を通じて、公開市場操作の参加者である通常の商業銀行のみが購入できる。これらの商業銀行は、SRBIをセカンダリーマーケットで取引し、投資家はこのセカンダリーマーケットを通じて参入することができる。²⁵ この手段は、インドネシア市場への外国投資を一層刺激し、不確実な世界経済情勢の中で、インドネシアのマクロ経済および金融の安定を保護するために開発された。

政府は、インドネシアが国債による資本流入が継続される確信している。FRBが2024年9月上旬に金利を0.5%引き下げた後、資本流出圧力が緩和され、株式市場とSBNの両方でインドネシアへの外国資本流入が回復した。²⁶ 一方、インドネシア銀行が消費者信頼感指数(Indeks Keyakinan Konsumen)調査を発表しており、同指標は2024年第1四半期から第3四半期以降、120(楽観的)のスコアを記録した後、外国人投資家の信頼感も回復傾向を示している。

一方、ルピアは、外資流入の回復を受けて2024年8月以降、2024年9月に0.4%上昇するなど、比較的安定している。²⁷ ルピアは、中東の地政学的リスクの高まりにより、2023年12月以降、2024年10月に1.2%下落した。インドネシア銀行は、ルピアの為替レートは、魅力的な利回り、低インフレ、インドネシアの経済成長の明るい見通しに沿って上昇すると見込んでいる。ルピアは、台湾ドル(4.6%)、韓国ウォン(5.6%)、フィリピン・ペソ(4.3%)など、米ドルに対して下落した他の新興国通貨と比べると、依然として比較的安全な地位にある。²⁸ さらに、インドネシア銀行によると、2024年10月下旬現在のインドネシアの外貨準備高は1,512億ドルと高止まりしており、これは輸入の6.6か月分、または輸入の6.4か月分に相当する高水準を維持している。²⁹

インドネシア中央銀行は、インドネシアのインフレ率が一貫して低下し、より安定して管理しやすくなっていることを強調しており、2024年9月には前年比1.8%を記録した。³⁰ 前月比の減少に寄与する要因には、食料品の供給の増加、国内経済状況の回復、デジタル化のプラスの影響などがある。インドネシアのインフレ率は、インド(3.7%)やフィリピン(3.3%)などの他の新興経済国と比較して、比較的低い状況にある。³¹

²⁴ "Dana Asing Banjiri RI Rp120 Triliun, Tsunami Capital Outflow Diyakini BI Berakhir". Bisnis.com. 23 July 2023.

²⁵ "Instrumen Investasi Baru Penyerap Likuiditas". Kontan. 13 September 2023.

²⁶ "Sri Mulyani: Tekanan Capital Outflow Mereda usai The Fed Pangkas Suku Bunga". Bisnis.com. 23 September 2024.

²⁷ "Siaran Pers Stabilitas Sistem Keuangan Tetap Terjaga di Tengah Dinamika Geopolitik Global dan Arah Pelonggaran Kebijakan Moneter". Ministry of Finance of RI. 18 October 2024.

²⁸ "BI-Rate Tetap 6,00%: Mempertahankan Stabilitas, Memperkuat Pertumbuhan Ekonomi". Bank Indonesia. 16 October 2024.

²⁹ "Cadangan Devisa Oktober 2024 Meningkat". Bank Indonesia. 7 November 2024.

³⁰ "Inflasi Agustus 2023 Tetap Terjaga". Bank Indonesia. 01 September 2023.

³¹ "Inflation Rate in India 2024: A closer look at economic trends". Forbes India. 16 October 2024; "Summary Inflation Report Consumer Price Index". Philippine Statistics Authority. October 2024.

インドネシア中央銀行は、金融政策を柔軟に活用することで、インフレ率を安定させる上で重要な役割を果たしてきた。金融政策は、不透明な世界金融市場の影響を軽減するため、ルピア相場の安定を高めるよう向けられている。与信および資金調達を刺激するため、銀行への流動性インセンティブを与える効率性は向上している。一方で、MSMEセクターやグリーン経済など、優先セクターの成長を支え、雇用機会を創出するため、柔軟なマクロプロルーデンシャル政策が依然として実施されている。インドネシア中央銀行は、デジタル経済および金融の包摂的な参加を促進するために、電子決済システムの加速にも注力している。一方、インドネシア中銀は、持続可能な経済成長を支援し、2024年と2025年のインフレ率を2.5%±1%に維持するため、金利/ BI-7 Day Reverse Repo Rateを6.00%に維持している。³²

「Golden Indonesia 2045 Vision」

2023年中頃、国家開発計画省(Bappenas)は、2025年から2045年までの国家長期開発計画(Rencana Pembangunan Jangka Panjang NasionalまたはRPJPN)を発表した。RPJPNは、「Golden Indonesia 2045 Vision」を包括しており、これは5つの異なる目標に分かれている。³³

- ・先進国と同等の一人当たり国内総生産(GDP)の実現
- ・貧困率撲滅と人口間の格差の縮小
- ・インドネシアの総合的な国際競争力と影響力の向上
- ・人的資本の質と競争力の向上
- ・ネット・ゼロ・エミッション(NZE)と温室効果ガス排出量削減の達成

これらの目標は、インドネシアの年齢構成の変化から生じる人口ボーナスを活かすことを意図している。これにより、人口が労働年齢層に集中し、結果として一人当たりの所得を高める潜在的な可能性が生まれる。国連人口基金(UNFPA)は、この機会の枠は2020年から2030年の期間に限定されていると推定している。

2024年8月、政府と国民協議会(DPR RI)は、RPJPN 2025-2045案を発表した。これは、DPR RIで正式に合意され、「Golden Indonesia 2045 Vision」の達成に向けた、重要な第一歩となった。DPR RIは、「インドネシア共和国の統一国家:統一され、主権を持ち、先進的で、サステナブルな国家」というテーマを推進するRPJPN 2025-2045が、包括的で測定可能な国家開発目標を達成するための主要な指針となることを確認している。これらの目標は、8つの開発アジェンダ、17の開発指針を通じて達成され、45の主要な開発指標を通じてモニタリングされる。DPR RIの批准を受け、2024年9月、ジョコ・ウイド大統領は、RPJPN 2025-2045に関する法律2024年第59号に署名した。³⁵

RPJPN 2025-2045は、今後20年間のインドネシアの発展を導く羅針盤として機能し、政府および非政府を含むすべての開発関係者の努力を結集し、国の思いを実現するために彼らの努力が一体化されることを保証する。³⁶ これは、プラボウォ・スピアント新政権のビジョンである「National Transformation Strategy: Golden Indonesia 2045 Visionに向けて」に沿ったものであり、8つのミッション、早急に取り組む8つのプログラム、17項目の優先プログラムに具体化されている。³⁷

新政権:ジョコ・ウイド大統領からプラボウォ・スピアント政権へ

2024年において、ジョコ・ウイド大統領(ジョコウイ)政権は10年間の任期満了を迎えた。これは、1945年のインドネシア共和国憲法第7条に従ったもので、大統領と副大統領の任期は5年間のみで、その後は1期のみ再選できると定められているものに基づいています。選挙に参加した3人の大統領候補のうち、プラボウォ・スピアント氏とギブラン・ラカブミン氏が全国で58%と最も多くの票を獲得し、2024年から2029年の政権の大統領と副大統領の地位を獲得した。

選挙キャンペーンで、プラボウォ・ギブランは「National Transformation Strategy: Golden Indonesia 2045 Visionに向けて」のビジョンを提示し、これは今後5年間の政権の「Asta Cita」ミッション(図8参照)でさらに詳しく説明している。新大統領および副大統領として、プラボウォ氏・ギブラン氏のミッションは、インドネシアのRPJMN 2025-2029に反映されている。

³² “BI-Rate Tetap 6,00%: Mempertahankan Stabilitas, Memperkuat Pertumbuhan Ekonomi”. Bank Indonesia. 16 October 2024.

³³ 「RPJPN 2025-2045」である。Indonesia2045.go.id.

³⁴ “Pengesahan RUU RPJPN 2025-2045, Fondasi Penting Visi Indonesia Emas 2045”. Bappenas.go.id. 20 August 2024.

³⁵ “Jokowi Teken UU RPJPN, Peta Jalan Target Indonesia Emas 2045”. CNN Indonesia. 20 September 2024.

³⁶ “Pengesahan RUU RPJPN 2025-2045, Fondasi Penting Visi Indonesia Emas 2045”. Bappenas.go.id. 20 August 2024.

³⁷ “Visi, Misi dan Program Calon Presiden dan Wakil Presiden 2024-2029 H. Prabowo Subianto dan Gibran Rakabuming Raka”. 2024.

図8: Asta Cita - プラボウォ・ジブラン政権の8つの使命³⁸

ミッション	具体例
1 パンチャシラ・イデオロギー、民主主義、人権の強化	<ul style="list-style-type: none"> 社会の結束力を強化できるアプリの開発 女性のエンパワーメントおよび児童保護を優先
2 国防とセキュリティシステムの強化および食料、エネルギー、水の自給、シャリア経済、デジタル経済、グリーン経済、ブルー経済の自給自足を通じた国家の自立を促進	<ul style="list-style-type: none"> 軍事の近代化、サイバー防衛の強化 デジタル農業、PPP(官民パートナーシップ)による森林再生 新・再生可能エネルギー(NRE)のランドスケープ改善、脱炭素化を加速、絶滅危惧種の保全における研究開発(R&D)の予算増加 港湾、海上輸送艦隊、海産物の養殖の改善
3 インフラ開発の継続と質の高い雇用機会の改善、起業家精神の促進、創造産業の拡大、積極的な協業を通じた農産業の発展	<ul style="list-style-type: none"> 零細・中小企業(MSME)のデジタル化 シャリアセクターの改善とWaqf(ワクフ)銀行の展開 接続性とデジタルインフラの改善とシナジー効果
4 人的資本、科学技術、教育、保険、スポーツ、ジェンダー平等を向上し、女性、若者(ミレニアル世代とZ世代)、障害者の役割を強化	<ul style="list-style-type: none"> 5年間でGDPの1.5-2.0%に貢献するためおよび国際交流プログラムための研究開発資金の増加 全国的な製薬業界の自立を加速 疎外された人々のためのインフラと景観の強化 スポーツクラブに対する税制上の優遇措置
5 国内の付加価値向上のための川下での加工産業促進の継続、資源産業を発展	<ul style="list-style-type: none"> 下流側への投資を呼び込むための革新的な資金調達プログラムの開発 国際的な積み替えハブの開発
6 経済成長、経済的均衡、貧困撲滅のために村落から構築	<ul style="list-style-type: none"> 継続的なエネルギー補助金プログラム、手頃な価格の交通手段、ヌサンタラ首都(IKN Nusantara)の開発 統合データベースによる機関間の貧困撲滅プログラムの加速化
7 政治、法律、官僚の改革を強化し、汚職、麻薬、ギャンブル、密輸の防止と根絶の強化	<ul style="list-style-type: none"> 管理要件と土地銀行を容易にするためのSingle Identity Number(SIN)の開発 ビジネスのしやすさを促進するための汚職防止の強化、アウトソーシングシステムの見直し、公共交通機関としての二輪車の法的確実性の提供 新設されたMSMEの2年間の免税、所得税の軽減、書籍の付加価値税の撤廃 資産と豊富な省庁のデータベースを開発し、スマートガバメントシステムの強化
8 自然環境および文化の調和のとれた生活を強化し、公正で繁栄した社会を実現するために宗教的寛容性の向上	<ul style="list-style-type: none"> インドネシア文化保護の強化および近代化 災害軽減のための予算配分を増やし、災害管理の機関内調整を刷新

「Asta Cita」以外にも、プラボウォ政権の2つの焦点が脚光を浴びているのは、前年比6-8%のGDP成長率の達成と給食無償化である。新政権は、GDP成長率6-8%の達成に向けて全力を尽くすことが期待されている。本書が発表された時点で、インドネシアは2024年5月から10月にかけて5カ月連続でデフレに見舞われており、これは中所得層人口の減少や人々の購買力の不安定化によるものとなっている。これらの課題に対処するために、プラボウォ政権は、影響を受けた人々の購買力を刺激することを目的として、社会援助プログラムを提供することを目指している。この社会援助プログラムは短期的な解決策として機能する。長期的には、官僚化と規制緩和(税制緩和など)が必要であり、特にこの施策は製造業、繊維、食品・飲料などの重要なセクターにおけるビジネスと投資を緩和するために必要となり、この結果、失業率が低下すると予想している。³⁹

GDPを6-8%にするためには、インドネシアは国民所得を増やす必要がある。これに沿って、プラボウォ政権は、国内機関に対する規律ある納税申告を強化し、下流側の加工商品を含む一次輸出セクターを推進することを目指している。⁴⁰ この下流側に対する取り組みは、農業商品など鉱物以外の商品の提供にも拡大されることが期待されている。エコシステムを強化、保護するために、関連セクター(製造など)または成長セクター(炭素取引など)に対して、金銭的または非金銭的なインセンティブが注入されることが期待されている。

³⁸ Ibid.³⁹ "Tim Ekonomi Prabowo soal Fokus 100 Hari Pertama: Selamatkan Daya Beli Warga". Kumparan.com. 14 October 2024.⁴⁰ Ibid.

無料の栄養価の高い食事プログラムの概要

無料の栄養価の高い食事(MakanBergiziGratis)は、プラボウォ=ギブランキャンペーンを実現するためのプラボウォ政権の主要な政策である。米国の全国学校給食法や中国の栄養価の高い食事プロジェクトと同様に、このプログラムは学校の生徒と地域の子供たちに1日1回無料の食事を提供する。このプログラムは、インドネシアの子供たちの栄養状態を改善し、子供たちの発育阻害率をなくすことで、将来の世代のためにインドネシアの人的資本の質を向上させることを目的としている。

FreeNutritiousMealは2025年1月に開始することを目指しており、第1四半期に300万食分を届ける(翌四半期には2倍になる)。このプログラムが実施されると、年間合計400兆ルピアの費用が必要となり、5年間で8,300万人の受益者に対して1日あたり約1兆2,000億ルピアの費用を必要とする。これには、乳児や妊娠中および授乳中の母親が含まれる。このプログラムは、インドネシア全土の30,000のサービスユニットで働く150万人の新たな雇用機会を創出すると予測されている。⁴¹

莫大な支出、国産食材の購入、および無料の栄養価の高い食事プログラムに割り当てられた人的資源は、6~8%のGDP成長を達成するため、経済をさらに刺激することが期待されている。このプログラムが完全に実施されると、コミュニティ内で大規模な資金の循環が起こることが期待され、村の流動性が向上する。農家や村落所有企業(BUMDes)など、これまでに目立っていなかつたステークホルダーは、食事の主要な食材を提供し、受益者に対する食事の分配を調整する上で、重要な役割を果たす。

プラボウォ大統領は、汚職撲滅の重要性を強調しており、大統領任期中の汚職撲滅の強化を目指している。外交政策の方向性について、プラボウォ大統領は、インドネシアは「独立した積極的な外交政策」により、世界の国々との関係を強化することを目指し、ノンブロック国家であり続けると述べている。インドネシアはパレスチナに対する支援を継続し、パレスチナの紛争地域により多くの人道支援を送ることを目指している。⁴³ 2024-2029年度の外交と防衛の分野で確固たる経験を持つインドネシアの大統領として、プラボウォ大統領が、前任者よりも国際問題やインドネシアの外交に積極的に関与することが期待されている。

内閣構造に関しては、プラボウォ政権は、各分野の専門家による内閣の構築、重複する職務を持つ省庁の分離、現在のニーズに基づく省庁の再編成に重点を置いており、国民へのパフォーマンスとサービスの向上を確保している。プラボウォ・スピアント大統領とギブラン・ラカブミング副大統領は、2024年から2029年にかけてのメラプティ内閣(Kabinet Merah Putih、インドネシアの国旗の色を指す)を発表し、合計48人の大臣、56人の副大臣、および調整省庁以外の省庁の長が5人が任命された。プラボウォ政権では、スリ・ムルヤニ財務相、ブディ・サディキン保健相、アイルランガ・ハルタント経済担当調整相、ロサン・ロエスラニ投資・下流下層相、バハル・ラハダリアエネルギー・鉱物資源相そしてエリック・トヒルは国営企業相など、ジョコウィ政権の一部の閣僚がプラボウォ政権においても職務を続投している。

⁴¹ "Program Makan Bergizi Gratis akan Dimulai Januari 2025, Tahap 1 dengan 3 Juta Porsi". Tempo.com. 17 October 2024.

⁴² "Anggaran Makan Bergizi Gratis: Sehari Rp 1,2 T, Setahun Rp 400". Detik.com. 8 October 2024.

⁴³ "Poin-poin Penting Pidato Perdana Presiden Prabowo Subianto". Detik.com. 21 October 2024.

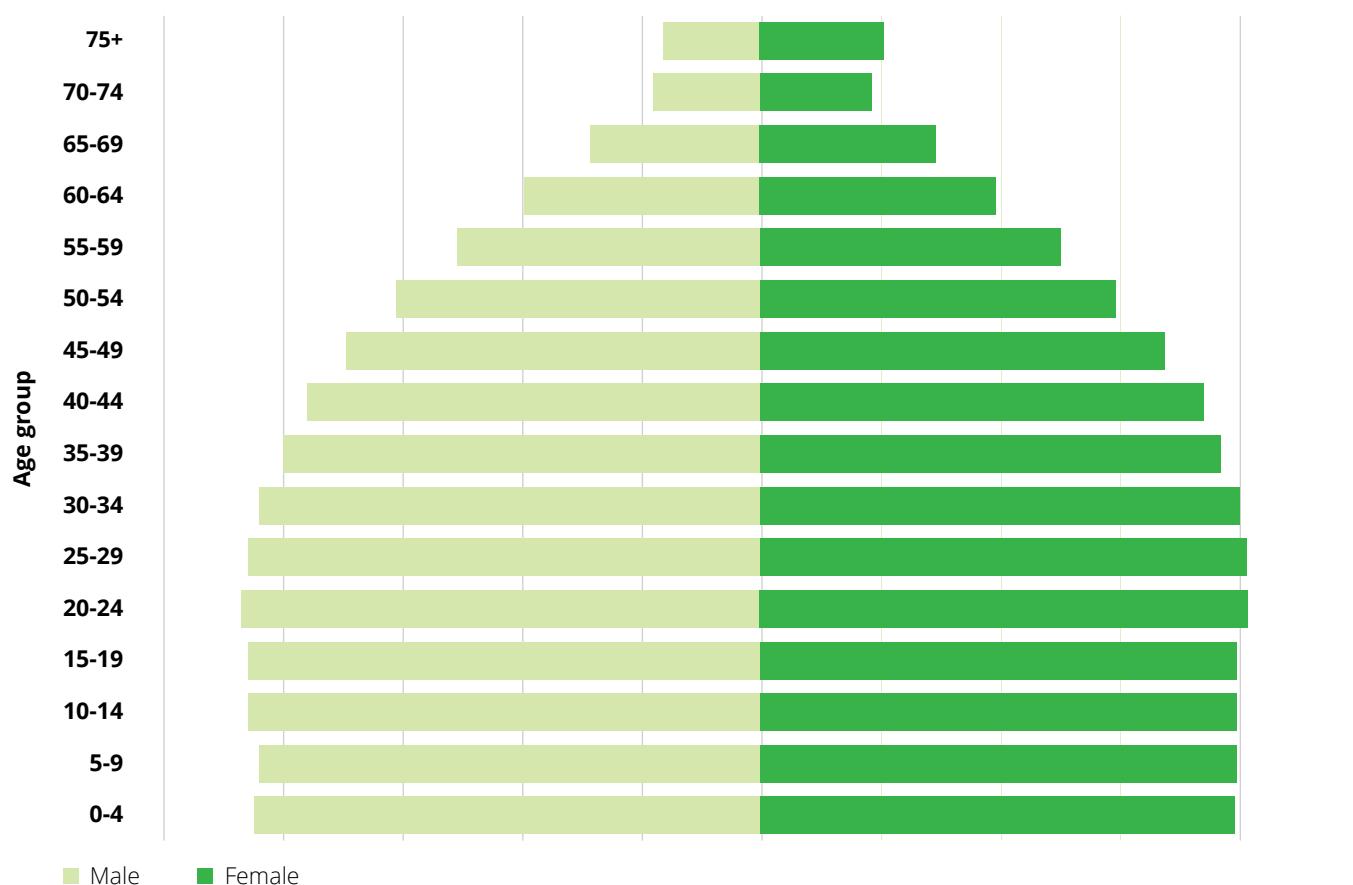
2.人口統計

国内消費と投資に支えられ、インドネシア経済は2025年に着実に成長すると予想されている。経済を活性化するための重要な戦略の一つは、主要セクターへの投資を促進し、経営を改善することで、増え続けているインドネシアの人口を受け入れることである。インドネシアは38の州、17,000以上の島々、2億8000万人以上の人口から成り立っており、人口規模では世界第4位となっている。若い世代の労働力が増加しており、インドネシアは以下のような好ましい人口統計上の特徴に恵まれている。

- ・人口の70%以上が15歳から65歳で、依存率は低く、識字率の高いダイナミックな労働力
- ・人口の約59%が都市部に居住
- ・インドネシアの人口はASEAN諸国の中の総人口の41%を占めている

上記の人口統計は、労働力の規模、生産性、資本形成など、さまざまな経路を通じて経済成長に影響を与える可能性がある。BPSによると、2024年8月現在、2億1500万人が労働年齢であった。このうち、1億5200万人が実際に就労しており、労働力参加率は70.6%である。経済が着実に向上する中、2024年8月の失業率は4.9%(740万人)で、2023年の同時期と比較して50万人減少した。⁴⁴農業、貿易、加工業、F&B、ホテル業の雇用率は高い。さらに、インドネシアには大規模な消費者基盤もあり、消費力が急速に増加している。

図9:インドネシアの年齢・性別別人口(2023年)



出典: Statistics Indonesia (BPS), 2024.

⁴⁴ "Berita Resmi Statistik, 5 November 2024". Statistics Indonesia (BPS). 5 November 2024.

3.章 インドネシアの投資環境の概要と機会

インドネシアの経済的成功の大部分は、成長する中産階級と安定した経済成長の結果である。2021年以降、インドネシアの債務対GDP比率は、一貫して低下している。2021年の40.7%から2022年には39.7%と低下し、さらに2023年は39.2%へと低下している。インドネシア銀行によると、インドネシアの債務対GDP比率はさらに低下し、2024年第3四半期には38.5%に達した。⁴⁵ この傾向は、インドネシア国債への資本流入増加に刺激されたものであり、インドネシアの投資環境に対する投資家の信頼が高まったと見ることができる。⁴⁶ しかし、政府は、2024年末までにインドネシアの債務対GDP比率を法律2003年第17号「国家財政に関する法律」で定められた最大限度である60%以下にすることを目標としている。⁴⁷ インドネシアの債務対GDP比率は、マレーシア(63.1%)、タイ(64.0%)、フィリピン(60.2%)など、いくつかの国の中で最も低いとみなされている。

外国直接投資(FDI)の実現

インドネシアの経済成長は2024年までに約5%、2025年と2026年には5.1%になるという世界銀行の予測と整合しており、これまでのところ、投資はプラスの傾向を示している。2024年第1四半期から第3四半期にかけて、投資・下流化省/投資調整庁(BKPM)のデータによると、インドネシアへの外国直接投資(FDI)は654兆ルピア(約423億ドル)に達し、これはインドネシアの総投資実現額の51.9%を占めている。2024年第1四半期から第3四半期までの国内外投資(DDIおよびFDIの合計)の実現額は約1,261兆ルピア(約816億ドル)で、これは2024年同期比で約20%増加し、大統領が目標とする2024年の投資実現額1,650兆ルピア(約1,068億ドル)の76.4%を占めている。⁴⁸

発展途上国として、外国直接投資(FDI)は資本の重要な源であり、資産、経営、および技術の転送を通じて国の経済を刺激し、国家開発に寄与している。2023年、西ジャワ州へのFDIは83億ドルとトップであった。これは州別の全国FDIの16%を占め、次いで中部スラウェシが72億ドル(14%)であった。2024年第1四半期から第3四半期のFDI実現では、図10に示すように、西ジャワ州が依然としてリードしており、中部スラウェシがそれに続いている。さらに、投資元の観点に基づくFDI実現額では、2023年にはシンガポールが153億ドル相当の投資額で最大の投資国であり、中国が74億ドルとそれに続いた。2023年の最大の投資は、卑金属、金属製品、非機械および設備であり、その総額は118億ドルと、直接投資総額の23%を占めた。これらの状況は、2024年第3四半期まで大きく変化していないことが図11と図12に示されている。

下流政策は、付加価値と雇用創出を増加させるため、投資成長の鍵となるが、2024年第3四半期までの投資実現のパフォーマンスに大きな影響を与えた。⁴⁹ インドネシア政府は、下流産業活動に重点を置いており、この活動を通してGolden Indonesia 2045 Visionの達成し、またインドネシアに利益をもたらすことが期待されている。図13に示されているように、下流セクターは2024年第1四半期から第3四半期までに262.3兆ルピア(約170億ドル)を生み出し、これは同期間の総投資実現額の21.6%を占めている。

⁴⁵ "Pembangunan APBN Tetap On Track: Lindungi Masyarakat dan Jaga Stabilitas". Ministry of Finance of RI. 26 September 2024.

⁴⁶ "Utang Luar Negeri RI Tembus Rp6.577,5 T per Agustus 2024". CNN Indonesia. 14 October 2024.

⁴⁷ "APBN Kita October 2023". Ministry of Finance of RI. August 2023.

⁴⁸ "Perkembangan Realisasi Investasi Triwulan III dan Januari-September 2024". Ministry of Investment and Downstream Industry of RI. 15 October 2024.

⁴⁹ "Rosan: Realisasi Investasi Terus Bertumbuh, Indonesia Konsisten Jalankan Hilirisasi". Ministry of Investment and Downstream Industry of RI. 21 October 2024.

図10:州別FDIの状況(単位:百万ドル)

地域	2022		2023		2024年(Q1-Q3)	
	投資金額	割合	投資金額	割合	投資金額	割合
West Java	6,535	14%	8,283	16%	7,450	17%
Central Sulawesi	7,486	16%	7,244	14%	6,369	15%
DKI Jakarta	3,744	8%	4,830	10%	6,124	14%
North Maluku	4,488	10%	4,998	10%	3,541	8%
Banten	3,411	7%	4,451	9%	3,201	7%
East Java	3,134	7%	4,740	9%	2,767	6%
Riau	2,749	6%	2,042	4%	1,172	3%
South Sulawesi	1,226	3%	337	1%	246	1%
Central Java	2,362	5%	1,564	3%	1,664	4%
Other Provinces	11,472	25%	11,779	23%	11,093	25%
投資総額	46,605	100%	50,268	100%	43,627	100%

出典: Ministry of Investment and Downstream Industry of RI, "Perkembangan Realisasi Investasi Triwulan III dan Januari-September 2024," 15 October 2024.

図11:国別FDIの状況(単位:百万ドル)

投資元	2022		2023		2024年(Q1-Q3)	
	投資金額	割合	投資金額	割合	投資金額	割合
Singapore	13,281	29%	15,355	31%	14,355	33%
China	8,226	18%	7,438	15%	5,779	13%
Hongkong	5,514	12%	6,504	13%	6,056	14%
Japan	3,563	8%	4,639	9%	2,520	6%
USA	3,026	7%	3,283	7%	2,822	6%
Malaysia	3,343	7%	4,060	8%	2,722	6%
South Korea	2,298	5%	2,543	5%	2,429	6%
Netherlands	1,220	3%	1,258	3%	1,136	3%
Others	5,133	11%	5,187	10%	5,807	13%
投資総額	45,605	100%	50,267	100%	43,627	100%

出典: Ministry of Investment and Downstream Industry of RI, "Perkembangan Realisasi Investasi Triwulan III dan Januari-September 2024," 15 October 2024.

図12:セクター別FDIの状況(単位:百万ドル)

セクター	2022		2023		2024年(Q1-Q3)	
	投資金額	割合	投資金額	割合	投資金額	割合
卑金属、金属製品、非機械および機器	10,961	24%	11,787	23%	10,186	23%
運輸、倉庫、通信	4,125	9%	5,615	11%	3,977	9%
化学および薬品	4,506	10%	4,805	10%	3,225	7%
鉱業	5,145	11%	4,715	9%	3,860	9%
製紙および印刷	1,630	4%	3,431	7%	2,650	6%
電気・ガス・水道	3,763	8%	2,742	5%	1,841	4%
住宅、工業団地およびオフィスビル	3,015	7%	2,575	5%	2,336	5%
食品	2,425	5%	2,263	5%	2,196	5%
その他	10,037	22%	12,334	25%	13,355	31%
投資総額	45,605	100%	50,267	100%	43,627	100%

出典: Ministry of Investment and Downstream Industry of RI, "Perkembangan Realisasi Investasi Triwulan III dan Januari-September 2024," 15 October 2024.

図13:下流活動に基づくFDIの状況

産業/セクター	投資金額(USD)*
鉱物	
精錬所	
ニッケル、ボーキサイトおよび銅で構成され、内訳は以下の通り:	
ニッケル	113.7兆円 73億米ドル
ボーキサイト	1兆円 0.6億米ドル
銅	45.7兆円 29億米ドル
精錬所からの総額	160.4兆円 104億米ドル
農業	
CPO/オレオケミカル	44兆円 28億米ドル
林業	
パルプおよび紙	33.7兆円 22億米ドル
石油・ガス	
石油 化学	17.4兆円 11億米ドル
電気自動車(EV)エコシステム	
EVバッテリー	6.8兆 4億米ドル
総投資額	262.3兆円 170億米ドル

*2024年10月の為替レート (USD1 = IDR15,463.50)に基づく

出典: Ministry of Investment and Downstream Industry of RI, "Perkembangan Realisasi Investasi Triwulan III dan Januari-September 2024," 15 October 2024.

ソブリン格付けとビジネスのしやすさ

インドネシアのソブリン債は、投資家にとって引き続き魅力的である。ソブリン債は、COVID-19の影響で2020年4月にインドネシアの見通しがネガティブに修正された後、主要な信用格付け機関によって投資適格と格付けされた。2024年、Fitch RatingsとS&Pは、インドネシアのソブリン債の信用格付けをBBBと維持し、見通しは安定的であると評価した。図表14に要約されているように、これらの格付けは、世界的な危機に対するインドネシアの回復力、政府および外部の信用指標の改善、および改革アジェンダに対する国内の政治的課題に対応する能力を反映している。

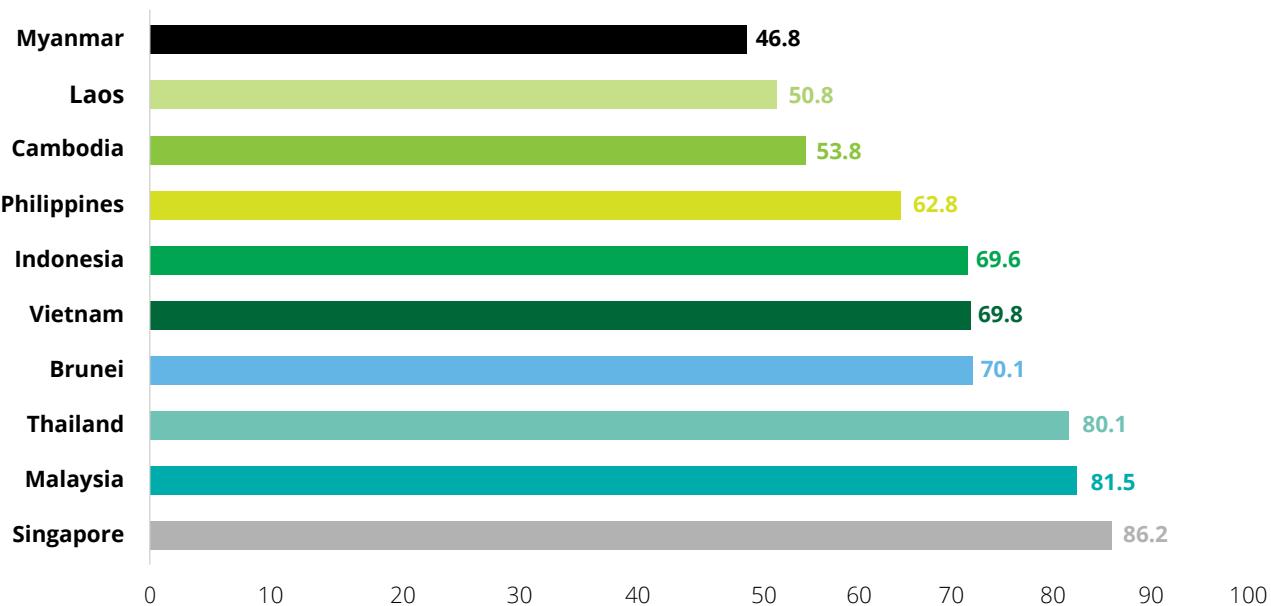
図表14:インドネシアのソブリン債信用格付け⁵⁰

格付け機関	スコア	見通し	時点
Fitch Ratings	BBB	安定	2024年3月
Standard and Poor's	BBB	安定	2024年7月
Rating and Investment Information Inc.	BBB+	ポジティブ	2024年9月
Japan Credit Rating Agency	BBB+	安定	2024年3月
Moody's Investor Service	Baa2	安定	2024年4月

出典: Indonesia Financial Services Authority (OJK), 2024.

さらに、Statista Research Departmentによれば、2020年にインドネシアはASEAN諸国の「ビジネスのしやすさ」ランキングにおいて69.6のスコアで6位にランクした。同年には、シンガポールが86.2のスコアで1位にランクインしている。以下の表は、東南アジア諸国「ビジネスのしやすさ」ランキングをそれぞれのインデックススコアに基づいて示している。⁵¹

図 15.2020年の東南アジアのビジネスのしやすさ(EODB):指数スコア別



出典: Statista, 2021.

⁵⁰ "Updates on Indonesia Sovereign Credit Rating". Financial Services Authority of RI (OJK). 1 October 2024.

⁵¹ "ASEAN: Ease of Doing Business (EODB) Score 2020". Statista.com. 2021.

投資のホットスポット

インドネシアはバランスの取れた経済であり、すべての主要セクターが重要な役割を果たしている。農業は歴史的に、雇用と生産の両面で主要なセクターであった。インドネシアには膨大な量の鉱物資源があり、それらは過去数十年にわたって利用されており、鉱業部門はインドネシアの国際収支に重要な影響を及ぼしている。また、インドネシアでは、貿易経済の多様化も進んでいる。2024年1月から9月にかけて、国内最大の輸出は製造業で、次いで石炭などの鉱業製品、石油・ガス製品、農林水産物となっている。⁵²

リーダーの交代後、インドネシアの投資の優先順位に大きな変化は見られない。図16は、Asta Citaに沿った投資・下流化省の9つの投資優先事項を示している。さらに、投資・下流化省は、事前に行った実現可能性調査により、投資家にすぐに提供可能な81のプロジェクトを発表した。これには、製造業(39プロジェクト)、食品・農業(14プロジェクト)、観光(13プロジェクト)、インフラ(9プロジェクト)、工業団地(4プロジェクト)、再生可能エネルギー(2プロジェクト)セクターのプロジェクトが含まれている。⁵³

図16:インドネシアの9つの優先投資事項⁵⁴

優先投資事項	潜在的な機会の例
新・再生可能エネルギー(NRE)	<ul style="list-style-type: none"> インドネシアの見込み総NRE量 3,687GW 設備容量 13.1GW NREの内訳: 水力95 GW、太陽光3,294 GW、バイオエネルギー57 GW、風力155 GW、地熱23 GW、潮力63 GW
下流産業	<ul style="list-style-type: none"> 2023年から2040年にかけて、28の下流産業商品から6,180億ドル相当の投資機会 ニッケル、銅、ボーキサイト、錫、石油化学、肥料、CPO、サトウキビ、海藻などの商品
食料安全保障	<ul style="list-style-type: none"> 南パプア州メラウケの稻田、砂糖、バイオエタノールへの投資
半導体	<ul style="list-style-type: none"> 上流の半導体産業向け原材料:シリカ、ガリウム、銅、ボーキサイト、金
デジタルエコノミーおよびデータセンター	<ul style="list-style-type: none"> インドネシアのデジタル経済市場は、5.9%(2024-2029)の成長率で2030年までに2,100億~3,600億ドルに達すると予測されている 現在の設備容量(2024年11月現在)は430MWであり、潜在的な容量は2.7GWである
輸出志向型製造業	<ul style="list-style-type: none"> グローバルサプライチェーンに参入する可能性
医療	<ul style="list-style-type: none"> 製薬業界、医療機器、ヘルスケアサービスへの投資機会 バリ島サヌールにおける保健セクターの経済特区
ヌサンタラ (IKN)	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、教育、医療、エコフレンドリーな交通、商業地域、デジタルインフラへの投資 30年間の税制優遇、容易なライセンス取得、95年間(延長可能)の事業使用権(HGU)
教育と職業	<ul style="list-style-type: none"> 職業教育セクターへの投資に対する200%のスーパー減税制度 教育経済特区(BSDおよびバンテン)

今後数年間、下流産業は、エネルギーおよび食品セクターへの投資と同様に、インドネシア経済にとって重要性を持つと予想される。これは、エネルギーと食料が豊富なインドネシアを目指すプラボウォ大統領の目標に合致したものである。消費財、農業、物流の各セクターは、給食無償化プログラムの恩恵を受けることが期待されている。一方で、インドネシアの新首都ヌサンタラの開発は、新政府の優先投資事項として依然としてリスト化されている。10の優先投資事項に加えて、以下はインドネシアで有望な投資の可能性を秘めたセクターである。

⁵² "Berita Resmi Statistik 15 Oktober 2024". Statistics Indonesia (BPS). 15 October 2024.

⁵³ "Potensi Investasi Regional". Ministry of Investment and Downstream Industry of RI.

⁵⁴ "The Business and Investment Landscape in Indonesia". Nurul Ichwan (Deputy Minister for Investment Promotion of Ministry of Investment and Downstream Industry of RI). Presented at 2024 Deloitte Annual Entrepreneur Summit Southeast Asian Edition. 5 November 2024.

・インフラセクターへの投資

列島全体の接続性、雇用、そして経済成長を支援するために、ジョコウィ政権時代に開始された優先インフラ案件加速化委員会 (KPPIP) が管理する国家戦略プロジェクト(PSN)は継続する。ジョコウィ大統領の政権下で、2016年から2024年の間に合計198のPSNが実施された。

270万人の雇用が創出され、完成したPSNの推定国家投資実現額は1,614兆ルピアであった。経済担当調整相は、2024年までに41のPSNを完了し、総額は554兆ルピアであると述べた。これらのプロジェクトには、運輸部門(空港、鉄道、港湾)の開発、および重要鉱物(ニッケル、銅、アルミ、ボーキサイト、および砂鉄)の開発が含まれる。⁵⁵

完了したPSN全体のうち、推定価値が1,427.36兆ルピアの43のPSNがプラボウォ政権に継承される予定である。これらのPSNは、32の有料道路プロジェクト、5つのダムプロジェクト、2つの灌漑プロジェクト、1つの原水プロジェクト、1つの飲料水供給システム(SPAM)プロジェクト、1つの衛生プロジェクト、および1つの工業団地プロジェクトで構成されている。これらのプロジェクトの実行可能性は、主に新政府の優先事項と、国の政治、経済、財政の状況によって決定される。⁵⁶ さらに、ジョコウィ大統領は、14のプロジェクトと2つのプログラムからなる16の新しいPSNを設立し、推定1,449兆ルピアの投資を行っている。これらの取り組みのほとんどは、国家予算(APBN)ではなく、民間部門または政府と企業との協力スキーム(PPP)によって資金提供されることを意図している。⁵⁷

プラボウォ大統領は、世界的な不確実性が続く中、国家の食料とエネルギーの自給自足というビジョンを持ち、26の主要コモディティの下流プログラムを策定するよう指示した。インフラ面では、プラボウォ政権の開発の焦点には、ジャイアント・シー・ウォール・プロジェクト、学校の活性化、Dクラス地域公立病院(RSUD)のCクラスへの格上げ、食料強靭化プログラムを支援するためのダムと農業灌漑システムの建設、農村部に200万戸、都市部に100万戸の住宅を建設するという目標などがある。⁵⁸

・新州都 - イブ・コタ・ネガラ・ヌサンタラ・プロジェクト

政府の国家戦略プロジェクトに新たなプロジェクトが追加された、それはIKNまたはIbu Kota Negara Nusantara と呼ばれる新州都プロジェクトである。IKNプロジェクトは、ジョコウィの第2次政権によって2019年に初めて導入され、2045年に完了することを目標としている。東カリマンタンに位置し、政府はIKNをインドネシア政府の中心であると同時に「インドネシアのスーパー・ハブ」にすることを想定している。IKN当局によれば、このプロジェクト全体は256,000ヘクタールの面積をカバーし、2045年までの期間にわたり約466兆ルピアの資金を利用する予定であり、政府は外国からの投資を大いに歓迎している。IKNはグリーンシティとスマートシティのコンセプトを採用しており、その中で5Gは都市の主要なバックボーンとなることが予想されている。5Gの低遅延、大きな帯域幅、高速性はスマートシティとしてのIKNに利益をもたらすものである。また、政府のIKN電気通信インフラ設計マスター・プランに記載されているように、同市は5Gで完全に動作する固定ブロードバンドおよびモバイルブロードバンドも導入する。⁶⁰

写真2.IKNの概念設計



出典: The Jakarta Post, 2022.

⁵⁵ "Pemerintah Klaim Tuntaskan 198 Proyek Strategis Nasional Selama 2016-2024". Kompas.com. 14 May 2024.

⁵⁶ "Begini Nasib 43 PSN Warisan Jokowi untuk Prabowo". Kontan.co.id. 2 October 2024.

⁵⁷ "Untung-Rugi Warisan PSN Jokowi". Koran.tempo.co. 16 May 2024.

⁵⁸ "Presiden Prabowo Tegaskan Sinergi Program Kerja dan Hilirisasi Komoditas untuk Masa Depan Indonesia". Presidenri.go.id. 23 October 2024.

⁵⁹ "Jokowi Tetapkan IKN Jadi Proyek Strategis Nasional". CNN Indonesia. 06 September 2022.

⁶⁰ "Kemenkominfo Siapkan Infrastruktur Telekomunikasi di IKN Nusantara". BeritaSatu.com. 20 January 2022.

2022年8月下旬、公共事業・国民住宅省(Pekerjaan Umum dan Perumahan RakyatまたはPUPR)は、合計5兆3,000億ルピア相当の19のプロジェクトで構成されるIKNのフェーズ1の開発を開始した。⁶¹IKNの開発は、2022年に開始され、2045年に完了することを目標とする5つのフェーズに分かれている。各フェーズは、異なる目標で構成されている。⁶²

フェーズ1 (2022-2024)

高速道路、国宮殿、大統領府、政府住宅、きれいな水へのアクセス、セバク・セモイ・ダムなどの基本的なインフラストラクチャの開発

フェーズ2 (2025-2029)

公共交通機関の完全運営、公務員住宅の拡大および公務員の移転

フェーズ3 (2030-2034)

空港アクセスの開発、警察/軍人への移転、経済スーパー・ハブとスマートシティ要素の強化

フェーズ4 (2035-2039)

人口増加に伴う教育、医療、社会文化セクターの強化、教育および研究機関の能力の向上、基本的なインフラの増加

フェーズ5 (2040-2045)

周辺地域からIKNへの鉄道アクセスの開発、統合インフラの完成、NZE(ネット・ゼロ・エミッション)の達成、新・再生可能エネルギー(NRE)の高使用率およびサステナブルな産業のさらなる発展

プラボウォ大統領とギブラン副大統領のAsta Citaで述べられているように、ヌサンタラ(INK)の発展は彼らの政権でも継続される。このことは、プラボウォ大統領が内閣の閣僚退任中にさらに強調している。プラボウォ政権は、2028年までにヌサンタラ(INK)のインフラの開発を完了することを目指している。⁶³ さらに、2014年から2024年まで公共事業・国民住宅大臣を務めたバスキ・ハディムルジョノ氏が、プラボウォ政権によってIKN当局の新しい長官に任命された。⁶⁴

2024年8月現在、IKNヌサンタラ開発への投資と協力を求める移行関心表明書(LoI)を提出した投資家は472人いる。そのうち、約220人の投資家が政府によって評価されており、一部の投資家は、公共事業・国民住宅省が取り組んでいるインフラ開発を補完することに主眼を置き、IKNヌサンタラ開発への画期的な動きを開始した。⁶⁵ これには、病院、ホテル、ショッピングセンター、スポーツ施設などのインフラが含まれている。外国投資は、主に官民パートナーシップ(PPP)と直接投資の形で行われている。

2024年11月初旬現在、8つの画期的な活動が投資家によって行われており、IKNヌサンタラ開発への投資に備えている投資家がいる。⁶⁶ 例えば、シンガポールのSembcorp Utilities Pte Ltdは、IKNヌサンタラでのソーラーパネル開発への投資を検討しており、その額は9,870億ルピアである。⁶⁷ 投資省は、インドネシアの国営企業(SoE)と民間投資家が互いに競争することなく円滑に協力できること、およびインドネシアが有望な経済発展を遂げることを担っている。

⁶¹ "Kemenkominfo Siapkan Infrastruktur Telekomunikasi di IKN Nusantara". BeritaSatu.com. 20 January 2022.

⁶² "Terencana dan Terukur, Pembangunan IKN Tahap I Tuntas 2024". Kompas.com. 14 April 2024.

⁶³ "Bagi Prabowo, IKN Merupakan Ibu Kota Politik". Kompas.com. 28 October 2024.

⁶⁴ "Prabowo Minta Basuki Hadimuljono Pimpin Otorita IKN". Detik.com. 31 October 2024.

⁶⁵ "Jokowi Bilang Ada 472 Investor Antre Masuk IKN, 220 Sudah Diverifikasi". CNBC Indonesia. 13 August 2024.

⁶⁶ "OIKN Yakin Prabowo Groundbreaking Proyek di IKN Tahun Ini ". CNN Indonesia. 31 October 2024.

⁶⁷ "Five foreign investors keen to invest USD165 mln in Nusantara ". ANTARA News. 24 September 2024.

・新・再生可能エネルギー(NRE)への投資

インドネシアは、2060年までのネットゼロエミッションの達成に向けた準備を進めており、クリーンで再生可能なエネルギーへの移行に取り組んでいる。このことは、インドネシアにおける電力供給のための再生可能エネルギー開発の加速に関するPerpres 2022年第112号の制定や、エネルギー・鉱物資源省がインドネシアにおけるグリーン投資の規制事項を緩和することを約束したことからも裏付けられている。また、プラボウォ新政権は、今後5年間のエネルギー供給が可能なインドネシアを構想しており、そのためにはグリーンエネルギーの開発を加速させる必要がある。政府は、図17に示すように、2060年に向けたグリーンエネルギー移行のための具体的なロードマップを策定した。

図17:グリーンエネルギー移行のためのロードマップ⁶⁸

2021-2025	2026-2030	2031-2035	2036-2040	2041-2050	2051-2060
<ul style="list-style-type: none"> 石炭廃止の準備、石炭火力発電(PLTU)、クリーン・コール・テクノロジー(CCT)、ディーゼル発電(PLTD)のガスおよびNREへの転換 エネルギー・ミックスにおけるNREの23%を太陽光 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー・ミックスにおけるNREの42%を太陽光 EV:自動車200万台、二輪車1,300万台 	<ul style="list-style-type: none"> 第一段石炭火力発電(PLTU)の廃止 エネルギー・ミックスにおけるNREの57%を太陽光、水力および地熱 2030年以降、新たな化石燃料PPIは廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 第二段石炭火力発電(PLTU)の廃止 エネルギー・ミックスにおけるNREの71%を太陽光およびバイオマス 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電(PLTN)1号機が商業運転を開始 エネルギー・ミックスにおけるNREの87%を太陽光およびバイオマス 	<ul style="list-style-type: none"> 最後のガス石炭火力発電(PLTGU)の廃止 最後の石炭火力発電所の廃止 NREの100%を太陽光および水力 二輪車のすべてを電動バイク

出典: Ministry of Investment and Downstream Processing, 2021.

足がかりとして、国営電力会社(Perusahaan Listrik NegaraまたはPLN)はインドネシアへのグリーン投資を推進し、いくつかの蒸気(または石炭火力)発電所(Pembangkit Listrik Tenaga UapまたはPLTU)の「早期廃止フェーズ」を加速し、化石ベースの発電所を定期的に廃炉にして新・再生可能エネルギー(Energi Baru dan TerbarukanまたはEBT)発電所に移行している。いくつかの国や機関が、PLNのPLTU早期廃止プログラム、廃棄物発電プラント(Pembangkit Listrik Tenaga SampahまたはPLTSa)設立プログラム、および再生可能エネルギー開発プログラムへの投資に関心を示している。例えば、マカッサル市は、中国を拠点とするNRE企業を誘致し、同市の2億米ドル相当のPLTSa開発に投資している。⁷⁰ 一方で、国家電力供給計画(Rencana Usaha Penyediaan Tenaga ListrikまたはRUPTL)では、政府は2040年までに60GWの新・再生可能エネルギー(NRE)発電所開発を目標としている。⁷¹

PLNは、インドネシアのグリーンエネルギー移行プロジェクトのために8つの多国籍銀行から7億5,000万ドル相当の資金を集め、受け取ったほか、日本の国際協力機構(JICA)とインドネシアにおけるグリーンエネルギー移行加速調査に関するMoUに調印した。⁷² さらに、2022年のG20議長国時代、インドネシアは、PLTU早期廃止プロジェクトやグリーン・再生可能エネルギー技術・産業への投資など、グリーンで再生可能なエネルギーへの移行関連プロジェクトのために、Just Energy Transition Partnership(JETP)から2,000万ドル相当の資金を受け取った。⁷³ また、ADBはインドネシアのPLTU早期廃止プロジェクトに貢献することに合意した。エネルギー転換メカニズム(ETM)を通じて、ADBはPLNと協力して660MWのチレボン第1号PLTU発電所を廃止し、アジア太平洋地域のCO2排出量削減を目指している。⁷⁴

⁶⁸ "Investment Opportunities & Policy in Indonesia". Nurul Ichwan (Deputy Minister for Investment Promotion of Ministry of Investment and Downstream Industry of RI). Presented at Deloitte Indonesia Chinese Services Group Annual Seminar 2024. 24 October 2024.

⁶⁹ "Berjibaku Padamkan PLTU". Bisnis Indonesia. 19 October 2022.

⁷⁰ "Kemenko Marves Sambut Positif Penandatanganan Perjanjian Kerja Sama PSEL Kota Makassar". Coordinating Ministry for Maritime and Investment Affairs. 24 September 2024.

⁷¹ "Tren Energy Hijau Penopang Rapor Biru". Business Insight. 12 September 2023.

⁷² "PLN Peroleh Pembiayaan USD 750 Juta untuk Proyek Transisi Energi Hijau". Investor Daily. 04 November 2022.

⁷³ "RI Dapat Dana Transisi Energi dari G20 Rp 300 Triliun, Pegiat Lingkungan Soroti soal Pensiun Dini PLTU Batu Bara". Kompas.com. 16 November 2022.

⁷⁴ "Indonesia finalizes early retirement package for 660-MW coal plant". Antara News. 5 May 2024.

石炭火力発電所の廃止以外にも、インドネシアは国営企業(SoE)であるPertamina New & Renewable Energyを通じて、サウジアラビアの電力会社であるACWA Powerとの協力し、Grass Root Refinery and Petrochemicalプロジェクトの一貫としてクリーンエネルギー発電所を開発することを約束した。さらに、インドネシアは、東南アジアで最大、かつ世界で3番目に大きい水上太陽光発電である⁷⁵ Cirata水上太陽光発電(PV)(Pembangkit Listrik Tenaga Surya(PLTS)Cirata)を立ち上げた。このプロジェクトは1.7兆ルピア相当で、PLNがアラブ首長国連邦(UAE)のクリーンエネルギー企業と協力して実現した。⁷⁶ また、インドネシア政府は、グリーンエネルギーや再生可能エネルギーに関する法律や規制の制定を加速させるとともに、特に発電所に対する税制上の優遇措置を導入している。

国営企業省(Badan Usaha Milik NegaraまたはBUMN)が強調しているように、インドネシアはNREに基づく投資に大きな可能性を有している。例えば、地熱発電に関しては、最大23.8GW相当の大きな可能性を秘めており、これは世界第2位の規模である。政府は2030年までに、総容量最大20.9GW、総投資額約552億ドルの再生可能エネルギー発電所を開発することを目指している。水力発電所はインドネシアで最も大きな再生可能エネルギーの可能性を秘めており、次いで太陽光、地熱の順となっている。⁷⁷

また、インドネシアには、原子力発電の燃料として利用されるウランやトリウムも豊富に存在している。地理的に「環太平洋火山帯」に位置しているにもかかわらず、国立研究革新庁(Badan Riset dan Inovasi NasionalまたはBRIN)の評価によると、特に西カリマンタンと東カリマンタンでの原子力発電所(Pembangkit Listrik Tenaga NuklirまたはPLTN)の開発は依然として安全かつ実施可能となっている。⁷⁸ 原子力を基盤とするクリーンエネルギーは、インドネシアがエネルギー自給を達成するためにさらに開発することを目指している最優先事項となっている。⁷⁹ インドネシアが原子力エネルギー開発への投資家を歓迎していることから、PLNは、ロシア、米国、中国、そして海外のエネルギー企業からも、インドネシアでの原子力開発に関心を示している投資家がいると述べている。2024年10月、インドネシアはカナダと小型モジュール炉(SMR)である小規模原子炉技術開発の協力を確保した。⁸⁰ NREに限らず、政府はインドネシアの原子力エネルギー開発を支援するための規制を継続的に改善している。したがって、クリーンで再生可能なエネルギープロジェクトへの投資は、今後数年間で投資家にとって価値のある選択肢になると予想されている。

• カーボン投資

炭素取引

インドネシアはパリ協定を批准し、2030年までに温室効果ガス(GHG)排出量を自助努力で29%削減、国際的な支援を受けることで41%削減することを目指している。しかし、政府はこれらの目標を各々31.9%、43.2%に引き上げた。⁸¹ これらの目標を達成するために、政府はカーボントレーディングメカニズムとその支援規制を策定した。炭素取引は、OJK規則2023年第14号(POJK No. 14 Tahun 2023 tentang Perdagangan Karbon)に基づいて規制されている。カーボン取引所では、OJKの命令に従い、インドネシア証券取引所(IDX)Carbonによって管理および運営されている。

炭素取引所では、取引される単位は環境省の国家気候変動管理登録システム(PPI SRN)に記録された温室効果ガス排出削減証明書(SPEGRK)および事業者排出上限の技術承認(PTBAE-PU)である。⁸² 炭素単位を商品と見なす国際取引所とは対照的に、インドネシアの炭素市場は炭素単位を証券として提供している。これは、炭素単位を排出量を削減するために一度だけ使用すべきであるという「カーボンオフセット」の考え方に対するものであるが、炭素単位をデリバティブの形で転売できる有価証券として管理することを認めている。⁸³

⁷⁵ RI Ketiban Durian Runtuh di KTT G20 Bali, Nih Rinciannya!. CNBC Indonesia. 17 November 2022.

⁷⁶ “Ini Dia 7 PLTS Terapung Terbesar Dunia, RI Nomor Berapa?”. CNBC Indonesia. 13 November 2023.

⁷⁷ “Swasta Dilibatkan dalam Proyek EBT Rp 861,6 Triliun”. Investor Daily. 26 October 2022.

⁷⁸ “Dukung Program NZE 2060, Keberadaan PLTN Dinilai Layak Diperhitungkan”. Investor Daily. 25 October 2022.

⁷⁹ “Pemerintah Dorong Investasi Sektor EBT”. Media Indonesia. 04 November 2022.

⁸⁰ “Menyerusi Tenaga Nuklir”. Bisnis Indonesia. 15 October 2024.

⁸¹ “Lampaui Target, Realisasi Penurunan Emisi 2022 Capai 91,5 Juta Ton”. Ministry of Energy and Mineral Resources of RI. 30 January 2023.

⁸² “OJK Beberkan Mekanisme Pengawasan Perdagangan Karbon”. Bisnis.com. 13 September 2023.

⁸³ “Mengenal Bursa Karbon Indonesia (Indonesia Carbon Exchange) dan Tantangannya di Masa Depan”. Ministry of Finance of RI. 17 September 2024.

カーボン取引所では利用可能な四つの市場メカニズムがある。⁸⁴

-  通常の市場:この市場では、一般的な株式取引と同様に、サービス利用者は入札と要望を提出できる。
-  オークション市場:この市場は、プロジェクトオーナーからの一方向販売であり、株式の初期公開募集や新規株式公開/IPOなどが該当する。このスキームでは、規制当局によってオークションにかけられる炭素ユニットが決定され、株式取引と同様に売り手と買い手は1ルピアから始まり、価格を設定される。
-  交渉市場:企業に潜在的な購入者に直接証明書を販売する機会を提供するもの。販売は、ユニット数に基づいて行われる。
-  マーケットプレイス市場:通常のマーケットプレイスと同様に、プロジェクトが表示され、買い手は入札を提出できる。ただし、マーケットプレイスでの売買は、企業が実施するプロジェクトに基づいて行われる。他の市場との違いは、掲載されている価格が固定されているため、値切り交渉がないことである。

インドネシアの炭素取引は、設立から1年で年間613.7トンのCO2排出量を記録し、マレーシアの190.3トンや日本の502.8トンを上回った。同時期、IDX Carbonは国内の炭素交換サービス利用者が81人に達し、322人の受益者から420トンのCO2排出量が削減されることを記録した。IDX Carbonは、130万トンのCO2排出量に相当する温室効果ガス排出削減証明書(SPEGRK)を通じて、エネルギー部門で3つのプロジェクトも行っている。⁸⁵今後数年間で、インドネシア政府は、投資家にシームレスな炭素取引を提供するために、インドネシアの炭素認証を世界基準と調和させることに焦点を当てる。

CCS(Carbon Capture and Storage)/CCUS(Carbon Capture, Utilization and Storage)

炭素取引以外にも、インドネシアは石油以外の産業や海外向けに、炭素回収・貯留(CCS)および炭素回収・利用・貯留(CCUS)サービスを提供することができる。CCS/CCUSは、産業で生成された炭素を回収して貯蔵するプロセスであり、炭素は地下に「注入」される。⁸⁶なお、インドネシアは大規模な炭素貯蔵能力を有しており、政府はインドネシアが枯渇した貯留層と深層塩水層に630ギガトンの炭素貯蔵能力を有していると述べている。CCS/CCUSは、2050年までにインドネシアのGDPに4,780億ドルをもたらし、53,000人の雇用機会を創出すると予測されている。⁸⁷このような重要性から、政府はCCS/CCUSプロジェクトへの投資を歓迎している。

インドネシアには2030年まで完成する予定のCCS/CCUSプロジェクトが約15件ある。政府によると、インドネシアのCCS/CCUSは投資家の関心を引いており、その一例が西ジャワ州バンテンのスララヤ石炭火力発電所(PLTU)でのCCSの実施などである。インドネシアの国営電力会社PLNは、日系企業JERA、JGC、INPEXのほか、韓国のCCS技術プロバイダーであるKarbonKoreaと協力し、石炭・ガス発電所4カ所へのCCS導入に取り組んできた。PLNは、同社の発電所がCCS導入の基準を満たす37.6GWの容量を有しており、そのうち19GWがCCS導入に実現可能であることを発見した。将来的には、2040年までに2GW、2060年までに19GWの容量を持つCCSを実装する準備をしている。⁸⁸

政府は、インドネシアのCCS/CCUSを国境を越えて利用するための準備を進めている。これは、外国も自国の炭素をインドネシアに輸出し、対価と引き換えにインドネシアに炭素を貯蔵できることを意味している。これと並行して、政府はCCS活動に関する大統領規則2024年第14号を発行し、インドネシアでの炭素貯留活動を最適化するために、CCS/CCUSに関する派生法の合法化を加速している。⁸⁹

⁸⁴ "Ini yang akan Diperdagangkan di Bursa Karbon". IDX Channel.com. 13 September 2023.

⁸⁵ "Bursa Indonesia Lampau Malaysia & Jepang". Bisnis Indonesia. 30 September 2024; "Membangun Bursa Karbon". Bisnis Indonesia. 4 October 2024.

⁸⁶ "Indonesia Bakal Jadi Tempat Penyimpanan Karbon Asing, Regulasi Disiapkan". Investor.id. 11 September 2023.

⁸⁷ "Proyek Gudang Karbon Mulai Diminati Investor". Kontan. 1 August 2024.

⁸⁸ "PLN looks to trial carbon capture at four coal-fired plants". The Jakarta Post. 5 August 2024.

⁸⁹ "Proyek Gudang Karbon Mulai Diminati Investor". Kontan. 1 August 2024.

• シャリアセクターへの投資

インドネシアはイスラム協力機構(OIC)のメンバーであり、2024年6月現在のムスリム人口は2億4,500万人以上で、世界最大のムスリム人口の国として第1位にランクしている。2023/24年の「State of the Global Islamic Economy Report」によれば、インドネシアは協力なイスラム経済を持つ15カ国のリストで3位に位置している。他のOIC諸国と同様に、シャリア経済への投資は2022/2023年に259億ドルに達し、主にシャリア金融、ハラールフード、ハラール医薬品および化粧品、メディア、旅行および観光部門に集中している。インドネシアのハラールフードの消費とシャリアファッショングも世界のシャリア市場をリードしており、それぞれ世界で1位と2位にランクしている。⁹⁰

インドネシアは、2016年11月以来、国内のシャリア経済成長を更に加速し強化するために「国内シャリア経済金融全国委員会」(Komite Nasional Ekonomi dan Keuangan Syariaf、KNEKS)を設立している。KNEKSを通じて、インドネシアはシャリア経済および金融を世界的にリードすると同時に、世界でも主要なハラール製品生産国になることを目指している。⁹¹ このビジョンに加えて、従来型の商業銀行もシャリア事業部門を従来の事業から分離する取り組みを進めており、最終的にはシャリア事業全体に影響を与えることになる。これは、OJKの規制であるOJK Regulation No. 12/2023 on Sharia Business Unitに基づいてる。⁹²

株式市場に関しては、シャリア製品は資産運用の支援において、従来型の製品と比べて強靭で安定していると考えられている。また、シャリアは間接的に環境、社会、ガバナンス(ESG)の側面とも密接に関連しており、非ムスリムの人々のシャリアへの投資需要を引き付けるのに役立っている。⁹³ このような重要性から、シャリアセクターへの投資は、特にシャリア金融、ハラールフード、ハラール医薬品および化粧品に関して、インドネシアにおいて大きな展望を有している。

4. 地域別の概要

新規投資先や現在の事業範囲を拡大する有望なエリアを探している方々に向けて、トップ10の州を選定し、年度ごとの地域別GDPおよび外国投資に関連するいくつかの指標(金額によるFDI、プロジェクト数によるFDIおよび月額最低賃金)を含む地域別の概要を以下の図に示している。なお、図21については、労働省が2025年の最低賃金計算式を新たに発表し、2025年の賃金は約6.5%引き上げると発表した。⁹⁴

図18:地域人口統計トップ10*

州名称	州都	面積 (sq. km)	島嶼数	群数	都市数	人口 (千人)	人間開発指数
DKI Jakarta	Jakarta	660.98	113	1	5	11,350,328	82,46
DI Yogyakarta	Yogyakarta	3,170.65	33	4	1	3,710,229	81,09
East Kalimantan	Samarinda	126,981.28	243	7	3	3,970,764	78,20
Riau Island	Tanjungpinang	8,269.71	2028	5	2	2,150,329	79,08
Bali	Denpasar	5,590.15	34	8	2	4,327,276	78,01
North Sulawesi	Manado	14,500.28	353	11	4	2,676,012	75,04
Riau	Pekanbaru	89,935.90	144	10	2	6,794,944	74,95
Banten	Serang	9,352.77	81	4	4	12,381,098	73,77
West Sumatera	Padang	42,119.54	219	12	7	5,701,545	75,64
West Java	Bandung	37,044.86	30	18	9	49,572,392	74,24

*2023年データに基づく。

出典: Statistics Indonesia (BPS), 2023; Dukcapil, 2023.

⁹⁰ "State of the Global Islamic Economy Report 2023/24". DinarStandard. 26 December 2023.

⁹¹ "Gak Main-main, Ini Modal RI Jadi Pusat Industri Halal 2024". CNBC Indonesia. 27 February 2023.

⁹² "Bank yang Mau Spin Off Syariah Mesti Siapkan Rp 1 Triliun". CNBC Indonesia. 26 July 2023.

⁹³ "Minat Produk Syariah Masih Tinggi di 2023". CNBC Indonesia. 27 February 2023.

⁹⁴ "Lengkap! Daftar UMP 2025 di 38 Provinsi Usai Naik 6,5%". Ekonomi.bisnis.com. 2 December 2024.

図19:地域総生産トップ10 (単位:10億ルピア)

州名称	2020	2021	2022	2023	2023年の全国GRDPに占める割合
DKI Jakarta	2,768,190	2,914,581	3,186,470	3,442,980	16%
East Java	2,299,791	2,454,499	2,730,907	2,953,546	14%
West Java	2,084,620	2,209,822	2,422,782	2,625,218	13%
Central Java	1,347,923	1,420,800	1,560,899	1,696,795	8%
North Sumatra	811,188	859,871	955,193	1,026,472	5%
Riau	728,650	843,211	991,590	1,050,995	5%
Banten	625,979	665,922	747,250	843,571	4%
East Kalimantan	607,586	695,158	921,333	814,124	4%
South Sulawesi	504,059	545,230	605,145	652,574	3%
South Sumatra	456,648	491,566	591,603	629,099	3%
合計トップ10	12,234,635	13,100,661	14,713,171	15,735,374	75%
全国GRDP合計	15,438,018	16,970,789	19,588,446	20,892,376	100%

出典: Statistics Indonesia (BPS), 2024.

図20:地域別FDI実現額トップ10(単位:百万米ドル)

州名称	2021	2022	2023	2024 (Q1-Q3)
West Java	5,218	6,535	8,284	7,450
Central Sulawesi	2,718	7,486	7,244	6,369
DKI Jakarta	3,331	3,744	4,830	6,124
North Maluku	2,820	4,488	4,998	3,541
Banten	2,190	3,411	4,452	3,201
East Java	1,849	3,134	4,741	2,767
Riau	1,921	2,749	2,042	1,172
South Sumatera	1,260	1,226	1,479	924
Central Java	1,466	2,362	1,564	1,664
North Sumatera	580	1,316	1,181	1,022
合計トップ10	24,618	36,491	40,967	34,234
総投資額	31,093	45,605	50,268	43,627

図21:プロジェクト数別の上位10の地域FDI実現

州名称	2021	2022	2023	2024 (Q1-Q3)
DKI Jakarta	7,620	15,921	20,028	26,626
Bali	2,798	8,179	16,282	23,929
West Java	5,244	12,419	10,512	12,290
Banten	1,939	4,364	4,775	6,310
East Java	1,815	4,311	3,913	4,703
Central Java	1,293	3,087	3,021	3,759
Riau Islands	992	2,144	1,753	2,240
North Sumatera	690	1,613	1,253	1,348
West Nusa Tenggara	824	1,491	1,571	2,111
East Kalimantan	428	1,005	822	983
合計トップ10	23,643	54,534	63,930	84,299
FDIプロジェクト総数	27,271	63,080	70,898	92,275

出典: Statistics Indonesia (BPS), 2024; Ministry of Investment and Downstream Industry of RI, 2024.

図22:月額の州最低賃金(UMP)トップ10(単位:米ドル)*

州名称	2021	2022	2023	2024 (Q1-Q3)
DKI Jakarta	286	307	317	349
Papua	223	242	252	277
Central Papua**	-	242	252	277
West Papua	200	205	219	234
Bangka Belitung	204	205	228	251
North Sulawesi	207	218	222	244
Aceh	198	214	217	238
South Sumatera	197	213	216	238
South Sulawesi	198	212	215	237
Riau Islands	191	219	213	234
North Kalimantan	189	204	210	232

*2024年10月の為替レート(USD1 = IDR15,463.50)に基づく

**中央パプアは、中央パプア州の設立に関する法律第2022年第15号に基づき、2022年7月29日に設立された

出典: Ministry of Manpower of RI, 2024; Bisnis.com, 2024; Statistics Indonesia (BPS), 2024.

5. 法律及び政治制度

民法の歴史及び段階的な改革

インドネシアの法制度は、インドネシア独立宣言まで約350年間にわたり存在していたオランダ植民地時代の法律や慣習に由来している。独立時代は政策変更、議会制民主主義からより集権化された「指導性民主主義(demokrasi terpimpin)」への移行、オランダ企業の国有化、オランダ人のインドネシアからの追放といったことに特徴付けられる。

スハルト大統領時代 (いわゆる「新秩序 (Orde Baru)」時代)、インドネシア政府の外国人に対する対応は大きく変わり、国際的な投資家に経済の発展を促す大幅な法改正を含む一連の優遇政策が実行された。これらの取り組みは多くの領域で成功したと考えられている。アジア通貨危機 (1997年/98年) を受けて、インドネシア政府は重要な政治組織及び法律組織を各州や都市に配置した。これは政府機関の改善、汚職の減少、国の財政及び金融政策の発展、その他の政策の目標を達成するための広範囲にわたる法改正の再開であった。この改正期間にインドネシアは独裁国家から民主国家への移行にも成功し、1999年、2004年、2009年、2014年、2019年 (ジョコウィ大統領が再選した) に選挙が行われた。次回の大統領選挙は2024年に実施される予定である。

これらの一連の改革に関わらず、多くのインドネシアの法律や規制は依然としてオランダ植民地時代のものが元となっている。これは独の時点で有効であったもので、廃止されるか新たな法律・規制に代わるまでは有効であり続けている。例えば、インドネシアの民法 (Kitab Undang-Undang Hukum Perdata) は契約や商業行為に関する多くの一般的な権利義務について、インドネシア法の基礎を残し続けている。

インドネシアにおける法規制の構造

インドネシアにおける法規制の階層構造は以下のように整理できる。

1945年インドネシア共和国憲法(Undang-Undang Dasar 1945)：国や立憲的な取り決めにおける基礎として機能するもの

- ・議会令(Ketetapan MPR)：国民協議会の決定方針を記載するもの
- ・法律あるいは法律に代わる政府規制(Undang-Undang/Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang)、1945年インドネシア共和国憲法
 - により統治される項目を規制するもの
- ・政府規制(Peraturan Pemerintah)：法律を導入するもの
- ・大統領令(Peraturan Presiden)：法律あるいは政府規制によって義務付けられた項目をカバーするもの
- ・州令(Peraturan Daerah Provinsi)：関連する州の地方自治・法律・政府規制・大統領令を導入するもの
- ・県/市町村規制(Peraturan Daerah Kabupaten/Kota)：地方自治や、関連する県/市に関する法律・政府規制・大統領令の原則を導入するもの

上述の階層構造は、法律や規制の間で対立が生じた場合にどの法規制が優先されるかという問題を解決する際に用いられる。

また、インドネシア法においては上記階層構造には明示されていない、条約、慣習(adat)、判例(jurisprudensi)、法律専門家の意見といった法源(doktrin)も認識されている。判例や法律専門家の意見は、法務当局を拘束する法源ではなく、法律の適用に関してのみ参照される。

国家統治システム

インドネシアは大統領制の共和制であり、独立した議会、司法組織を有する。国家統治システムの主な構成要素は以下の通りである。

- ・インドネシア共和国大統領：任期5年で選出される。大統領は国家元首、政府首脳、閣僚会議 (インドネシア内閣) の議長および選挙人であり、インドネシア軍の最高司令官でもある。
- ・人民評議会 (Majelis Permusyawaratan Rakyat、MPR)：大統領を弾劾する権限を持つ最高代表・法律制定機関である。人民代表会議 (Dewan Perwakilan Rakyat、DPR) と地域代表会議 (Dewan Perwakilan Daerah、DPD) の2つの議院または会議室で構成されている。すべての法律はDPRによって可決され、DPRは行政を監督する役割も担っている。DPDの権限は、地方自治関連、中央政府と地方政府の関係、地域の形成・拡大・合併、天然資源などの経済資源管理、中央政府と地方との財政バランスに関する法案に限定されている。
- ・最高裁判所 (Mahkamah Agung)：インドネシアにおける最高レベルの司法機関。大統領が最高裁判所の裁判官を任命する。すべての民事紛争は、まず州裁判所 (Pengadilan Negeri) で審理され、その後、中間上訴裁判所である高等裁判所 (Pengadilan Tinggi) で審理される。その他、破産や倒産、知的財産権に関する裁判を行う商事裁判所 (Pengadilan Niaga)、権利や利益、解雇、企業内の労働組合間の紛争に関する裁判を行う産業関係裁判所 (Pengadilan Hubungan Industrial) がある。さらに、政府に対する行政訴訟を審理する国家行政裁判所 (Pengadilan Tata Usaha Negara)、特定の宗教事件を審理する宗教裁判所 (Pengadilan Agama)、軍における司法権を有する軍事裁判所 (Military Court) がある。
- ・憲法裁判所 (Mahkamah Konstitusi)：インドネシアにおいて憲法に基づく司法を行う権限を有する司法機関である。憲法裁判所は、最高裁判所と同じ立場にあり、法律の合法性、政党の解散、総選挙、国家機関の権限の範囲に関する紛争を審理する。省庁に加え、政策の策定、監督、実行を実施するうえで重要な役割を果たす様々な国家機関等(badan, instansiまたはlembaga)が存在する。
- ・インドネシア内閣 (Kabinet Indonesia)：大統領によって任命され、調整担当大臣、部局担当大臣、国務大臣、および特定の非大臣職 (法務大臣、官房長官、インドネシア軍司令官、インドネシア国家警察長官、大統領府スタッフ長、国家研究・イノベーション機関長、ヌサンタラ首都当局長) で構成されている。国務大臣と部局大臣が、指定された分野の特定の規制権限を持つ省庁を率いている。

- ・国の省庁、部局、機関インドネシアの法律や規制の実施は、様々な省庁、団体、機関によって策定、実施されており、その多くは、セクター固有の権限（石油・ガス産業の規制権限など）や地域固有の権限（土地利用の規制権限など）を持っている。貿易省や工業省など、複数のセクターに権限を持つ規制当局もあり、権限の重複はよくあることである。省庁は総局に細分化され、総局は省庁の責務の一部について特定の権限を持つことがある。

省庁のほかにも、政府の政策の策定、監督、実施に重要な役割を果たす国家補助機関を含むさまざまな国家機関、機関、組織がある。これらの機関の報告系統は、大統領に直接報告するもの、大臣に報告するもの、立法府に報告するものなど様々である。一般に、さまざまな国家機関はジャカルタに本部を置くが、地方事務所を置くこともある。これらの地方事務所は、同じ地域で活動する地方政府機関とは区別して考える必要がある。ただし、インドネシアの首都は、ヌサンタラのさらなる発展と並行して、2024年からジャカルタからイブ・コタ・ネガラ・ヌサンタラに移転することが計画されており、この計画は首都に関する法律2022年第3号に定められている通りである。

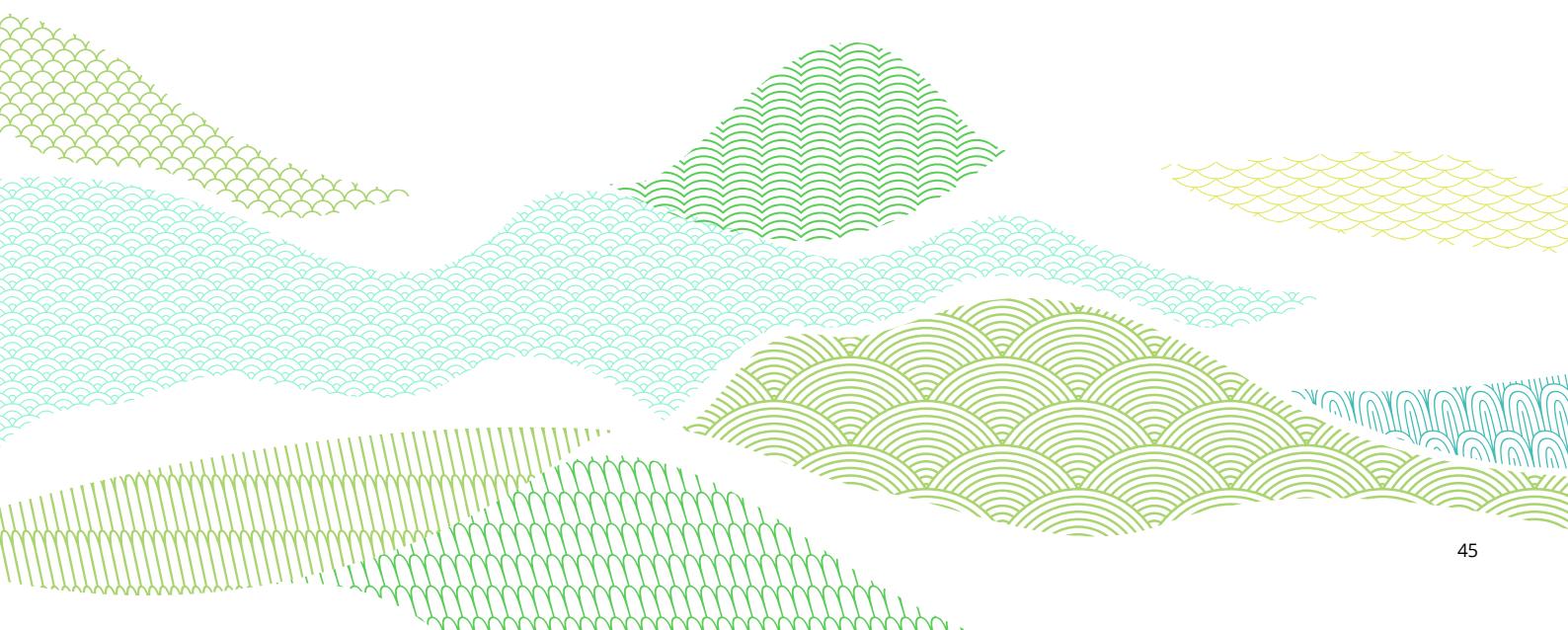
地方政府と地方自治

地方政府 (pemerintahdaerah) とは、インドネシアの州政府と摂政・市町村政府のことである。インドネシアには34の州 (provinsi) があり、さらにパプアの4つの州が新たに設立されたため、合計38の州がある。それぞれの州には、州議会と州知事 (gubernur) がある。各州はさらに、レジエンシー (カブパテン) とコミューン (コタ) に分けられ、それぞれ議会と首長 (レジェント (ブパティ)、メイソン (ワリコタ)) を持っている。ほとんどの面で、レジエンシーとコミューンは州から法的に独立している。地方自治体の長は、地方議会 (DewanPerwakilanRakyatDaerah) の承認を得て、国から独立した地方規則を制定する権利を有する。

インドネシアは1999年に成立した法律に基づいて地域自治を確立し、2014年に改正され、オムニバス法によってさらに改正された。このような法律に基づき、国政に留保されている外交、防衛、司法、宗教、財政・金融に関する政策を除くすべての事項について、国政と地方政府が規制権限を共有することになる。

また、一部の法令では、特定の分野や業務に関する権限を国レベルで保持することを定めている。国法と地方法の間に矛盾がある場合、インドネシアの立法階層において地方法よりも上位に位置するため、国政府が制定した法律が優先される。

州の役割は、主にレジエンシーとコミューンの内部事項を調整し、地域の政策立案者として機能することである。詳細には、レジエンシーやコミューンは、地方政策や小規模な計画を策定することを目的とした州と同じ役割を担っている。しかし、州の規定とレジエンシーおよび/またはコミューンの規定が矛盾する場合、その規定の適用における確実性と一貫性を確保するため、州の規定が優先されるものとする。さらに、地域行政は、「ダイナ」と呼ばれる地域サービス機関を通じて実施されることが多い。この地域サービス機関またはディナスは、それぞれの地域長がそれぞれの部門／関連分野に従って行政活動を行うのを支援する責任を負っている。



B. インドネシアのビジネスにおける法律及び規制の概要

1. 事業の開始

インドネシアは、若く豊富な労働力、豊富な天然資源、成長市場といった要素により、投資先として人気がある。インドネシア政府は、インドネシアの天然資源開発や公共インフラの整備など、外国人投資家の投資機会を拡大することで、より多くの投資を呼び込むために努力している。

一方で、外国投資を後押しするという政府の目標にもかかわらず、外国直接投資の規制には、地元企業、労働力、商品とサービスに対するいくつかの保護、および最低限の地元所有権の要件が含まれている。

関連法に基づき、外国人または外国企業は、駐在員事務所(Rep-Office)または有限責任会社(外国直接投資会社-Penanaman Modal AsingまたはPMA会社として知られる)を設立することにより、インドネシアに拠点を設立することができる。

PMA会社を通じて実施される提案された外国直接投資は、既存の地元企業の株式を取得するか、または新しい会社を設立する方法のいずれかによつて行うことができる。

外国人投資家は、外国企業駐在員事務所(KPPA)、外国貿易会社駐在員事務所(KP3A)、建設サービスプロバイダー駐在員事務所、外国電力サポート駐在員事務所など、いくつかの種類の駐在員事務所を通じてインドネシアでビジネスを行うこともできる。これらについて順番に解説する。

外国企業駐在員事務所および外国貿易会社駐在員事務所

外国企業の駐在員事務所の主な目的は、営業活動、関連会社との連絡調整、その他の非営利活動(商品の展示、市場調査の実施など)に従事することである。KPPAは、インドネシアで現地の企業や個人と商品や商業サービスの契約/売買取引を行うなど、営利活動を行うことを法律で禁じられている。

一方、KP3Aの主な目的は、KP3Aの営業を促進することである。注目すべきは、KP3Aは貿易関連企業・商社の場合のみ活用可能であるということである。KP3Aは、入札への参加、契約の締結、請求の解決、およびそれに関連する活動を含む、直接取引および売買活動を行うことを禁じられている。

KPPAおよびKP3Aの設立申請は、オンラインシステム、すなわちオンライン・シングルサブミッションシステム(OSSシステム)を通じて行うことができる。どちらのタイプの駐在員事務所も、営業活動のほか、関連する関連会社と連絡調整、その他の非営利活動に従事することを目的としている。これらの駐在員事務所は、契約を結ぶことが可能であるが、インドネシアでの事業活動に従事して、自ら利益を上げることは制限されている。

建設サービスプロバイダー駐在員事務所

外国の建設会社(Badan Usaha Jasa Konstruksi AsingまたはBUJKA)は、インドネシアでのプロジェクトに係わる入札に参加してし、建設サービスを実施するために、駐在員事務所(Badan Usaha Jasa Konstruksi Asing駐在員事務所またはBUJKA RO)の形でインドネシアに設立することができる。BUJKA ROは、通常の外国企業の駐在員事務所や外国貿易会社の駐在員事務所とは異なり、利益を発生しうる事業への参画も可能性である。

建設サービスを実行する前に、BUJKA ROはOSSシステムを通じて関連するライセンスを取得する必要がある。BUJKA ROは、大規模事業体の資格を持ち、リスクが高い事業、ハイテクノロジーが必要とされる事業、または大規模市場セグメントでのみ建設サービスを実施できる。さらに、BUJKA ROは、インドネシアで建設サービスを実施するために、大規模な事業体の資格を持つ地元の建設会社(Badan Usaha Jasa Konstruksi NasionalまたはBUJKN)との共同事業にも参加する必要がある。共同運用パートナーとしてBUJKNが実施しなければならない建設工事の一部は次のとおりである。

- 建設工事および統合建設工事に関しては、作業額の最低30%をBUJKNが実施し、作業の50%をインドネシア国内で実施
- 建設コンサルタントに関しては、作業額の最低50%をBUJKNが実施する必要があり、すべての作業はインドネシア国内で実施

外国電力サポートサービス駐在員事務所

外国の電力支援サービス会社は、駐在員事務所を設立することにより、インドネシアで事業活動を行うことができる。BUJKA ROと同様に、外国電力支援サービス駐在員事務所も、収入を伴う活動を行うことが可能となる。

外国電力支援サービス駐在員事務所は、事業活動を行うにあたり、事業体認証および電力支援サービス事業許可を取得する必要があり、以下に示すとおり、発電所のコンサルティング、発電所の建設・設置、および発電所の保守に関する事業活動のみに従事可能である。

- 最低プロジェクト額が1,000億ルピアの発電所の建設や設置など、高付加価値の電力支援サービス活動
- 最低プロジェクト額が100億ルピアの電力プラントの設置または発電所の保守に関するコンサルティングサービスに関する高付加価値の電力支援サービス活動

有限責任会社

投資という観点において、インドネシアの企業は、以下のように区分される。

- 外国資本投資会社(PMA会社):最低2名の株主が一定の最低資本金を所要とする外国株式を保有し、法務省(MOLHR)およびOSSシステムに登録され、OSS機関(現在、当機関はBKPMが管理)および他の関連部門当局によって認可された、財政的優遇措置および他の投資優遇措置を受ける権利を有する会社
- 国内設備投資会社(PMDN会社):最低2名の株主によって設立された国内株式のみを保有し、財政的優遇措置および他の投資優遇措置を受ける権利があり、MOLHRおよびOSSシステムに登録され、OSS機関(現在、当機関はBKPMによって管理されている)および他の関連部門当局によってライセンスを付与される会社

実務上は、外国企業がインドネシアで事業活動を行い、外国投資を受け入れる場合は、PMA会社を設立するか、インドネシア企業の株式を取得することで事業活動を行っていく。インドネシアで事業を行うためには、外国企業は事業活動に応じてセクター別に必要とされるライセンスを取得する必要がある。特定の業界や場所によっては、追加要件が付される場合がある。

国営企業

インドネシアには、2つのタイプの国営企業(BUMN)が存在する。

- Perseroは、利益獲得のための商業活動に従事し、51%以上の株式を中央政府が保有する有限責任会社
- Perumは、公的サービスを提供することが目的とし、全株式を中央政府が保有(シェアキャピタルを除き)する事業体

しかし、実務的には、これらの2つのタイプの境界は不鮮明なものとなっている。例えば、政府はPerseroに対して、公共サービスの提供義務を課しつつも、利益幅の薄いビジネスのパイオニアとなることや、中小企業・共同組合等と密接な関係を維持しつつも、小規模ビジネスや中小企業の支援を義務付けることがある。⁹⁵

このため、これらの国営企業は政府の規制や政策の対象となり、国益との整合性が確保されている。国有企業大臣は、これらの企業を監督および管理し、効率的かつ政府の期待に沿って運営されるように指導している。

地方公営企業

地方政府は、地方公営企業(Badan Usaha Milik Daerah: BUMD)を設立する権利を有する。実務上、2種類の地方政府所有企業がある。1つは利益目的の公営企業(Perusahaan Perseroan Daerah)、もう一つは公的機能を実行する公営企業(Perusahaan Umum Daerah)である。

村落公営企業

資産の有効活用、投資や商業の推進、もしくは当該村地区の発展のため、伝統的な村落地区による独立又は合同のコミュニティ(BUMDes)による商業活動が存在する。村落公営企業は、その必要性や目的に従い、単独株主による有限責任の形式での企業設立を可能にすることで、保有する資産や商業活動の管理に関して柔軟性が認められている。この柔軟性については、先頃公布されたオムニバス法により認められているが、詳細については今後議論がなされる予定である。

公共サービス機関

中央政府あるいは地方政府組織は、公的サービスを商品やサービスの販売という形で非営利ベースで提供するため、公共サービス機関(Badan Layanan Umum: BLU)を設立することができる。BLUの例としては、Indonesia Investment Agency (Pusat Investasi Pemerintah: PIP) や、ジャカルタ市内のバス交通システムを運営するBLUトランスジャカルタがあげられる。

⁹⁵ Under Indonesian company law concept, the main purpose and objective of a limited liability company is to generate profit and conduct business activities based on its KBLI (Indonesia Classification Business Code) as mentioned in Articles of Association. However, SOE companies which have a "Persero" status, such may also have public service obligations as assigned by the government.

ポジティブ投資リスト

2021年2月2日、ジョコウィ大統領は、インドネシアへの投資に関する大統領規則2021年第49号(ポジティブ投資リスト)により、それまでの大統領規則2021年第10号を改定した。ポジティブ・インベストメント・リストは、経済のより多くのセクターを外国投資に開放することを目的とした政府の政策であり、以前はネガティブ・インベストメント・リスト(大統領令2016年第44号)で規定されていた、外国投資に制限されていたセクターの数を大幅に減らすものである。)。ポジティブ・インベストメント・リストでは、多くのセクターで外国籍による100%までの所有を許容するとしている。

以前のネガティブ投資リストには、海外投資に対してクローズまたは一部が開放された事業活動の概要が示されていた。現在のポジティブ投資リストでは、一般的な原則は、ポジティブ投資リストの下で制限されているものを除いて、外国投資に対して100%オープンであると示している。

ポジティブ投資リストの下での外国所有の制限:

- ・国内投資家(協同組合、中小企業)向けに保護された事業活動
- ・制限付きで外国の所有に開放されている事業活動
- ・特別なライセンス要件に従う事業活動
- ・アルコール飲料の管理・監督分野において、個別の法令で限定的かつ厳重に監視・規制されている事業活動

ポジティブ投資リストによって課される外国投資の条件には、外国人株式保有比率の上限設定や現地のパートナーに関わる要件、中小企業や協同組合向けの特定の分野の保護規定、特別なライセンス要件などがある。インドネシアへの投資を促進することを目的としている一方、今般発行されたオムニバス法では、有害な性質のために特定の種類の制限付きセクター/事業活動をポジティブ投資リストに追加している。

オムニバス法は、企業が以下の活動を行うことを制限している。(i)クラス1麻薬の栽培と生産、(ii)ギャンブル/カジノ、(iii)絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)の附属書に掲げる特定の種類の魚種に関する漁業、(iv)生きている/最近死滅したサンゴ(天然のサンゴを含む)を建築材料/石灰/カルシウム/水族館/お土産/宝石に利用するための収集、(v)化学兵器の製造、(vi)工業用化学品およびオゾン層破壊物質の製造。さらに、オムニバス法は、中央政府のみが行うことができる特定の事業活動について、民間企業が行うことも禁止している。

ポジティブ投資リストは、一般的にインドネシア標準産業分類(Klasifikasi, Baku, Lapangan, Usaha Indonesia、またはKBLI)に基づく事業セクターを規定するものである。KBLIは、国連の国際標準産業分類(ISIC)やASEAN共通産業分類などをもとに開発された。KBLIは定期的に更新され、最新版(本書発行時点)は2020年9月24日に制定された。

BKPMは、登録と承認の審査と処理の一環として、提案された投資に適した事業セクターを特定した。提案された事業活動の中には、DPI(Daftar Positif Investasi またはPositive Investment List)あるいはKBLIの1つのカテゴリーに明確に分類されないものがある。複数のカテゴリーが当てはまる場合、または当該ビジネス活動がどのカテゴリーにも当てはまらないように見える場合がある。このような場合、投資家は正式な申請を提出する前に、BKPMに予備的な意見を求めることが勧められる。

ポジティブ投資リストの制限とは別に、法律や規制には、特定のビジネスセクターへの外国資本の関与に関するさらなる制限や条件がある場合がある。このような条件には、外国企業に対する特別なライセンス制度、能力/生産要件、または人員要件が含まれる場合がある。したがって、提案された外国投資の法的な面からの実現可能性は、ポジティブ投資リストと適用されるセクター別規制などのすべての面両方を参照して検討されるべきである。

また、ポジティブリストでは、研究開発に重点を置き、金属、石油精製、再生可能エネルギー、海上輸送などの先駆的な産業を含む複数の事業部門で構成される246の「優先セクター」を紹介している。

重点分野に投資する外国企業は、財政上の優遇措置(免税措置、税額控除、輸入関税の免除など)、および非財政上の優遇措置(ライセンス、労働許可証、エネルギー、原材料、労働力、インフラなど)を受ける資格がある。

ノミニー行為の禁止

雇用創出の関する法律2022年第2号に代わる政府の規制の制定に関する法律2023年第6号で改正された投資に関する法律第2007年第25号は、他の利益のために会社の株式を保有する取り決めをさらに厳しく制限するものである。このような取り決めは、法律により無効とみなされる。ノミニーの取り決めには、インドネシアの個人または団体が、外国の当事者に代わって株式または所有権を保有することが含まれ、基本的には外国国籍の所有権制限を回避するための「代理」所有者として機能する。この制限は、PMA企業と国内企業の両方に適用される。ただし、ノミニーアレンジメントの制限の主な目的は、外国投資家に代わって国内の当事者が株式を保有することにより、インドネシアの外国投資制限を回避するために行われる可能性のある調整機能を禁止することである。

受益権開示を促進する精神に基づき、政府は、マネーロンダリング犯罪及びテロ資金供与の犯罪行為の防止及び撲滅の枠組みにおける企業の受益者識別の原則の適用に関する大統領令第2018年第13号を通じて、あらゆる形態の事業体(有限責任会社、財団、協会、協同組合、有限パートナーシップ、商業パートナーシップ、その他の形態の事業のいずれか)に、いわゆる「受益権把握」原則を実施することを求めている。この規制に違反した場合、現行の法令に基づく制裁措置の対象となる可能性がある。

PMA会社の設立

PMA会社は、OSSシステムを通じて発行された投資ライセンスを取得することにより、定款に記載されている特定の「事業部門」を遂行するためのみ設立される。さらに、PMA会社は、各事業活動または関連規則で別段に定められている各活動に対して少なくとも100億ルピアの発行および払込資本を持ち、100億ルピアを超える投資額(土地および建物を除く)で設立されなければならない。PMA企業は、KBLIを参照して、インドネシアのポジティブ投資リストに基づく外国人所有のしきい値の対象となる。

外国投資家は、特にPMA会社を設立するため、以下のステップを実行する必要がある。

- ・公証人の前での、PMA会社設立証書及び定款の制定
- ・電子登録システム (AHU Online) を通じての設立証書の申請及び設立証書の官報での公告
- ・インドネシアの銀行口座の開設及び資本金の預け入れ
- ・納税者番号 (Nomor Pokok Wajib Pajak: NPWP) 及び納税者登録証明書 (Surat Keterangan Terdaftar Wajib Pajak)
- ・住所証明書の取得 (ジャカルタ首都特別州は除く)

会社設立手続きに続けて、会社は商業活動の開始・従業員の雇用・建設の開始・資本財の輸入やその他の活動の実施を可能にするため、様々なライセンス・認可・承認を取得する必要がある。これらにはビジネス識別番号 (Nomor Induk Berusaha: NIB) も含まれ、このビジネス識別番号は会社登録証明 (Tanda Daftar Perusahaan: TDP)、輸入識別番号 (Angka Pengenal Impor: API) 及びカスタムフィギュアとしても機能する。当該規定はオムニバス法と統合され、会社設立手続きにおける企業のビジネス登録と、TDPの取得を規定した会社登録義務に関する法律1982年第3号の取り消しによりTDPの取得要請は停止され、単一のNIBに切り替えられることになる。

2007年以前は、BKPMプリンシブルライセンスにより、PMA会社の株式の一部を一定期間後(一般的には商業活動開始から15年経過後)にインドネシアの株主に譲渡することが求められていたが、現在は廃止されている。2007年投資法は、PMA会社に対する原則的な投資撤退要請を撤廃した。しかし、2007年投資法の公布前に設立されたPMA会社や規制産業(例えば採鉱など)を運営する会社は、引き続き投資撤退要請の対象となっている。投資ライセンスおよびファシリティのガイドラインと手続きを定めたBKPM規制2021年第4号は、PMA企業は、以前の承認/ビジネスライセンスに記載されている売却義務を履行することを求めている。当該株式は、インドネシア市民もしくは100%インドネシア人が保有する会社にのみ売却することが認められる。当該売却には、株式の直接売却とインドネシアの証券市場を通じての売却の2つの方法がある。さらに、法務人権省の承認と現行の法律及び規制の遵守を条件として、株式買戻しを実施する機会が与えられる。

この売却義務には例外規定があり、以下の要件を満たした場合にのみ適用される。

- ・PMA会社が100%外資系企業でない場合、既存のインドネシアの株主が株式の追加取得する意思ない旨に合意すること
- ・PMA会社が100%外資系企業である場合、株主は、インドネシアの第三者に株式を売却する約定/合意がないことを明言すること

作品解説	最初の月				2ヶ月目				3ヶ月目			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
1 会社名申請	■											
2 PMA会社の設立証書(DOE)草案の起草と準備		■										
3 PMA会社のDOEの最終化と実行		■										
4 MOLHRが発行したPMA会社の設立承認を取得し、 国家官報におけるPMA会社の法人の公表		■										
5 OSSシステムへの投資データベース登録		■										
6 ビジネス識別番号(NIB)の取得(会社登録証明書 (TDP)、一般輸入者識別番号(Angka Pengenal Importir – Umum / API-U)、および税関アクセス (akses kepabeanan)の取得を含む。			■									
7 納税者番号(NPWP)の取得			■									
8 会社の銀行口座の開設(スケジュールと必要書類は 関連銀行によって異なる)			■									
9 課税対象起業家確認書の取得(Surat Pengukuhan Pengusaha Kena Pajak - SPPKP)				■								
10 ビジネスライセンスの取得(まだ有効ではない)		■										
11 ビジネスライセンスに定められたコミットメントの履 行(運用/商用ライセンスを含む)(必要な場合)		■										
12 ビジネスライセンスの取得(有効)									■			

注:実務上は、PMAの設立を完了し、すべてのライセンスを取得するために必要となる期間は、関連当局が要求する文書の入手可能性による。申請は、当局が書類が揃っていると確認された後に、受理される。

図22: PMA企業設立のタイムラインと基本ライセンス

番.	作業の説明	1ヶ月			2ヶ月目				3ヶ月目			
		2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
1	会社名の予約											
2	PMA会社設立書(DOE)の起草・準備											
3	PMA会社のDOEの最終化と実行											
4	MOLHRが発行したPMA会社の設立の批准を取得し、国家官報におけるPMA社の法人の公表を行う											
5	OSSシステムへの投資データベース登録											
6	事業識別番号(NIB)の取得(取得を含む)会社登録証明書(TDP,一般輸入者識別番号(Angka Pengenal Importir-Umum/API-U)、および税関アクセス(akses kepabeanan)).											
7	会社の銀行口座を開設する(タイムラインと必要書類は関連する銀行によって異なります)											
8	課税対象の起業家確認の取得(Surat Pengukuhan Pengusaha Kena Pajak - SPPKP)											
9	課税事業主確認書(Surat Pengukuhan Pengusaha Kena Pajak - SPPKP)の取得											
10	ビジネスライセンスの取得(まだ有効ではありません)											
11	業務ライセンス(必要に応じて)を含む、ビジネスライセンスに定められたコミットメントの履行											
12	ビジネスライセンスの取得(有効)											

注:実務上は、PMA会社の設立及び全てのライセンスの取得にかかる期間は、関連当局から求められる書類の入手状況による。これらの書類が完全に揃ったことを当局が確認後、登録プロセスに入ることとなる。

オムニバス法

2020年11月2日、インドネシア政府は、オムニバス法を制定した。これは、インドネシアの経済成長及び投資推進のため、より良いビジネス環境を求めていたインドネシアの事業主を含む利害関係者が待ち望んでいたインドネシアの法律である。オムニバス法の主な目的は、投資の拡大促進によるインドネシア人の雇用機会の増大である。オムニバス法が公布される前は、ビジネスと投資に関する規制の枠組みにおいて、異なる法令の規制内容が重複し、その結果、経済成長が鈍化し、雇用機会の不足をもたらしていた。

インドネシア政府は、オムニバス法を投資を妨げる既存の規制枠組みのすべての条項を修正または削除する法的手段にすることを意図している。オムニバス法は、さまざまなセクターをカバーする既存の78の法律の規定を修正、削除、または追加するものである。この法律は、以下の事項を扱う10の主要な「クラスター」をカバーする186の条項を含む15の章で構成されている。

- 投資エコシステムとビジネスの改善
- 雇用
- 中小企業の施設、保護、及び権限付与
- ビジネス環境
- 研究開発のサポート
- 用地取得
- 経済特区
- 中央政府の投資と国家戦略プロジェクトの加速
- 雇用創出を支援するための政府行政の実施
- 制裁の賦課

オムニバス法は、事業セクターに直接影響を与える投資とライセンスに関して、インドネシアで事業を行う際の負担を軽減する実質的な打開策を導入している。ライセンス要件に関しては、企業にとってこれまで以上に単純なライセンス制度となっている。以前の制度とは異なり、各事業に必要なライセンスは、事業活動によってもたらされるリスクと潜在的なリスクに基づいて決定される。オムニバス法は、健康、安全、環境及び資源の側面を考慮に入れることにより、ビジネスリスクを以下の3つのカテゴリに分類している。

• 低リスクの事業活動

低リスクの事業活動として分類される場合、事業活動を実施するための登録の証明として事業識別番号 (NIB) のみの取得が要求される。

• 中リスクの事業活動

この分類は、medium-lowリスクの事業活動と中高リスクの事業活動で構成される。medium-lowリスク及びmedium-highリスクの事業活動に分類される場合は、NIB及び標準証明書 (Sertifikat Standar) の取得が要求される。

ただし、medium-lowリスク及びmedium-highリスクの事業活動の標準証明書は異なる点に留意が必要である。medium-lowリスクの事業活動の標準証明書は、事業活動を行うためのすべての要件を満たしているという起業家からの声明である一方、medium-highリスクの事業活動の標準証明書は、実施するための要件の充足の証明として中央/地方政府によって発行される。

• 高リスクの事業活動

高リスクの事業活動に分類される場合は、NIBとライセンスの取得が要求される。ライセンスは、事業活動を実施するために中央/地方政府から付与されものであり、事業活動開始前に取得する必要がある。

リスクベースのライセンス制度は、前述の規制の枠組みの下でのライセンス要件の複雑さを合理化するものである。このアプローチでは、すべての事業活動がライセンスの取得を要求されるわけではない。

また、オムニバス法は、15のセクターの法及び規制におけるライセンス要件を合理化するものである。現在、その活動を実行するために各事業に対して取得しなければならない多くの異なるライセンスがあるが、オムニバス法の下では、企業は事業活動を行うため、中央政府によって付与された単一の事業許可（上記のリスクベースの分類に従う）のみの取得が要求される。これらは、以下を対象としている。

- a. 海運事業及び漁業
- b. 農業
- c. 林業
- d. エネルギー及び鉱物資源
- e. 原子力
- f. 産業
- g. 貿易、法定測量（測定及び測定機器への法的要件の適用）、ハラール製品の保証、及び適合性評価の標準化
- h. 共事業及び公営住宅
- i. 輸送
- j. 健康保健業、製薬、食品
- k. 教育と文化事業
- l. 観光
- m. 宗教問題
- n. 郵便、電気通信及び放送
- o. 防衛と保安

オムニバス法は、ライセンス取得の合理化に加えて、関連する各セクションで個別に議論される投資関連の打開策も提示している。ただし、オムニバス法により導入された規定の多くは、完全に有効になるために下位の細則が必要となることに留意が必要である。インドネシア政府からのメッセージは、この法律とその施行規則がインドネシア経済のさらなる成長を支えるため、投資とビジネスの環境を加速し、よりフレンドリーなものにすることを意図していることは明らかである。

2021年11月25日、インドネシア憲法裁判所は、オムニバス法に関する正式な司法審査のために2020年10月15日に提起された請願に関連して、判決第91/PUU-XVII/2020（「MK判決」）を下した。憲法裁判所は現在、オムニバス法の制定が1945年のインドネシア共和国憲法に違反していると判断し、これは立法手続きの誤りに起因している。したがって、裁判所はさらに、インドネシア政府に対して、オムニバス法の欠陥を修正するための矯正措置を実施するよう求めている。

さらに、MK決議が下された後、2年以内にインドネシア政府によって改正を完了しなければ、オムニバス法は永久に違憲とみなされなければならないと述べている。

そのため、現行の施行規則を含むオムニバス法は、今後2年間は有効であると理解されている。最終的に、オムニバス法の実施は、2022年12月30日に発行された政府令第2号「ジョブ・クリエーションに関する法律における政府令第2号の制定に関する法律」によって更新された。2023年3月31日時点で、オムニバス法は政府令第2号「ジョブ・クリエーションに関する法律における政府令第2号の制定に関する法律」によって最終的な法規として確定していた。オムニバス法は、規制の複雑さに対処し、経済成長をより助長する環境を提供することを目指しているにもかかわらず、特に労働団体や環境保護主義者の間で議論を引き起こしている。

インドネシアの会社法

インドネシアの有限責任会社(Perseroan Terbatas)は、会社法に準拠する法人であり、株主とは異なる事業体である。MOLHRによって会社設立が承認されると、株主の有限責任が有効になる。会社の定款に署名してからMOLHRの承認を得るまでの間、会社の設立者はパートナーとみなされ、提案された会社の債務について引き続き責任を負う可能性がある。実際には、新設会社は、大臣の承認が得られた後すぐに、設立者の義務がすべて適用され、新設会社の最初の株主総会でそのような義務を規定することになる。

会社法は、株主が会社の名前で行われた詐欺やその他の不正行為の責任を問われる可能性がある「piercing the corporate veil」という概念を認めている。株主は、法定機関として会社を設立するための要件が満たされていない場合、株主が直接または間接的に悪意を持って会社を個人的利益のために利用した場合、株主が会社によって行われた不法行為に関与した場合、株主が直接または間接的に会社の資産を不法に利用し、会社の資産が会社の負債を決済することが困難になった場合において、会社の行為に対して責任を問われる可能性がある。

オムニバス法のガバナンスにより、有限責任会社は、一定の要件の下で1人の創設者によって設立される場合がある。オムニバス法は、最低2人の株主の要件から免除される新しいタイプの有限責任会社を追加している。地域所有企業、村落所有企業、零細小規模企業の基準を満たす企業は、一人の個人によって設立されることがある。そのため、MOLHRに設立声明を登録することにより、事業が零細および小規模企業として分類されている場合、個人が有限責任会社の形で単一株主法人を設立することが認められている。零細企業および小規模企業の基準は、株主数を含む事業の純資産と年間売上高に基づいている。ただし、そのような会社が零細・小規模企業に分類されなくなった場合、または1人以上の株主がいる場合は、通常のタイプの有限責任会社として再分類されることに留意が必要である。

コーポレート・ガバナンス

インドネシアにおいて、会社の活動は取締役会(BoD)、コミサリス会(BoC)、株主総会(GMS)の3つの組織により統治される。取締役会は日々の会社経営に対して責任を持つ。コミサリス会は会社経営を監督し、取締役会に助言を行う責任を持つ。株主総会は、会社法や定款に規定される範囲内で、取締役会又はコミサリス会に与えられていない全ての権限を有する。

取締役会

取締役会は会社経営に関与する。取締役会は少なくとも1名(公的資金の收受・運用を行う会社を除く。公募社債を発行する会社あるいは上場会社の場合は、少なくとも2名の取締役が必要)により構成される。

取締役は、一定期間選任され、再任されることが可能である。取締役会の構成に変更があった場合(新たな任命、交代、または解任)、取締役会は、GMSの日付から30日以内に法務人権省に対して任命、交代、または解任を通知して、承認を得ることが必要となる。各取締役およびその家族は、後日、会社の特別登記簿に登録するため、所有する株式を報告する必要がある。

加えて、例えば保険会社は少なくとも3名の取締役を必要とし、さらにそのうちの1名はコンプライアンスに関する専門性を有することといったように、特定の産業とセクターにおける規定によって、特定の会社に取締役の最低員数が求められることもある。

コミサリス会

コミサリス会は会社経営を監督する責任を持つ。コミサリス会は少なくとも1名により構成される。コミサリスは全ての株主及び取締役及び他のコミサリス会メンバーから独立した立場の者から選定され、会社定款によって規定される。コミサリスは一定の任期があり、再任されることも可能である。

コミッショナー委員会のメンバーは、一定期間任命され、再任されることが可能である。コミッショナー委員会の構成に変更があった場合(新たな任命、交代、または解任)、取締役会は、GMSの日付から30日以内にMOLHRに通知し、任命、交代または解任にかかる承認を得る必要がある。さらに、コミッショナーおよびその家族は、後日、会社の特別登記簿に登録するため、所有する株式を報告する必要がある。

保険業界など特定の業界やセクターの規制により、コミサリス会の最低構成員数(インドネシアの保険会社の場合、最低3名の委員(うち半数は独立委員))が定められている場合があり、これを遵守する必要がある。

企業の社会的責任

企業の社会的責任(CSR)は、複数の法的枠組みの下で義務付けられており、CSR規則は、鉱業、石油・ガス、プランテーションなどの天然資源セクターで事業を行う企業にとって特に厳格に適用される。インドネシアのCSRは、経済成長と社会福祉および環境の持続可能性のバランスを取り、企業が社会に積極的に貢献することを奨励している。CSRの施行は様々で、規制の枠組みを強化し、セクター全体での効果的な実施を確保するための継続的な取り組みが行われている。また、企業は、CSRプログラムの実施状況を会社の年次報告書に記載し、株主に対して開示することが義務付けられている。

非公開会社における資本・株主構成

会社法は当初、インドネシア企業の最低授権資本金は5,000万ルピア(約3,565米ドル)であり、その授権資本の少なくとも25%を全額払込しなければならないと規定している。しかし、この要件は、オムニバス法および政府規則2021年第8号「零細・小規模企業に分類される会社の設立、変更、解散のための会社授権資本および登録」によって更新され、株式会社の授権資本は会社の創設者の合意に基づくべきであると定められている。そのため、創設者は、会社のニーズと目的に応じて、有限責任会社を設立する際に承認された資本を柔軟に決定できる。ただし、特定のセクターでは、より高い自己資本要件が課せられる場合がある。PMA企業の場合、最低発行資本金および払込資本金は100億ルピアまたはその相当額であり、最低総投資額は100億ルピアまたはその相当額を超え、1年間の運転資金、機械など、土地と建物が除外される。資金調達は、(i)資本、(ii)利益剰余金(事業拡大に適用)、(iii)ローンにより実施される。BKPMは、提案された投資に応じて、PMA企業により高い資本を必要とする場合があることに留意が必要である。

資本金は、市場価格または当該会社に関係のない専門家(鑑定人)により決定された合理的な価値に基づき、金銭またはその他の方法で払い込むことができる。不動産の形で払い込まれた場合は、設立証書の署名日もしくは株主総会による決定から14日以内に、1社もしくは複数社の新聞により公示されなければならない。

会社の資本金は、株主総会の承認を得て増資することができ、その増資はMOLHRに報告することが必要となる。資本の増加のために発行されたすべての株式は、最初に同じ分類の株式(新株引受権)の所有権に比例して、既存の株主のそれぞれに提供されなければならない。

企業は、資本金を減額することも可能である。減資は、株主総会の承認により実行される。取締役会は、当該株主総会決議について全ての債権者に対し、株主総会日から7日以内に1社もしくは複数社の新聞を通じて公示しなければならない。また、公示から60日間、債権者は理由とともに当該減資への反対意見を文書により会社に提出することができる(その際、法務人権省にもコピーを送る必要がある)。企業は、意見書の提出後、30日以内に返答しなければならない。減資する際には、合わせて法務人権省の承認に基づく定款の変更も行われる。減資は、株式の消却あるいは額面価額の減額のいずれかにより行われる。

インドネシア会社法は、全ての有限責任会社に対して最低2名の株主を求めている。会社の払い込み資本は、会社の持分を反映した株式ごとに分けられる。

株式の価値はルピアで表示されなければならず、発行された額面価額を保有する。全ての発行済み株式は株主登録名簿に記録され、これは取締役会により管理される。また株主には株主であることを証明するものが与えられる(株券)。また、取締役会は会社の株式、あるいは取締役会・コミサリス会のメンバーとその家族が所有する他の会社の株式について当該株式が取得された日付とともに、関連情報を含んだ登録簿を管理している。株主には株主総会に出席し議決権を行使する権利があり(特定の株式に議決権を与えないことも可能だが)、また配当及び清算時の残余財産の分配を受けることができる。

2. ジョイントベンチャー

外国投資家の関与するジョイントベンチャーは、新規のPMA会社として設立(「グリーンフィールド」プロジェクトや新規ビジネスの場合)、もしくは外国投資家が既存の会社の株式を取得することにより組成される。

ジョイント・ベンチャー設立の当事者は、通常、会社の定款の条項を補足するために、株主間契約書を締結する。契約書については、その条項が適用法、特に会社法のコーポレート・ガバナンスの必須要件、適用される外国投資規制、または公共政策の事項に反してはならないことを除いて、特に要件はない。法律2009年第24号と大統領規則2019年第63号との関係から、契約書は二言語(英語とインドネシア語)で作成され、インドネシア法に準拠することが一般的になる(外国法選択条項が執行可能な場合であっても)。一般的に、このような契約には仲裁条項が含まれ、当事者は地域の仲裁裁判所を選択することとなる。

インドネシアの国有企業は、通常BANI仲裁(国内仲裁)を強く希望する傾向にある。外国人投資家が国内投資家によって設立された既存のジョイント・ベンチャーの株式を取得する場合、既存の国内株主間でジョイント・ベンチャーまたは株主間協定が締結されていないことがあり、定款に基づくしかない場合もある。

合弁事業は、成長するインドネシア市場に参入しながら、現地の専門知識を活用したいと考える外国投資家にとって、引き続き戦略的な選択肢である。投資家は、適切な現地株主を見つけることに重点を置くことが重要である。

3. 買収及び合併 (M&A)

会社法は会社の合併、統合、買収、分割を規制している。合併は通常、議決権を有する株主の75%の同意があれば認められる。少数株主に対しては、特に「公正」でなければならない株式売却価格に関して、一定の保護が与えられている。合併の場合、存続会社がその名称と経営層を維持しない限り、被合併会社は新しい名称と経営層を採用しなければならない。

株式会社の合併は、1つまたは複数の会社が1つの存続会社に合併される場合に可能となる（他の会社または1つまたは複数の会社は同時に自動的に解散することとなる）。連結では、2つ以上の会社が合併して新たな事業体となり、元の各会社は自動的に解散する。買収では、個人または法人が会社の全株式または概ね50%超の株式を取得し、その結果、支配権が移転する。

独自的行為及び不公正な事業競争の制限に関する法律1999年第5号、独自的慣行または不公正な事業競争につながる可能性のある吸収合併又は新設合併、株式買収の評価に関するKPPU規則2023年第3号（競争法）に基づくと、会社はその取引が以下の要件に該当する限り、事業競争監督委員会（KPPU）に合併、統合又は取得を報告することが義務付けられている。

- ・関連する会社の資産額の合計が2.5兆ルピア超（全ての当事者が銀行の場合は20兆ルピア超）
- ・関連する会社の売上高の合計が5兆ルピア超
- ・取締役権の変更
- ・関連会社間でない取引
- ・インドネシアで資産および/または売上高を有する事業者間で行われる取引

事業体は、合併、統合または買収の効力発生後（または、OJK規則POJK.04 2017年第58号およびOJK規則POJK.04 2024年により改正されたOJK規則POJK.04 2016年第74号に基づき、非公開会社の場合は法務・人権大臣の承認、公開会社の場合はOJKの承認）、KPPUに通知する義務を負る。事業体はまた、合併、統合、買収が上記の閾値に該当すると考えられる場合、発効前（事前評価）にKPPUと協議する権利を有している。

この届出は、遅くとも合併、統合、買収の効力発生後30日以内に提出する必要がある。KPPUは、適用される報告義務を履行しない事業体に対して、10億ルピアから250億ルピアの金銭的制裁金を課す権限を有している。

M&Aの手続きは、上場会社と非上場会社で大きく異なり、開示義務の影響や少数株主への保護が強調されている。これらの違いを理解することは、M&Aを効果的に進める上で極めて重要な要素となる。

デューデリジェンス

一般に、インドネシアの会社に対してデューデリジェンスを行うことは、情報へのアクセスの困難性、公開情報の信頼性、法定企業文書、資産・資本あるいは土地所有権その他に関する阻害要因により、非常に困難であると考えられている。企業文書のデータや株式所有に関しては、依然として法務省の一般法務総局（Administrasi Hukum UmumまたはAHU）で購入することが可能である。さらに、非公開企業の財務報告書にはアクセスできず、また特定のセクター、特に金融サービスを含む一部のセクターを除いて、政府に対して定期的に財務報告書を提出する義務も存在しない。提出された財務報告書も一般には利用できない。インドネシア企業は社名簿（Berita Negara）に規定された形式で定款を公表する必要があるが、この情報は頻繁に不完全であり、企業設立後に行われた株式譲渡の記録などが抜け落ちていることがある。端的に言えば、(a)会社名、(b)株主、(c)取締役又はコミサリスの変更あるいは定款の変更は定期的に更新されておらず、公開情報は信頼できるものとは言えない。しかし、公開情報は、負担及び先取特権を除き、前述の事項に関する会社の履歴情報を一定程度立証することができる。ただし、公的記録は、債務と先取特権を除いて、前述の事項に関する会社に関するいくつかの履歴情報を確立することができる。

インドネシア企業に対するデューデリジェンスの実施は、データ管理が散在していること、正しいデータを記載している情報源へのアクセスが極めて困難であることなどの理由により、複雑なものとなる。多くの場合、企業は複数のシステムとデータ記録のために複数のデータセットを保有している。インドネシアでビジネスを行うために必要となるライセンス、許可、承認、および関連する報告要件も、複雑さを増している。

これらの義務は、主として性質上は行政上の事項と考えられるが、多くのケースでは警告、行政罰、ライセンスの一次停止、あるいはライセンスの失効を含む法律順守違反も見受けられる。さらに、ライセンスの条項にはライセンス保持者が実行すべき様々な義務や条件が課されており、これらが充足されているかについては文書による証拠により確認できないこともある。

非公開会社の買収

非公開会社の買収を実行するためには、主にインドネシア会社法と外国投資規制への準拠を検討する必要がある。一般に買収前に承認を得る必要があるが、対象会社の事業セクターによっては、必要となる承認が異なるという点が重要である。例えば、民間金融機関の買収には、インドネシア金融サービス庁(通称OJK銀行、インドネシア銀行業界の監督機関)の承認が必要である。

海外買収者の買収対象会社がPMDN会社の場合、買収プロセスにはPMA会社への変更が含まれる。この変更においては、新規のPMA会社を設立しようとする場合と同様の課題が発生する。これらの課題には、対象会社の事業活動がDNIに基づき外国投資可能かどうか、その場合に何らかの制限が課されるかどうかの検討が含まれる。PMDN会社のPMA会社への変更は、買収を完了するための前提条件となる。

公開会社の買収

インドネシアの公開企業(「公開会社」またはperusahaan terbukaと呼ばれ、会社名の後に「Tbk.」という接尾辞が付くもの)の買収は、インドネシア金融サービス庁(Capital Market)(一般にOJKキャピタルマーケットとして知られ、インドネシアの資本市場規制当局として機能する)によって公布された規制の対象となり、上場企業の場合、インドネシア証券取引所(IDX)の規則の規制対象となる。また上場会社として、インドネシア証券取引所(IDX)のルールに従う必要がある。法的には、公開企業とは少なくとも300以上の株主数を有し、少なくとも30億ルピア以上の資本金を発行している会社、あるいは政府規制により規定された数の株主及び資本金額を持つ会社と定義される。

公開会社の買収は、会社法で言及されている関連規定についても従う必要がある。また、銀行、保険、石油天然ガス等の規制産業の会社の買収においては、追加的な規制面の要求が求められる。

買収の定義

資本市場の規定では、公開会社の買収とは会社の支配権の変更が起こる直接又は間接的な行為と定義されている。支配している者とは、以下のように定義される。

- ・会社の株式の50%以上を保有する者、あるいは
- ・会社を直接又は間接的にコントロールできる者(例えば、取締役やコミサリスの任命権又は解任権を保有している、定款を変更する権限を有している等)

公開会社の買収に関するOJK規則POJK.04/2020年第58号(OJK規則2018年第9号)により改正されたOJK規則POJK.04/2018年第9号に基づき、直接的または間接的に会社を支配する能力は、以下によって証明される可能性がある

- ・投票権の50%以上の所有を示す他の株主との合意書
- ・定款/合意に基づく上場企業の財務および業務方針をコントロールする権限を有する株主の権限を示す文書/情報
- ・取締役会(BOD)および監査役会(BOC)の大部分のメンバーを任命または解任する権限を示す文書/情報
- ・取締役会決議及びコミサリス会決議における過半数の議決権をコントロールするパワーを持つことを示す文書/情報
- ・その他、公開上場会社をコントロールする手段を示す文書/情報

会社法は、インドネシアの会社の買収は、既存の株主(または株主)からの株式の売買、または買収者による新規発行株式の引受(増資または株主割当発行)のいずれかを通じて実行できると規定している。インドネシア企業の買収とは異なり、上場会社の買収には、特に上場会社の支配権の変更がある場合には、強制公開買付け(MTO)の実施が必要である。

OJK規則No.9/POJK 2018第4号に基づき、直接的または間接的に、上場会社の支配権の変更につながるあらゆる行為は、買収の基準に該当する。支配とは、直接的または間接的に、(a)公開会社で全額支払われた議決権を持つ株式の50%以上を保有する、または(b)公開会社の経営および/または方針を直接的または間接的に何らかの手段で決定する能力を持つ当事者である。この規則では、個人または法人が支配権の変更に影響を与える株式を取得した場合、MTOを実施する必要がある。MTOの目的は、少数株主が大株主に提供されるものと同等の条件と価格で株式を売却する公正な機会をすることである。

交渉及び開示

公開会社の買収は、典型的には潜在的な買収者と対象会社の支配株主(既存株式の取得の場合)又は対象会社の取締役会(新規発行株式の取得の場合)との間の交渉から開始される。

公開会社の買収を目的とした交渉を開始し、当該交渉について開示することを決定した潜在的な買収者は、少なくとも1紙のインドネシア語の全国紙によって公表することが求められる。また、当該公表について、対象会社、OJK及び対象会社が上場している場合にはIDXに対して、直接報告する必要がある。この情報はIDXのウェブサイトによっても公開され、対象会社及びOJKに直接報告される。

OJK規定2018年第9号の下で、当該公表には少なくとも以下の情報が含まれていなければならない。

- ・対象会社の名称
- ・想定取得株式数
- ・想定買収者に関する情報、名称、住所、電話番号、メールアドレス、事業活動、及び買収の理由を含む
- ・潜在的買収者が既に保有している有価証券数(もしあれば)
- ・支配の目的
- ・潜在的な買収者としての組織化されたグループ内での協業についての、関与者間による計画、契約、決定事項等(コンソーシアムとして活動等)
- ・交渉に関する予定される手法や手続
- ・交渉資料

仮に交渉の公表の後、取引成立に至らなかった場合、関係者は交渉の終了について少なくとも1紙のインドネシア語の全国紙によって公表することが求められる。また、当該公表については、対象会社、OJK及び対象会社が上場している場合にはIDXに対して、直接報告する必要がある。この情報はIDXのウェブサイトによっても公開され、対象会社及びOJKに直接報告される。

株主の合意

提案された取引条件は、法律や資本市場セクターの規制及び会社の定款に基づき、対象会社の株主の承認を得る必要がある。定款でより高い基準が設定されていない限り、以下が必要となる。

- ・公開会社の定款の変更、もしくは授権資本金額の増加には、株主総会に出席した有効議決権の3分の2の賛成
- ・買収、合併、実質的に全ての資産の負担又は販売には、株主総会に出席した有効議決権の4分の3の賛成

会社の既存株主は、いかなる新規発行株式についても優先引受権を保有しているため、仮に買収に新株発行が伴う場合、既存株主が優先引受権を放棄するか、買収予定者が買収を実行できるようになる程度まで優先引受権を移転することが必要となる。

資本市場の規定では形式面や通知の要件を含む公開会社の株主総会の招集手続を指定している(同様にインドネシアの公開企業の電子的株主総会の招集手続きも指定されている)。

買収完了の公表

買収が成功した場合には、買収者は少なくとも1紙のインドネシア語の全国紙もしくはIDXのウェブサイトを通じて買収について公表しなければならない。また取引完了後1営業日以内には、OJKに対して結果を報告しなければならない。OJK規定2018年第9号に基づき、当該公表は少なくとも以下の情報を含む必要がある。

- ・取得した株式数、買収者に売却した株主名、1株辺りの買収価格、合計価格及び合計持株比率
- ・買収者に関する情報、名称、住所、電話番号、メールアドレス、事業活動、株主構成、コミサリス会と取締役会、資本構成
- ・買収の理由
- ・該当する場合、新支配株主が組織体であるという表明
- ・買収者の利益
- ・関係会社関係の内容
- ・当局からの承認に関する説明

強制公開買付け

公開会社の支配株主の変更においては、新支配株主は以下に該当する株式を除き、残りの株式について強制公開買付けを実施する必要がある。

- ・新支配株主が買収により取得する株式を保有する株主によって保有されている株式
- ・新支配株主が全支配株主との合意の下、別途同じ条件で買取オファーしている株式
- ・同時に義務的又は任意公開買付を行っていた第三者(他の潜在的買収者)によって保有されている株式
- ・対象会社の少なくとも20%の株式を保有する株主によって保有されている株式
- ・その他の支配株主によって保有されている株式

新支配株主は強制公開買付けについて、買収完了の公表から2日以内に必要な関連資料とともにOJK及び対象会社に報告する必要がある。さらに、OJKから追加の情報提供、及び/または初期的な報告の修正を求められた場合には、依頼を受けてから5営業日以内に追加情報、及び/または修正情報を提出しなければならない。

OJKは初期的な報告内容を確認し、新支配株主が当該情報を公に開示の可否を決定する。新支配株主はOJKから当該情報に係る開示可能を示す書面による確認を受け取ってから2営業日以内に、インドネシア語の全国紙を通じて強制公開買付けを公表する必要がある。

強制公開買付けの公表後、対象会社の株主は、30日間で提示された価格でのオファーを受けるか拒否するかを決定する。株主による承認プロセスは規定により禁止されており、全ての株式の移転及び支払いが買手及び売手それぞれの証券会社又は証券保管銀行を通じて行われる。

買付者は、オファー期間内(義務的公開買付の公表から30日)にオファーを受け入れられた株式は、全て取得しなければならない。また買付者は、買い付けが成功した場合オファー期間終了から12日以内に支払いを完了する必要がある。

浮動株の要件

公開買付の結果、支配株主が80%以上の株式を取得することとなった場合(非公開会社となった場合を除き)、新支配株主は80%未満となるまで株式の一部売却する、十分な株式を浮動株とする、新規株式を発行する等の措置を行う必要がある。上記は買収後2年以内に行われる必要がある。

任意公開買付

任意公開買付は、潜在的買収者が対象会社の支配株式を株式購入又はその他の株と交換可能な有価証券により取得するための、代替的手段である。

オファーは全ての者(既存株主か否かを問わず)により実施可能であり、また一般的にはメディア、すなわち新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・その他の電子メディア・レター・プロウシア等を通じて行われる。任意公開買付を行おうとする者は、対象会社・OJK・既に任意公開買付と同じ対象会社に対して行うことを表明している他者、上場企業の場合にはIDXに対して、強制公開買付けを行う旨を伝達する必要がある。

加えて、任意公開買付を行おうとする者は、OJKへの任意公開買付表明の提出と同日に、少なくとも2社のインドネシア語の新聞(うち1紙は全国紙)を通じて公表する必要がある。

任意公開買付表明は、以下の要件のいずれかを満たしたタイミングで有効となる。

- OJKが書面による承認を発行した場合
- 任意公開買付表明がOJKに提出されて15日を経過後、OJKによる変更依頼がなく、また潜在的な買付者が変更を予定していない場合
- 任意公開買付表明についてOJKの依頼により変更があった場合、変更版がOJKに提出されて15日を経過後、OJKからさらなる変更依頼がなく、また潜在的な買付者が変更を予定していない場合

任意公開買付は、任意公開買付表明が有効となってから、2営業日以内に開始されなければならない。任意公開買付の期間は少なくとも30日間であり、OJKの承認がない場合を除き、90日まで延長することが出来る。

4. インフラストラクチャー

インドネシアには大きなインフラ需要があるため、民間投資を促し、インフラ調達プロセスの透明性を高めるため、大規模な法律・制度改革(アンパンドリングや自由化を含む)を実施してきた。様々なインシアチブの中で、インドネシア政府は官民パートナーシップ(PPP)スキームを確立し、現在多くのプロジェクトが様々な開発段階にある。PPPスキームにより、政府・国営企業・地方公有企業とともに民間セクターがインドネシアのインフラ整備に積極的に関与する機会が開かれた。さらに、インドネシア政府は2020年2月18日、大統領規則2024年第66号によって改正された「限定コンセッション権によるインフラ資金調達に関する大統領規則2020年第32号」を制定し、中央政府および/または国有企業によって現在運営されている既存資産の活用を通じた公共インフラ資金調達の代替スキームを導入している。

インドネシアの法や規制に基づき、インフラはセクター別(例えば道路、鉄道、電力、電信、水道供給、固体廃棄物等の衛生など)に区分され、特定の省庁や規制当局により管轄されている。国営企業もまたこれらのセクターでは重要な役割を担っている(なお、これらの企業が以前享受していた法的独占や準規制的な権限は排除されており、民間セクターは国有企業との合弁事業を義務付けられることなく、インドネシアのインフラ開発に参加することが可能である)。

発注規制

インドネシアの公共事業の発注ルールは、発注プロセスの改善と地方自治の原則の下での地方の財政当局の発展という2つの観点から広範な改革のテーマとなってきた。

この規則は、国及び地方政府、国有法人(公立大学など)、国有企業又は地方公有企業による物品及びサービスの調達であって、その全部又は一部が国又は地域の予算から賄われるものに適用される。大統領規則2021年第12号によって改正されたインドネシアにおける物品/サービスの政府調達に関する大統領規則2018年第16号は、政府による物品及びサービスの調達の基礎であり、国有企業のガバナンス及び重要な企業活動に関するガイドラインに関する国有企業大臣規則2023年第PER-2/MBU/03号は、国有企業による物品及びサービスの調達の基礎となる。

民間資金によるプロジェクトに関しては、インドネシアの法律は、サービスプロバイダーを調達するための定義とメカニズムについて特定の規制を行っていない。調達プロセスは通常、それぞれの調達事業体のガイドライン/規制を参照する。インフラ調達において、従来型の国家予算を動員した調達や国家予算の一部を動員するPPPなどの場合には、公共調達規則が適用される。

限られたケースを除き、競争による公開入札が義務付けられている。インドネシアの公共調達規制が一般的な要請を統治している一方、特定のエリアやセクターでは特定の政府発注ガイドラインに基づく特定の規制面での要請がある。

官民連携・規制の枠組み

近年、インドネシア政府は、インドネシアのインフラ資金ギャップを埋めるためにPPPスキームの活用が急務であると認識している。「インドネシアPPP ブック2023」によると、2020-2024年中期国家開発計画(RPJMN)における政府の主な目標は、平均GDP成長率6%を達成し、GDPの約6.2%にあたるIDR 6,445兆をインフラ支出に充當することとしている。これに対し、政府の財政能力は2,385兆ルピア、つまり投資に必要な総額の約37%しか提供できない。資金不足のため、政府は官民パートナーシップ(PPP)スキームを通じて民間セクターのインフラ投資を誘致し、創造的な資金調達ソリューションを考え出さなければならないとされている。このため、インドネシア政府は、インフラ・プロジェクトのリスク配分を改善し、民間セクターの競争入札を支援するという政策的コミットメントを表明しており、インドネシアにおけるPPPプロジェクトの法的・制度的枠組みは大幅に改善されている。例えば、PPP規制の下で調達されるプロジェクトは、Solicitedで行われる場合、Unsolicitedで進められる場合もあるが、どのような場合でも、落札者の選定は公開入札プロセスを通じて開始され、そのようなプロジェクトは、リスクを管理する当事者にリスクを配分するように設計されている。これは、1980年代から1990年代にかけてインドネシアが実施したさまざまな建設・所有・譲渡、建設・所有・運営、その他の民営化スキームとは対照的なものとなっている。

これに関連して、インフラ調達のための官民パートナーシップに関する大統領規則2015年第38号と、新たに制定されたインフラ提供における官民パートナーシップの実施に関する国家開発計画庁規則2023年第7号(インフラ提供における官民パートナーシップスキームの実施手続きに関する国家開発計画庁規則2020年第2号によって改正された最新の国家開発計画庁規則2015年第4号を取り消す)が、インドネシアにおけるPPP実施の基盤となっている。PPP規則では、PPPとして実装できるインフラストラクチャの種類は次のとおり。

- ・運輸
- ・道路
- ・水資源と灌漑
- ・水道
- ・下水道
- ・分散型汚水管理
- ・有害および有毒廃棄物管理
- ・電気情報通信
- ・電力
- ・石油・ガスおよびバイオエネルギーを含む再生可能エネルギー
- ・省エネルギー
- ・都市施設、経済インフラ
- ・教育、研究、開発施設
- ・スポーツ、芸術、文化施設
- ・地域開発
- ・観光
- ・ヘルスケア
- ・矯正施設/刑務所
- ・公営住宅
- ・公営施設
- ・産業関連
- ・バッテリー駆動のEV

上記のセクターのリストを除き、Bappenas Regulation 2023年第7号の制定により、インドネシアのPPP実施には以下のような変更が加えられている。

- PPPプロセスの簡素化: プロセスの簡素化は、計画および準備段階で行われる。計画プロセスでは、GOIは(i)PPPの特定、(ii)資金調達スキームの決定、(iii)予算編成計画の作成のみを行なう。また、プレフィージビリティスタディ(計画段階)とフィージビリティスタディ(準備段階)の内容も簡略化されている。
- 既存のIBEの利用: IBEの落札者は、PPP調達開始前に設立された企業をPPP IBEとして決定することができる。これは、小規模PPPのIBEの落札者が適用することができる。
- 投資収益率: 従来の規則では、複数の投資回収スキーム(例: アベイラビリティペイメントとユーザー・チャージ)の組み合わせは禁止されていたが、新規則では異なる規定が設けられている。新たな規則では、PPPプロジェクトのリスク配分を明確にすることを考慮し、複数の投資回収スキームの組み合わせを認めている。
- 小規模PPP: 小規模PPPでは、(i) フィージビリティ・スタディがより簡素化され、(ii) 落札者が既存のIBEを利用できることで可能である。小規模PPPの基準は、(i) 比較的単純な構造及び/又は範囲のインフラ整備計画、(ii) 実績のある技術及び/又は類似のプロジェクトで適用されている技術を用いた技術的解決策の計画、(iii) バイアビリティ・ギャップ資金を必要としないプロジェクト、(iv) PPPの最長期間が10年であることなどである。
- PPP契約の修正: 新しい規則では、契約当事者によって署名された後の契約変更において、変更が制限される条項を明確にしている。その制限事項とは、(i) プロジェクト構造を変更しない、(ii) あらかじめ決められた入りパラメーターを変更しない、(iii) プロジェクトの財政能力を変更しない、(iv) サービス内容を縮小しない、(v) リスク配分を変更しない、(vi) PPP契約に基づく政府の義務を増加させない、などとなっている。
- ファイナンシャル・クローズ期間: 新しい規則では、ファイナンシャル・クローズを12ヶ月以内に実施する期間の制限に関する規定が改正され、最大2回まで延長でき、それぞれ最大6ヶ月の期間を延長すること可能となっている。

上記のPPP規制以外にも、インドネシア国会は、調達と民間セクター開発を合理化し、明確化することを目的とした、以下に示す特定のセクター別インフラに関する新しい法律を可決している。

- 水資源に関する法律2019年第17号(オムニバス法により改正)
- 道路に関する法律2004年第38号(道路およびオムニバスに関する法律2004年第38号の第2改正に関する法律2022年第2号により改正)
- 鉄道に関する法律2007年第23号(オムニバス法による改正)
- 海上輸送/海運に関する法律2008年第17号(オムニバス法による改正)
- 廃棄物管理に関する法律2008年第18号
- 航空業界に関する法律2009年第1号(オムニバス法による改正)
- 電気に関する法律2009年第30号(オムニバス法による改正)

関連セクターの法律及び規制に従い、インフラプロジェクトは中央政府あるいは地方政府の省庁、機関、代理機関により実行される。PPPプロジェクトは、公共のインフラサービスを提供するものとして任命された国営企業あるいは地方公営企業によても発注されることがある。例えば、インドネシアの国営電力企業のPT PLNや水供給の地方公営企業のPDAMsなどである。これらの発注者は一般に政府契約機関(GCA)と呼ばれる。

入札結果に基づく落札者(もしくは落札者によって設立された新会社)とGCAは、PPPプロジェクトの導入を管理するための基本協定を締結する。「基本協定」という用語は、公共と民間セクターの間の主たるプロジェクト契約書に適用される一般用語として使われる。セクターやプロジェクトの形態により、当該契約書は、売電契約書、給水契約書、コンセッション契約書またはその他の契約書に基づいて作成される。

基本協定は、とりわけ業務範囲、プロジェクト期間、契約履行保証の規定、当初の料率と変更メカニズム、リスク分担、サービスパフォーマンスの基準、罰則、係争解決メカニズム、不可抗力条項、対象インフラの所有者等に関する情報、プロジェクト期間終了時におけるプロジェクト資産のGCAへの売却条件に関する条項が含まれなければならない。また、適用される法令は、インドネシア法でなければならない。基本協定は、インドネシア語のみ、あるいはインドネシア語と英語等の他言語との併記で作成されるが、2言語において不整合があった場合には、大統領令2015年第38号に基づき、インドネシア語が優先される。基本協定の条項は、特定のセクターにおける要請によって追加される場合もある。

PPPを支援する制度的枠組み

インドネシアにおけるPPPを促進、支援することに関して、政府は様々なファンドや融資制度の利用を通じた民間セクターを支援する制度を提供している。

例えば、民間セクターによるPPPプロジェクトにおける土地収用の困難に対応するため、インドネシア政府はこのような民間セクターの土地収用の財政的な支援を検討している。公共及び民間による土地収用の法律や規制の明確化(法律2012年第2号公共の利益のための土地収用を含む)も同様であり、これはインフラ開発における土地収用の不透明性を減らすことを意図したものである。(オムニバス法により一部改定)。なお、大統領令2021年第19号公共の利益のための土地収用(過去の大統領令2012年第71号等の規定の廃止)は実行されている。

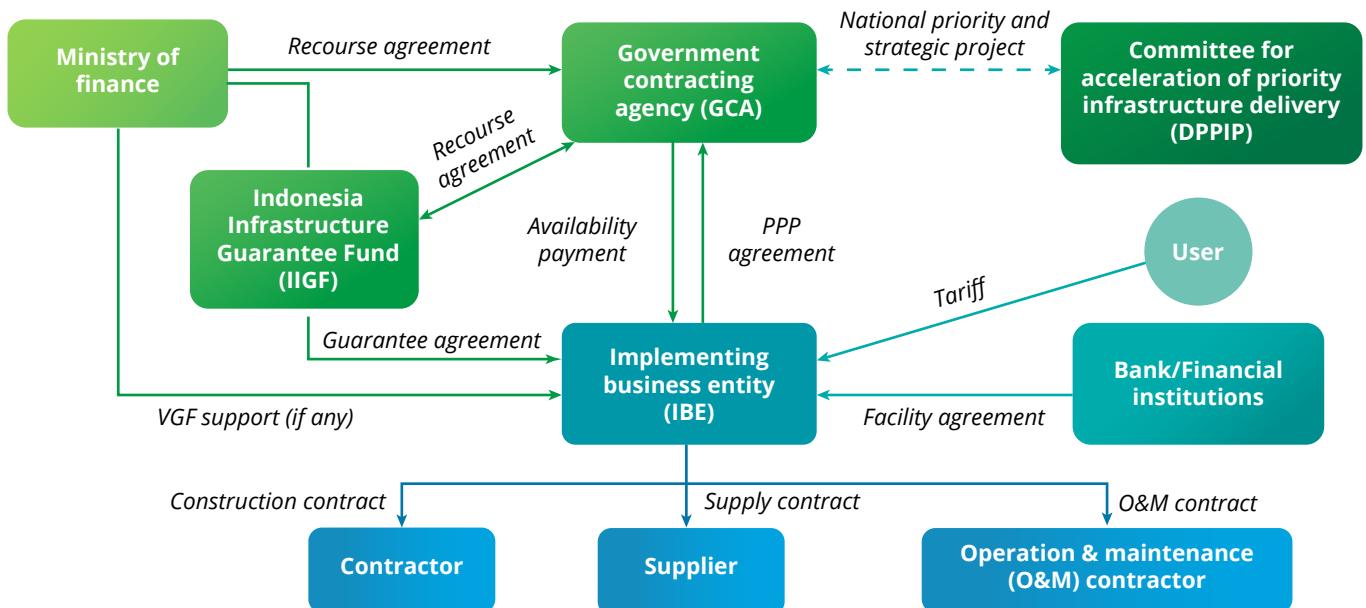
2009年後半、財務省はPPP規定及び政府規定2009年第35号インフラ保証のための有限責任会社の設立に関する政府規則(インフラ保証のための有限責任会社設立のための国家参加に関する政府規則第2020年第55号で最終改正)に基づき、PT Penjaminan Infrastruktur Indonesia(国営企業)又はPIIを設立した。PIIはIndonesia Infrastructure Guarantee Fund (IIGF)として知られている。IIGFは財務省により、インフラプロジェクトのリスクを最小化するためのPPPプロジェクトに対する政府保証を提供する「唯一の窓口」となるよう任命された(例えば、適用される協力協定の下でのGCAの財政的な義務)。IIGFは世界銀行の支援により設立された。

IIGFにより提供される政府保証は、保証者としてのIIGFとプロジェクトの実行者として選定された民間企業との間で、ベネフィシャリーとして締結される。保証契約の条項に基づき、プロジェクト会社は、保証の受益をレンダーに割り当てることが出来る。また、IIGFは直接契約(コンセントレーター)をプロジェクト会社及びレンダーと締結する。保証が実行された場合、IIGFはGCAとIIGFの間で締結したリコース契約に従い、支払い額を補償される権利を持つ。リコース契約は、とりわけGCAによる協力協定に基づくリスク分配、及び協力協定に基づくGCAのパフォーマンスに対するGCAの徹底した評価を促進することを意図している。また、インドネシア政府は国営企業であるPT Sarana Multi Infrastruktur (PT SMI)を設立した。PT SMIはインフラファイナンスに特化したノンバンクの金融機関である。IIGFとPT SMIは、ともに潜在的なGCAに対して、プロジェクト準備やストラクチャーに関する知見や助言の提供を行う。例えば、プロジェクト導入に関する助言の提供や、フィジビリティ調査の準備、マーケットサウンディングの実施やPPPプロジェクトの入札プロセスにおけるGCAの支援などを行う。

PT SMIは、財務省によりいくつかの顕著なPPPプロジェクトであるUmbulan用水供給プロジェクトやスカルノハッタ国際空港接続鉄道プロジェクト等を推進するために設立された。

PPPの枠組みの中でもう一つの機関であるPT Indonesia Infrastructure Finance (IIF)は、PPPプロジェクトの資金調達のために代替金融支援を提供する目的で設立された。IIFは設立以来、株式会社三井住友銀行から多額の出資を受けている。各機関のシナジー効果は、図23に示される通りである。

図表24:制度的支援フレームワークの相乗効果



出典: Deloitte analysis.

Land Value Capture

インドネシア共和国政府は、2024年8月12日、土地価値獲得増額の管理を通じたインフラ提供の資金調達に関する大統領規則2024年第79号(以下「PR79/2024」)を制定した。PR79/2024によれば、持続可能な国家開発の実施を促進するためには、州/地域の歳入および支出予算の負担を軽減するために、インフラ開発のための代替資金調達スキームを最適化する必要があるとされている。インフラ資金調達のための地域ベースの代替資金としてのスキームの一つは、LandValueCaptureとして知られる、当該地域におけるインフラ整備の影響から生じる価値を確保しようとするものである。

PR79/2024は、地価価値向上の管理/Pengelolaan Perolehan Peningkatan Nilai Kawasan(「LVC」)について規定している。LVCとは、地域に根ざしたインフラ整備、および/またはゾーニング半径/地域内のインフラ整備のための代替資金調達手法を意味し、中央政府、地方政府、および/または事業体が実施する価値創造イニシアチブの影響による、受益者から得られる価値増加、および地域開発の結果からインフラ整備の資金調達を指している。LVCの目的は、インフラ整備に関連して、価値の創造、価値の獲得、価値の再投入からなる価値便益サイクルを創出することである。LVCの目的には、(i)持続可能な開発の実現、(ii)価値向上につながるインフラサービスの量・質・効率の向上、(iii)インフラ提供のための新たな資金調達源の創出、(iv)魅力的で、投資しやすく、法的確実性が保証された投資環境の創出、(v)受益者負担の原則の適用による、インフラ提供のための資金調達への社会参加の促進、(vi)LVCによるインフラ提供の可能性に対する地方政府の認識とイニシアチブの奨励、が含まれる。

LVCのサイクルには以下が含まれる。



LVCの実施は、以下によって行われる。

- 該当する地区／市の行政区域内の当該LVCの地区／市地域政府
- ジャカルタの行政区域内のLVCに関しては、ジャカルタ特別州政府

LVCを実施する地方政府首長の権限

LVCフィージビリティスタディの承認	LVCの実施に関するインセンティブとディスインセンティブの提供を承認
LVCマネージャーの設立	LVCマネージャーからのLVC進行状況に関する定期的な報告
LVCファンドソース、バリュー・キャッチメント・エリアの特定	LVCフィージビリティスタディの準備に関するパブリックコンサルテーションを促進
LVCマネージャーの運用資金と運用資金の源泉を確立	LVCの実施を支援するため、関連する利害関係者との調整の促進
LVCの機関とガバナンスの規制	LVCの実施に関する戦略的問題の解決の促進
LVCの資金を調達するインフラ提供のための資金支援の分配を決定 または承認	

計画

LVCによって開発が支援される各地域／経済圏では、LVCフィージビリティ・スタディを実施しなければならない。地方政府の長は、地域機関または地域所有企業にLVCフィージビリティ・スタディを作成する。LVCフィージビリティ・スタディの作成は、(i)経済回廊／経済圏に関するエリア・マネジャー、(ii)LVCを適用するインフラ整備に関するインフラ整備のイニシエーターが、地方政府首長の指示に基づき、地方政府機関または地域所有企業の支援を受けて行うことができる。LVCのフィージビリティ・スタディには、以下が含まれる：

- LVCの実施に関するポリシーを作成するための基礎条件
- 捕獲地域を決定するための戦略的計画の基礎条件
- 価値増加を示す指標および計測手法
- 価値増加を判断する基準
- インフラ整備に資する資金の特定

Area Value Creation

AreaValueCreationは、中央政府、地方公共団体、価値向上に影響を与える事業体など、価値創造の取り組みによって行われる。価値創造イニシアチブは、(i)特定の政府政策の実施、および(ii)インフラの整備という形をとることができる。実施に際して、以下の政策が実行される。

- ・空間計画の変更
- ・土地の統合

インフラの整備は、いくつかのスキームで実施できる。

- ・国家歳入支出予算から生じる資金調達(外国のローン/助成金の転送の形での資金調達を含む)
- ・地域歳入支出予算から生じる資金調達(地域ローン、地域債券、および/または地域スルク(イスラム債)からなる地域債務融資を含む)
- ・インフラの提供を組織する公共サービス機関/badan layanan umumおよび/または国/地方公有企業によって実施される資金調達
- ・PPPスキームおよび/または限定的な経営権協力による資金調達
- ・エリアマネージャーによる資金調達(エリアマネージャーが管理するエリアベースの開発の場合)
- ・資金調達はLVCファンドから調達
- ・その他、法令の規定に基づく融資スキーム

エリア値キャプチャ

エリアの価値のキャプチャは、受益者が享受した価値創造の結果として生成された、または生成される価値の増加をマッピングおよび測定し、価値の増加をキャプチャすることによって行われる。エリアの価値のキャプチャは、価値の資金調達に使用される。(i)LVCファンドおよび/または(ii)エリア開発結果の形でのエリアの価値のキャプチャ。

Area Value Capture

Area Value Captureは、LVCファンドと受益者から得たエリア開発結果を再分配することによって行われる。

LVCファンドマネジメント

LVC基金は、地域開発、インフラ整備、および/または施設やインフラ、公共サービスの改善のための資金を提供することを目的としている。LVC資金の提供は、LVCマネージャーとインフラ整備を実施する当事者との間の資金調達支援契約の存在に基づいている。LVCファンドの使用は、次の形式で行うことができる。

- ・インフラ整備に関する地域政府が締結した資金の返済を支援(地域ローン、地域債、地域スルク(イスラム債)の元本、利息、および/または報酬の支払いを含む)
- ・法令の規定に従ってインフラ整備を組織する事業者への資金援助
- ・政府契約機関および/または実施事業体への資金援助(インフラ整備が事業体との政府協力スキームで実施される場合)
- ・インフラ整備がエリアマネージャーによって組織されている場合のエリアマネージャーへの資金援助
- ・インフラ整備調整機関に対する資金援助
- ・その他、法令の規定に基づく支払方法

LVCファンドからの資金調達支援は、単独で、または投資回収メカニズムおよび/またはその他の支援と組み合わせて、インフラ整備に提供できる。投資収益率のメカニズムは、次の形をとることができる。

- ・ユーザーからの利用料金徴収
- ・中央政府/地方政府からのAvailability Payment
- ・その他の形態
- ・その他のサポートは、次の形式で行うことができる。
- ・中央政府からのViability Gap Fund (VGF)
- ・その他のサポートまたはインセンティブの付与

エリア開発実績管理

地域政府に引き渡された地域開発の結果は、法律や条例の規定に従って、地域政府の長がLVCマネージャーまたはその他の関係者が管理するよう決定することができる。インフラ整備と不動産事業の水平統合による成果については、インフラ整備の実施基盤となる連携協定の規定に基づき管理する。

既存または将来のインフラプロジェクトによるLand Value Captureの利用

既存または将来のインフラプロジェクトでのLVCの実施では、次の基準を考慮に入れる必要がある。

- ・インフラ整備のフィージビリティスタディの準備が実施され、その後、LVCが適用されるインフラ整備は、PR79/2024に従ってLVCのためのフィージビリティスタディの準備が行われる。
- ・フィージビリティ・スタディが実施され、インフラ整備が進められているインフラで、LVC適用の可能性があると判断され、LVC適用が予定されているものについては、PR79/2024に基づき、LVCフィージビリティ・スタディを実施し、価値の増加を評価する。
- ・整備済みで、LVC適用の可能性があると特定され、LVC適用が予定されているインフラ設備については、大統領規則に従い、LVCフィージビリティ・スタディを作成し、価値の増加を評価する。

コンセッションスキーム（アセットリサイクル）

アセットリサイクルは、政府または国有企業が、資産の民間部門への売却またはリースから得られる収益を通じて、必要なインフラ整備に資金を提供できるようにする措置である。インドネシアの規制の枠組みでは、限定的コンセッション制度を通じたインフラ融資に関する大統領規則2020年第32号(大統領規則2024年第66号により改正)により、政府および国有企業が実施できるアセットリサイクル制度の一つとして、限定的コンセッション制度(以下「LCS」)の概念が導入された。

大統領規則2020年第32号によって、国又は国営企業が所有する既存の資産運用に対する民間投資が許可されている。例えば、政府は、利用されなくなった有料道路の運営に対して民間セクターに「限定的なコンセッション」を与えることができる。このような運用権の付与は、限定コンセッションスキーム（「LCS」）と呼ばれる。LCSに参加する民間投資家は、商業資産の運用から利益を得るだけでなく、新しいインフラストラクチャーの資金調達にも参画するであろう。民間投資家は、「限定的なコンセッション」の付与を受けるにあたって国又は国営企業に料金を支払う必要がある。このようにして、政府又は国営企業は、新しいインフラアセットの開発のための資金を得ることができる。

LCSを明確にするために、大統領規則2020年第32号では、LCSを通じて民間セクターに提供できるインフラ資産のカテゴリーの詳細が以下の通り規定されている。

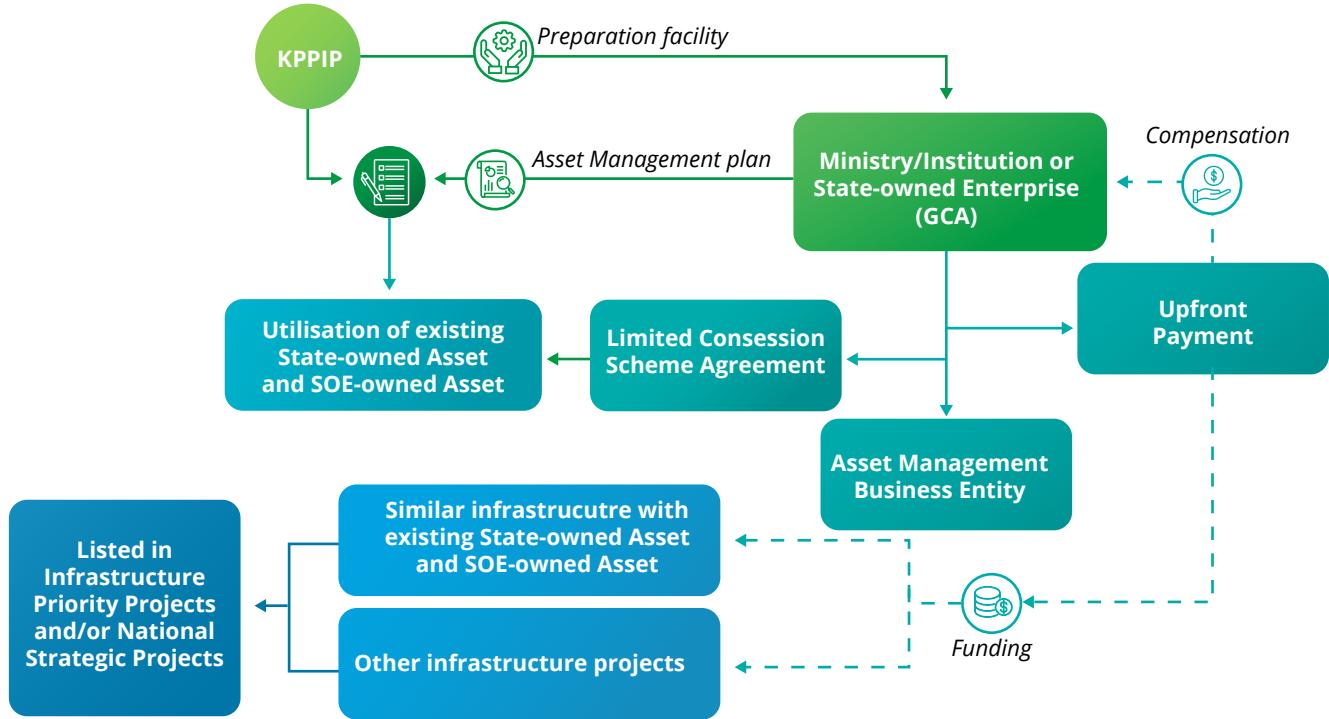
- ・交通機関(港湾、鉄道、空港、バスターミナル)
- ・有料道路
- ・水資源
- ・飲料水供給システム
- ・下水道・排水処理
- ・廃棄物管理システム
- ・電気通信および情報システム
- ・電力
- ・石油、ガス、再生可能エネルギー
- ・ヘルスケア
- ・地域社会インフラ
- ・観光
- ・官公庁
- ・公営住宅

さらに、大統領規則2020年第32号は、公共資産がLCSを通じて民営で運営されるため、次のような最低要件を定めている。

- ・部分的または完全に運営に適していること
- ・一般に受け入れられている国際基準に従った商業的価値および/または運用効率の改善のためのパートナーを要求していること
- ・インフラ資産の耐用年数が少なくとも10年であること
- ・BMNについては、政府の会計基準に基づいて監査を受けた省庁の財務諸表が整備されていること
- ・国有企業の資産については、インドネシアの財務会計基準の明細書のガイドラインに基づいて、少なくとも3年連続して監査済み財務諸表が存在すること

国有資産のユーザーである大臣・官庁の長、または国有企業の社長は、KPIIPの支援を受け、計画プロセスを実施することになる。この計画プロセスのアウトプットは、資産管理計画であり、LCSに提供可能な資産のパイプラインとして機能する。国有資産として記録された資産の場合、LCS資産を事前に適格な投資家に提供するために、競争入札プロセスを実施しなければならない。この段階では、資産所有者である大臣・官庁の長が取引プロセスを実施する。取引プロセスが完了すると、政府は財務省傘下のBLUを通じて資産を引き継ぎ、落札者と契約を締結する。国有企業の所有として記録されている資産の場合、国営企業の社長は、当該国有企業に適用される選定手続きに基づいて、契約締結を実施する。事業者選定手続き終了後、国有企業は落札者との間で契約を締結する。国有企業と落札者は、特別目的会社を設立することができる。LCSのプロジェクト構造は次の図の通りである。

図25: LCS プロジェクトの構造



大統領規則2020年第32号によれば、LCSは、政府または国営企業が自ら資産を利用する際に発生しうるリスクを軽減するため、資産所有者にとって有益である。一方、従来の資金調達に代わる方法としてのLCSの導入は、政府にとって既存のインフラ・サービスの提供を維持または改善する可能性を持ちながら、さらなる負債に陥ることなく、必要とされるインフラを整備する方法である。

一方、大統領規則2020年第32号の達成は、包括的な規制や投資制限など、いくつかの要因に左右される可能性が高いものとなる。大統領規則2020年第32号の前に、政府は国／地方所有資産の利用やPPPに関する規制の枠組みを確立しており、これは類似の事項に関する規制の重複を生み、その実施が障害となる可能性がある。

国営企業の場合、アセットリサイクルは戦略的パートナーシップ協力スキームを通じて実施することもできる。国営企業大臣規則2021年第7号に基づき、国営企業とそのパートナーとの間で戦略的パートナーシップ協力スキームが実施され、国営企業にとって最適な利益に従って協力が行われるという共通の目標を達成する。戦略的パートナーシップ協力スキームは、国営企業をパートナーとして、または国営企業がパートナーを求める当事者として実施することができる。パートナーを求める当事者としての国営企業とのパートナーシップは、取締役会が発行した標準運用手順に基づいて実施されるものとする。

5. コーポレートガバナンス

コーポレート・ガバナンス原則は、有限責任会社に関する法律2007年第40号(改正後)第4条およびその解説、ならびに有限責任会社と投資家の両方の観点からコーポレート・ガバナンスの責任を強調する投資に関する法律2007年第25号(改正後)第15条によって規定されている。コーポレート・ガバナンスの柱には、倫理的行動、説明責任、透明性、持続可能性が含まれている。⁹⁶ これらの規制を補完するものとして、経済担当調整大臣は、コーポレートガバナンスは、企業と全体的なビジネス環境の両方に対する投資家の信頼に関するため、市場経済の重要な柱であると述べた。その実施は、持続可能な経済成長と安定につながるだけでなく、クリーンで信頼できる政府を設立するための政府の努力を支援することも期待されている。

コーポレート・ガバナンスを促進するにあたり、国家ガバナンス委員会(KNKG)および国際金融公社(IFC)のインドネシア・コーポレート・ガバナンスに関する一般ガイドラインが参考となる。The National Committee on Governanceは、コーポレートガバナンスの既存の国内コードを現在の状況に適用できるようにレビューおよび改訂するコーポレートガバナンス小委員会を設立した。IFCは、世界銀行グループの一員であり、企業が新興市場で直面する様々な課題に対して、ガバナンス・プラクティスを強化することで支援している。これらのマニュアルは、企業を法的に拘束するものではないが、優れたコーポレートガバナンスを実施するための基本的なガイダンスとなる。

このマニュアルには、(1)リスクマネジメント、(2)内部統制、(3)内部監査の3つの重要なトピックが記載されている。リスクマネジメント、内部統制、内部監査は、コミッショナーズボード(BOC)と取締役会(BOD)の職務でカバーする必要がある3つの主要な領域である。

リスクマネジメント

IFCが作成したインドネシアのコーポレートガバナンスマニュアルによれば、リスクマネジメントの成功は全ての企業の成功の中核をなすものである。リスクマネジメントにおいては、BoCとBoDの両者が以下の責任を負う。

- ・企業の戦略的目標を達成するために企業が取ることをいとわないリスクの性質とレベルの決定
- ・リスクが適切に評価及び軽減されることの確保

BoDはリスク管理システムを導入し、BoCは実施の監視とレビューを担当している。National Committee on Governance (KNKG) が発行した Pedoman Umum Governansi Korporat Indonesia (PUG-KI) 2021 に基づいて、以下を推奨する。⁹⁷

- ・取締役会は、コンプライアンスと効果的な内部統制に基づくリスク認識文化を浸透させ、強化し、発展させるために、ビジネスおよび運用活動におけるリスク管理と管理の面で模範を示し、ロールモデルとなることにより、企業の価値を創造し保護するために、すべてのレベルの経営陣が活用するリスク管理の実施を主導する。
- ・取締役会は、a)企業とその経営陣が直面する主なリスクを開示し、b)環境リスクまたは社会リスクへの重大なエクスポージャーがあるかどうか、もしある場合は、そのようなリスクをどのように管理するか、または管理する意図があるかを検証する。
- ・取締役会は、ステークホルダーの期待に沿い、企業が直面するあらゆる種類のリスク(リスクに関するコミュニケーションと報告、リスク管理、監査およびそれらの有効性を含む)の内部統制プロセスおよびリスク管理が効果的に実施できるよう、企業のニーズおよび業務プロセスの特性に応じた内部統制システムおよびリスク管理の枠組みの適合性を確保する。
- ・取締役会は、混乱、サイバーセキュリティ、災害復旧など、情報技術におけるリスクガバナンスプロセスを確保し、すべての主要なリスクが特定、管理、および委員会に報告されるようにする。

BoCがリスクマネジメントシステムの実行を監視及びレビューすることを支援するため、BoCはリスクポリシー委員会を設置することが望ましい。これは全ての企業に推奨されている(OJK CGガイドライン)。リスクポリシー委員会はBoCがリスクガバナンストラクチャーを設定し、企業のリスク許容度を決定及び評価し、主要なリスク指標及び結果を定期的に監視し、リスクマネジメントと内部統制システムの十分性と有効性をレビューすることを支援する責任がある。

リスクマネジメントを実施する上で、インドネシアのほとんどの企業はISO 31000:2018リスクマネジメントおよび/またはCOSO Enterprise Risk Management 2017のガイドフレームワークを参考としている。国内では、インドネシア国家標準化機関(BSN)がインドネシア国家規格(SNI) 8615:2018 ISO 31000:2018リスクマネジメントガイドが策定されている。

内部統制

内部統制-統合フレームワーク (Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission 2013) を参照すると、内部統制とは企業の取締役会、経営者及びその他の人員によって構築されるプロセスであり、運用、報告、コンプライアンスに関する目的の達成についての合理的な保証を得るために設計されている。リスクマネジメントには効果的な内部統制システムの構築と維持が求められる。

国家ガバナンス委員会が発行したPedoman Umum Governansi Korporat Indonesia (PUG-KI) 2021に基づき、取締役会は以下の責務を担う。⁹⁸

- ・会社のガバナンス、リスク管理、内部統制、コンプライアンスシステムの設計と運用の有効性の適切性を定期的にレビューし、レビューの実施と結果を年次報告書を通じて株主へ報告
- ・取締役会が実施する定期的なレビュー
- ・重大なリスクの性質と範囲、および事業および外部環境の変化に対応する企業の能力に関する前回の定期的なレビュー以降の見直し
- ・リスクおよび内部統制システムの継続的な監視の範囲と品質、内部監査機能およびその他の保証提供者の役割
- ・上記のモニタリングの結果を監査委員会に伝達する範囲と頻度により、監査委員会は内部統制の状況とリスク管理におけるその有効性の徹底的な評価可能
- ・当期中に発見された内部統制の不備の有無、および企業の財政状態または業績に重大な影響を与える、将来発生する可能性のある、または発生する可能性のある不測の事態の程度
- ・財務報告に関する内部統制の有効性と適用法および規制の遵守
- ・会社の業務に関連する様々な適用法令および一般的な法令の変更を把握することを役割とする機能を有し、会社が適用法令および社内規定を遵守することを確保するための体制の確保

内部監査

内部監査は企業を損失から守るために企業内に構築される内部統制の十分性と有効性を確保する責任がある。この機能はリスクマネジメントにおける統制環境、リスクアセスメントを評価し、調査結果及び改善事項をBoC(監査委員会を通じて)及びBoDに提供する。

⁹⁶ "Pedoman Umum Governansi Korporat Indonesia (PUG-KI) 2021". National Committee on Governance. 2021

⁹⁷ "Pedoman Umum Governansi Korporat Indonesia (PUG-KI) 2021". National Committee on Governance. 2021.

IFCが作成したコーポレートガバナンスマニュアルによると、内部監査はBoCとBoDへ次のような事項に対する保証を提供する。

- ・会社全体、部門、子会社、事業単位、事業機能に関する業務の効率と有効性
- ・リスクマネジメントのフレームワーク(リスクの特性、リスク評価、対応、及び監視を含む)
- ・資産保全、報告プロセスの健全性と誠実性を含む統制環境
- ・規制、ポリシー、手続きの遵守

前述の通り、調査結果は内部監査によって監査委員会を通じてBoCに伝達される。監査委員会は発行者及び公開会社においては設置が義務づけられており(OJK)、また他の会社においても設置を推奨されている(OJK CGガイドライン)。監査委員会は提示される財務報告の適切性、内部統制構造の十分性と有効性、適用される監査基準に従った内部監査、外部監査及びマネジメントによる監査発見事項のフォローアップにおいて、BoCを支援する責任がある。

内部監査の実務は、世界的にも、特にインドネシアにおいても、内部監査人の責任と内部監査活動を保証する主要な基準として普遍的に受け入れられているIIA's Global Internal Standards (GIAS)に基づいている。IIAはまた、COSO Internal Control — Integrated Framework (2013)を、効果的な内部統制を構成するものを決定するための主要な基準として認めている。

6. 資本市場

インドネシア証券取引所(IDX)

IDXは株式の売手と買手を結びつけるための売買プロセスに関するシステムと制度を提供している。IDXはメンバー、上場、株式売買、クリアリング、決済及びその他の証券取引活動に関する規制を決定する。IDXにより提案された規制はOJKにより承認されなければ有効とはならない。また、IDXはメンバーや彼らのIDXでの活動を調査するために一定の機関任命される検査部門を維持しなければならない。

将来の上場企業は、IDX取締役会の2022年の決定番号KEP-00083 / BEI / 11-2022に基づく株式および株式以外の証券の上場に関するルール第I-Yに従い、メイン取引市場、開発取引市場、アクセラレーション取引市場、または新設された新経済取引市場に株式を上場させることができる。

以下の表は、4つの取引市場への上場要件の違いを要約している。

項目	メイン市場	ディベロップメント市場	アクセラレーション市場	新経済市場
a. 会社形態	有限責任会社	有限責任会社	有限責任会社	有限責任会社
b. 事業期間	36ヶ月(商業活動が収益を生むことを受け入れた企業によって確認された稼働期間)	12ヶ月(商業活動が事業収入の存在によって証明されることを稼働期間とすることを確認)	過去の財政年度において、事業収入を計上し、商業的に事業活動を行っていること	36ヶ月(商業活動が収益を得ていることを確認した企業による稼働期間を確認)
c. 財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも3年間監査を受けること ・無限定適正意見が付された過去2年の財務諸表と直近の中間監査済み財務諸表(ある場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも12ヶ月間監査を受け、最新の中間監査済み財務諸表(ある場合)が無限定適正意見 	<ul style="list-style-type: none"> 直近12ヶ月間または設立後1年未満の企業については無限定適正意見を得るため少なくとも直近12ヶ月間監査されること 	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも3年間監査を受けています ・無限定適正意見が付された過去2年の財務諸表と直近の中間監査済み財務諸表(ある場合)

d. 資本	<ul style="list-style-type: none"> 純有形資産(NTA)最低2,500億IDR。又は 過去2年間の税引前累積利益は1,000億IDR以上、時価総額は1兆IDR以上。又は 収益は8,000億IDR、時価総額は8兆IDR以上。又は 総資産は2兆IDR以上、時価総額は4兆IDR以上。又は 営業活動によるキャッシュフローは2年間で最低2,000億IDR、時価総額は最低4兆IDR。 	<ul style="list-style-type: none"> NTA最低額500億IDR。又は 過去2年間の税引前累積利益は100億IDR以上、時価総額は1,000億IDR以上。又は 収益は400億IDR以上、時価総額は4,000億IDR以上。又は 総資産は2,500億IDR以上、時価総額は5,000億IDR以上。又は 営業活動によるキャッシュフロー 2年間で最低200億IDR、最低時価総額4,000億IDR。 	<p>小規模アセットの場合:</p> <ul style="list-style-type: none"> 総資産(またはその他の同等の条件)は500億IDR以下および 中小企業ではない発行者/公開会社、および/または資産が2,500億ルピアを超える会社の管理者によって管理されていないこと <p>中規模アセットの場合:</p> <ul style="list-style-type: none"> 総資産(または同等の条件)は500億IDRから2,500億ルピア、および 中小企業ではない発行者/公開会社、および/または資産が2,500億IDRを超える会社の管理者によつて管理されていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> NTA最小2,500億IDR;又は 過去2年間の税引前累積利益は1,000億IDR以上、時価総額は1兆IDR以上。又は 収益は8,000億IDR、時価総額は8兆IDR以上。又は 総資産は2兆IDR以上、時価総額は4兆IDR以上。又は 営業活動によるキャッシュフローは2年間で最低2,000億IDR、時価総額は最低4兆IDR。
e. 総株主数	>1,000名	>500	>300	>1,000名
f. 少数株主の所有株式数	<p>3億株で、以下の要件を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規株式公開前の株式価値が5,000億IDR未満の発行済み株式総数の少なくとも20%。 新規株式公開前の株式価値を持つ発行済み株式総数の少なくとも15%は、5,000億IDRから2兆IDRまで。又は 発行済み株式から少なくとも10%で、新規株式公開前の株式価値が2兆IDRを超えている。 	<p>1億5,000万株で、以下の要件を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規株式公開前の株式価値が5,000億IDR未満の発行済み株式総数の少なくとも20%。 新規株式公開前の株式価値を持つ発行済み株式総数の少なくとも15%は、5,000億IDRから2兆IDRまで。又は 新規株式公開前の株式価値が2兆IDRを超える発行済み株式の少なくとも10%。 	<p>発行済株式総数の20%以上</p>	<p>3億株で、以下の要件を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規株式公開前の株式価値が5,000億IDR未満の発行済み株式総数の少なくとも20%。 新規株式公開前の株式価値を持つ発行済み株式総数の少なくとも15%は、5,000億IDRから2兆IDRまで。又は 発行済み株式から少なくとも10%で、新規株式公開前の株式価値が2兆IDRを超えている。
g. 株価	100 IDR	100 IDR	50 IDR	100 IDR
h. 独立コミッショナー	委員会の少なくとも30%。	委員会の少なくとも30%。	委員会の少なくとも30%	委員会の少なくとも30%。
i. コーポレートセクレタリー	✓	✓	<p>フルフィルメントの対象は次のとおり:</p> <ul style="list-style-type: none"> 中規模資産を保有する発行体の場合、6か月の移行期間 小規模資産を保有する発行体は1年間の移行期間 	✓

j. 監査委員会および内部監査ユニット	✓	✓	フルフィルメントの寛大さは次のとおり: • 中規模資産を保有する発行体の場合、6か月の移行期間。 • 小規模資産を保有する発行体は1年間の移行期間。	✓
k. 報酬および指名委員会	✓	✓	• 中規模資産を保有する発行体の場合、6か月の移行期間。 • 小規模資産を保有する発行体は1年間の移行期間。	✓

インドネシア決済保証会社(KSEI)

KSEIはジャカルタに本社を置き、IDXとの契約に基づき、IDX取引のセントラル・カストディおよび決済サービスを提供している。KSEIはカストディアン銀行、証券会社、その他関係者にサービスを提供している。KSEIは、PT Bursa Efek Indonesia (BEI)、PT Kliring Penjaminan Efek (KPEI)とともに、自主規制機関(SRO)のひとつとなっている。

PT Kliring Penjaminan Efek (KPEI)

KPEIは、OJKの監督下で清算および引受に従事する自主規制機関(SRO)の1つである。KPEIは、清算引受機関として、定期的、公正かつ効率的な為替取引決済のための清算引受業務、その他金融公庫の定める規定に基づく業務を保証する。KPEIはIDXが所有している。

金融サービス機構(OJK)

2013年1月1日より、金融行進銀行は、資本市場、保険会社、証券会社、マルチファイナンス会社の規制を開始した。また、OJKは2014年1月1日より銀行の監視を開始した。

2013年1月1日より、OJKは資本市場、保険会社、証券会社及びマルチファイナンス会社への規制を開始している。またOJKは2014年1月1日より銀行の監督を開始している。

OJKは銀行及びノンバンクの金融機関に対する「ワンストップ」の規制組織として設立され、銀行業、資本市場、保険業、及びその他の金融サービスセクターをカバーしており、前任組織より権限を拡大させることを意図している。OJKは金融サービスセクターにおける汚職の調査、罰則の管理、調査や起訴、ライセンスのはく奪などを行う権限を持っている。OJKはまた、消費者のクレームへの対応や消費者に代わり法的主張を行うことで、金融サービス産業における消費者保護において中心的な役割を担っている。

OJKはその他の政府機関、すなわち財務省やインドネシア銀行と協調することが期待されている。インドネシア銀行における商業銀行及びシャリア銀行の監督権限が2013年末にOJKに移管され、インドネシア銀行の主な役割は通貨の安定性と支払いシステムの監督を行うこととなった。

COVID-19パンデミックの状況を踏まえ、インドネシア政府は、COVID-19パンデミックに対処し、国家経済および金融システムの安定を危うくする脅威に対処するための国家予算の実施に焦点を当てた「コロナウイルス病パンデミック2019 (COVID-19) の管理および／または国家経済および／または金融システムの安定を害する脅威への対処に関する国家金融政策および金融システムの安定に関する法律第2020年第1号 (後に2021年法律第7号で改正) に代わる政府規則」を制定した。

COVID-19の間の国民経済と金融システムの安定、および法律の委任を支援するために、OJKは、景気循環抑制規制、公開会社の株主総会メカニズム、電子株主総会(e-GMS)、重要な取引および事業活動の変更、パンデミックによる資金調達問題を処理するためのOJKから銀行機関への書面による命令などに関連するいくつかの規制を発行しており、OJKはさらに、COVID-19の影響に対する銀行信用再編政策が2024年3月31日に終了したことを発表した。インドネシアはCOVID-19からの脱却を宣言したが、COVID-19中のいくつかの慣行はまだ実施されている(e-GMSなど)。

債券市場

インドネシアの債券市場は主に国債と社債により構成されている。国内での資産担保証券の発行は特別な規定制度の下で認められている。また、政府は地方債の発行を認める規定を定めている。

中央政府は様々な国債を短期・中期・長期で、インドネシアルピア建て及び外貨建てで発行している。国債はインドネシアソブリン債及びシャリア原則に従いルピア建てもしくは外貨建てで発行される国債のシャリア証券(SBSN)から構成される。SBSNはスヌーク・イジャーラセールアンドリースバックの仕組みを利用して発行される。

社債は主に従来型の社債、ミディアムタームノート(MTN)、コーポレートスルーク、及び転換社債により構成される。法人の社債発行者はオフショアの特別目的会社を通じたオフショア債の発行により、国際的な資本市場を定期的に利用している。

地方債(地方政府により発行される債券)は地方自治の原則に従って実施され、地域のインフラプロジェクトの資金調達を促進することを目的としている。地方債は1年以上の満期を持ち、ルピア建てにより、国内の資本市場を通じてインドネシア国民に提供されることを意図している。地方債は債券発行により資金調達される地域プロジェクトにより担保される場合がある。これらの地方債に対して中央政府が保証することはない。

資本市場規制は、特定の状況下で公開募集なしで債券を発行することを可能としています。OJK規則第POJK.04/2019年第30号「公開募集なしでの債券および/またはスルーク証券の発行に関するもの」の制定により、これらの事項に対処する法的枠組みが規定されている。

最近、インドネシアは、グリーンボンドの発行と要件に関するOJK規則2017年第60号に代わり、サステナブル債務証券とスルークの発行と要件を対象とするOJK規則2023年第18号の制定を通じて、持続可能な金融の拡大に焦点を当てて債券市場規制を更新した。この新規則は、持続可能な金融の範囲を拡大し、環境プロジェクトだけでなく社会的側面も含めるとともに、持続可能な債務証券および/またはスルークの発行を公募の有無にかかわらず認めるものとなる。

情報開示

証券の発行及び/あるいはIDXに上場を検討している公開会社は、財務諸表及びその他の開示資料をOJKに提出しなければならず、これらを一般に公開しなければならない。OJKは資本市場の規制者として、資金調達に利用される単年及び複数年の財務諸表や四半期報告書を含む、公開会社の財務諸表に対して最低限の基準を設定している。

財務諸表はインドネシア会計士協会により制定されたインドネシア会計基準(PSAK)及びその他のインドネシア資本市場で一般に認められた会計慣習に従って作成されなければならず、貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書、キャッシュフロー計算書及び財務諸表への注記を含まなくてはならない。

連結財務諸表には親会社に支配されている全ての子会社が含まれていなければならない。親会社が直接又は子会社を通じて間接的に50%以上の議決権を保有している場合、もしくは親会社が以下の条件を1つでも満たしている場合に支配関係が存在していると見做される。

- ・会社が他の投資家との契約によって50%以上の議決権を保有している場合
- ・会社が定款もしくは契約に基づき財政方針や運営方針を決定する力を有している場合
- ・会社が経営層のメンバーの過半数の任命するあるいは解任する力を有している場合
- ・経営会議において議決権の過半数を行使できる力を有している場合

しかしながら、子会社は以下の場合において連結対象から除外される。

- ・近い将来において子会社の株式が買収されその結果処分される見込みであり、支配が一時的なものと予定されている場合
- ・子会社が持株会社への送金することを長期的に厳しく制限されている状況下にある場合

インドネシアの公開会社は株式の価値に重要な影響を与えるあらゆる出来事について、当該出来事の発生から2営業日以内に公表及びOJKへの通知により開示する必要がある。開示が求められる事項は以下の通りである。

- ・吸収合併、株式取得、新設合併もしくは合弁会社の設立
- ・株式分割もしくは配当
- ・特別配当による収入
- ・重要な契約の獲得もしくは喪失
- ・重要な新製品もしくは新技術
- ・支配権の変更もしくはマネジメントの重要な変更
- ・債務証券の購入指示もしくは償還
- ・重要な額の公募証券もしくは私募証券の取得
- ・重要な資産の取得もしくは重要な資産の売却による損失
- ・比較的重要な労働争議
- ・会社及び/もしくは会社の役員あるいはコミサリスに対する重要な訴訟
- ・他の会社の株式を取得するためのオファー
- ・会計監査人の変更
- ・債務の受益者の変更
- ・決算日の変更
- ・その他の重要な事項

私募

インドネシアでは、証券の私募による販売は会社と特定の投資家による直接交渉によって実行される。国内資本市場取引は、もし取引がインドネシア国民にマスメディアを通じてオファーされることがなく、100人以下にオファーされ50人以下に販売した場合、国内資本市場取引は私募を構成する。

公開会社の資本の直接引き受けは、既存株主の優先取得権を使わない増資により行われる。この際、以下の要件を満たしている場合、株主総会での承認により行うことが出来る。

- ・財務バランスの訂正；
- ・財務バランスの訂正以外；
 - 利益バランスから資本に変換された形態の株式配当をとる、または
 - 株式のプレミアム (agio saham) または他の資本要素から生じる株式配当の形態をとらない

企業はGMS(株主総会)の承認を取得する必要があり、資本増強におけるGMSの出席および決定クオーラムも考慮する必要がある。

資本増強の主な目的は、以下のいずれかの状況に直面している企業の財務状況を改善することである。

- ・インドネシア銀行または他の政府機関からの融資額が企業の実入れ資本の100%以上であるか、政府機関による銀行の再構築につながる可能性がある銀行
- ・ネットワーキングキャピタルがマイナスであり、株主総会が資本増強を承認した時点で企業の債務が資産の80%を超える非銀行企業
- ・企業が非関係の貸し手に対する債務のデフォルトまたはデフォルトの回避が不可能であり、その貸し手が株式または転換社債を受け入れて債務の解決に同意した場合

財務バランスの訂正以外の目的の資本増強は、発行済みかつ完全に支払われた株式または資本金の合計の最大10%まで行える。これは労働および人事省 (MOLHR) に通知および受領されたAOAの修正に規定されている。

会社は優先引受権が行使されない増資を実行する少なくとも5営業日前までに、私募についてOJKに通知する必要があり、また公に報告する必要がある。また完了の2営業日以内に、会社はOJK及び公に株式数及び株価を含む結果を通知する必要がある。

新規公開(IPO) プロセス

インドネシアで株式の新規公開を行おうとしている会社は登録届け出書及び関連資料をOJKに提出しなければならない。発行者は当該書類において開示される情報(オファー価格や登録の効力発生日など提出時点で確定していない情報を除く)の網羅性と正確性について責任を持つ。登録届け出書の提出後、発行者は追加的な情報及び/あるいは登録届け出書の変更を求めらることがある。

発行者はIPOの目論見書の要旨について、OJKからの許可を得た後2営業日以内に少なくとも1社のインドネシアの全国紙にて公表する必要があり、また同じく2営業日以内に公表事項に関連する根拠をOJKに提出しなければならない。

発行者はOJKからの書面による承認があれば、予備的目論見書(ブックビルディングを目的とする)によりオファーを行うことが出来る。

登録届出書の効力

登録届け出書は以下に従って効力が発生する。

a. 時間の経過

- ・OJKが完全な登録届出書を受領してから45日後、公募の登録届出書に関連するすべての基準が満たされた場合
- ・最後の修正がOJKに配信された日、またはOJKからの要件が満たされた最後の日から45日

b. これ以上の変更はなく、追加情報も必要ないというOJKの声明

登録届出書の発効後、発行者は以下の義務を負う。

- ・登録届出書の一部として必要な目論見書を一般の購入者または購入希望者に提供
- ・目論見書と補足書類は、OJKのSPRINT (Sistem Perizinan dan Registrasi Terintegrasi)と呼ばれるシステムを通じて提出
- ・登録届出書の効力発生日から1営業日以内に、全国紙1紙以上で概要趣意書に変更・追加があった場合は、その旨を公示し、発表後2営業日以内にOJKへ提出

公募期間、割当期間及び公募報告

発行者は、登録届出書が有効になった日から遅くとも2営業日以内に公募プロセスを実施する必要がある。公募期間は1~5営業日および株式の割り当ては、公募期間の終了後2営業日以内に完了する必要がある。その後、当該株式の分配は、割当日から1営業日以内に行わなければならない。

引受人または発行者は、株式割当日から5営業日以内に公募に関する報告書を本投資法人に提出しなければならない。その後、引受人または発行者(発行者が引受人を利用してない場合)は、公募期間の終了から30日以内に公募に関する特定の調査を行うために公認会計士を任命する必要がある。

募集株式がインドネシア証券取引所に上場される場合、上場は株式割当日から1営業日以内に行わなければならない。

権利の問題

インドネシアの公開会社が資本を増額する予定である場合、当該公開会社の既存の株主は、それぞれの現在の株式保有の割合に応じて、新たに発行された有価証券の一部を取得する先制権を有する。

公開会社が新株予約権を発行する場合、新株予約権および流通新株予約権の総数は、登録届出書の提出日における払込資本総額の35%を超えることはできない。権利問題には、既存の株主または一般の人々が購入していない残りの株式を同じ価格で同じ条件で購入する義務があるスタンバイバイヤーが含まれる。スタンバイバイヤーとして行動する当事者は、プラスの収益とスタンバイバイヤーとして機能する能力を示す財務諸表(会社の場合)または当座預金明細書(個人の場合)を提出する必要がある。

7. 銀行業務と貸付

Bank Indonesiaはインドネシアの中央銀行である。金融セクターの発展と強化に関する法律2023年第4号(以下「インドネシア銀行法」)により改正されたインドネシア銀行に関する1999年法律第23号に基づき、インドネシア銀行は、法律で明示的に別段の定めがない限り、政府およびその他の当事者からの干渉を受けない独立した国家機関である。インドネシア銀行の主な目的は、持続可能な経済成長を支えるために、ルピアの価値の安定を達成し、決済システムの安定性を維持し、金融システムの安定性を維持することである。インドネシア銀行法は、前述の目的を達成するために、インドネシア銀行には次のタスクがあることをさらに規定している。

a. 持続可能で一貫性があり、透明性のある方法で金融政策を決定し、実施する

金融政策の決定と実施の文脈において、インドネシア銀行は以下の権限を与えられている。

- ・金利を管理
- ・為替レートの管理
- ・流動性を管理
- ・外国為替の管理
- ・外貨準備高の管理
- ・金融市场と外国為替市場を規制、監督、改善
- ・その他の金融政策を策定・実施

上記の権限を実施するにあたり、インドネシア銀行は以下を行う。

- ・制裁の規制、監督、審査、および賦課
- ・説明責任と透明性に関する施策に基づくコミュニケーション
- ・政府、当局、および関連する利害関係者との政策調整

b. 円滑な決済システムの調整と維持

円滑な決済システムを規制し維持するために、インドネシア銀行は以下の権限を有している。

- ・決済システムサービスの実施に関する承認とライセンスの実施と提供
- ・決済システムサービスプロバイダーに対する活動報告書を提出要請
- ・支払方法の決定
- ・活動報告に関する報告書の提出要請

c. マクロプルーデンス政策の策定と実施

マクロプルーデンス政策を確立し実施するために、インドネシア銀行は以下を実施する権限を有している。

- ・マクロプルーデンス規制
- ・制裁の審査と賦課を含むマクロプルーデンスの監督
- ・包摶的な資金調達と持続可能な金融の規制と発展

- ・最後の貸し手の機能を果たすための銀行への資金の提供
- ・リバースレポ(買戻し契約)および/またはインドネシア預金保険がインドネシア預金保険に加入した時点でインドネシア預金保険公社が所有する国債の購入
- ・流動性の確保
- ・関係当局との調整

2014年1月1日以降、銀行業界の主要な規制当局としてのインドネシア銀行の役割は、OJKに移管された。また、インドネシア政府は、COVID-19のパンデミックによって引き起こされた悪影響により適切に対応するために、インドネシア銀行を管理する特定の法律および規制を改正した。これに関連して、オムニバス法は、銀行業務の特定の権限をインドネシア銀行からOJKおよび中央政府に移管する。オムニバス法により、銀行設立の要件を設定する権限は、これまでインドネシア銀行が保有していたが、現在はOJKが引き継ぐことになった。さらに、従来の規制制度に基づき、イスラム銀行の最大外国人所有に関する規定は、非政府独立機関としてインドネシア銀行規則の下で規制されている。しかし、オムニバス法は、この権限を政府に移すする(すなわち、政府が準備した投資に関する法律や規制を通じて、イスラム銀行の最大の外国人所有権を政府が管理するものとする)。したがって、オムニバス法は、規制の枠組みを再調整するだけでなく、イスラム銀行の外国人所有条件を中央政府に設定する権限を一元化する。

さらに、2022年1月12日、インドネシア政府はついに、インドネシアの金融セクターの根本的な課題に対処し、ダイナミックで、強く、独立し、持続可能で、公正な国民経済を構築するための、金融セクターの待望の「法的傘」である2023年金融セクターの発展と強化に関する法律第4号(以下「PPSK法」)を制定した。PPSK法は、インドネシア銀行、OJK、銀行、シャリア銀行、保険などに関連する法律や規制を含む、金融セクターのエコシステムに関連するさまざまな既存の法律や規制の下で、新しい規定を修正、削除する。金融庁に関する法律2011年第21号(以下「2011年法律第21号」)により、銀行、デリバティブ金融、炭素取引所、資本市場、保険、保証、年金基金、金融サービス関連機関などの金融サービス活動における金融庁の監督範囲が規制されているため、PPSK法は、2011年法律第21号に定められた規定を改正し、ITSKセクター、デジタル金融資産、暗号資産の規制と監督を実施するための新たな役割を追加している。さらに、OJKは、金融サービスセクターで運営されている協同組合のライセンス、規制、および監督も実施する。この件に関するさらなる規定は、今後のOJK規制の下で定められる。

コアキャピタルに基づく銀行の分類

当初、OJKは、銀行のコアキャピタルに基づく事業活動およびオフィスネットワークに関するOJK規則POJK.03/2016年第6号(以下「OJK規則2016年第6号」)に基づき、銀行をBUKU 1(最小のカテゴリー)からBUKU 4(最大のカテゴリー)までの4つのカテゴリー(以前はBank Umum berdasarkan Kegiatan Usahaまたは「BUKU」と呼ばれていた)に分類することを規定していた。各カテゴリーの銀行は、(例:外国為替関連活動、財務関連活動、地域/世界的な活動範囲など)に従事することが許可されている。ただし、商業銀行に関するOJK規則POJK.03/2021年第12号(以下「OJK規則2021年第12号」)は、BUKUの分類に取って代わり、次のようにKelompok Bank berdasarkan Modal Inti(以下「KBMI」)という新しい分類を提供している。

- ・KBMI 1(BUKU 1およびBUKU 2に相当): コアキャピタルが6兆ルピアの銀行
- ・KBMI 2(BUKU 3と同等): コアキャピタルが6兆ルピア以上から14兆ルピアまでの銀行
- ・KBMI 3(BUKU 3およびBUKU 4と同等): コアキャピタルが14兆ルピアを超え、70兆ルピアまでの銀行
- ・KBMI 4(BUKU 4と同等): 70兆ルピア以上のコアキャピタルを持つ銀行

単一プレゼンスポリシーと株式保有制限

インドネシアの銀行における単一所有権に関するOJK規則POJK.03/2017年第39号(以下「POJK 2017年第39号」)に基づき、単一所有権とは、当事者が1つの銀行の支配株主にしかなければならない条件である。POJK 39/2017に基づく支配株主とは、以下の法人、個人、および企業グループである。

- ・会社または銀行の発行済み株式総数の25%以上を所有し、議決権を有する
- ・会社または銀行の発行済み株式総数の25%未満を所有し、議決権を持っているが、関係する個人/団体が直接的または間接的に会社または銀行の支配権を使用したことを証明できる

上記のように、POJK 2017年第39号の第2条第1項に基づき、各当事者は1つの銀行の支配株主にしかならない。ただし、一行の支配株主に関する上記の規定は、次に掲げるものには適用されない。

- ・従来の原則とシャリーアの原則という異なる原則で事業活動を行う2つの銀行の支配株主
- ・2つの銀行の支配株主であり、そのうちの1つは合弁銀行

当該当事者が他の銀行の株式を購入し複数の銀行の支配株主となった場合、当該当事者はPOJK 2017年第39号の第2条第1項の規定を以下の方法に基づき実施する必要がある。

- ・合併または統合 - 支配銀行は、支配銀行と合併または統合
- ・銀行セクターにおける持株会社の設立
- ・(銀行)子会社のすべての活動を直接管理および統合することを目的とし、意図する持株会社の設立

商業銀行の所有に関するOJK規則POJK.03/2016年第56号(以下「POJK 2016年第56号」)に基づき、各株主のカテゴリーにおける銀行株式の所有限度額は、以下のとおりである。

- ・銀行の資本の40%(法人およびノンバンク金融機関の形態の株主のカテゴリー)
- ・銀行の資本の30%(法人の非金融機関の形での株主のカテゴリー)
- ・個人株主の場合 20%

上記の株式所有の最大額は、中央政府および銀行を管理または救済するために設立された機関には適用されない。

外国人および海外に居住する法人である将来の支配株主は、次の追加要件を満たす必要がある。

- ・銀行の株式を所有することにより、インドネシア経済の発展を支援することを表明すること
- ・金融機関の法人について、原産国の監督当局から勧告を得ること

(i) 金融機関法人については、最低投資適格格付けより1段階上、(ii) ノンバンク金融機関法人については、最低投資適格格付けより2段階上、(iii) 非金融機関法人については、最低投資適格格付けより3段階上に格付けされていること。

オフショア金融債務

インドネシア国外から債務による資金調達を受けるインドネシア企業に対して、いくつかの報告および申告義務を課している。これらの義務の範囲は規制によって異なるが、一般的には、融資、社債、債券、ファイナンスリースは報告義務となり、場合によっては保証も報告義務となる。

その要件には、Bank Indonesiaに対する年間オフショア借入計画に関する報告義務、Bank Indonesiaおよび財務省に対する取引固有の報告要件が含まれている。取引ごとの報告に関しては、インドネシアの債務者は、基礎となる取引文書の写しを添付し、その後、融資の実行(すなわち、引き出しと返済)に関する定期的な報告を最初の報告書に記載することが求められる。

これらの報告要件は、本質的に管理上のものであり、借手に課せられる。借手が報告を行った場合には、罰則が科せられる可能性がある。

さらに、借手が遵守しなかったために、裁判所が融資契約を無効にする結果となった裁判例がいくつかある。これらの決定が規制の誤った適用であると批判されているとしても、貸手は、必要な報告書の提出を最初の借入の先行条件として確認し、借手に対してすべての定期報告書の完成を要求することが望ましいと考えられる。

オンショア口座による外国為替のドローダウン

輸出収益からの外貨受領および外国債務からの外貨出金に関するインドネシア銀行規則PBI 2014年第16/10号(インドネシア銀行規則PBI 2015年第17/23/号および外国為替輸出収益および外国為替輸入支払に関するインドネシア銀行規則2023年第7号により改正)、およびインドネシア銀行通達書No. 18/5/DSTA/2016(いずれの場合も、隨時改正される)は、債務者がオフショアローンを外国為替オンショア銀行を通じて払い出されることを要求され、オフショアローンに関する外国為替オンショア銀行を通じてローンの引き出しが完了したことを証明する情報および報告書(着信送金およびまたはSWIFTメッセージのコピー)をインドネシア銀行に提供することを要求することを規定している。オフショアローンの現金による各支払いは、外国為替オンショア銀行を通じて行われ、ローンの支払いが行われた後、遅くとも翌月の15日にインドネシア銀行に報告されるものとする。この要件の対象となるオフショアローンは、借り換える目的としていない、または債務証券に関連していない非リボルビングローン契約から生じるものである。支払われたローンとローンのコミットメント総額との間に不一致がある場合は、借り手がインドネシア銀行に書面で説明するものとする。

インドネシアの借り手がこれらの規制に基づいて外国為替オンショア銀行を通じてオフショアローンを引き出さなかった場合、外国為替オンショア銀行を通じて行われなかつた各ローン引き出しの額面金額の0.25%のペナルティが科せられ、最大額はIDR50,000,000である。借り手が関連する報告月末までに外国為替銀行を通じてローンの引き出しを証明する補足書類を提出できない場合、外国為替銀行を通じて引き出していくと見なされる(したがって、上記の制裁が適用される場合がある)。

ルピア取引の制限

金融市場および外国為替市場に関するインドネシア中央銀行規則(Bank Indonesia Regulation 6/2024)に基づき、銀行またはインドネシア中央銀行の定めるその他の当事者は、海外におけるルピアの送金、海外におけるルピアに対する外国為替のノンデリバブル・フォワード取引、外国当事者が発行する債券のルピアによる購入など、特定の取引を行うことが禁止されている。ただし、この禁止事項にはいくつかの例外があり、銀行がルピアを用いて外国当事者と取引を行うことは認められている(例:信用供与・便宜供与の場合、インドネシア国内の特定の経済活動のためであること等)。

借り手のヘッジ比率、流動性比率、および信用格付要件

2014年12月29日付けのノンバンク法人の対外債務管理における慎重な原則の適用に関するインドネシア銀行規則PBI 2014年第16/21号(インドネシア銀行規則PBI/2016年第18/4号によって改正)、オフショアローンを持つノンバンク法人がヘッジ比率、流動性比率、信用格付けの要件を適用することにより、慎重な原則を適用するための要件を定めている。

この規制は2015年1月1日に発効し、一般的に、オフショアローンを受ける予定のノンバンク法人は、以下を備えていなければならないと規定している。

- ・ヘッジ比率が25%以上であること
- ・流動性比率が70%以上であること
- ・信用格付けが「BB-」(ダブルBマイナス)以上であること - ただし、これらの要件は、借り換え、インフラプロジェクトファイナンス(特定の条件)、および貿易信用には適用されない

上記の要件は、信用取引には適用されない。また、信用格付要件は、インフラ・プロジェクト・ファイナンスに関連して、(1)二国間または多国間金融機関からの借り換え、または(2)オフショア・ローンには適用されない。

借手は、ヘッジ比率、流動性比率、信用格付けの履行に関するレポートと補足書類を提出する必要がある。

金融セクターの発展と強化に関する法律第4/2023号(PPSK法)のハイライト

・銀行シャリーアユニットスピンオフ

シャリーアバンキングに関する法律第2008年第21号は、シャリーアビジネスユニット(Unit Usaha SyariahまたはUUS)が関連する親銀行の総資産価値の50%を持っている場合、または法律の制定後15年以内(つまり、2023年まで)に、従来の銀行がスピンオフを実施することが義務付けられていると規定している。PPSK法は、シャリーア銀行法のシャリーアユニットスピンオフの特定の期間の規定を否定し、特定の制限なしに修正する。この規則では、OJKが設定した一定の要件を満たした後、従来の銀行がUUSをスピンオフしてシャリーア銀行になる必要があると規定されている。さらに、OJKは、銀行統合の枠組みの下でUUSのスピンオフを要求することもある。必要なスピンオフを実施しない銀行に課せられるスピンオフ、統合、制裁に関するさらなる規定は、シャリーアビジネスユニットに関する2023年のOJK規則第12号に記載されている。

・金融セクターにおける技術革新

PPSK法では、金融分野における技術革新(Inovasi Teknologi Sektor Keuangan、ITSK)を、デジタル金融エコシステムに関連する商品、活動、サービス、ビジネスモデルに影響を与える技術ベースの革新と定義している。ITSKの範囲には、決済システム、証券取引の決済、投資管理、リスク管理、資金の収集および/または分配、市場支援、暗号資産を含むデジタル金融資産に関する活動、およびその他のデジタル金融サービス活動が含まれている。

PPSK法に基づき、BIとOJKは、以下の原則を考慮に入れて、それぞれの権限範囲に従ってITSKの実施を規制および監督する。

- ・イノベーションを促進する努力とリスク軽減のバランス
- ・経済統合とデジタルファイナンス
- ・効率性と健全なビジネス慣行
- ・消費者保護
- ・当局間の規制と監督の調整

・デジタルルピア

2022年11月30日、インドネシア銀行は、デジタル通貨ルピアのテストと実施のための枠組みを提供する、デジタル通貨ルピア開発のハイレベルデザインである白書を発表した。この国家規模のイニシアチブは、その策定と実施において相乗的な努力を必要としている。通貨に関する2011年法律第7号は、ルピアを紙幣と硬貨という物理的な形でしか認めていないため、PPSK法はブロックチェーン・ベースの通貨であるデジタル・ルピアという新しいタイプの通貨を追加した。デジタル・ルピアはインドネシア銀行によって裏付け、発行、流通、組織化され、インドネシアでは法定通貨として扱われている。デジタル・ルピアのガバナンスは、以下の点を考慮しなければならないことが注目される。

- ・インドネシアにおける法定通貨としてのデジタルルピアの提供
- ・通貨の安定、決済システム、金融システムの維持におけるインドネシア銀行の職務の実施の有効性
- ・技術革新とデジタル経済・金融包摂の支援
- ・全国的に統合されたデジタル経済と金融の発展
- ・データおよび情報システムのセキュリティを確保し、個人データを保護することができるデジタルテクノロジーの活用

さらに、デジタルルピア計画の実施にあたり、インドネシア銀行は政府との調整が必要である。デジタルルピアの発行に関するさらなる規定は、今後のBI規制の下で定められる。

オムニバス法とPPSK法、および現在のインドネシアの金融機関の状況への影響に照らして、この提案された規制動向の展開は注目に値する。

8. 石油・ガス・石炭・鉱物鉱業

A. 石油・ガス

インドネシアは2004年後半に石油の純輸入国となり、2009年1月にOPECを自主的に停止したが、2016年1月に再び再開した。しかし、インドネシアは1990年代以降、石油生産が減少傾向にあったことを受け、2016年11月に再び加盟停止を決定した。

近年、インドネシア政府は、深海および非従来型の石油・ガス資源の開発、さらには下流インフラ(精製所、石油化学プラント、パイプライン)へのさらなる投資を促進するために、さまざまなインセンティブを通じて努力した。最近では、上流石油・ガス部門におけるコスト回収型生産分配契約メカニズムの代替として、グロススプリット生産分配契約の形で提供している。コスト回収型およびグロススプリット生産分配契約以外にも、インドネシア政府は、エネルギーおよび鉱物資源大臣規則2017年第8号に基づき、上流石油・ガス部門における他の典型的な協力形態に基本的にオープンである。これは、エネルギーおよび鉱物資源大臣規則2020年第12号によって最後に改正されたものである。

インドネシアの法律では、石油・ガス活動は下流部門と上流部門に分かれている。この法律は、上流の活動は、井戸の掘削と完成、輸送、貯蔵、および油田内の石油とガスを分離および精製するための処理の施設建設からなる探査と開発で構成され、一方、下流の活動は処理、輸送、貯蔵、取引をカバーすると規定している。エネルギー・鉱物資源大臣は、インドネシアのエネルギー部門に対する一般的な権限を持っている。具体的には、石油・ガス部門では、上流の石油・ガス活動のための特別タスクフォース(Satuan Kerja Khusus Pelaksana Kegiatan Usaha Hulu Minyak dan Gas Bumi またはSKK Migas)が上流活動を監督する規制機関であり、インドネシア政府を代表して生産分与契約(PSC)やその他の種類の協力協定の執行者である。下流セクターについては、ダウンストリーム石油・ガス規制機関(Badan Pengatur Hilir Minyak dan Gas Bumi またはBPHMIGAS)が規制機関である。

最新のオムニバス法では、石油・ガスセクターの事業許可要件が改訂された。現在、同じ活動範囲を指定しているが、上流と下流の両方の石油・ガス事業活動は、中央政府が組織する事業許可に基づいて実施する必要がある。また、オムニバス法は、中央政府が定めた事業許可要件を満たすことで、企業が下流の石油・ガス事業活動に従事することを認めており、したがって、そのような事業許可要件を満たした企業は、加工、輸送、保管、購入、販売、輸出と輸入などの商業活動に従事できる可能性がある。それにもかかわらず、ライセンスベースの制度への移行は、関連するライセンスプロセスが電子的に統合されるため(オンライン单一提出システム)、エネルギーおよび鉱物資源省の規制番号5/2021に基づいてさらに実施されるため、このセクター内の全体的なライセンスプロセスを迅速にすることを目的としている。鉱物資源セクター(「MEMR規則5/2021」)は、エネルギーおよび鉱物資源セクター(石油およびガスセクターを含む)内のリスクベースのビジネスライセンスの実施中に事業活動および製品に適用されるさまざまな基準を定めている。

石油・ガス会社の買収

インドネシアの石油・ガス会社の株式の取得または譲渡は、上流または下流の事業活動の種類を考慮して、事前の承認を得るか、関係機関(以下、エネルギー・鉱物資源大臣)に書面で通知することにより行うものとする。例えば、鉱物・エネルギー資源活動の監視に関するエネルギー・鉱物資源大臣規則2017年第48号は、上流活動における株式取得は関連大臣の事前承認が必要であると規定しているが、下流活動における株式取得は、関連企業の定款を関連大臣に添付して書面による通知を提出するだけでよいと規定されている。

石油・ガスセクターにおける規制の枠組みの整備

インドネシアにおける石油・ガス規制の枠組みとして、石油・天然ガスに関する法律第22/2001号は、現在、改正すべき国内法プログラム(Program Legislasi Nasional またはProlegnas)のリストに載っている。重要な議論の一つは、SKK Migasの変革についてであり、これは前の政府機関である上流石油・ガス事業活動実行機関(Badan Pelaksana Kegiatan Usaha Hulu Minyak dan Gas Bumi またはBP Migas)の代替として、特定の省の下での省主導モデルや、国営石油・ガス会社であるPertaminaの下での国営石油会社主導モデル、または上流石油・ガス事業専用の独立機関への移行を意味する。SKK Migasに関する動向を追うことは重要である。なぜなら、現在SKK Migasはインドネシア政府の上流石油・ガス部門における監督と代表において重要な役割を果たしているからである。

B. 石炭および鉱物採掘

鉱物および石炭鉱業に関する法律2009年第4号(2009年鉱業法)の公布後、規制の不確実性が高いものとなっていた。しかし、同法が施行された直後は、国内や地域の発電用石炭や、アジアの産業能力や公共インフラの発展を支える原料炭など、さまざまな商品に対する需要が強い傾向にあった。2012年には状況が変わり、コモディティに対する全体的な需要が減少した。石炭価格の大幅な下落により、多くのインドネシアの鉱山労働者が生産目標を引き下げ、効率の向上に注力した。

インドネシア政府は、鉱業および石炭鉱業に関する法律2009年第4号(2020年鉱業法)の改正に関する法律2020年第3号を可決し、鉱区の決定、鉱物および石炭管理の権限の一元化、ライセンス事項の再調整、投資および売却義務、労働契約および石炭労働者の事業契約の運用の継続など、いくつかの変更を導入した。

下流の活動を奨励するために、最新のオムニバス法は、下流の処理を確立することにより石炭の価値を高める鉱山労働者に対して、0%のロイヤルティという新しいインセンティブを提供する(つまり、石炭のアップグレード、コーラブリケット、コークス化、石炭液化、石炭ガス化、石炭スラリー/石炭水の混合など)。現在、インドネシアの炭鉱事業のほとんどを'digging, transporting, and selling'だけで行われている。そのため、この新しいインセンティブは、炭鉱労働者がエンドユーザーの顧客に石炭を販売する前に、下流の活動を通じて石炭を処理するように奨励することが期待されている。オムニバ

ス法の制定に続いて、インドネシア政府は、エネルギー鉱物資源セクターの組織に関する政府規則第25/2021号(「GR 25/2021」)も制定した。これにより、このような0%のロイヤルティは、以下の条件下で付与されることが規定されている。

- ・エネルギーの自立性(kemandirian energi)と工業原料に関する様々な要求事項の充足
- ・国内石炭の付加価値を高める活動中に使用される石炭の量

なお、ロイヤルティ率0%の付与に関する活動、金額、要件、手続きについては、まず財務大臣の承認が必要である。

また、鉱業および石炭鉱業分野における事業許可の実施に関する政府規則2021年第96号が、法律2020年第3号およびオムニバス法の制度に先立つ以前の実施規則制度を全面的に見直すために発行されたことも注目に値する。したがって、以前の政府規則2010年第23号(その改正を含む)は廃止されている。

労働契約

2009年以前は、労働契約 (Kontrak Karya) または石炭労働契約 (Perjanjian Karya Pengusahaan Pertambangan Batubara) として知られる鉱業契約は、主に国際投資家によってインドネシア政府と結ばれていた。これらの契約は、一般的に、当時主流であったインドネシアの1967年鉱業基本法に基づいて、投資家の鉱業活動に対する全体的な規制の枠組みと財政体制を提供することを目的としていた。「労働契約」制度は、他の発展途上国に見られる伝統的な鉱業権契約の特徴を一部保持していたが、現在では段階的に廃止されている。新規の鉱業プロジェクトは、国内投資家が開発した鉱業プロジェクトと外国投資家が開発した鉱業プロジェクトの両方に適用されるライセンス制度の下で実施されるものとする。2009年以前は、別のライセンスシステム(鉱業許可(Kuasa PertambanganまたはKP)の発行)が利用可能であったが、国内の鉱業会社に限定されていた。KPは鉱業事業のライセンスに変換する必要があった。

2009年鉱業法は、既存の労働契約は満了するまで有効であると規定していたが、その条件(州の歳入に関連するものを除く)は、2009年鉱業法と一致するように2010年1月までに修正する必要があった。現在までに、多くの労働契約が鉱業事業のライセンスに変換されている。

労働契約/石炭労働契約の条項と2009年の鉱業法制度との間の物議を醸す違いには、鉱業エリアの最大サイズの大幅な縮小、株式売却要件の厳格化、請負業者の保持に関する制限などが含まれる。

ただし、2020年の鉱業法では、特定の法定要件(特に税金および非課税の州歳入の増加)を満たすと、労働契約と石炭労働契約を延長できることが保証されている。延長期間自体に関連して、労働契約/石炭労働契約が以前に延長されていない場合、延長は最大10年間、それぞれ2回行うことができる。労働契約/石炭労働契約が以前に最初の延長を受けた場合、当該労働契約/石炭労働契約は、最大10年間、2回目の延長を受けることができる。上記の延長は、労働契約/石炭労働契約の操業の継続のためのIUPKの形で行われる。

労働契約/石炭労働契約の延長申請は、(必要なすべての管理要件と書類とともに)エネルギー鉱物資源大臣(MEMR)に提出する必要がある。これは、それぞれの労働契約/石炭労働契約の満了日の5年前、遅くとも1年前に必要となる。

鉱業免許

州の保留地にない地域での商業採掘は、鉱業事業許可証(Izin Usaha PertambanganまたはIUP)によって許可されており、州の保留地での鉱業は、特別鉱業事業許可証(IUP KhususまたはIUPK)によって許可されている。2020年の鉱業法に基づき、鉱業関連のライセンスを発行する権限は国政府に集中している。しかし、鉱業および石炭鉱業分野における事業ライセンスの付与の委任に関する大統領規則2022年第55号および鉱業および石炭鉱業分野における事業ライセンスの実施に関する政府規則2021年第96号により、中央政府はその権限を州政府に委任する権利を有しており、例えば、地域鉱業ライセンス(Izin Pertambangan RakyatまたはIPR)や岩石採掘のための許可書(Surat Izin Penambangan BatuanまたはSIPB)の発行に関して、州政府に委任する場合がある。

非金属鉱物または鉱石に関するIUPは、アプリケーションによって取得され、金属鉱物または石炭に関するIUPは、入札および競争入札プロセスによって取得される。

民間企業に発行されるすべてのIUPKライセンスは、入札および競争入札プロセスによって取得される。しかし、国有企業と地域所有企業は、そのようなライセンスを優先的に受けることができる。

採掘活動の段階に基づいて、探査または運用生産段階のいずれかに指定されたライセンスが付与され、探査ライセンスの所有者は、基本的に、一般的な法律および規制に従って管理、技術、環境、および財務上の要件を満たす鉱業事業活動の継続として生産ライセンスへのアップグレードが保証される。

国内の人材、商品、サービスの使用は、ライセンス保有者が優先する必要がある。また、マイニングサービスプロバイダー(請負業者)の保持にも特定の制限がある。また、国、地方自治体、地域社会と協議して設立される地域社会の発展と強化のためのプログラムを含む、企業の社会的責任プログラムを開発する必要がある。

2020年鉱業法では、「統合」金属鉱物採掘および石炭採掘のIUP(K)は、政府規則第2021年第96号に記載されている基準に基づいて、適用される法律および規制に従って要件を満たした後、30年間有効で、10年間の延長が保証されるものとする。

以前は、2009年の鉱業法により、探鉱保有者が誤って採掘された鉱物や石炭を報告することが義務付けられていた。また、探鉱保有者向けのIUPおよび/またはIUPKは、探鉱およびフィージビリティスタディに従事していた。このような報告書は、プロダクションロイヤリティを課す前に、関連するライセンス発行者に提出する必要があった。このような規定は、2020年鉱業法の下では組み込まれなくなった。

さらに、IUPおよびIUPKの保有者は、採掘活動中に専用の採掘道路を利用する必要がある。これらの道路は、単独で建設することも、すでに鉱山道路を建設している他のIUPまたはIUPK保有者、または鉱山道路を所有している他の当事者と協力して建設することもできる。この規定は、現在の慣行を反映している。

ただし、石油およびガスセクターと同様に、鉱業セクターの事業ライセンスも、MEMR規則2021年第51号の制定により、リスクベースのビジネスライセンス制度に変更された。エネルギーおよび鉱物資源セクター(鉱業セクターを含む)に分類される事業活動のリスクベースのビジネスライセンスは、2021年7月2日から開始するオンライン单一提出システムを通じて処理する必要があることに留意が必要である。

鉱業および石炭採掘分野における事業ライセンスの実施に関する政府規則2021年第96号の改正(「GR 25/2024」)の下では、規則2021年第96号の枠組みの下で元々特徴づけられていた作業計画および資金予算(Rencana Kerja dan Anggaran Biaya -「RKAB」)の年次で区切られる要素が削除された。この削除に伴い、エネルギー鉱物省(MEMR)は、作業計画および資金予算の作成、提出および承認の手続き、ならびに鉱物および石炭採掘事業活動の実施報告の手続きに関するMEMR規則2023年第10号を制定した。この規則は、RKABの有効期間を探査段階で1年、生産運営段階で3年に分けることを義務付けている。MEMR2023年第10号施行前にすでに承認されたRKABや承認中のRKABは、有効のまま処理が続行される。

以前はSoEに付与されていた鉱業事業生産活動に対するIUPまたはIUPKの10年間の延長に関する2024年第GR25号からのその他の追加事項は、関連するIUPまたはIUPKを確保したSoE子会社にも利用可能になった。

鉱業会社の買収

鉱業事業のライセンスは、その当事者が関連会社でない限り(つまり、その株式の少なくとも51%が譲渡者が所有している)、他の当事者に直接譲渡することはできない。さらに、政府の承認を条件として、国有企業は、生産のための鉱業地域の一部を関連会社に譲渡することができる(この場合も、その株式の少なくとも51%が譲渡人が所有している)。それにもかかわらず、ライセンス保有者の取得を通じて鉱業事業ライセンスを間接的に取得することが慣行となっている。このような間接的な移転は、2009年鉱業法に基づき、適切な規制当局に通知することにより、探査の完了後に許可される場合がある。

このような間接的な買収を完了するためのプロセスについては不確実性が残っているが、過去の事例では、以下のことが必要になることが示されている。

- 問題の鉱業会社が保有するIUPを発行した政府当局からの投資承認のための推薦状
- 投資に関するエネルギー鉱物資源大臣(または大臣を代表して事務局長)からの承認書

また、対象会社がPMDN(現地資本)企業であり、買収者が外国企業である場合、当事者はPMA(外国資本投資)会社への転換要件を完了する必要がある。

2009年の鉱業法とは対照的に、2020年の鉱業法では、MEMRの承認を条件として、IUP/IUPKの譲渡が認められている。このような承認を得るための最低要件には、(i)IUP/IUPK保有者が探査活動を完了している必要がある。これは、資源と埋蔵量のデータが利用可能であることによって証明できる。(ii)IUP / IUPK保有者は、管理上、技術上、環境上、および財務上の要件を満たす必要がある。

2020年鉱業法では、IUP/IUPKの譲渡にも同様の規定が適用される。IUP/IUPK保有者は、MEMRの承認なしに株式所有権を譲渡することを禁じられている。このような承認を得るための最低要件には、(i)IUP/IUPK保有者が探査活動を完了している必要がある。これは、資源と埋蔵量のデータが利用可能であることによって証明できる。(ii)IUP / IUPK保有者は、管理上、技術上、環境上、および財務上の要件を満たす必要がある。IUP/IUPKの移転に関する詳細な要件は、現在、エネルギー鉱物資源省令221.K/HK.02/MEM B/2021年で規制されている。

鉱業加工・精製業許可

2020年の鉱業法は、この種の企業のライセンスが工業省によってのみ発行されることを規制することにより、スタンドアロン/非統合の鉱業製錬所/加工/精製会社のライセンス制度の二元性を明確にした。

独立型/非統合型製錬所を持つことで、鉱業資産と製錬資産の間に柔軟性がもたらされ、これら2つの資産は異なるステークホルダー/プロジェクトスポンサーによって保有され、異なる資本および資金調達構造(セキュリティパッケージを含む)で保有される可能性があり、間接的に、鉱業会社が強制的な売却義務を果たす必要がある場合に製錬資産を「売却」することを回避できる。

ダイベストメント要件

2020年の鉱業法では、外資系IUP(K)保有企業は、その株式の51%を中央政府、地方政府、国有企業、地域所有企業、および国家民間企業に段階的に売却することが義務付けられていると規定されている。段階的な売却手続き後に直接売却を実施できない場合、そのような売却は、インドネシア証券取引所での鉱業会社の新規株式公開を通じて実施することができる。

2020年鉱業法は、このような売却の詳細な時期要件を特に規定していないが、鉱業および石炭鉱業分野における事業許可の実施に関する政府規則2021年第96号に基づく最新の施行規則では、IUP(K)の保有者は以下の枠組みの下で株式を売却する義務があると規定されている。

種類	株式の売却要件 (生産活動開始以降)
1. 露天掘り採掘法を用いて採掘活動を行い、処理・精製施設や採掘・利用活動と統合されていない者	<ul style="list-style-type: none"> 10年目:5%(5%) 11年目:10%(10%) 12年目:15%(15%) 13年目:20%(20%) 14年目:30%(30%) 15パーセント:51パーセント(51パーセント)
2. 露天掘り採掘法を用いて採掘活動を行い、処理・精製施設または採掘・利用活動と一体化している保有者	<ul style="list-style-type: none"> 15年目:5%(5%) 16年目:10%(10%) 17年目:15%(15%) 18年目:20%(20%) 19年目:30%(30%) 20年目:51%(51%)
3. 坑内採掘法を用いて採掘活動を行う者で、処理・精製施設や採掘・利用活動と統合されていない者	<ul style="list-style-type: none"> 15年目:5%(5%) 16年目:10%(10%) 17年目:15%(15%) 18年目:20%(20%) 19年目:30%(30%) 20年目:51%(51%)
4. 坑内採掘法を用いて採掘活動を行い、処理・精製施設、採掘・利用活動と一体化している保有者	<ul style="list-style-type: none"> 20年目:5%(5%) 21年目:10%(10%) 22年目:15%(15%) 23年目:20%(20%) 24年目:30%(30%) 25年目:51%(51%)

また、株式売却が行われた後にIUP(K)の保有者の資本が増加した場合、売却された株式を株式売却義務のある株式の額未満に希釈することはできないことも注目に値する。

IUP(K)保有者の株式売却義務に沿って、CoWおよびCCoW保有者は、エネルギー鉱物資源大臣規則2017年第9号(エネルギー鉱物資源大臣規則2018年第43号「鉱物および石炭鉱業の事業活動の売却手続きおよび売却済み株価の決定メカニズム」により改正された)に基づく株式売却を実施する義務がある。

建設

オムニバス法の公布及びその施行規則に伴う建設業レジーム

インドネシア政府は、長年の障害を減らし、インドネシアでのビジネスのしやすさを向上させるために、2021年2月2日、オムニバス法の制定に続く一連の実施規則を発表した。オムニバス法は、建設業を含む幅広い業種にわたる76の法律を改正するもので、その施行規則は45の政府規則と4つの大統領規則で構成されている。

建設セクターに関しては、建設サービスに関する法律2017年第2号(2017年1月12日)の施行規則に関する政府規則2020年第22号(以下「GR 22/2020」)の改正に関する政府規則2021年第14号(以下「GR 14/2021」)(以下「建設サービス法」。)は、建設サービス法に基づいて定められた事項、すなわち、資本要件、ライセンス、および持続可能な建設を改正することを目的としたオムニバス法の目的を果たす実施規則であるものとする。

また、オムニバス法の施行の6か月前の2020年4月23日、インドネシア政府は待望の実施建設サービス規則である2020年第GR 20号を可決したことにも留意が必要である。

2020年第GR 22号では、建設サービス法の施行に大幅な変更が加えられました。以下の規制は廃止され、適用されなくなった。

- a.建設サービスコミュニティのビジネスと役割に関する政府規則2000年第28号(2000年5月30日)、最後に政府規則2010年第92号(2010年12月29日)によって改正
- b.建設サービスの実施に関する政府規則2000年第92号(2000年5月30日)、最後に政府規則第54/2016号(2016年11月22日)により改正
- c.建設サービス監督の実施に関する政府規則2000年第30号(2000年5月30日)

建設サービスの分類

建設事業法では、建設事業とは、建設コンサルタント業および/または建設工事業と定義されており、これには以下の活動が含まれる。

- a.建設コンサルタントサービス: 評価、計画、設計、監督、建設管理を含む活動の全部または一部を意味する。

建設コンサルタントサービスは、次の2つの分類に分類される。

- ・建築、エンジニアリング、統合エンジニアリング、造園・景観、都市計画を含む一般的な建設コンサルタントサービス
- ・科学・技術コンサルティング、技術試験・分析をカバーする特殊な建設コンサルタントサービス

- b.建設工事サービス: 建設、運用、保守、解体、建物の再建を含む活動の全部または一部を意味する。

建設工事サービスは、次の2つの分類に分けられる。

- ・建築工事から土木工事までを対象とする一般建設工事サービス
- ・据付、特殊建設、プレハブ建設、建設仕上げ、機器のレンタル、準備をカバーする特殊建設工事サービス

c.統合建設工事サービスとは、建設コンサルティングと建設工事の組み合わせを意味する。これらは、建物の建設と土木建設をカバーしている。

建設コンサルタントサービスのプロバイダーは、別の分類(つまり、建設作業サービスまたは統合建設作業サービス)を実行することは許可されていないことに留意が必要である。建設サービス会社のプロバイダーは、建設サービス業務を行うことができる統合建設工事サービスの提供者を除いて、1種類の建設サービス業務のみに従事し、その業務の種類以外の業務を行うことはできないと解釈される。

事業規模に関しては、2020年第GR 22号は、建設サービス会社がクライアントにサービスを提供できる作業の種類も定義している。小規模な建設サービス会社は、低リスク、シンプルな技術、低コストの建設サービスのみを提供する場合があるが、中規模の会社は、中リスク、中規模の技術、または中コストの建設サービスのみを提供する場合がある。同様に、大規模な建設サービス会社は、高リスク、高技術、高コストの建設サービスのみを提供する場合がある。これらの規模の建設サービス会社は、遵守する必要がある資本要件に対応している。

自己資本要件

リスクベースのビジネスライセンスの実施に関する政府規則2021年第5号(「GR 5/2021」)に基づき、建設サービス会社に義務付けられている資本金は、事業活動の種類に応じて修正された。GR 5/2021は、建設部門におけるオムニバス法の目的を果たす雇用創出オムニバス法の実施規則でもあることに留意する必要がある。GR 5/2021では、最低資本要件には以下が含まれる。

- ・一般的な建設コンサルタントサービスを実施する小規模な建設サービス会社は、少なくとも1億ルピア、一般的な建設作業を行う会社は少なくとも3億ルピア
- ・一般的な建設コンサルタントサービスを行う中規模の建設サービス会社は、少なくとも2億5,000万ルピア、一般的な建設作業を行う会社は20億ルピア
- ・般建設コンサルタント業務を行う大手建設サービス会社は少なくとも5億ルピア、一般建設工事を行う会社は少なくとも250億ルピア、統合建設工事を行う企業は250億ルピア

さらに、GR 5/2021では、外国建設サービス駐在員事務所(以下「駐在員事務所」)の資本要件が定められており、一般建設コンサルタントサービスを実施する駐在員事務所の最低資本要件は20億ルピア、一般建設工事を行う駐在員事務所の最低資本要件は少なくとも350億インドネシアルピアでなければならぬ。⁹⁹

海外建設サービス事業体(BUJKA RO)駐在員事務所

外国の建設サービス会社(BUJKA)は、インドネシアでの潜在的なプロジェクトに入札し、建設プロジェクトを開発するために、駐在員事務所(「BUJKA RO」)を設立する場合がある。外国企業の駐在員事務所(Kantor Perwakilan Perusahaan Asing – 「KPPA」)や外国貿易会社の駐在員事務所(Kantor Perwakilan Perusahaan Perdagangan Asing – KP3A)とは異なり、BUJKA ROは利益を伴う可能性がある。したがって、このようなBUJKA ROを設立するための規制要件は、いくつかの違いがあるが、認可されたインドネシアの建設サービス会社(つまり、BUJK PMA)の設立とおおむね同等のものとなる。

BUJKA ROは、高リスク、ハイテク、および/または高コストの市場セグメントでのみ、建設サービスを提供できる。さらに、BUJKA ROは、インドネシアで建設サービスを実施するために、地元の建設会社（「BUJKN」）と共同事業を開始する必要がある。

建設サービス法では、共同事業の現地パートナーとなることができるBUJKNは、以下の基準を満たすことが義務付けられている。

- ・大規模な資格を持っていること
- ・建設業許可(IUJK)を保有していること

基本的に、関連する法律および規制に基づいて、BUJKA ROは以下を満たす必要がある。

- ・高い資格と同等の資格を有する事業体の形態であること
- ・外国建設サービス事業体代表者の免許を取得すること
- ・インドネシアのすべての建設サービス業務活動において事業ライセンスを持つ全国規模の大規模資格建設サービス事業体とJoint Operationを結成する
- ・外国人従業員よりもインドネシア人従業員を多く雇用する
- ・責任者はインドネシア国籍のものとする
- ・国産の材料と建設技術の使用を優先する
- ・高度で、洗練され、効率的で、環境に配慮した技術を持ち、地元の知見(kearifan lokal)を考慮する
- ・技術移転プロセスの実施
- ・その他の義務を現行の法律および規制に従って履行

さらに、公共事業・公営住宅大臣(以下「MoPWPH」)規則No.9/2019(以下「MoPWPH規則9/2019」)が、以下の基準が加えられたことに留意が必要である。¹⁰⁰

- ・インドネシアで設立された有限責任会社
- ・インドネシア国民または国内事業体が100%所有する国営企業(BUMN)、地域所有企業(BUMD)、または民間企業(BUMS)であること

ワークシェアリングの要件

建設サービス法およびその建設に関する施行規則に基づくワークシェア要件に関する明確なガイドラインはない。ただし、MoPWPH Reg 9/2019年第33号では、以前は、BUJKNが共同運用パートナーとして実施しなければならない建設工事の一部は次のように規定されていた。

- ・建設工事サービスおよび統合建設工事サービスに関しては、作業額の最低30%をBUJKNが実施し、作業の50%をインドネシアで実施する必要がある
- ・建設コンサルテーションに関しては、作業額の最低50%をBUJKNが実施し、すべての作業はインドネシア国内で実施する必要がある
- ・ただし、前述のように、MoPWPH Reg. 2019年第GR 22号は取り消されており、新しい規則が発行されるまでは参考としてのみ使用できることに留意が必要である。

9. 知的財産権(IPR)

インドネシアは、1980年代後半以降、知的財産権を保護する法的枠組みを改善するために、大幅な法改正に取り組んできた。この改革プロセスは、インドネシアが1994年法律第7号に規定されている知的財産権の貿易関連側面に関する協定(TRIPs)を批准し、インドネシアの世界貿易機関(WTO)への加盟を確立したことで加速した。

インドネシアが加盟しているさまざまな条約や条約を実施し、知的財産保護の国際基準を確立するための法律や規制が公布されている。しかし、このような法整備にもかかわらず、知的財産権の侵害は依然として一般的であり、特に著作権侵害や商標偽造の観点から、インドネシアは米国通商代表部の「ウォッチリスト」に残ったままである。

国際条約

1979年以来、インドネシアは知的財産の保護に関するパリ条約および世界知的所有権機関(WIPO)を設立する条約の締約国である。1997年、インドネシアは特許協力条約、文学及び美術著作物の保護に関するベルヌ条約、商標法条約、WIPO著作権条約、2005年にはWIPO実演及びレコード条約の締約国となった。また、インドネシア政府は著作権の保護のために各国とさまざまな二国間協定を締結している。

⁹⁹ In order to carry out construction business activities in Indonesia, a foreign construction services company (Badan Usaha Jasa Konstruksi Asing – “BUJKA”) is required to establish a local presence, either by means of setting up a foreign investment company (penanaman modal asing – “PMA”) or a Representative Office (“RO”).

¹⁰⁰ MoPWPH Reg 9/19, which provides a general regime for licensing procedures and general obligations of BUJKA with respect to its business operations and construction services that are carried out in Indonesia, has been revoked by MoPWPH Regulation No.17/2019. In order to avoid the absence of law, the MoPWPH issued Circular Letter No.22/ 2019 (“CL 22/19”). CL 22/2019, however, does not provide a clear guideline for the implementation of construction activities in Indonesia. It only provides guidelines for the application of new, extension or revocation (as applicable) of existing IUJK or IPBUJKA.

• 独占性

知的財産権の保有者の独占権の原則は、指定された保護期間中に、知的財産資産の不正な商業的複製、模倣、または利用を防ぐことである。ただし、この原則により、権利者は、ライセンス契約を通じて、当該知的財産の使用を第三者に許可することができる。

• 領土性

ほとんどの知的財産権は、正式な登録の管轄内でのみ保護されるため、国境を越えた適用性はない。たとえば、インドネシアで登録された商標は、インドネシアで同様に登録されていない限り、その保護範囲を他の法域に拡大しない。

領土性の原則は、各主権国家に、自国の法制度に合わせた知的財産法を策定する権限を与えている。知的所有権の貿易関連の側面(TRIPS)協定は、世界貿易機関(WTO)の加盟国間の知的財産権の保護のための枠組みを確立し、最低基準を設定し、領土性と内国民待遇の原則を強調している。注目すべきは、この原則は普遍的に適用できるわけではないということである。例えば、文学作品の著作権は創作時に自動的に付与されるため、保護と執行のための登録の必要性がなくなる。

• 譲渡性

知的財産権は譲渡可能であり、譲渡、売買契約、ライセンス契約、相続などの仕組みを通じて、他の個人または団体に譲渡することができる。

商標

オムニバス法(以下「商標法」)により改正された商標及び地理的表示に関する法律2016年第20号に基づくと、商標とは、商品及びサービスの商取引において利用される識別可能な標識である。インドネシアでは、商標保護は先着順で付与され、インドネシアで最初に商標を登録した出願人は、以前の使用や所有権の主張に関係なく、その商標を使用する優先的かつ独占的な権利を取得する。

インドネシアの商標出願は、承認のためにインドネシア語で電子的または非電子的に法務人権大臣に提出する必要がある。外国の出願人は、地元の知的財産コンサルタントを代理人として任命することにより、商標を登録することもできる。承認された出願は、10年間有効な公式商標レポート(または適切な代替品)に掲載されるものとする。このような登録は、連続して10年間更新することもできる。商標の更新は、商標の有効期限が切れる前の6か月以内に提出する必要があることを付け加える価値がある。この規定の期間内に当該商標出願を更新しない場合、商標の権利が失われ、第三者による登録が可能となる可能性がある。

さらに、商標出願が悪意を持って提出された場合、特に既存の登録商標と実質的に類似していると見なされる場合、商標出願は拒否される可能性がある。さらに、すべての申請は、国家のイデオロギー、適用される宗教的教義、一般的な法律および規制、または公序良俗に反してはならない。また、商標は、その品質、種類、サイズ、または使用目的に関して誤解を招くものであってはならない。

企業が商標を登録する際に問題となる時間的制約を解消するため、オムニバス法により、知的財産総局(DGIP)が実体審査を行うための指定時間を短縮できるようになった。以前は、DGIPが実質的な調査を行うのに最大150日かかっていた。これは現在、最大30日間に短縮されることになっているが、ただし、第三者による反対がない限りである。登録が異議を唱えられた場合、DGIPは90日以内に実体審査を完了する必要があるが、これは現在の制度のほぼ2倍の速さである。

オムニバス法では、発行済みの商標証明書の収集期限はない。現在、出願人は発行された商標証明書を発行から18ヶ月以内に回収しなければ、登録商標は取り消される。

また、オムニバス法により、登録できない商標についても新たな基準が定められている。商標は、機能的な形態をしていると登録できない。法律では「機能的な形態」は明確に定義されていないが、一般的には、単純な直線など、デザインで一般的に使用される形状や形態を指すと理解されている。

著作権

著作権に関する法律2014年第28号(以下「著作権法」)により、著作者の著作物は、著作権の保護を受けるために、科学、芸術、または文学の分野で独創性を示さなければならない。著作権が取得されると、著作者、著作権者、またはその他の著作権の受益者は、著作物を公開または複製する、または第三者に同様のことを許可するための独占的権利を持つ。著作権法では、「著作者人格権」と「著作隣接権」も認められている。著作者人格権は、著作物に変更を加えたり修正したり、著作物に関連する名前や著作物のタイトルを変更したりする著者の独占的な権利で構成されている。著作権で保護された資料を複製または放送するために第三者に関連する権利は、関連する権利として知られている。

MOLHRは、General Register of Worksを通じて著作権の登録を監督し、そのような登録の公式発表を規定している。著作権の創出には登録は必要ないが、著作物総合登録簿に登録され、MOLLERが公式に命名した氏名が著作物の著作者とみなされる。

著作権の保護期間は、次の場合に異なる。

- ・書籍およびその他の著作物の著作権:著作権は、著者の生涯および死後70年間有効
- ・コンピュータプログラム、映画の著作物、写真作品、データベース、およびライセンスを受けた代理人と録音プロデューサーの関連権利の著作権:著作権は50年間有効で、放送機関の関連権利は25年間有効で、著作者人格権は無期限に保護されている

特許

オムニバス法(以下「特許法」)により改正された特許に関する法律2016年第13号は、通常の特許と単純な特許の保護を規定している。特許は、進歩性があり、工業的応用が可能な新規発明に対して付与されるものとする。特許と同様に、単純な特許は、すでに存在する可能性のある製品またはプロセスの開発である新しい発明に対して与えられる。

特許は、機器または製品(化合物および微生物を含む)およびプロセス(製品が製造される場所、非生物学的および微生物学的プロセスを含む)について取得でき、特定の有形発明については簡単な特許を取得できる。以下の場合、特許は取得できない。

- ・公序良俗および既存の法令に反すると認められる発明
- ・外科的方法
- ・科学的および数学的方法
- ・植物および動物(微生物を除く)
- ・植物や動物の生産に不可欠な生物学的プロセス(非生物学的および微生物学的プロセスを除く)

特許出願は、特許庁に提出するものとする。特許庁から特許が付与された場合、特許は一般特許登録簿に記録され、官報で発表される。特許は出願日から20年間有効で、単純特許は10年間有効である。これらの条件はいずれも延長できない。

特許権者は、ライセンス契約に基づいて他の当事者にライセンスを付与することが許可されている。ライセンス契約は、特許官報に登録し、公表する必要がある。

単純な特許に関しては、オムニバス法は単純な特許を付与するために満たさなければならない基準を拡張する。現在の単純な特許は、DGIPに登録されるためには「実用化」が必要であり、1つの発明に対してのみ付与される。

また、オムニバス法は、単純な特許登録出願が受理されるかどうかを評価・判断する前の法定期間を効率化している。現在、特許庁が出願を評価するまでに、出願提出から少なくとも157日かかる。しかし、今では、特許庁がそのような申請を評価する前に、申請提出からわずか28日しかかからない可能性がある。さらに、オムニバス法は、特許庁が単純な特許登録出願が受理されるかどうかを出願日から6か月以内に決定することを義務付けており、これは現在の制度の12か月の期間の2倍の速度である。

営業機密

営業機密に関する法律2000年第30号(以下「**営業機密法**」)に基づき、営業機密とは、技術やビジネスについて公に知られていない情報で、事業活動に利用できる経済的価値があり、所有者によって秘密にされているものを意味する。営業機密には、製造方法、加工方法、販売方法、および法定基準を満たすその他の情報が含まれる場合がある。営業機密は公に知られていない限り、無期限に保護される。

営業機密の保有者は、それぞれの営業機密を使用し、第三者が営業機密を使用することを禁止または許可する唯一の権利を有している。営業機密およびその譲渡は、MOLLERの知的財産権総局に登録されるものとする。登録は管理データのみに関するものであり、機密情報の内容は含まれていない。営業機密法に規定されているように、営業機密の所有権の変更は、営業機密の官報でも告知する必要がある。営業機密に対する権利は、相続、付与、遺言または遺言、書面による合意、または法律で認められるその他のプロセスによって譲渡することができる。

工業デザイン

工業デザインに関する法律2000年第31号(以下「**工業デザイン法**」)によると、工業デザインとは、製品、消費財、または工業商品として使用される2次元または3次元の形態を作成するために、線、色、または両方の混合物の形状、構成、または構成に関する形態を作成することを指する。

意匠権は、意匠官報に登録し、公示する。インダストリアルデザインを使用しようとする第三者は、インダストリアルデザイン権者の承諾を得なければならない。保護期間は、申請日から10年である。

知的財産権の行使

知的財産権の所有者は、偽造またはその他の侵害の場合、民事および刑事訴訟を通じて救済を求めることができる。民事上の救済には、差止命令による救済、損害賠償、場合によっては正当な知的財産所有者に商品を引き渡す裁判所命令が含まれる。また、知的財産権の侵害に対しては、懲役や罰金の刑事処分が科せられる。

知的財産(IP)ベースの資金調達スキーム

政府は、2019年創造経済に関する法律第24号の実施規則(以下「GR 24/2022」)に関する2022年政府規則第24号を制定した。GR 24/2022は、銀行金融機関およびソーバンク金融機関(以下「貸し手」)を通じてIPベースの資金調達スキームを提供し、クリエイティブエコノミーの起業家は、以下で構成されるIPベースの資金調達スキームの提出要件を満たすことにより、資金調達スキームを提案する必要がある。(i)創造経済事業を所有する。(ii)担保として差し入れられるクリエイティブエコノミー製品の知的財産に関する契約を結んでいる。(iii)知的財産証明書(登録書または登録証)を持っている。

クリエイティブ・エコノミーの起業家から上記の要件を受け取った後、貸し手は、(i)クリエイティブ・エコノミー・ビジネスの検証など、いくつかの措置を講じる(ii)担保として使用される関連する知的財産証明書(または登録書)の検証。(iii)担保として使用される知的財産資産の評価。(iv)関連する創造経済の起業家への資金の支出。(v)関連する契約に従って、クリエイティブエコノミーの起業家から資金調達の払い戻しを受ける。

知的財産に関する資金調達を実施するために、関連する知的財産資産は担保として利用されるものとする。この点において、その対象は以下の通りで実施される。(i)知的財産に対する信託担保、(ii)創造経済ビジネスにおける契約/合意、(iii)創造経済ビジネスにおける回収権。担保として使用できる知的財産資産は、商業化され、知的財産総局に登録されたものでなければならない。

知的財産資産の担保を取得するにあたり、貸主は、適用される評価基準に従って、コストアプローチ、マーケットアプローチ、収益アプローチ、および/またはその他の評価アプローチを通じて、知的財産資産の評価を行う権利を有することになる。これについて、そのような評価は、知的財産評価の分野でライセンスを取得し、有能な知的財産鑑定士によって行われるものとする。GR 24/2022には、紛争解決オプションも用意されている。このような知的財産に基づく資金調達に関する紛争が発生した場合、裁判所を通じて、または金融庁の承認を得なければならない法廷外和解によって解決することができる。

10. 個人データ保護(PDP)

概要

インドネシアのPDP規制環境は比較的細分化されているため、個人データ保護(PDP)に対する統一的かつ単一のアプローチの必要性を認識し、政府は2022年10月17日に個人情報保護法2022年第27号(以下「PDP法」)を制定した。PDP法の制定は、すべての個人のデータ保護権を保証することを目的としている。簡単に言えば、PDP法は、インドネシア共和国の管轄区域内外で定義された一連の行動を実行するすべての人、公的機関、組織、または機関に適用される。今後、この法律はインドネシアの情報通信技術(ICT)セクターの競争力を高め、デジタル経済の全体的な成長を促進することが期待されている。

PDP法では、個人データを、個人を直接的または間接的に特定する可能性のある電子的および非電子的データとして定義している。個人データは、次のカテゴリに分類される。

- 一般的なデータは、個人の氏名をカバーしている。ジェンダー・国籍・宗教・婚姻状況・および個人を特定する可能性のある他の個人データ
- 特定のデータは、人の健康データと情報で構成されている。生体認証データ、遺伝学データ、前科、子供のデータ、個人の財務データ、または法律および規制に従ったその他のデータである。データ主体は、関連する個人データを持つ任意の個人として定義される。

PDP法の下で、データ主体には(i)知らされる権利(ii)修正を求める権利(iii)アクセス権(iv)削除を求める権利(v)取り消す権利(vi)自動化された意思決定を回避する権利(vii)処理を制限する権利(viii)異議を唱える権利(ix)データのポータビリティに関する権利である。この文脈において、個人データの処理は、データに関連する以下の行為を含む:取得と収集;処理と分析;保存;修正と更新;出現、発表、転送、普及、開示、削除または消滅に係わる権利。PDP法の施行に伴い、個人データ管理者、個人データ処理者、および個人データ処理に関する他の関係者は、本法に基づく個人データ処理の規定に速やかに適応する必要がある。政府は現在、インドネシアの個人データ保護のためのより包括的な措置を確保するための重要なステップであるPDP法の実施規則の起草に取り組んでいる。この実施規則は、政府規則の形をとり、2024年10月までに最終化され、制定される。この動きは、データ保護に関する法的枠組みを強化するためのインドネシアの継続的な取り組みにおける重要なマイルストーンであり、グローバルスタンダードに合わせ、デジタル時代の進化する課題に対処するというコミットメントを反映している。

さらに、PDPを規制するPDP法の施行前の現行法令のすべての規定は、この法律の規定と矛盾しない限り有効であり続ける。すなわち、(i)2008年の電子情報および取引に関する法律第11号(2016年の法律第19号により改正)、(ii)2019年の電子取引およびシステムの管理に関する政府規則第71号(「GR 71/2019」)、(iii)2020年の民間電子システム提供者に関する通信情報大臣規則第5号(2021年の大臣規則第10号により改正)「MoCI Reg. 5/2020」、(iv)2016年の電子システムにおける個人データ保護に関する通信情報大臣規則第20号(「MoCI Reg. 20/2016」)が含まれる。これは、ヘルスケア、銀行、不動産、資本市場セクターなど、個人データの保護を規定する他のセクターの法律および規制にも留意が必要である。

- 電気通信に関する法律1999年第36号は、雇用創出に関する法律2022年第2号に代わる政府規則の制定に関する法律2023年第6号によって部分的に改正
- 1998年法律第10号、2023年法律第4号、2023年法律第6号により改正された銀行業に関する法律第7号は、雇用創出に関する2022年法律第2号に代わる政府規則の制定に関する法律第6号
- 雇用創出に関する2022年法律第2号に代わる政府規則の制定に関する2023年法律第6号により改正された資本市場に関する1995年法律第8号

- ・公開情報の開示に関する2008年法律第14号
- ・ヘルスケアに係わる2023年法律17号
- ・2013年の法律第24号によって改正された民政に関する2006年の法律第23号

個人データ保護に関する主要な原則

現在のインドネシアのPDP法および規制におけるデータ保護とガバナンスの主な原則は次のとおりである。

・データ処理における主要な役割

PDP法では、データ処理には次のように3つの主要な役割がある。

- ・データ主体:個人データが添付されている個人
- ・データ管理者:個人データ処理に対する目標の決定および管理において個別または共同で行動する個人、公的機関、および国際組織
- ・データ処理者:データ管理者に代わって個人データを個別または共同で処理する個人、公的機関、および国際機関

「人」とは、個人または法人(富の組織的な集まり)を意味するものとする。公的機関とは、その主要な機能と職務が国家の行政に関連している行政機関、立法機関、司法機関、その他の機関で、その資金の一部または全部が国家歳入支出予算または地域歳入支出予算から供給されているか、資金の一部または全部が国家歳入支出予算、地域歳入支出予算から供給されている非政府組織を意味するものとする。「国際機関」とは、国際法の適用を受ける者として認められ、かつ、国際条約を締結する能力を有する機関をいう。

・個人データ処理の原則

まず、個人データの収集は、限定的で、具体的で、法的に有効で、適切で、透明性が高いものでなければならない。第二に、個人データの処理は、データ主体の権利を保証し、正確、完全、最新、説明責任、明確な証明、目的に適合している必要がある。第三に、個人データの処理は、個人データの不正アクセス、開示、改ざん、および個人データの誤用、破壊、および損失から個人データのセキュリティを保護することによって行われるものとする。第四に、個人データの処理は、個人データ保護の失敗だけでなく、目的と処理活動を通知することによって行われるものとする。最後に、個人データは、保持期間が終了した後、またはデータ主体の要求に応じて破棄または削除する必要がある。

・視覚的なデータ処理

視覚データ処理を目的とした設置は、セキュリティ、防災、および交通管理の目的で、公共の場所や施設で行われる場合がある。ただし、施設は、視覚データ処理または処理デバイスがエリアに設置されており、個人を特定するために使用できないことをユーザーに通知する必要がある。

・回答期間

データ管理者が考慮しなければならない関連する対応期間は、アクセス権、同意の撤回、処理制限、およびデータの修復または修正について3日間である。

・データ侵害の通知

個人データが侵害された場合、データ管理者は、3日以内にデータ主体とPDPを担当する機関に通知し、公共の利益に影響を与える場合は公告を発行する必要がある。PDP法は、行政処分の形で個人データの侵害に罰則を課している。さらに、データ管理者は、個人データの処理について責任を負い、個人データ保護原則の実施に対するコミットメントを示さなければならない。行政処分の賦課手続きに関するさらなる規定は、今後の政府規則で規制される予定である。

・国際データ転送

PDP法第56条に従い、AATA管理者は、PDP法で規定されている規定に従って、インドネシア共和国の管轄外の他の個人データ管理者または個人データ処理業者に個人データを転送することができる。データ管理者は、個人データ管理者または個人データの転送を受け取る個人データ処理者の居住国が、PDP法で規制されているレベルと同等またはそれ以上の個人データ保護レベルを持っていることを確認する必要がある。そうでない場合、データ管理者は、適切で拘束力のある個人データ保護があることを確認し、データ主体から承認を得る必要がある。国境を越えたデータ転送に関するさらなる規定は、PDP法の施行規則として、今後の政府規則で規制される予定である。

・データ保持

データ処理者は、定められた期間のみ個人データを保持することができる。その後、法律で別段の定めがある場合、またはそれぞれのデータ主体から要求されない限り、データを削除する必要がある。PDP法は固定の保持期間を指定していない。ただし、MoCI Reg. 20/2016年第15号では、別段の定めがない限り、保存された個人データの保持期間は最低5年と規定されている。

• データストレージ

企業がその活動(契約を含む)を遂行する際に受け取ったデータ、記録、またはステートメントは、書面またはその他の形式で見たり、読んだり、聞いたりできる形式であるかどうかにかかわらず、企業文書として分類され、企業文書法の下で規制されている。特定の種類の企業文書(たとえば、簿記プロセスに使用される補足文書(契約書など))は、会計年度末から10年間保管する必要がある。この期間が経過する前にこれらの文書が破棄された場合、当該文書の破棄によって生じるすべてのリスクは当社が負担するものとする。10年というデータ保存期間は、電子的またはオンラインで行われるデータ処理の結果を含め、簿記の基礎となるすべての記録および文書に適用される税法でも明確に規定されている。

• 経過規定

PDP法の制定により、組織には、関連するすべての個人データ処理規定を遵守するための2年間の期間が与えられた。期間中、次の連続の主要なアクションを実行する必要がある。

- PDP法の規定を遵守するためのガイドラインとして機能する個人データ処理フレームワークの準備
- 個人データ処理に関連して組織内で実施されるすべての活動のレビューの実施
- PDP法の規定の遵守を確保するために、既存の個人データ処理および保護ポリシーの見直し
- 個人データ処理に関して、既存のすべての契約および同意を得た契約の見直し
- 既存の個人データ処理および保護ポリシーとPDP法の規定との間のギャップを評価およびレビュー
- データ保持期間の策定

さらに、組織は、固定の短期契約またはDPO-as-a-Service(DPOaaS)の形でデータ保護責任者('DPO')を任命し、プライバシー管理テクノロジープラットフォームを実装することも検討する必要がある。

• データ保護責任者

PDP法の実施規則としての今後の政府規制は、特に以下の文脈で、リスク軽減におけるDPOの役割を特定することも期待されている。

- 公共サービスまたは公共の利益のための個人データの処理
- 個人データの大規模な調整と体系的な監督
- 特定の個人データおよび/または犯罪歴に関連する個人データのための個人データの大規模な処理

さらに、上記の状況でDPOを任命しなかった場合、行政処分が科せられる場合がある。これらは、次の形式をとることができる。

- 書面による警告
- 個人データ処理活動の一時的な停止
- 個人データの削除または破棄
- 損失の補償
- 罰金

さらに、PDP法は、データ保護に関してDPOに次の責任を義務付けている。

- 以前のPDP法および規制に基づく特定の規定について、データ管理者または処理者への通知および助言
- PDP法および規制、および個人データ処理および関連する監査に関する当事者の割り当て、責任、認識、およびトレーニング活動を含む、データ管理者または処理者のポリシーの遵守の監督および確保
- PDP関連の影響について助言し、データコントローラーとプロセッサのパフォーマンスの監督
- リスク軽減またはその他の事項に関する相談を含む、個人データ処理に関する問題の調整

• 執行と制裁

PDP法の制定に先立ち、個人データの処理に関するPDPの規定を遵守しない電子サービスプロバイダーに対して、行政処分が科せられる可能性がある。ただし、規定や禁止事項の違反に対する刑事罰は含まれていない。

PDP法では、関連する規定に従わなかった個人に刑事制裁(懲役または罰金)を科すことができる新しい規定が含まれている。これには、次のものが含まれる。

- 自分に属さない個人データを意図的かつ不法に取得または収集し、自分または他の人の利益を得ることを目的とし、データ主体の損失を引き起こす可能性がある
- 自分に属さない個人データを意図的かつ不法に開示する

自分に属さない個人データを意図的かつ不法に使用する。自分または他の人の利益を得ることを目的として、他者に害を及ぼす可能性のある虚偽の個人データを意図的に作成または改ざんする。個人に対する刑事制裁は、IDR40億からIDR60億の罰金、または4年から6年の懲役刑に及ぶ。企業に対しては、個人に科される最大罰金の10倍の罰金が科される。追加の制裁には、利益や資産の押収、企業の事業の全体または一部の凍結、特定行為の永久禁止、事業所や活動の全体または一部の閉鎖、未履行の義務の履行、賠償金の支払い、ライセンスの取り消し、及び/または法人の解散が含まれる場合がある。

11. 紛争解決

民事裁判手続き

・インドネシアの司法

インドネシアの民事裁判手続きの司法制度は、主に民法に準拠し、契約、不法行為、財産、家族法に関連する紛争に対処する地方裁判所によって処理される。このプロセスは、原告が苦情を申し立てることから始まり、被告的回答、証拠収集、および潜在的な調停が続く。調停が失敗した場合、事件は裁判に進み、判決につながる。不服のある当事者は、高等裁判所や最高裁判所などの上級裁判所に上訴することができる。通常、当事者には法的代理人がおり、司法は独立しているが、汚職や民事訴訟の効率に影響を与える可能性のある長いプロセスなどの課題に直面している。

独立以来、数多くの法改正が実施されたにもかかわらず、インドネシアの司法制度の基本的な要素は、オランダの植民地時代の法律と法典に由来している。裁判制度の信頼性、効率性、透明性については、依然として大きな懸念が残っている。特に、外国人投資家は、司法から有意義で納得のいく判決を得るだけでなく、効果的な執行を受けるという課題に直面している。その結果、これらの懸念により、当事者は、インドネシアまたは海外に立地しているかどうかにかかわらず、他の形態の裁判外紛争解決手続を利用して、国際仲裁を通じて紛争を解決することを選択するが多くみられる。



ジェネラルコート(Pengadilan Umum)

一般裁判所は、刑事および民事問題に対する権限を持っている。

一般裁判所の下では、以下のように専門裁判所が設立された。

1. 少年裁判所
2. 汚職裁判所
3. 水産裁判所
4. 人権裁判所
5. 破産、債務支払の停止(Penundaan Kewajiban Pembayaran UtangまたはPKPU)、ビジネス競争監督委員会(Komisi Pengawas Persaingan UsahaまたはKPPU)の裁定に対する異議申し立て、および知的財産紛争に対する権限を持つ商事裁判所
6. 労使関係裁判所

宗教裁判所(Pengadilan Agama)

宗教裁判所は、結婚、相続、遺言、助成金、ワクフ、ザカート、インファク、シャダカ、およびシャリーア経済紛争において権限を持っている。

- a. 金融機関およびシャリーア金融機関とその顧客
- b. 金融機関およびシャリーア金融機関
- c. イスラム教徒の人々で、実施される行動/事業活動がシャリーアの原則に基づいていると明示的に述べられているもの

州行政裁判所(Pengadilan Tata Usaha Negara)

州行政裁判所は、州行政決定(Keputusan Tata Usaha Negara)に対する権限を持ち、租税裁判所を設立した

軍事裁判所(ペンガディランミリリットル)

軍事裁判所は、現役のインドネシア国軍(Tentara Nasional IndonesiaまたはTNI)要員が犯した刑事事件に対する権限を持っている

インドネシアで民事訴訟を開始するには、原告は関連する地区裁判所に請求を提出しなければならない。インドネシアの法律では、争っている当事者はまず調停を通じて紛争を解決しようしなければならない。調停が失敗した場合、訴訟が開始され、裁判官は公聴会の日程を設定する。インドネシアでは文書の開示はない。インドネシアの裁判所での受理のためには、インドネシア語で作成されていない文書は、インドネシアで認可された宣誓翻訳者によって作成されたインドネシア語への翻訳を添付する必要がある。さらに、裁判所での当事者の代理は、インドネシア弁護士協会が発行したライセンスを持つインドネシアの弁護士のみが行うことができる。

2014年3月13日、インドネシア共和国最高裁判所長官は、一般司法、宗教司法、国家行政司法、軍事司法を指す第一審裁判所における事件の解決および4つの司法領域における上訴に関する最高裁判所通達第2/2014号(以下「SEMA No. 2/2014」)を発行した。この通達は、紛争を時間効率の良い方法で解決するための新しい基準を確立し、第一審事件には5か月、不服申し立てには3か月の解決期間を義務付けた。したがって、SEMA No. 2/2014は、司法サービス基準に関する最高裁判所決定No:026/KMA/SK/II/2012(以下「KEPMA No.26/2012」)に概説されている以前の最大裁判所手続きのタイムラインに取って代わるものである。

上記の事項にもかかわらず、原則として、このSEMA No. 2/2014は、KEPMA No. 26/2012の下で可能であったよりも迅速に事件を解決するよう裁判官に促すことにより、司法分野でより良いサービスを提供するための最高裁判所の革新の1つである。ただし、SEMA No. 2/2014は、最大裁判手続期間が別途規制されている以下の種類の手続には適用されないことに注意することが重要である。

- ・ 労使関係(人材関連)紛争 - 最初の審理の時点で50日(50日)、請願書の受領から30日を必要とする破毀院の段階を除く
- ・ 破産手続き - 破産申立書の登録から60日(60日)日(ただし、申立て書の受領から60日を要する破涯院を除く)
- ・ 税務紛争手続き - 訴訟の受領から6か月(ただし、請願書の受領からそれぞれ12か月または最大6か月を必要とする控訴およびケースレビューの段階を除く)
- ・ 重大な人権侵害訴訟 - 司法長官事務所からの事件の引き渡しから180日
- ・ 海事犯罪訴訟 - 檢察官からの事件の引き渡しから30日
- ・ 犯罪汚職訴訟 - 檢察官からの事件の引き渡しから120日(120日)後、高等裁判所と最高裁判所による事件の受理からそれぞれ60日と120日を必要とする上訴と破毀院の段階を除く

さらに、外国の裁判所の判決がインドネシアでは適用されないことは留意が必要である(これが、当事者がインドネシアに関連する契約に仲裁条項を含めることを選択する理由とされている)。新たな裁判手続きを開始し、すべての問題をインドネシアの法律の下で再訴訟しなければならない。ただし、外国の判決は、問題がインドネシアで再訴訟された場合に裏付けとなる場合がある。

新しい紛争管理システム

また、最高裁判所長官は、2022年5月17日に、電子的手段による裁判所での調停に関する最高裁判所規則2022年第3号(以下「PERMA 2022年第3号」)を発布し、電子調停を導入した。電子的手段による調停は、すべての当事者が手続きを進めることに同意した場合に利用できる。調停はオンライン会議サービスを提供する任意のアプリケーションを使用して実装でき、電子的に調停を整理できる。調停人は、オンライン会議や電子文書の送信に使用できるアプリケーションを決定するために、当事者に提案を与えることができる。当事者によって決定されたアプリケーションは、書面による契約に記載される。

それとは別に、電子的手段による訴訟および裁判手続の管理に関する2019年最高裁判所規則第1号(以下「PERMA 2019年第1号」)、電子的手段による訴訟および裁判手続の管理に関する2019年最高裁判所第1号規則の改正に関する2022年最高裁判所規則第7号(以下「PERMA 2022年第7号」)は、2022年10月11日に発行され、インドネシアのすべての手続きで実施される電子裁判所(以下「e-Court」)および電子訴訟(以下「e-Litigation」)が導入された。

原則として、訴訟の登録、訴訟費用の支払い、すべての紛争当事者への召喚状、および裁判所のスケジュール情報を電子的に管理する。ただし、e-Courtは、民事、宗教、軍事、および州の行政裁判所の問題を第一レベルの裁判所および控訴レベルでのみカバーしている。それに加えて、破産資産の管理と決済も電子的に行われる場合がある。

さらに、e-Litigationシステムは、裁判所情報の電子的利用を検察官や弁護人に拡大し、検察官はそのような情報を直接取得することができる。e-Courtの枠組みは、訴訟の文書の提出から、証人や専門家の結論、証拠、尋問までにも活用できる。いずれにせよ、被告の承認が不要な州行政裁判所でない限り、すべての当事者が電子的に継続することに同意した場合、e-Litigationシステムを利用できる。

修復的司法アプローチの実施

2024年5月7日、最高裁判所は、修復的司法の形態よりも被害者の回復を優先する修復的司法アプローチの適用を通じて、国内の刑事司法制度を開発および実施しようとするインドネシアの取り組みに沿って、修復的司法に基づく刑事事件の裁判に関する最高裁判所規則2024年第1号を制定した(「PERMA 2024年第1号」)。PERMA 2024年第1号に概説されているように、刑事事件の裁判における修復的正義の実施に関するガイドラインは、ジナヤット事件を含むすべてのカテゴリーの刑事事件、および軍事および少年事件に適用される。さらに、PERMA 2024年第1号では、刑事司法制度における修復的司法の目標が明記されている。これには、次のものが含まれる。(i)被害者の回復、(ii)被告人、被害者、および/またはコミュニティとの間の関係の回復、(iii)被告人の説明責任を促進するガイドラインの提供、(iv)特定の当事者の自由に対する制限を最小限化

PERMA 2024年第1号に従い、裁判官は、以下の犯罪行為の分類のうち少なくとも1つを含む刑事事件に関連して、修復的司法アプローチを実施するものとする。

- ・ 軽微な犯罪または被害者の損失の価値が2,500,000ルピア以下、または地方の最低賃金以下
- ・ 苦情犯罪である犯罪行為
- ・ 1つの罪状につき最高5年の懲役刑が科せられる犯罪行為、またはQanunによればジナヤットの犯罪行為と判断される犯罪行為
- ・ 転用が失敗した子供の加害者が関与する犯罪行為
- ・ 犯罪と見なされる交通違反

このアプローチを使用することで、刑事事件で被告人と被害者の間で平和的な解決を達成する可能性が高くなり、関係者全員により多くの利益をもたらすことができる。インドネシアの刑事事件の審理において修復的司法のアプローチを導入するためにこれまでさまざまな努力が払われてきたが、最高裁判所は今回、事件が規定された犯罪の種類のいずれかに該当する場合、裁判官が修復的司法の適用を優先するよう求めるPERMA 2024年第1号を導入した。

仲裁

裁判所制度の信頼性、効率性、透明性に大きな懸念があるため、特に外国人投資家は、裁判所から意味のある満足のいく決定と効果的な執行を確保することが困難であると感じている。その結果、当事者は、多くの場合、紛争を国際仲裁(インドネシアまたは海外に拠点を置く)またはその他の種類の裁判外紛争解決手続を通じて解決することを選択する。

外国人投資家は、仲裁手続または任意の形態の裁判外紛争解決手続の形で、法廷外和解を通じて商事紛争および貿易紛争を解決することを選択できる。インドネシアの仲裁は、1999年の仲裁法(「法律1999年第30号」)が導入されて以来、大きな発展を遂げてきた。2000年には、インドネシア国内仲裁機関(Badan Arbitrase Nasional Indonesiaまたは「BANI」)の規則の全面的な見直しが行われた。この改訂されたシステムは、UNCITRALモデルの多くの原則から引き出されている。新しいBANI規則の下では、地方裁判所は、有効な仲裁条項が有効な紛争について管轄権を持たない。

その結果、外国企業は、インドネシアの汚職やインドネシアの裁判所や国内の仲裁機関の相対的な経験不足に対する懸念があるため、紛争を国際仲裁裁判所で審理することになることがよくある。しかし、この慣習はインドネシア政府によって広く受け入れられているが、たとえば、従業員との紛争に巻き込まれたり、行政罰の対象となったりした場合、外国企業は依然としてインドネシアの訴訟手続きに関与する可能性がある。

また、インドネシアは、外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約(以下「ニューヨーク条約」)及び国際投資紛争解決センター(ICSID条約)の締約国である。

しかし、過去には、インドネシアの裁判所が実際に外国の仲裁裁定を執行する方法には一貫性がないであった。原則として、外国仲裁判断は、以下の条件が満たされている場合、インドネシアの資産に対して執行できるはずである。

- ・国際仲裁判断は、インドネシアが国際仲裁判断の承認と執行に関する条約(ニューヨーク条約など)に拘束されている国によって発行される
- ・この賞はインドネシアの公序良俗に反するものではない
- ・仲裁されている問題は、「商法」の範囲内にあるか、法律によれば紛争の当事者によって完全に管理されている「権利」に関するものである
- ・執行命令(exequatur)は、中央ジャカルタの地方裁判所から取得された

土地所有権の種類

インドネシアの法律では、インドネシア共和国の領土内のすべての土地の主権者として、国家は、市民に与えられた土地の権利を付与および取り消す権限を持っている。投資家にとって重要な土地(土地所有権)に対するいくつかの認識された権利がある。

- a. 所有権(Hak Milik - 「HM」):自由保有権の所有権に似ている。インドネシア国民のみが利用できる。期間制限はない。
- b. 建設権(Hak Guna Bangunan - 「HGB」):所有者が土地に建物を建設および/または所有することを許可する権利。インドネシア国民およびインドネシア企業(PMA企業を含む)のみが利用できる。期間は30年であるが、20年の延長、更新は30年の期間(国有地のHGBと管理権(Hak Pengelolaan - 「HPL」)の場合)。または30年の期間で、HMのHGBの付与に関する証書によって延長することができる(HMのHGBの場合)。
- c. 耕作権(Hak Guna Usaha - 「HGU」):国が所有する土地で発行される。権利はプランテーション活動を許可する。インドネシア国民およびインドネシア企業(PMA企業を含む)が利用できる。35年の期間であるが、さらに25年間延長し、35年間更新することができる。
- d. 使用権(Hak Pakai - 「HP」):第三者が所有する土地を使用する権利。インドネシア国民、インドネシア企業、および外国法人が利用できる。期間は30年であるが、さらに20年延長でき、更新は30年である(国有地のHPおよびHPLの場合)。30年の期間で、HMのHPの付与に関する証書(HMのHPの場合)によって延長することができる。
- e. コンドミニアムユニットの所有権(Hak Milik Atas Satuan Rumah Susun - 「HMSRS」)

HMSRSは、HMSRSが、共通のセクション、共通のオブジェクト、および共有の土地に対する共通の権利から分離された個人的な性質のマンションユニットの所有権であることを意味する水平分離の原則に準拠している。共有セクション、共有オブジェクト、および共有土地に対する共有権は、比例値(nilai perbandingan proporsional)に基づいて計算され、HMSRS証明書に添付される。HMSRSは、インドネシア国民、インドネシア法に基づいて設立された法人、インドネシアに居住する外国人、外国の法人、外国の代表者、またはインドネシアに代表者を置く国際機関が取得できる。

前述のものに加えて、インドネシアの未登録の土地は「tanah adatまたは慣習的な土地」と呼ばれる。そのような土地の所有権を評価するには、村長、地区の公務員、行政官、市長などの地元の指導者との協議とともに、物理的な調査が必要である。このプロセスは、未登録の土地に適用される権利を決定するために必要である。通常、土地税の支払い(girik)や村の記録など、土地の権利を証明する文書の調査が含まれる。村は、tanah bengkokまたはtanah wakafとして知られる特定の土地に対する集団的権利を保持する場合がある。

未利用、未活用、未耕作地に関する問題に対処するため、オムニバス法では、発行後2年間未使用的土地に対する権利や譲歩は、政府によって取り消すことができるとされている。さらに、オムニバス法を実施するために、遺棄地域および土地の管理に関する政府規則2021年第20号(「GR 2021年第20号」)が制定され、インドネシアの国民経済を後押しするための土地利用効率の改善を目的としている。¹⁰¹

土地取得

インドネシア民法(ICC)は、土地とそれに付随する物体は不可分である。土地とその上の建物、構造物、または植物とを区別することができるか、その結果、同じ土地区画に対して、建設権と所有権など、2つの異なる土地所有権を持つことができる。特定の土地を取得する前に、企業は土地の所有権を調査し、関連する土地の権利所有者の売却の意思を確認し、対象の土地に必要なライセンスを取得する可能性を評価する必要がある。

¹⁰¹ For more information, see "Client Alert - Government Regulation No. 20 of 2021". Deloitte Indonesia. April 2022.

• 空間利用適合性の承認

ビジネスの空間利用に関して、オムニバス法および政府規則21号/2021号（「GR 2021年第21号」）の下で、PMA会社は、OSS機関を通じて関連する詳細空間計画（Rencana Detail Tata Ruang - 「RDTR」）とのビジネス所在地の整合性についての承認を取得しなければならない。さらに、以下に示す空間利用活動の要件（kesesuaian kegiatan pemanfaatan ruang）を満たす必要がある。

- a. 位置座標
- b. 空間利用のための土地の必要性
- c. 土地保有情報
- d. ビジネスタイプ情報
- e. 建物の間取り図
- f. 建物の平面図

• 登記された土地の所有権評価

国土庁（Badan Pertanahan Nasionalまたは「BPN」）は、インドネシアの土地登録記録の維持を担当する公的機関である。中央機関とさまざまな地域事務所で構成されている。土地の所有権を確認するには、申請者は適切な地元のBPNオフィスを訪れ、元の所有権証明書を提示する必要がある。各地方事務所は、登記されたすべての土地の記録をアーカイブに保管しており、元の所有権証明書を確認するために使用できる。BPNオフィスは、その境界、抵当権や紛争、面積測定など、登記された土地に関する追加の詳細を提供することもできる。

土地管理のデジタルトランスフォーメーションにより、土地所有システムの透明性が大幅に向上した。土地所有の重複問題や土地マフィアとの闘い問題に取り組むため、農地問題・空間計画大臣/国土事務所は最近、電子証明書の検証と発行サービスに関するガイドラインを発行した。これらのガイドラインは、特に証明書のチェックと電子証明書の発行に焦点を当てている。

このガイドラインは、同省が提供するすべての土地および空間計画情報サービスの技術基準を概説している。この取り組みにより、インドネシアの土地管理システムが一変し、土地のデジタル化と空間計画プロセスを通じて、一般市民が利用できるサービスの質が向上した。市民は、証明書の検証、土地登録証明書の発行（Surat Keterangan Pendaftaran Tanah - SKPT）、土地価値ゾーンに関する情報、座標点、全地球航法衛星システム（GNSS）/連続運用参照システム（CORS）などの電子サービスを通じて、土地および空間計画情報にアクセスできるようになった。¹⁰²

• 所有权の放棄

提案された土地が、Hak Milikのように外国企業が所有できない権利の対象である場合、譲渡は所有権の放棄を通じて間接的に行われる。この状況では、現在の所有者は合意された価格と引き換えに所有権を放棄する。その後、買い手は土地に適した新しいタイトルを申請する必要がある。

• 公共インフラの所有権の強制放棄

オムニバス法によって改正された法律2012年第2号の下では、土地権利所有者は、補償を受けた後、または裁判所の命令に基づいて、公共インフラ開発の権利を放棄するよう求められる場合がある。この法律は、政府がインフラプロジェクトのために土地を取得するためのプロセスを概説しており、まず土地取得計画文書を作成し、影響を受ける当事者からの異議申し立ての検討と検討のために関連する州知事に提出される。以前は、規制では、プロジェクトを移転できない場合にのみ非自発的な放棄が認められており、土地所有権を取り消す権限は大統領のみが負っていた。

近年、投資環境を強化し、国家戦略プロジェクトを促進するために、公益開発のための土地の調達に関する政府規則2021年第19号が制定された。この規則は、公益開発の追加タイプ、森林地域の状況の明確化や村の国庫用地への対応など、土地調達を加速するための措置など、いくつかの新しい規定を導入している土地、および資産用土地—そして、土地取得計画文書の作成に土地庁を関与させる。また、ロケーション決定期間を延長し、補償金のプロセスの概要を示す。¹⁰³

環境法

インドネシアの環境法では、環境に影響を与える事業活動に対して、AMDAL（Analisa Mengenai Dampak Lingkungan）と呼ばれる環境影響評価を完了することが義務付けられている。AMDALは、環境影響評価書（Analisis Dampak Lingkunganまたは「Andal」）、環境管理計画、および環境モニタリング計画（Rencana Pengelolaan Lingkungan Hidup dan Rencana Pemantauan Lingkungan Hidupまたは「RKL / RPL」）で構成されている。AMDALには、次の形式がある。

- a. Singular AMDAL（AMDAL tunggal）: 1つの規制当局の管轄下にある事業活動（例: 1つのセクターに属する事業活動）
- b. 統合AMDAL（AMDAL terpadu）: 複数の規制当局の管轄下にある事業活動
- c. 地域AMDAL（AMDALカワサン）: 特定の地理的領域（工業団地など）に関連している

¹⁰² For more information, see “Client Alert - Electronic Regime for Indonesia Agrarian Affairs and Spatial Planning”. Deloitte Indonesia. June 2022.

¹⁰³ Village treasury land (tanah kas desa) is land occupied and/or owned by the village government as one of the village's original sources of income and/or for social purposes. Asset land is land occupied and/or owned by the central government as an economic resource for the benefit of the central government.

AMDALの準備では、以下の書類を各事業の担当者が確保する必要がある

- a.委任事項
- b.アンダル
- c. RKL-RPL

提出されたAndalおよびRKL-RPLは、管理上および実質的な問題に関連して、環境実現可能性テストチームによって評価されるものとする。これらの文書が実体評価フェーズに合格した場合、チームはカーテンが定めた実現可能性基準に基づいて実現可能性評価を実施する。実現可能性評価に基づいて、チームは環境の実現可能性または実現可能性の推奨事項を発行する。

具体的には、AMDALは、環境に大きな影響を与える事業計画や活動計画(大規模な事業/活動とみなされる事業や活動、保護地域内、保護地域に直接隣接する事業活動)にのみ必要である。重大な環境影響の基準は、以下を指すものとする。

- a. 土地と景観の変容
- b. 再生可能および再生不可能な天然資源の開発
- c. 環境汚染および損害、ならびにそれらの利用における天然資源の浪費および劣化を引き起こす可能性のあるプロセスおよび活動
- d. その結果が自然環境、人工環境、社会的および文化的環境に影響を与える可能性のあるプロセスと活動
- e. その結果が自然資源保護地域の保全および/または文化遺産の保護に影響を与えるプロセスおよび活動
- f. 植物、動物、微生物の種類の紹介
- g. 生物学的および非生物学的材料の製造および使用
- h. リスクが高い活動、または国防に影響を与える活動
- i. 環境に影響を与える大きな可能性を秘めていると推定される技術の応用

環境林業大臣は、AMDALを必要とする事業活動のカテゴリーを設定した。AMDALを必要としない事業活動には、UKL/UPLとして知られる環境管理の取り組みと環境モニタリングの取り組みの文書化、またはSPPLとして知られる環境管理とモニタリングの約束書の送付が必要になる場合がある。環境保護と管理に関する法律2009年第32号(オムニバス法により改正)は、事業または活動許可の発行の前提条件として、申請者がAMDALまたはUKL/UPLを完了する必要があると規定している。さらに、申請者は、それぞれのAMDALまたはUKL/UPLで必要かつ特定されたすべての関連する環境ライセンスを取得する必要がある。必要に応じて、有害廃棄物の取り扱い、保管、輸送に関する個別の許可が、関連する環境ライセンスに含まれる場合がある。これらのライセンスは、まとめて環境許可(Izin Lingkungan)に統合される(AMDALまたはUKL / UPLを準備する必要がない企業は、環境許可を取得する必要はない)。

しかし、オムニバス法の下では、環境許可証(persetujuan lingkungan)に取って代わられたため、企業は環境許可を取得する必要がなくなった。事業活動の種類に応じて、環境承認は、環境実現可能性の決定(AMDALに基づいて付与された場合)または環境管理能力の声明(UKL-UPLに基づいて付与された場合)として機能する。オムニバス法では、AMDALやUKL-UPLなどの前提条件となる評価文書を利用可能にすることが依然として義務付けられているが、UKL-UPLは「ライセンス」ではなく「ステートメント」として機能するため、UKL-UPLを準備するだけで環境承認を得ることは比較的容易になるはずである。

また、オムニバス法は、企業が「迷惑行為許可」(Hinder OrdonnantieまたはIzin Gangguanと呼ばれる)を取得する必要をなくしている。そのため、企業は迷惑行為許可を取得する必要がなくなり、それに基づいて地方自治体に定期的な料金を支払う必要がある。

インドネシア政府はまた、国家貢献目標を達成するための経済的炭素価値の実施に関する2021年の大統領規則第98号および国家開発におけるガラスハウスガス排出制御に反映されているように、気候変動危機の管理を約束し、2030年までにガラスハウスガスの排出量を29%削減することを約束している。特定の地域では、特定の水資源に液体廃棄物を投棄する許可は、地方自治体が徴収するユーザー料金の対象となる。さらに、地下水立入禁止区域に関する2021年知事規則第93号により、DKIジャカルタは2023年8月1日から特定の地域での淡水の使用を禁止している。

13. その他業務関連法令

通貨法

インドネシアで行われるほぼすべての金融取引において、ルピアに対する信頼を高め、インドネシアにおける外貨の使用を減らすためにルピアを使用する義務は、法律2023年第4号(以下「通貨法」)により改正されたインドネシアの通貨に関する法律2011年第7号の制定以来、長い間実践されてきた。通貨法は、特定の例外を除き、ルピアは、インドネシア共和国の領土内で行われる支払い取引、その他の金銭債務の決済、およびその他の金融取引に使用されることを規定している。また、通貨法は、ルピアの信憑性に疑いがある場合、または関係者がそのような支払いを行うか、または外貨を使用して負債を決済することに書面で同意した場合を除き、これらの場合に当事者がルピアを拒否することを禁じている。

次の種類のトランザクションは、要件から免除される。

- ・国家予算の実施を目的とした特定の取引
- ・海外からの助成金の受入または受入、または海外からの助成金の受入
- ・国際貿易取引
- ・外貨建ての銀行預金
- ・国際金融取引

すべての人は、支払いとして引き渡されるルピアの受け入れを拒否すること、またはルピアで解決しなければならない義務、またはインドネシア共和国の単一国家の領土内の他の金融取引のために支払うことを意図している。この規定は、書面で合意された外貨による債務の支払いまたは決済については除外されるものとする。

通貨法を遵守しない場合、罰金(最大2億ルピア)または最大1年の懲役が科せられる可能性がある。

汚職防止法

インドネシアで事業を行う事業体および個人で、他の法域の腐敗防止法の対象となるものは、インドネシアでの行動が他の法域の法律に違反していないことを確認する必要がある。1997年海外腐敗行為防止法(FCPA)は、米国的主要な腐敗防止法であり、米国市民、国民、居住者、および米国証券取引委員会への報告が義務付けられている企業、証券取引法に基づいて登録された証券のクラスを持ち、米国法に基づいて法人化されている企業に適用される。または、米国に主たる事業所がある。

FCPAは、外国の政府関係者がビジネスを獲得または維持するために賄賂を贈ることを禁じている。FCPA以外にも、企業はOECD贈収賄防止条約、英國贈収賄防止法、および同様の国内法が適用される可能性がある範囲で留意する必要がある。

汚職と闘うため、インドネシアは数多くの法的・制度的改革を実施してきた。汚職との闘いに関する政府機関には、以下のものがある。

- ・汚職撲滅委員会(Komisi Pemberantasan Korupsi または「KPK」):2002年に設立された汚職防止監督機関。KPKは調査を開始する権限を持っているが、受け取った多数の報告に基づいて行動する能力は限られている。KPKの任務の中には、政府関係者からの資産申告の年次収集がある
- ・全国オムブズマン委員会(Komisi Ombudsman Nasional):2000年に設立され、報告を受け取り、公共部門の不正行為の調査を開始する権限を持っている
- ・国家監査委員会(Badan Pemeriksa Keuangan or "BPK"):インドネシアの高等国家機関で、さまざまな政府機関の経営と負債を調査する権限がある。1945年憲法に基づき、BPKは独立した機関であり、そのメンバーは地域下院の意見を取り入れて下院によって任命され、大統領によって合法化される。BPKの調査結果が議会に報告される
- ・インドネシア金融取引報告分析センター (Pusat Pelaporan dan Analisis Transaksi Keuangan or "PPATK"):PPATKは、インドネシアのマネーロンダリングを防止するために2003年に設立された。PPATKは、疑わしい取引の報告、現金取引の報告、その他の情報を受け取り、分析し、その結果を法執行機関に配布する

資本の本国送還

インドネシアの投資法に基づき、投資家はインドネシアから外貨を送金することが許可されており、これには以下のものの本国送還も含まれる。

- ・資本;
- ・利益、銀行利息、配当金、その他の収益
- ・投資を確保するために、原材料およびサポート材料、中間製品または最終製品の購入、および資本財の償還に必要な資金
- ・投資融資に必要な追加資金
- ・ローン返済のための資金
- ・ロイヤリティまたは利息の支払い
- ・投資会社で働く外国人の収入
- ・投資の売却または清算の収益

- ・損失に対する補償
- ・買収に対する補償
- ・技術支援のための支払い、技術サービスおよび管理のための支払い、プロジェクト契約に基づく支払い、および知的財産権の支払い
- ・資産売却の収益

Bank Indonesiaなどの政府当局は、資本の本国送還について特定の報告義務を課す場合がある。

インドネシア民法に基づく契約形成

インドネシア民法では、有効な契約には、当事者間の合意、契約を締結する法的能力、特定の目的、および合法的な理由が必要である。最初の2つの条件は主観的な条件と見なされ、他の2つは客観的な条件とみなされる。

客観的な条件(特定の主題および合法的な目的)が当事者によって満たされない場合、契約は **無効になる**。これは、契約が成立しなかったことを意味する。主観的な条件(同意と能力)が満たされない場合、契約は **無効になる**。これは、影響を受ける当事者が契約をキャンセルする権利があることを意味する。

公証人証書

インドネシアの法律では、特定の文書が有効であるためには、公証人証書または土地証書の形式であることが義務付けられている。公証証書は、契約の当事者の許可に基づいて、認可されたインドネシアの公証人によって作成および実行される文書である。公証人証書は、署名の合法化、文書登録、または「真正なコピー」証明書など、公証人が提供する他の形式の文書証明とは異なる。

当事者(またはその正式な代理人)は、インドネシアの公証人の前に物理的に出頭し、公証人には、公証人が公証人が意図した取引を完了するための承認を確認するために適切と判断する文書を提供する必要がある。

このような文書には、当事者の代表者を承認する委任状、代表者の身分証明書(パスポートまたは国民IDカード)、当事者の定款または構成文書(企業またはその他の団体の場合)、および取引に必要な政府の承認が含まれる場合がある。インドネシアの裁判手続きでは、公証人の証書の内容の真実性を支持する推定がある。

土地証書は、概念的には公証人の証書と同じであるが、土地証書はPPAT(Pejabat Pembuat Akta Tanahまたは土地証書官)によって準備および実行されなければならない点が異なる。

競争法

インドネシアにおけるビジネス競争(独占禁止法)は、KPPUが管理する競争法によって主に規制されている。競争法は、特定の種類の契約や活動(カルテルの形成、価格操作など)や、支配的地位の濫用(独占力など)を禁止している。KPPUは、潜在的な違法行為の調査、行政執行措置の開始、合併および買収の報告制度の管理などを通じて、競争法を監督および執行する権限を与えられている。オムニバス法が公布される前、KPPUは10億ルピアから250億ルピアの罰金または営業許可の取り消しなどの行政処分を課す権限を持っていた。

ただし、オムニバス法は、不公正な商慣行に対する特定の刑事制裁を軽減および排除する。オムニバス法の下では、寡占、独占、不公正なビジネス競争、ポイコット、カルテル、信託、垂直統合の慣行、無責任な支配的地位の使用、いくつかの類似企業の過半数株式の保有、価格操作契約、ゾーニング、共謀、および兼職に対して、罰金や懲役の形で刑事罰を科すことはできなくなった。ただし、オムニバス法は上記の行為に対して罰則を課していないが、オムニバス法は、競争法違反の調査プロセスを妨害する行為に対して、最大50億ルピアの罰金と最大1年の懲役という形で罰則を規定している。また、オムニバス法は、KPPUが下した決定に対する異議申し立てを処理する権限を地方裁判所から商事裁判所に移している。そのため、オムニバス法が施行された場合、KPPUの決定に対する異議申し立ては、商事裁判所に提出されるものとする。

言語

インドネシア語(Bahasa Indonesia)は、1945年憲法に基づくインドネシア共和国の国語である。インドネシア語の使用は、国旗、言語、国家シンボル、国歌に関する法律2009年第24号(以下「法律2009年第24号」)で規制されている。

法律2009年第24号に基づき、インドネシア語の使用は、とりわけ、インドネシア共和国の国家機関または政府機関、インドネシアの民間団体、または個々のインドネシア市民が関与する覚書または契約のために必要である。

2019年9月30日、インドネシア政府はついにインドネシア語の使用に関する大統領規則2019年第63号(以下「PR 63/2019」)を公布した。PR 63/2019は、国旗、言語、エンブレム、国歌に関する法律2009年第24号の施行規則として機能する。PR 2019年第63号の第26条は、国家機関、インドネシア政府、インドネシアの民間団体、またはインドネシア市民が関与する覚書および協定(以下「協定」)において、インドネシア語(インドネシア語)が必要であると規定している。外国の当事者が関与する契約は、英語またはその他の外国語を当該外国の当事者の母国語として記述することができる(以下「外国語」といいる)。この外国語は、外国の当事者が理解しやすいように、インドネシア語版と同等または翻訳として使用するものとする。

ただし、この規則は、当事者が契約の両方のインドネシア語バージョンと外国語バージョンを同時に実行するための明示的な要件を提供しておらず、それを怠ると契約の合法性に影響を与えるかどうかを示している。当事者が先に外国語版の契約を締結した場合、合意された一定期間内に、当該契約が外国語版の契約に明示的に記載されている範囲で、インドネシア語版の契約を締結することに同意することができる。もちろん、これは関連するセクターの規制で特に要求されない限りである。

上記に照らして、両当事者が外国語版とインドネシア語版を同時に実行しないことを選択した場合、当事者は契約に次の言語条項を含めることをお勧めする。

「国旗、言語、紋章、歌に関する2009年法律第24号およびその施行規則(すなわち、インドネシア語の使用に関する2019年大統領規則第63号)に従い、両当事者は[外国語]版でこの契約を締結することに同意し、[外国語]版の施行後、両当事者は日付から[30暦日]以内にこの協定のインドネシア語版を締結する本契約。このようなインドネシア語版は、この英語版の不可欠で不可分な部分を形成するものとする。英語とインドネシア語のテキストの間に矛盾または異なる解釈がある場合は、法律で認められている範囲で、[外国語]バージョンが優先され、関連するインドネシア語のテキストが関連する外国語のテキストと一致するように修正されるものとする。」

PR 63/2019で言及されている必須要件にもかかわらず、特定のセクター規制では別の要件が求められる場合がある。例えば、建設業界では、建設サービスに関する法律第2号2017の第50条により、建設契約はインドネシア語で行われることが義務付けられており、外国の当事者が関与する場合はバイリンガル形式で書かれている場合がある。ただし、建設法では、一貫性がない場合にはインドネシア語が一般的な言語になることが明確に義務付けられている。

さらに、PR 63/2019の第28条は、政府および民間の労働環境内でインドネシア語をコミュニケーション言語(口頭および書面の両方)として使用することを規定している。この公式なコミュニケーションには、とりわけ、検証、協議、交渉、通信、会議、ディスカッション、またはその他の公式なコミュニケーションが含まれる。

セクター別規制で別段の定めがない限り、PR 63/2019は、インドネシア語の使用要件を満たさない場合に課される可能性のある制裁措置について言及していない。ただし、過去に少なくとも1つのケースがあり、インドネシアの裁判所が、当該契約にインドネシア語が存在しないために契約を無効と見なしたケースがあった。

準拠法

紛争の当事者が外国の法域の法律に基づいて契約を結んでいる場合、インドネシアの裁判所は、当事者または取引と選択された法律との間に関連性があり、法律の選択が公序良俗に反しない限り、問題の国の法律を準拠法として採用する必要がある。しかし、実際には、裁判所は外国の法律を適用しないことを選択しており、多くの場合、拒否の正当性を示すことなく行われている。インドネシアの裁判制度が外国法に準拠する紛争の裁定に不慣れであることが、この拒否の理由として考えられる。

C. インドネシアの税制

1. 税務執行

税務当局

州や県等の地方政府が管轄する地方税を除き、大部分の租税は国税総局(以下、「DGT」)により集権的に管理・徴収されている。DGTは、財務省管轄(MoF)の組織であり、主に税制に係るガイドラインを策定及び執行する部隊である。

DGTは、大中小規模に分けられた税務署及び特別税務署を通じて、納税者の税務執行を管理している(税務コンプライアンスのモニタリング、租税の徴収、納税者相談、税務調査等)。

各納税者には、それぞれ「Account Representative」という税務署内の担当者が割り当てられている。

課税年度

納税者に適用される申告対象期間は原則暦年である。暦年とは異なる対象期間を適用する場合にはDGTから予め承認を得る必要がある。

記録、記帳及び管理

納税者は、帳簿(会計記録の基となる各種書類を含む)をインドネシア国内に最低10年間保管しなければならない。帳簿はインドネシア語及びインドネシアルピア(IDR)建てで、税法上異なる取り決めがない限り、インドネシア財務会計基準(Standar Akuntansi Keuanga(SAK))に基づいて作成しなければならない。通常、DGTは税務調査中にこれらの文書を要求する。

一定の条件を満たす納税者は、その会計記録につき、公認会計士による監査を受けなければならない。DGTは、監査を受ける法人に対して、監査済財務諸表を法人税の年次申告書に添付することを義務付けている。

外国投資企業(Penanaman Modal Asing(PMA))、恒久的施設(Bentuk Usaha Tetap(PE))、国外の証券取引所に上場している納税者、国外企業の子会社、一定の集合的投資契約(Kontrak Investasi Kolektif(KIK))又はインドネシアの財務会計基準に基づき米ドルを機能通貨として財務諸表を作成している納税者は、帳簿を英語及び米ドル(USD)建てで保持することができる。ただし、英語及び米ドル建ての帳簿を作成する場合には、その適用開始前迄にDGTから承認を得る必要がある。石油ガス共同契約(PSCs)における請負業者及び採掘業務契約(CoWs)に基づく事業を行う企業は、その旨をDGTに通知するだけで英語及び米ドル建ての帳簿を作成することができる。

コンプライアンス

事業を営むすべての納税者は、定期的な申告及び納税に伴い、課税対象期間の会計記録を保管しなければならない。納税者の属性、事業内容又は取引の種類に応じた申告が必要である。現在DGTは、従前の紙媒体による納税手続きの代わりに、オンラインによる納税システムを採用している。納付手続きに際し、納税者はこのオンラインシステムを通じて、納付コード(e-billing code)を入手する必要がある。納付コードには有効期限があり、納付時には当該コードを銀行に提示しなければならない。納税者が法人である場合、原則としてオンラインシステムを通じた月次及び年次の電子申告が義務付けられている。

連結納税

インドネシアにおいて、連結納税及びグループ法人税制の定めはない。したがって、各企業は個別に税務申告を行う必要がある。

除斥期間

DGTが不足納税額査定通知書(Surat Ketetapan Pajak Kurang Bayar)及び追加不足納税額査定通知書(Surat Ketetapan Pajak Kurang Bayar Tambahan)を発行するための除斥期間は5年である。なお、税務刑法に基づき、時効は最大で10年に延長される。

税務ルーリング

税法や関連規定に不明な点がある場合、納税者はDGTにそれらを確認することができる。DGTによる回答期限の定めはない。DGTによる確認(ルーリング)は、その要請をした納税者のみに適用され、一般的に税務調査や異議申立などにおける納税者の抗弁のベースとなる。

2. ビジネスタックス

概要

インドネシアにおいて事業を営む法人に対して課される主な税金として、法人所得税(「CIT」)、プランチプロフィットタックス(BPT)、源泉税(「WHT」)、付加価値税(「VAT」)、奢侈品税(「LST」)のほか、土地建物に関して課される税、地方税や印紙税など様々なものがある。なお、2024年12月末時点では、超過利益税やミニマムタックスに相当する制度はない。

所定の要件を満たす企業等に対しては、優遇措置が設けられている。主たる税法として、国税通則法、所得税法、VAT法、LST法、土地建物に関する税法や中央政府及び地方政府間の財政に係る法律などがある。

インドネシア税務の概要 (法人)	
法人所得税率	22%
プランチプロフィットタックス率	20%
キャピタルゲイン税率	0.1% - 22%
課税対象所得	全世界所得 (但し、配当及び事業所得に関しては特例あり)
資本参加免税	有り
損失に関する措置	
繰越	5年
繰戻	無し
二重課税の救済措置	有り
連結納税制度	無し
移転価格税制	有り
過少資本税制	有り
外国子会社合算税制	有り
課税年度	暦年又は会計年度
前払税	有り
所得税の申告期限	課税年度終了後4ヶ月 (DGTへの申請により2ヶ月まで延長可)
源泉税率	
配当	20% (非居住者); 免税 (居住者)
利子	10%/20% (非居住者); 10%/15%/20% (居住者)
ロイヤルティ	20% (非居住者); 15% (居住者)
技術支援料	20% (非居住者); 2% (居住者)
プランチプロフィットタックス	20%
資本税	無し
社会保険料 (雇用主負担)	0.24%-4%
土地建物税	最大 0.5%
土地建物取得税	5%

譲渡税	<ul style="list-style-type: none"> 0.1% (インドネシア上場企業株式売却) 5% (非居住者による非上場企業の株式売却) 譲渡対価の0%/0.5%/1%/2.5% (土地建物の譲渡)
株式公開時の創業者への課税	0.5%
VAT	<ul style="list-style-type: none"> 2022年4月1日以降: 11% 2025年1月1日以降: 12%

居住者

インドネシアで設立された法人、インドネシアに居所を有する法人、もしくは法人の実質管理がインドネシアにおいて行われる法人は、インドネシア税法上、すべて居住者とみなされる。

課税所得と税率

インドネシア税法上の居住者は、一定の例外を除いて、全世界所得に対して課税される。非居住者は、インドネシア源泉所得のみ課税される(インドネシアのPEに帰属する所得を含む)。

インドネシアにおける通常の法人税率は22%である。一課税年度における総所得が48億ルピア未満の法人納税者(中小企業(SME))は、最終課税として総所得に対して0.5%の税率が適用される。なお、これらの納税者は、DGTに通知することで、通常の法人税率を選択し適用することができる。一課税年度における総所得が500億ルピアを超えない法人納税者は、48億ルピアまでの総所得に対してのみ法人税率の50%減税を受けることができる。所定の要件を満たす上場企業で、40%以上の株式が一般投資家によって所有されている企業は、法人税の軽減税率の19%が適用される。

居住者たる納税者もしくは外国法人がインドネシアに有するPEが稼得した特定の所得は、最終課税(ファイナルタックス)の対象となる。これらの所得については、第三者による源泉徴収をもって課税関係は終了する。

国内の上場・非上場企業からの配当所得は、受領者が内国法人である限り課税対象とはならない。

国外の上場企業からの配当所得、及び恒久的施設を伴わない国外の事業活動を源泉とする所得のうち、一定期間内にインドネシア国内に再投資された所得は、非課税とすることが可能である。なお、当該配当及び所得のうち、一定期間内にインドネシア国内に再投資されない部分は通常どおり課税対象となる。

国外の非上場企業からの配当所得、及び恒久的施設の税引後純利益(PAT)は、インドネシア国内に再投資された配当金の額及びPAT額が、総PAT額の30%以上(持株比率に基づいて調整後)である限り、課税対象に含まれない。なお、30%に満たない部分(30%の基準値との差額)は、課税対象となる。

海外石油ガス採掘事業、海運及び航空運送業及び駐在員事務所等、特定のセクターについては、みなし利益率に基づき課税される。

鉱業、上流石油・ガス事業、地熱及びシャリア事業については、政令及び財務省令において別途規定されている。採掘業務契約(CoW)に関連した鉱業や石炭採掘事業における課税関係は、通常当該CoW上の税務規定に従うことになる。その他の鉱業事業ライセンス(Izin Usaha Pertambangan(IUP))及び特殊鉱業事業ライセンスの保有者は、特定の政令に準拠する必要がある。

上流石油・ガス事業に従事する企業は、通常、その法人税を生産物分与契約(Product Sharing Contract(PSC))に従って計算する必要がある。PSCにおけるコスト回収項目、その他所得及び税務申告に関する規定はいくつかすでに公表されている。上流石油・ガス事業を計画する事業者が柔軟に対応できるよう、グロススプリットアレンジメントの課税関係に関する規定も公表されている。なお、現時点では地熱事業に関する規定は公表されていない。

プランチプロフィットタックス(BPT)

通常の法人税に加えて、PEは税引後の課税所得に対して20%のBPTが課される。税率は、租税条約により軽減することができる。ファイナルタックスの対象であるPEは、会計上の利益に申告調整を行った額からファイナルタックスを差し引いた額がBPTの対象となる。

PEの税後利益が以下の形式でインドネシアに再投資される場合は、BPTの免除を受けることができる:

- インドネシアに新たに設立された企業に出資する(自らが設立者又は構成員として)
- 既存のインドネシア内国法人に出資する
- PEがインドネシア国内の事業又は活動に使用する固定資産の取得、又は
- PEがインドネシア国内の事業又は活動を行うために無形資産に投資する

過少資本税制

財務省は負債費用の損金化の要件を、資本に対する負債の比率(DER比)や負債費用の金利、税金、償却前利益比(EBITDA比)などの国際的に認知された手法をもとに規定することができる。

なお現在は、借入を行う納税者に対してDER比に基づく過少資本税制が採用されている。DER比が4を超える場合(つまり4倍)、その超過分に対応する負債費用は、課税所得の計算上、損金に計上できない。資本の額が「0」もしくはマイナスの場合、負債費用を一切損金化できない。特定の納税者は、本規定の免除受けられる場合がある。関連者から借入を行う場合、利息は独立企業間原則(ALP)に基づき算定されなければならない。ALPでないと判断され全額否認された場合、支払利息の全額がみなし配当とされる可能性がある。

借入を行い負債費用を損金に計上する納税者は、DERの算定レポートを提出しなければならない。また、国外からの借り入れの場合、当該借入に関するレポートを法人税の申告書に添付して提出しなければならない。

キャピタルゲイン課税

居住法人に発生したキャピタルゲインは、原則通常の課税対象所得となる。インドネシア上場企業の株式売却は、取引総額に対し、0.1%の税率にてファイナルタックスが課される。また、新規株式公開(IPO)における創業者保有株に対しては、追加で0.5%のファイナルタックスが課される。土地建物の売買や譲渡については、原則として、取引額に対し2.5%のファイナルタックスが課される。

なお、所定の取引については異なる税率が適用される(たとえば、不動産業者による低価格住宅・アパートの譲渡については1%、公益のために政府に譲渡する場合は0%など)。また、非居住者が有するインドネシアの資産の譲渡によって生じたキャピタルゲインについては、譲渡価格総額に対して5%が課される(租税条約の適用により減免される場合がある)。

外国子会社合算税制

外国子会社合算税制(CFC税制)に基づき、財務省は、インドネシア居住法人が非上場の外国法人の総払込資本、或いは議決権の少なくとも50%を直接又は間接に所有している場合(単独又は他の居住法人との共同での所有を含む)、当該非上場企業から配当所得があったとみなす権限を有する。なお、当該50%の閾値は個別に適用される。

外国法人より配当支払がなされていない場合、インドネシア居住法人は、みなし配当の額を自ら計算して法人税申告書に記載しなければならない。なお配当は、以下のいずれかの時点において獲得したものとされる。

- ・外国法人の設立国における税務申告期限の4ヶ月後、または
- ・外国法人の会計年度終了日から7ヶ月後(その国に税務申告期限がない場合)

みなし配当の額は、被支配外国法人が稼得する純受動的所得のうち、インドネシア内国法人がその出資比率に応じて受領する権利のある額とされている。

純受動的所得として、以下の所得が含まれる。

- ・配当(但し、所定の例外あり)
- ・利子(但し、所定の例外あり)
- ・土地及び建物のレンタル料
- ・関連者に対するその他資産のレンタル料
- ・ロイヤルティ
- ・資産の売却又は譲渡利益

連続した直近5年間のうちに、直接の被支配外国法人が実際に配当を行っている場合、みなし配当額と相殺することができる。実際の配当額がみなし配当額を上回る場合には、その超過分が所得税の対象となる。直接被支配外国法人から受領した配当に対する前払税額(自ら納付した額及び源泉された額)は法人税の申告上、控除可能になる。

特別目的会社(SPC)を介したインドネシア法人の株式及び資産の間接購入

インドネシアの納税者が特別目的会社(SPC)を介して間接的に他のインドネシア法人の株式又は資産を購入した場合、そのSPCがインドネシアの納税者と特殊な関係(関連者)にあり、独立企業間価格とは異なる価格で取引が行われている場合に限り、その取引はインドネシアの納税者が自ら株式又は資産の購入をしたものとして扱われる。

以下のいずれかの条件を満たす場合、税務上「特殊な関係」があるとみなされる。

- a.一方が直接又は間接に、他方の持分の25%以上を有する場合
- b.一方が他方を直接又は間接に、経営上或いは技術上支配している場合
- c.血縁関係或いは婚姻関係を通じて他方と一親等内の家族関係にある場合

特別目的会社を介したインドネシア法人の株式売却及び譲渡

インドネシア内国法人又はインドネシアに所在する恒久的施設と特殊な関係にあり、タックスヘイブン国に設立されている(又は所在する)SPCの株式を譲渡した場合、当該取引はインドネシア内国法人或いはインドネシアに所在するPEの株式の売却とみなされる。DGTは、インドネシアの法人税率と比較して50%以上低い法人税率を採用する国、又は銀行秘密法に関連した法律があり、インドネシアとの情報交換規定のない国を、タックスヘイブン国と認定することが多い。

コンプライアンス

インドネシアでは、申告納税制度を採用しており、所定の基準を満たすすべての対象者(法人・個人)は、納税義務を果たすために納税者番号(Nomor Pokok Wajib Pajak (NPWP))を取得する必要がある。

インドネシア国内のPEを通じて事業活動を行う外国法人も、原則、インドネシアの居住者と同様のコンプライアンス義務を負う。インドネシア国内にPEを有さない外国法人がインドネシア国内源泉所得を稼得した場合、インドネシアの納税者による源泉徴収をもって当該外国法人における課税関係は終了する。

なお、租税の徴収は自己申告制度のもとで行われる。通常の法人税の対象となる納税者の場合、法人税の月次予定納税が義務付けられており、月次の納付期限は翌月15日となる。

法人税の年次申告書は、課税年度終了後4ヶ月以内に提出する必要がある。ただし、DGTに通知を行うことで、2ヶ月の延長が認められる。法人税額(当期法人税額から予定納税及び前払法人税の額を控除した金額)は、年次の税務申告書の提出までに納付を行う必要がある。なお、法人税の過払額は、税務調査を経て還付となる。

納付遅延、申告書の提出遅延、過少申告及び自己修正申告に関してはペナルティが課される。ペナルティの種類は状況により異なり、税額の不足分に対しては、財務省が定めた月利が遅延月数に応じて課される。

3. 個人所得税

インドネシア税務の概要 (個人)	
個人所得税率	5%-35%
キャピタルゲインに係る税率	0.1% - 35%
課税対象所得	全世界所得 (但し、配当及び事業所得に対する一部例外規定有り)
二重課税の救済措置	有り
課税年度	暦年
申告期限	3月31日もしくは税務上の居住者の地位を喪失してから3ヶ月以内 (いずれか早い方)
源泉税 (インドネシア源泉所得に適用)	
配当	10%又は非課税(居住者); 20% (非居住者)
利子	10%/15%/20% (居住者); 10%/20% (非居住者)
ロイヤルティ	15% (居住者); 20% (非居住者)
資産税	原則無し
社会保険	1%-4%
相続税	無し
土地建物税	最大 0.5%
土地建物取得税	5%
譲渡税	<ul style="list-style-type: none"> 0.1% (インドネシア上場企業の株式の譲渡); 5% (非居住者によるインドネシア非上場企業の株式の譲渡) 譲渡対価の0%/1%/2.5% (土地建物の譲渡)
新規株式公開時の創業者株式の課税	0.5%
付加価値税 (VAT)	<ul style="list-style-type: none"> 11%: 2022年4月1日以降 12%: 2025年1月1日以降

居住者

居住者とは、インドネシアに居所を有する個人、任意の12ヶ月の間にインドネシアに183日を超えて滞在する者、又はインドネシアに居住する目的で滞在する者をいう。非居住者である納税者は、任意の12ヶ月の間に183日を超えて滞在しないもの、居住目的でインドネシアに滞在しないものをいう。非居住者は、NPWPを取得する必要はない。

課税所得と税率

居住者である個人は、原則として非課税所得と所定の控除を行った後の全世界所得に対して課税される。但し、所定の要件を満たす所得については課税されない。非居住者である個人は、インドネシア国内源泉所得に対してのみ課税される。

課税所得

課税所得には、被雇用に伴う所得、事業所得及び受動所得(配当、利子及びロイヤルティ)、その他の所得及びキャピタルゲイン等が含まれる。雇用収入には給与や賞与、手数料、海外手当、並びに教育、住宅、医療などの福利厚生など、現金又は非現金の形で提供されるあらゆる種類の支給が含まれる。インドネシアにおける雇用収入は、収入が支払われる場所(国)にかかわらず、インドネシアで課税対象となる。

内国法人からの配当、国外の上場企業からの配当所得、及び恒久的施設を伴わない国外の事業活動を源泉とする所得のうち、一定期間内にインドネシア国内に再投資された所得は、課税対象に含まれない。当該配当及び所得のうち、一定期間内にインドネシア国内に再投資されない部分は、課税対象となる。

国外非上場企業からの配当及びPEの税引後所得は、再投資された配当又は税引後所得がPATの30%以上に相当する場合、持分の割合に応じて免税となる。なお、再投資された金額とPATの30%の閾値との差額は、所得税の対象となる。

所得控除及びその他の軽減措置

所得の創出に関する支出は原則として控除することができる。

控除項目	控除可能額 (1年)
納税者（基礎）控除	54,000,000ルピア
配偶者控除	4,500,000ルピア (妻が夫と合算申告する場合、さらに54,000,000ルピアの控除が可能)
扶養者控除	一人あたり4,500,000 ルピア (三人まで)
職業控除	6,000,000ルピアを上限に総所得の5%
年金（拠出額）	2,400,000ルピアを上限に総所得の5%
指定年金ファンドへの拠出額 (BPJS等)	拠出額
ザカート又は宗教上の拠出	拠出額 (証憑があり、且つ所定の条件を満たすことを条件とする)

上述の各種控除額は、財務省に決定・変更する権限が与えられている。

個人が事業活動を行う際に得たあらゆる収入（一定の独立した個人サービスを除く）は、課税年度内で48億ルピアを超えない限り、最大で7年間0.5%のファイナルタックスの対象となる。当該0.5%のファイナルタックス税率は、5億ルピアを超える総所得に対して課される。個人の居住者は、DGTに通知することで、通常の個人所得税の対象となることを選択できる。

被雇用者である個人の納税者が拠出する社会保険料は、月額給与の2%相当が高齢年金（old-age saving）、月額給与の1%相当が個人年金、月額給与の1%相当が健康保険（BPJS）に対するものとなっている（月額給与の上限額あり）。被雇用者は、家族を健康保険に加入させることもできる。ただしその場合、家族一人あたり月額1%の追加拠出をする必要がある。なお、外国は籍の個人には各種年金に対する拠出義務はない。

税率

課税所得	税率
60,000,000ルピア以下	5%
60,000,000 ルピア超、250,000,000ルピア以下	15%
250,000,000ルピア超、500,000,000ルピア以下	25%
500,000,000ルピア超、5,000,000,000ルピア以下	30%
5,000,000,000ルピア超	35%

相続税及び贈与税

インドネシアに相続税及び贈与税に相当する税制はない。

財産税

原則として、インドネシアでは財産税は課されない。ただし、税務上の居住者は、全世界の資産及び負債を個人所得税の申告書において開示することが求められている。開示漏れが発覚した場合、税務当局により納税者が開示していない資産を未申告の所得として、追徴及び罰則が課される可能性がある。

資産の適切な開示を促進するために、インドネシア政府はPAS FINALプログラムを2017年に開始し、2024年2月現在も引き続き運用されている。本制度は、2015年度の税務申告及び過去のタックスアムネスティ(TA)プログラムにおいて開示しなかった資産につき、自主的に開示する意思のある納税者のためのものである。未開示資産については、12.5%又は30%の税率が適用される一方で、未申告に関する罰則は免除される。

2022年1月1日から2022年6月30日にかけて、政府は「自発的開示プログラム (Program Pengungkapan Sukarela Wajib Pajak (VDP)」を導入した。当該プログラムを通じて、納税者が過去のTAプログラムや、2020年度の所得税の申告書において開示されていなかった資産を開示することが可能である。納税者によって下記2とおりのVDPスキームが用意されている。

スキーム1:過去のTAプログラム参加者(個人及び法人)で、TAのための資産に係る宣言書(Surat Pernyataan Harta untuk Pengampunan Pajak)において、1985年1月1日から2015年12月31日までに取得された資産を開示していないもの。この場合の最終的な適用税率は6%から11%となっている。

スキーム2: 2016年1月1日から2020年12月31日までの間に取得された純資産を、2020年12月31日時点でまだ所有しており、且つ2020年度の申告書にて当該資産を開示していない特定の納税者。この場合の最終的な適用税率は12%から18%となっている。

コンプライアンス

インドネシアでは、申告納税制度を採用しており、所定の基準を満たすすべての個人は、納税義務を果たすために納税者番号(Nomor Pokok Wajib Pajak (NPWP))を取得する必要がある。

2024年7月1日より、個人の納税者(インドネシア居住者)に対して、NPWPに代わり、国民識別番号(Nomor Induk Kependudukan (NIK))が使用されている。インドネシア政府は、識別番号の一本化(NIKをNPWPの代わりとする)を実施し、インドネシア国籍の個人以外は、15桁のNPWPに「0」を加えることで、16桁の識別番号として利用することになった。

但し、所得の額が一定の基準以下の者、税法上の居住者に該当しない者、及び夫と連帯で納税義務を果たす既婚女性は、登録を免れることができる。納税者である個人は、その全世界所得、資産及び負債を申告し、毎年、個人所得税申告書を提出しなければならない。但し、一部の外国人居住者は、居住者として認定を受けてから4年以内の措置として、国外所得免除方式をDGTに申請することができる。要件を満たし、DGTから承認を受けたものは、最初の4年間はインドネシア源泉所得のみ課税対象となる。

所得税の申告は翌年の3月31日、又は個人がインドネシアの居住者でなくなってから3ヶ月以内のいずれか早い時点までに行わなければならない。なお、税金の納付は、税務申告の前に行われる必要がある。納税者たる個人は、税務申告を電子システムを通じて行うことが推奨されている。この電子システムにアクセスするためには、別途、税務署から電子申告番号(e-FIN)を入手する必要がある。

納付遅延、申告書の提出遅延、過少申告及び自己修正申告に関してはペナルティが課される。ペナルティの種類は状況により異なり、税額の不足分に対しては、財務省が定めた月利が遅延月数に応じて課される。

4. 源泉税

配当

租税条約に軽減税率が規定されていない限り、非居住者への配当の支払いには20%の源泉税が課される。内国法人が他の内国法人又は国内の協同組合に配当を支払う場合、所得税は免除される。所定の要件を満たし免除の対象とならない限り、個人の居住者に対して支払われる内国法人の配当については、10%の税率にてファイナルタックスの対象となる。

利子

租税条約に軽減税率が規定されていない限り、非居住者への利子の支払いには20% (非居住者に対して支払われる、又は獲得される社債の利子に対しては10%)の源泉税が課される。

国内の納税者が居住者に利子を支払う場合には通常15%の源泉税が課され、この源泉税は当該居住者の前払税金として取り扱われる。インドネシア内国法人の銀行及び金融機関に対する利子の支払いに係る源泉税は免除される。インドネシア内国法人の銀行及び外国銀行のインドネシア支店が、インドネシアの居住者たる個人又は法人に利子を支払う場合、20%のファイナルタックスの対象となる。なお、社債の利子や割引債券に対しては10%のファイナルタックスが課せられる。

ロイヤルティ

租税条約に、軽減税率が規定されていない限り、非居住者へのロイヤルティの支払いには20%の源泉税が課される。ここでいうロイヤルティとは、インドネシア国内における資産・ノウハウの使用や、資産・ノウハウの使用権の移転に対する対価を指す。

インドネシア内国法人が、インドネシア居住者に支払うロイヤルティには15%の源泉税が課され、当該ロイヤルティはインドネシア居住者の法人税の前払いとして扱われる。

給与及び社会保険料の拠出

雇用主は、従業員に対して支払う給与及びその他の報酬につき、源泉税額を計算・控除の上、納付する義務がある。雇用主は、月次で源泉税の申告を行わなければならない。また、雇用主及び従業員は、一般社会保険制度に対して拠出しなければならない（詳細はセクションEにて後述）。

その他の取引

技術支援料として国外に支払いを行う場合、軽減税率の定めが租税条約に規定されていない限り、20%の源泉対象となる。

技術支援料、マネジメントフィー、コンサルティングフィー、その他所定の役務提供に関する対価、及びレンタルフィーの支払いを行う国内取引の場合、2%の源泉税が課される（ただし、10%のファイナルタックスの対象となる土地及び建物に係るレンタルフィーの支払いを除く）。なお、NPWPを保持していない納税者に対しては国内取引における税率が倍となる。

コンプライアンス

DGTによる徴税の便宜上、納税者は居住者及び非居住者への支払いに伴う源泉税に関して様々な義務を負う。配当、利子、ロイヤルティ、賃借料、プロフェッショナルサービスフィー、技術支援料及びマネジメントフィー、建設サービスフィー等に関する徴税は源泉徴収によってなされる。源泉徴収は、ファイナルタックス又は前払税金を指し、居住者である受領者側にて確定税額から控除するか還付を申請することができる。

支払いが源泉税の対象となる場合、支払者が源泉徴収を行い納付する義務を負う。配当、利子、ロイヤルティ及びその他の支払いに関する源泉税は、原則課税対象月の翌月10日までに納付しなければならない。従業員給与に対する源泉税額も、翌月10日までに納付しなければならない。申告期限は翌月20日である。

5. 二重課税の排除

国内法

インドネシアの居住者たる内国法人は、国外源泉所得に対し、国外で課税された場合には、その税額をインドネシアにおける税額から控除することができる。控除できる税額は、仮にその所得についてインドネシアで課税がなされた場合の税額を上限とする。また、控除限度額を国別に算定する方式が採用されている。なお、間接外国税額控除に関する制度はない。

租税条約

インドネシアは広く租税条約のネットワークを構築しており、原則として、OECDモデル租税条約の規定（情報交換規定など）を踏襲している。インドネシアが締結している租税条約では、通常、あらゆる所得に係る二重課税の救済措置、一方の国に課税権がある場合の他方の国の課税権の制限や無差別条項の規定を定めている。

源泉税の軽減税率を適用するためには、国外の所得受領者が実体及び手続上の要件を満たす必要がある。実体に係る要件は一般的なものであるが、租税条約上、受益者に係る規定が設けられている所得（利子、配当及びロイヤルティなど）を国外の納税者が受領する場合には、追加の要件を満たさなければならない（「一般的租税回避防止規定」を参照）。

インドネシア非居住者が租税条約上の恩恵を得るために、DGTフォーム（Surat Keterangan Domisili Wajib Pajak Luar Negeri (SKD WPLN)）と呼ばれる居住者証明を所定の様式にて提出しなければならない。当該DGTフォームは、国外の税務当局の認証を受けなければならない。国外の所得受領者がその国の税務当局からDGTフォームの認証を受けることができない場合、その国において一般に発行される正式な居住者証明書をDGTフォームに添付することで、DGTフォームの認証に代えることができる。

インドネシアが締結済みの租税条約の相手国一覧

アルジェリア	ドイツ	ニュージーランド	スリナム
アルメニア	香港	ノルウェー	スウェーデン
オーストラリア	ハンガリー	パキスタン	スイス
オーストリア	インド	パプアニューギニア	シリア
バングラディシュ	イラン	フィリピン	台湾
ベラルーシ	イタリア	ポーランド	タジキスタン
ベルギー	日本	ポルトガル	タイ
ブルネイ	ヨルダン	カタール	チュニジア
ブルガリア	北朝鮮	ルーマニア	トルコ
カンボジア	韓国	ロシア	ウクライナ
カナダ	クウェート	セルビア	アラブ首長国連邦
中国	ラオス	セーシェル	イギリス
クロアチア	ルクセンブルグ	シンガポール	アメリカ
チェコ	マレーシア	スロバキア	ウズベキスタン
デンマーク	メキシコ	南アフリカ	ベネズエラ
エジプト	モンゴル	スペイン	ベトナム
フィンランド	モロッコ	スリランカ	ジンバブエ
フランス	オランダ	スーダン	

租税回避防止規定

源泉税の軽減税率を適用するためには、国外の所得受領者が実体面及び手続面の要件を満たす必要がある。以下の要件を満たす場合、国外の所得受領者は実体面の要件を満たすものと見なされる。

- ・企業等の設立又は取引自体が経済的実体を伴う
- ・企業等の設立又は取引自体の経済的実体と法的な実体が一致している
- ・自ら管理する事業活動が存在し、当該活動を行うための権限を有する
- ・インドネシアからの所得を創出する資産とは別に、条約相手国において事業活動を行うための十分な固定及び流動資産を有する
- ・事業に関する専門性及び十分且つ適切な数の従業員を有する
- ・インドネシア源泉の配当、利子及びロイヤルティを受領するのみならず、利益を獲得・維持するための活動（企業存続に不可欠な重要な活動を含む）に直接関連して実際に費用が生じ事業努力が確認されている

また、租税条約の趣旨に反する目的をもって実行された取引については、直接・間接を問わず租税条約上の恩恵（税軽減や2重課税の防止など）を享受することはできない。これはインドネシアが多国間協定において採用したプリンシパルテストに類似する考え方である。

受動所得に対する源泉税の軽減税率を適用するためには、国外の所得受領者は、上述の実体面に関する要件のほかに、以下の受益者要件を満たさなければならない。

- ・代理人、指定人又はトンネル会社としての役割を担っていない
- ・インドネシアから所得を得るために使用する資金、資産及び権利を、使用又は行使することができる
- ・所得金額の50%以上を他者に対する義務の履行に使用されていない
- ・関連する資産、資本及び負債に関してリスクを負担している
- ・受領した所得を第三国の居住者に移転する取り決めがない

上記の条件のいずれか一つでも満たさない場合、国外の所得受領者は、便益者要件を満たしていないと見なされ、受動所得に対する租税条約の恩恵を享受できない。

6. 移転価格税制及び国際課税

移転価格税制

2010年以降、DGTは事業の確実性を担保するために、移転価格に関するガイドラインや規定を公表してきた。DGTは、関連者（特殊な関係にある者）との取引が「公平で一般的なビジネス慣行」に基づくものでない場合、納税者の所得及び費用の額を調整することができる。さらに、DGTは、移転価格税制に基づいて調整した金額と同額を、「みなし配当」として所定の源泉税を2次調整として課すことができる。

法人納税者は、関連者間取引に関する情報を、法人税の申告書の別添として開示しなければならない。開示すべき情報には、取引の種類、当事者間の関係性、独立企業間原則の遵守状況を証明する文書化内容に係るチェックシート及びタックスヘイブン国に所在する関連者との取引に関する情報等、様々な事項が含まれる。

DGTは3層構造の移転価格文書化を採用している。3層構造の移転価格文書とは、次の3つの文書を指す。

- ・ローカルファイル
- ・マスターファイル
- ・国別報告書

マスターファイル及びローカルファイルは会計年度終了後4ヶ月以内に準備・保管する必要がある。また、作成日に係る宣誓書を併せて準備しなければならない。宣誓書は移転価格文書を作成した者の署名を付す必要がある。

マスターファイル及びローカルファイルに係る法定提出期限は、DGTからの要請日から30日以内である。DGTは、コンプライアンス状況の確認を目的とする提出要請の場合には、通常7日-14日間の期限を設けているものの、税務調査における提出要請の場合、期限は30日となる。期限内に文書の提出を行うことができない場合、税務調査における移転価格の詳細な精査につながる可能性がある。期限を過ぎて提出された文書化（又は未提出の場合）は、DGTによって考慮されず、DGTは自らが持つ情報に基づき課税額を決定することができる。

関連者間取引を行い、以下のいずれかの要件に該当する場合、納税者はマスターファイル及びローカルファイルを作成しなければならない。

事項	基準額
前事業年度の総収入	500億ルピア超
前事業年度における関連者との有形資産取引 又は	200億ルピア超
前事業年度における関連者との役務提供取引、ロイヤルティ取引、 金利及びその他の取引	50億ルピア超
インドネシアの法人税率（22%）よりも低い税率を採用する国に所在する 関連者との間の取引	閾値なし
企業グループの親会社	連結総収入11兆ルピア超

マスターファイル及びローカルファイルに加えて、連結総収入が11兆ルピアを超える企業グループの親会社は、国別報告書を作成し提出しなければならない。親会社とは、直接又は間接に企業グループを所有及び支配し、インドネシア会計基準に基づき連結財務諸表を作成する義務を負う企業を指す。親会社（又は親会社より指定された代理親会社）が国外に所在し、以下のいずれかに該当する場合には、国内のグループ企業が国別報告書を提出する必要がある。

- ・親会社所在地国において国別報告書の提出義務がない場合
- ・インドネシアとの情報交換規定がない場合
- ・情報交換規定はあるがインドネシア政府が国別報告書を入手できない場合

上記に該当しない場合、国内のグループ企業は、国別報告書を提出した親会社（又は代理親会社）の上方及び提出先国に係る情報をDGTに通知する必要がある。

国別報告書又はその通知書は、会計年度終了後12か月以内に提出しなければならない。

情報の自動交換制度

OECDは、脱税機会の最小化を目的として、全世界の金融及び租税に係る情報を交換するための共通報告基準 (CRS:Common Reporting Standard) を公表している。この制度は、非居住者の財務データを国をまたぐ税務当局間で相互に交換するものである。この枠組みに参加する国々は、個別に要求することなく、予め合意された内容に基づき、毎年情報交換を行うことができる。インドネシアは、本枠組みに2018年9月より参画している。現在、83カ国がインドネシアから情報を受領している。

CRSへの取り組みに関連して、財務省、DGT及び金融庁 (OJK) が、金融機関（銀行及び保険会社等）に対して、OJKへのCRSレポートの提出を義務付ける規定を交付している (CRSレポートは、その後DGTを通じて各国へ展開される)。

CRSレポートは、DGTによりインドネシア居住者である納税者の税務コンプライアンスの状況を確認するためにも利用される。DGTには、CRSレポートを監査する権限、及びCRSの取り組みに反した金融機関に対してペナルティを課す権限が与えられている。

徴税に係る各国サポート体制

インドネシア及びそのパートナー国は、事前協定にしたがい、互いの国の徴税を相互にサポートすることが可能となっている。

OECD/G20による税源浸食と利益移転プロジェクトへの参加

インドネシアは、OECDの加盟国ではないものの、G20加盟国である。そのため、インドネシアはこれまで税源浸食と利益移転 (BEPS) プロジェクトに最大限参加してきた。下表に、インドネシアによるBEPSプロジェクトへの対応状況を纏めている。

行動計画	実施施策
電子経済にかかるVAT（行動計画1）	電子システムを通じた取引 (Perdagangan Melalui Sistem Elektronik (PMSE)) に関しては、国外の販売者、サービス提供者、国内外の電子システム提供者のいずれかがVATの徴収、納付及び申告を行わなければならない
ハイブリッド・ミスマッチ（行動計画2）	未決定
外国子会社合算税制（行動計画3）	導入済み。但し、配当に関してのみ。
利子控除制限（行動計画4）	財務省は負債費用の損金化の要件を、資本に対する負債の比率 (DER比) や負債費用の金利、税金、償却前利益比 (EBITDA比) などの国際的に認知された手法をもとに規定することができる。
有害税制への対応（行動計画5）	未決定
租税条約の濫用防止（行動計画6）	すでに条約濫用防止の規定あり。
恒久的施設 (PE) 認定（行動計画7）	インドネシア国内のPEを通じて活動もしくは事業を行う場合の法的安定性を担保するため、2019年4月に財務省令が公布された。本規定は所得税法に定めのあるPE認定に関する規定に関して、その解釈と説明を提供するものである。但し、租税条約を適用する場合には、租税条約の規定に従いPE認定を行う。
移転価格税制（行動計画8-10）	インドネシア国内に適当な規定がない場合、原則OECD移転価格ガイドラインが国内規定を補完する機能を担う。したがって、OECDの行動計画8-10において示された原則的な考え方は、インドネシアにおいても効力をを持つとされている。
アグレッシブなタックス・プランニングの開示（行動計画12）	未決定
移転価格税制に関する文書化（行動計画13）	財務省は、2016年12月30日以降に終了する年度を対象に3層構造の移転価格文書化制度を導入した。この新制度は、行動計画13成果物の内容に沿ったものであるが、マスターFAIル及びローカルFAIル双方においてインドネシア独自の追加情報の記載を求めている。事業年度終了から4か月以内に、文書をインドネシア語で作成しなければならない。なお、移転価格文書作成義務を判定するための基準の導入が新たになされたほか、国内取引も移転価格税制の対象となる旨が定められた。

国別報告書（行動計画13）

2016年12月30日以降に終了する事業年度を対象に、国別報告書が導入された。行動計画13成果物の内容に沿ったものであるが、一部、インドネシア独自の追加情報が要請されている。国別報告書は事業年度終了後12か月以内に作成されなければならない。親会社（もしくは親会社より指定された代理親会社）が国外に存する場合で、以下のいずれかに該当する場合には、国内のグループ構成企業が国別報告書を提出する必要がある。

- ・当該国が国別報告書の提出を要請しない場合
- ・インドネシア政府と情報交換に関する合意がない場合
- ・合意はあるがインドネシア政府が国別報告書を入手出来ない場合。なお、インドネシアは国別報告書の自動的情報交換の枠組みに署名した国の一である。

紛争の解決（行動計画14）

財務省は2019年に財務省令（Minister of Finance Regulation (Peraturan Menteri Keuangan (PMK)) の49号「相互協議（MAP）の実施に関するガイドライン」を公布了。PMK-49は、OECDのBEPS行動計画14成果物「紛争解決メカニズムの効果的実施」において提示されたミニマムスタンダードの内容を充足するために、既存の相互協議フレームワークをアップデートしたものである。PMK-49は、BEPS行動計画14成果物において示された推奨案に対応したものである。

また、財務省は2020年に事前確認（APA）の実施ガイドラインとして財務省令の22号を公布了。PMK-22は、行動計画14の目的に対応して、APAを申請する納税者にとって不明瞭且つ不確実性の高かった事項（特に手続き、タイムライン及びフォローアップ事項等）の明瞭化を図ったものである。

これら、PMK-49及びPMK-22は、その後、2023年の財務省令の172号に集約された。

多数国間協定（行動計画15）

インドネシアは、BEPSに関する措置を実施するための多国間協定（MLI）を2019年11月に批准し、その批准書を2020年4月28日にOECDに提出した。インドネシアは、この条約の下で対象とされる60の租税条約を特定している。2023年5月時点で、DGTは26通りの回状を発行し、これらの文書には、対象となる26の租税条約の合成文言が含まれている。これらの文言は、MLIの実施が租税条約に与える影響を理解するための細則である。また、回状において、MLIのインドネシアにおける効力発生日を規定している。

グローバルミニマム課税（「GMT」）

2024年12月時点で、OECD/G20のBEPSプロジェクトの参加国であるインドネシアにおいても、新GMTルールの導入に向けて、順調に法整備を進めている。

これらの動きは、インドネシアの所得税法第32条及び政府令55号の第54条に規定される課税のグローバル化への対応の一環で、既存の所得税法の一部改正やその他特に多国籍企業の税務執行に大きな影響を及ぼす規定の改正につながっている。

当該GMTルールは、2か国以上で事業を展開し、且つグループ連結売上が7億5,000万ユーロを超える（過去4年のうち2年以上）多国籍企業にのみ適用される。

インドネシアにおいて当該GMTの影響を受けるのは、①最終親会社がインドネシア企業である多国籍企業、及び②多国籍企業のインドネシア子会社のいずれかとなる。

なお、2024年12月末現在、インドネシア財務省及び国税総局が、GMTルールの骨子となる法令の発行準備を進めている（追記：2025年1月に発行済み）。

7. 間接税

VAT

VATは、課税対象行為(すなわち課税対象品の引き渡し及び課税対象サービスの提供に対して課される)。

VATは、ロイヤルティを含む無形資産取引及びインドネシア国外からインドネシア国内の者に対して行われる全てのサービス取引に課される。また、VATは、国内で製造されたか、もしくは国外から輸入されたかを問わず、すべての製造物に等しく課される。なお、製造とは、当初の財の形状や性質に変更を加え、新たな財を創出することや、生産性を高める全ての活動と定義される。この点、組立加工、調理、包装及び瓶詰めは、製造に該当するものとされる。

以下に掲げるものを除くすべての物品及びサービスがVATの対象となる。

- すでに地方税の対象となっているサービス(例:飲食店やホテルで提供される食品・飲料、芸術・エンターテイメント、ホテルサービス及びパーキングサービス)
- 金銭、金の延棒(インドネシアの国内金準備より)及び証券
- 宗教サービス
- その他第三者によって提供ができない政府系サービス

VATの通常税率は2022年4月1日より11%に引き上げられている(2022年3月31日までは10%)。VATの通常税率は遅くとも2025年1月1日までに12%に引き上げられる予定である(追記:2025年1月にVAT12%規定が発行済み)。また、2022年4月1日より、インドネシア政府はファイナルVATという仕組みを導入しており、物品又はサービスに応じて一定率のVATの徴収及び支払いが発生する。

課税対象有形資産(物品)、課税対象無形資産及び特定の課税対象サービスそれぞれの輸出取引に対しては、0%のレートが適用される(輸出免税)。サービスの輸出においても、インドネシアの関税区域外の受領者に提供されるサービスがインドネシアの関税区域において実施・消費される場合には課税対象となり、これらの取引に係るVAT0%の適用を受けるためには所定の要件を満たす必要がある。但し、以下に掲げるサービスの輸出に関してはVAT0%の税率適用の対象となる。

- インドネシア関税区域外で消費される動産に関連する課税対象サービスで、以下を含む
 - 受託加工サービス業(財務省令においてさらなる基準が設定されている)
 - 修理及びメンテナンスサービス
 - 輸出品に関する輸送サービス
- インドネシア関税区域外の動産に関連して行われる課税対象サービス(評価、計画及び設計等に関連した関税区域外の建設工事サービス)
- インドネシア関税区域外で利用されるサービスで、以下を含む
 - ITサービス
 - 研究開発サービス
 - 国際輸送に用いられる航空機及び船舶のチャーター
 - 経営、法律、設計・インテリアデザイン、人事、エンジニアリング、マーケティング、会計、財務諸表監査、税務コンサルティング
 - 仲介サービス(インドネシア側の輸出販売業者のサーチ業務)
 - データコミュニケーションのサービス・プロバイダーが行う業務

課税対象製品又はサービスの年間売上高が48億ルピアを超える事業者は、VAT事業者登録(Pengusaha Kena Pajak (PKP))を行い物品の引渡時又はサービスの提供時にVATインボイスを発行しなければならない。

VATインボイスは、売手にとってはVATを徴収するための、買手にとってはVATを控除するための書類となる。DGTは、VATインボイスの発行を直接認証するために、電子VATインボイスメカニズム(e-Faktur)を採用している。VATインボイスの様式及び内容はDGTが定める規定に従わなければならない。規定に従わない場合、VATインボイスが不完全とみなされる原因となる。無効なVATインボイスについては課税対象額に対して1%のペナルティが発行者に課される。無効なVATインボイスについて受領者は控除することができない。

物品の販売者／サービスの提供者の立場からは、徴収したVATの額はアウトプットVATとなる。他方、購入者／受領者主の立場からは納付したVATはインプットVATとなる。アウトプットVATは、インプットVATと相殺することができる。

アウトプットVATの額がインプットVATの額を超過する場合、その差額は不足税額であり、翌月末のVAT申告書提出前に納付しなければならない。一方、アウトプットVATの額がインプットVATを下回る場合、VAT課税業者は超過額を翌期に繰り越すか還付請求を行う事ができる。

VAT課税業者より受領したインプットVATインボイスは、当該インプットVAT額が費用計上又は資産計上がされていない場合に限り、VATインボイス発行月、あるいはそれ以降最大3ヶ月までのいずれかの月のVAT申告書において控除することができる。

VATの月次申告の期限は翌月末である。VATの不足額(アウトプットVATからインプットVATを控除した額)は、申告前に納付されなければならない。国外から提供される課税対象無形資産及び課税対象サービスのインドネシア関税区域内における消費に対する自己申告VATは、支払義務が発生した翌月の15日までに納付する必要がある。

インドネシアは、VATの集約化(グループング)を採用していない。VAT課税業者がインドネシア内で異なる税務署管轄にそれぞれ拠点を設けて事業活動を行う場合、それぞれの税務署に登録しなければならない。VAT課税業者は、DGTに対してVATの執行を1か所又は指定した複数の税務署に集約するよう依頼することができる。ただし、VAT課税業者が特定の税務署に登録されている場合(大規模税務署、特別税務署、及び中規模税務署(Kantor Pelayanan Pajak untuk Wajib Pajak Besar/Khusus/Madya (KPP BKM)))、VATの執行は自動的に集約され、VAT課税業者がVAT執行の集約を依頼する必要がない。以前は、DGT発行のVAT集約に係るステートメントレターは5年間有効であった。しかしながら、2020年7月1日以降に発行されたステートメントレターは、VAT課税業者がVAT集約に係る資格を失うか、VAT課税業者が集約の撤回を要求するまで有効となる。

特定の課税対象物品及び課税対象サービスの輸入及び購入は、VATの免除(PPN dibebaskan)、もしくは徴収不要措置(PPN tidak dipungut)の対象となる。VATの免除取引は、当該引き渡しに関連して発生するインプットVATの控除は認められない一方で、VAT徴収不要取引については、発生するインプットVATをVAT申告書において控除することができる。

電子システムを通じた取引に対するVAT

2020年7月より、電子システムを通じたあらゆる取引(Perdagangan Melalui Sistem Elektronik (PMSE))がVATの課税対象となる。電子システムを通じた取引に関しては、国外の販売者、サービス提供者、国内外の電子システム提供者(以下、総称して「eコマース業者」)のいずれかがVATの徴収、納付及び申告を行わなければならない。

DGTは、以下の要件を満たすeコマース業者をVAT徴収義務者として指定することができる。

- a. インドネシア国内の顧客との取引が12ヶ月間で6億ルピア超、もしくは1ヶ月間で5千万ルピア超、且つ/或いは
- b. 12ヶ月間の取引回数が12,000回超、もしくは1ヶ月間の取引回数が1,000回超

PMSEに対するVAT税率は、2022年3月31日まで10%であり、2022年4月1日以降は11%、2025年1月1日から12%に引き上げとなっている。VATの課税ベースは顧客から支払われた対価(VAT前)となる。徴収義務者は、最低限必要な情報が記載されている限り、普段用いる請求書をVAT徴収の証拠として用いることができる。徴収されたVATは、電子システムを通じて月次ベースで翌月までに納付されなければならない。

PMSEに係るVAT申告は通常のVAT申告とは異なる。VAT徴収義務者は、2種類の申告書を提出する必要がある:

- 四半期PMSE VAT申告(必須)
- 年次PMSE VAT申告(税務署から要請された場合のみ)

奢侈品販売税

10%のVATに加え、特定の「奢侈品」については10%から200%の奢侈品販売税(LST)が課される。奢侈品とは以下の要件を満たす物品である。

- 一般的な商品ではない
- 特定グループにより消費される
- 主に高所得者により消費される
- 利便性ではなくステータスのために消費される

奢侈品の輸出に係るLSTは0%である。

8. 優遇税制

タックスホリデー制度

特定のパイオニア産業における新規投資及び事業拡大に対しては、タックスホリデー制度を利用することができる。パイオニア産業とは、高い付加価値と外部性を有する新技術の導入ないし国家経済への戦略的価値をもたらす産業と定義される。タックスホリデーの対象となるパイオニア産業は以下のとおり。

- ・金属産業の上流事業
- ・統合原油及びガスの精製事業
- ・原油、天然ガス及び石炭を基礎とする有機化学産業
- ・農業・プランテーション・森林資源より生産される基礎有機化学産業
- ・無機化学事業
- ・医薬品原料事業
- ・放射線、医療用電気機器、電気療法機器の製造
- ・電子・テレマティクス機器の製造
- ・機械もしくは設備製造業における主要部品の製造
- ・設備製造に用いるロボットの製造
- ・発電機器の主要部品の製造
- ・自動車及び自動車部品の製造
- ・船舶の主要部品の製造
- ・鉄道の主要部品の製造
- ・航空機の主要部品の製造及び航空産業関連サービス
- ・農業、プランテーション、紙パルプの製造
- ・経済基盤に関する事業
- ・データ処理やホスティング等を含むデジタル事業
- ・上記、タックスホリデー制度の適用対象となる事業について、BKPM規則に詳細が定められている。タックスホリデー制度の適用により、下記の優遇措置が享受できる。

1. 5,000億ルピア以上の投資額に対して、5年間から20年間に渡り法人所得税が100%免除される。さらに、その後の2年間において50%の法人所得税が免除される。タックスホリデーの期間は投資額による
2. 1,000億ルピア以上、5,000億ルピア未満の投資に対して、法人所得税が5年間、50%免除される。また、その後の2年間について、25%の法人所得税が免除される

タックスホリデー制度は、操業開始年度から適用される。タックスホリデー制度を利用するためには以下の前提条件を満たさなければならない。

- ・パイオニア産業に従事する納税者である
- ・インドネシアの法人である
- ・投資額が1,000億ルピア以上である
- ・新規投資を行う場合。ただし財務省によりタックスホリデー、タックスアローワンス、超過税額控除、労働集約型プロジェクト、又は特別経済区 (Kawasan Ekonomi KhususまたはSEZ) 内業者の所得税優遇措置などに係る判断がまだ出されていない場合に限る
- ・負債資本比率の要件を満たす
- ・タックスホリデー制度の適用が認められた後、1年以内に投資計画を実行す

納税者はタックスホリデー制度の適用に関する申請を会社登録申請と同時に行うか、又は新規投資への事業許可受領後1年以内に行わなければならぬ。なお、申請はOSSシステムを通じてなされなければならない。新たな投資を行う場合、当該投資がタックスホリデー制度適用要件を満たすか否かについて、OSSシステムを通じて納税者に通知される。

タックスホリデー制度に基づく法人所得税の減免措置は、その適用対象となる事業から生じた所得についてのみ適用される。タックスホリデー制度の対象外の事業から生じた所得については通常の規定が適用される。

タックスアローワンス制度

特定業種や優先度の高い発展途上地域へ基準額を超える投資を行う場合で所定の要件を満たす場合には、タックスアローワンス制度の適用が可能である。タックスアローワンス制度は、法人納税者が主たる事業活動として新規投資もしくは事業拡張を行う場合に適用される。

タックスアローワンスに以下の措置が含まれる。

- ・投資額の控除（主たる事業活動に使用される、土地を含む、有形固定資産への投資額の30%に相当する課税所得の減額を、操業開始から6年間均等に控除）
- ・加速度償却の適用

- ・欠損金の繰越期間を最長10年間延長
- ・非居住者に対する配当の支払いに関して10%の源泉税率を適用

タックスアローワンス制度を適用する場合、投資額といった定量的な要件や、輸出性向、雇用拡大、現地化等の要件を厳密に満たす必要がある。タックスアローワンス制度の適用対象となる事業は、財務省規則に列挙されている。なお、特定の事業及び特定地域への投資誘致の観点から、適用される事業の範囲については、定期的な見直しがなされる。

現在、タックスアローワンス制度の適用対象となる事業セクターが地域問わず166あり、特定地域の適用対象事業セクターが17ある。納税者は、タックスホリデー制度かタックスアローワンス制度かいずれか1つの措置しか適用できない。

超過税額控除制度 (Super Tax Deduction facility)

タックスホリデー制度及びタックスアローワンス制度のいずれの適用もない納税者は、以下の事業活動もしくは支出に関して超過税額控除 (super tax deduction facility) を受けることができる。

- ・新規投資もしくは労働集約型産業にかかる事業拡張
投資額の控除として、主たる事業に使用される有形固定資産(事業用に購入した土地を含む)に対する投資額総額の60%を課税所得から控除する。控除対象額を操業開始の年度から6年間に渡って均等按分する。
- ・労働実習、インターンシップ、人材開発における研修プログラムの実施 特定支出について追加で最大100%の控除を認める。したがって、控除可能額は特定支出の最大200%となる。
- ・研究開発に関する活動 特定費用について追加で最大200%の控除を認める、したがって、控除可能額は特定費用の最大300%となる。

労働集約型産業に係る超過税額控除制度の申請を行う場合、納税者は以下の要件を満たさなければならない。

- ・国内の法人納税者である
- ・主たる業務が45の適格セクターのいずれかに該当する
- ・最低平均300人以上のインドネシア人の従業員を雇用している

制度の適用対象となる労働実習、インターンシップ及び研修プログラムに関する支出とは以下に掲げる支出を含む

- ・研修施設の提供及び関連する管理費用の支払い
- ・研修講師等にかかる費用の支払い
- ・研修教材等の費用の支払い
- ・参加者に対する報酬の支払い
- ・参加者の能力認定にかかる費用の支払い

研究開発に関する大幅控除は、納税者が所定の要件(研究開発結果の国内外における登録、商用化及び他の諸機関との協力等)を満たす場合に適用される。研究開発の対象は、規定に記載されたものでなければならない。

経済特区における法人税の優遇措置

経済特区 (Special Economic Zone (SEZ)) とは、インドネシア関税区域内で地理経済及び地理戦略上の利点を有する地域を指す。経済特区内の納税者は、下記のいずれかに分類される：

- ・Business Entity: 経済特区を管理する法人
- ・Business Player: 経済特区内で事業活動を行う企業

経済特区を管理する法人 (Business Entity) は、タックスホリデー制度を申請することができ、経済特区内で事業活動を行う企業 (Business Player) は、タックスホリデー又はタックスアローワンスを申請することが出来る。

SEZの発展及び管理に寄与する以下の土地に関する取引は所得税の対象とはならない。Purchase of land for

- ・SEZのための土地の購入
- ・SEZ内の土地及び建物の購入
- ・SEZ内の土地及び建物のレンタル

上述の優遇措置の他に、SEZ内の納税者は以下に掲げる他の優遇措置を適用することが出来る。

- VATの徴収義務免除
- VATの免除
- 輸入関税に係る免除措置
- 輸入時各種税額(VAT、LST、PPh22前払法人税)の徴収不要措置
- SEZの観光事業のための特定の税金及び輸入時の優遇
- f. 地方税の軽減、救済及び免除

ヌサンタラ新首都における税優遇措置

ヌサンタラ新首都(Ibu Kota Negara Nusantara (IKN))の建設及び開発を加速化するために、インドネシア政府は、IKN及び関連地域(IKNのハブ都市として整備される特定の周辺地域)における投資や事業活動に対する様々な優遇措置を設けることを決定している。

投資や事業活動に対する所得税の優遇は以下のとおり発表されている：

- 法人率の引き下げ
- 特定の活動や支出に対する超過税額控除措置
- 従業員の個人所得税の政府による負担
- 中小企業の一部の総所得に対する0%のファイナルタックス
- 土地及び/又は建物の権利譲渡に係る所得税の免除

IKNの特定の事業セクターに、100億ルピア以上を投資する納税者は、法人税率が特定の期間、最大100%引き下げられる場合がある。

- IKN及び/又は特定地域：事業セクターによって、10年から30年の期間、法人税率を100% (場合により50%) 引き下げ
- 金融センター (金融に関連した技術開発及び金融支援サービスの中心地) : 20年又は25年の期間、法人税率を85%又は100% (セクターによって異なる) 引き下げ
- 2045年12月31日までにIKNに本社及び/又は地域統括拠点を設立、もしくはIKNに移転させた場合: 設立後10年間の法人税率を100%引き下げ、その後の10年間は50%引き下げ

法人税率の減税などの恩恵をすでに受けている事業については、主要な事業活動からの収入、或いはそれらの活動に関連する製品や材料の購入又は輸入に対して、源泉税の免除措置もある。源泉税の免除部分は、減税された法人税率と整合するように計算される。

金融センターへの国外からの投資の誘致を目的に、国外投資家(個人又はPEを除く法人)は、IKNへの投資から獲得する収入の受益者である限り、10年間の源泉税免除措置を受けることができる。

また、「超過税額控除制度」が、以下の事業活動又は費用に対して2035年まで利用可能となっている。

- 人材開発における育成プログラムやインターンシップ: IKNで人材開発のための特定のプログラム、インターンシップ、その他を実施する納税者は、所定費用の最大250%の控除が認められる。
- 研究開発に関する活動: IKNで研究開発活動を行い、IKNに居住/又は事業所を保有する納税者は、所定費用の最大350%の控除が認められる。
- 寄付並びに公共施設及び社会施設の建設: 所定の寄付や公共施設及び社会施設の建設に対しても、所定費用の最大200%の控除が認められる。該当する寄付及び費用は、金銭、物品、建設費など。

また、政府は、IKNにおける正社員及び非正規社員に対して、特定の雇用主から得る収入に係る所得税を2035年まで負担する。

中小企業(SME)に該当し、IKNへの投資額が100億ルピアに満たない内国法人(PEを除く)は、会計年度ごとに500億ルピアまでの総所得に対するファイナルタックスが0%となる。内国法人がIKNに複数の事業所を展開している場合、100億ルピアの投資額の集計を合算する必要がある。500億ルピアの総所得の上限も同様に合算が必要となる。なお、当該措置の対象外の収入もあるため、それらは500億ルピアを超える総所得とともに通常税率が適用される。当該措置は、DGTからの承認日から、2035年まで適用される。

IKNに所在する土地や建物の初回譲渡(売買契約等による購入を含む)は、2035年まで所得税が免除される。また、2035年までの間、IKN及び特定の周辺地域における事業活動に対して様々なVAT及びLST措置が用意されている。IKNでは、特定の戦略的課税対象商品及び/又は戦略的課税対象サービスの引き渡しや輸入に係るVATは徴収されない。さらに、IKNの特定の高級住宅の販売にはLSTが課されない。

保税措置

保税措置とは、物品を一定の目的のために保管し、その間、輸入関税の賦課を留保することをいう。保税措置の適用を受けるためには、所定の要件を満たす必要がある。保税措置の形態として次に掲げるものがある。

• 保税倉庫(Bonded Warehouse)

保税倉庫とは、輸入物品の搬出前に、包装、仕分け、移動、箱詰め及び切断等の活動を行い当該物品の保管を行う場所を指す。保税倉庫に搬入された物品は、輸入関税の賦課延期、物品税の免除及び輸入時の各種税金 (VAT、奢侈品税及び輸入時における前払法人所得税) の免除等の優遇措置を受けることが出来る。なお、かかる優遇措置は他のインドネシアの保税区域等における補助活動(製造)もしくは再輸出を目的とする物品に対してのみ与えられる。補助活動とは、次に掲げる活動である

- 製造(原材料を完成品にするための加工を含むものでなければならない)
- 鉱業(輸入物品が探索及び開発のために用いられるものである事)
- 重機器(輸入物品が重機器産業のために用いられるものである事)
- 石油サービス(輸入物品が石油ガスの探索及び開発活動のために用いられるものである事)

• 保税区域 (Bonded Zone)

保税区域とは、輸入物品及び現地物品を加工し再輸出する目的で保管する保税地域を指す。保税区域への、もしくは保税区域からの、物品の輸入、課税対象物品の搬入、製品の搬出、課税対象物品の再搬出、機械設備の貸与及び物品税対象物品の搬入については、輸入関税の賦課延期、物品税の免除及び輸入時に課される各種税金 (VAT、LST及び輸入時における前払法人税) の不徴収等の優遇措置を受けることができる。

こうした優遇措置は、生産に供する目的又は他の保税区域において生産された物品と組み合わせる目的で保税区域に搬入される製品、材料及び保税区域内に所在する企業が使用する資本財(オフィス機器を含む)に対して適用される。消費財に対しては、この措置は適用されない。各種のライセンスを取得するためには申請が必要である。また、ライセンスを取得するためには、所定の要件を満たす必要がある。低リスクの保税区域内企業は、当該優遇措置の申請に当たって、企業保証を利用することができる。

• 自己管理保税区域 (Self-managed Bonded Zones)

自己管理保税区域 (KBM) は、保税区域であることに変わらないものの、PKBやPDKBと称される保税区域内事業者が、自ら税関業務を実施・管理可能な区域となっている。これにより、保税区域内事業者は、税関職員の監督・立ち合いなしで、自ら輸出入手続きを実施できる。KBMのステータスは、所定の要件をクリアしたPKB及びPDKBに与えられる。

• 保税物流センター

保税物流センター (PLB) とは、複数の単純業務を行うのみで、加工業のように元の物品とは性質や機能等が異なる新たな物品を創出するものなく、後に搬出されるまでの一定期間保管する保税区域内の場所を指す。

保税物流センターは、原材料や補助材料を扱う事業主への支援を目的とした仕組みである。製造会社が商品をインドネシア内に保管することで、より安いコスト効率の高いオペレーションが可能になる。インドネシアの関税区域内のとある場所から商品が保税物流センターに輸出目的で搬入される場合、VAT及び/又はLSTの徴収不要措置が適用される。また、インドネシアの関税区域外から商品がインドネシアの保税物流センターに搬入される場合も、輸入関税の賦課が延期され、輸入時の各種税 (VAT、LST及び第22条法人税) が免除される。

マスターリスト措置

特定の産業の開発及び発展に従事する企業が行う機械、物品及び原材料の輸入については輸入関税が免除される。機械、物品及び原材料の輸入に関する輸入免税措置(マスターリスト措置)は、インドネシア投資調整庁(BKPM)によって認可される。免除を受けるためには、個別に企業による申請が必要であり、また所定の要件を満たす必要がある。

9. 法人及び個人に対するその他の課税

関税及び物品税

国外からインドネシア関税区域への物品の移転は、「輸入」として扱われ、原則として輸入関税及びその他輸入時における各種税金が課される。輸入関税は、2022年インドネシア関税分類に記載のHSコードに従って決定される。

輸入に関して、現在インドネシア政府は、「SINSW」という統合システムを活用している。輸入者は、輸入関税登録番号を取得しなければならない。この番号取得にかかるプロセスは、現在はオンラインシステム(OSS)にて迅速に行うことが出来る。

また、外国投資企業(PMA)は、その新設に際して、定款認証(AOI)及び法務人権省の許可を取得後、OSSシステムを通じて事業登録番号取得の申請を提出しなければならない。この申請の際に、輸入ライセンス及び税関登録番号の取得も必要である旨を申し出る必要があり、事業登録番号(NIB)と併せて輸入ライセンス及び税関登録番号が発行される。

なお、ライセンスに関わる以下のサービスは、OSSシステムを通じて行われる。

- 保税倉庫ライセンス(TPB)
- 輸出のための関税軽減ライセンス(KITE)
- 物品税対象事業者番号ライセンス(NPPBKC) 物品税対象事業者番号ライセンス(NPPBKC)

自由貿易協定(FTA)及び経済連携協定(EPA)の署名済国からの輸入には、特恵関税率が適用される。そのため、FTA及びEPA署名国を原産地とする貨物の輸入には、低い税率が適用されるか、もしくは関税が免除される。なお、インドネシアは以下の枠組みにおいて特恵関税制度を導入している

- **ASEAN貿易協定(ATIGA)**

インドネシアとASEAN諸国との間の合意に基づく関税協定。ASEAN諸国からのインドネシアへの輸入品に適用される。

- **ASEAN-中国FTA(ACFTA)**

ASEAN諸国と中国との間の自由貿易地域を構築するための合意。中国とは中国本土を指し、特別行政区(香港とマカオ)及び台湾は含まれない。

- **ASEAN-韓国FTA(AKFTA)**

ASEAN諸国と韓国との間の経済連携協定

- **インドネシア-日本経済連携(IJEPKA)**

両国の経済連携を強化し両国間の貿易の促進を目的としたインドネシア及び日本の政府間合意

- **ASEAN-オーストラリア-ニュージーランドFTA(AANZFTA)**

ASEAN諸国と、オーストラリア及びニュージーランド間の自由貿易地域を構築するための合意

- **ASEAN-インドFTA(AIFTA)**

An ASEAN諸国とインドとの間の自由貿易地域を構築するための合意

- **インドネシア-パキスタン特恵貿易協定**

インドネシア及びパキスタン間の貿易に係る政府間合意の枠組み

- **ASEAN-香港、中国自由貿易協定(AHKFTA)**

ASEAN諸国と中国の香港特別行政区間の合意

- **インドネシア-オーストラリア包括経済連携(IACEPA)**

輸出入促進のための経済協力の確立を目的としたインドネシア及びオーストラリア間合意

- **インドネシア-チリ包括経済連携(IC-CEPA)**

両国間の貿易促進のためのインドネシア及びチリ間合意

- **ASEAN包括経済連携(AJCEP)**

日本とASEAN諸国間の自由貿易区域の構築に係る政府間合意

- **インドネシア-パレスチナ間合意(MOU)**

インドネシア-パレスチナ間のパレスチナ自治区を原産地とする一部製品に係る貿易協定

- **インドネシア-EFTA包括経済連携**

インドネシア及び欧州自由貿易連合(盟国)(アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー及びスイス)間の経済連携を促進することを目的とした合意)

- **インドネシアアラブ首長国連邦(UAE)包括経済連携**

インドネシアとUAE間の協定。他のFTAや包括経済連携協定と同様、UAEからの輸入を優遇するものである。ただし、特定の輸入品に係る「関税割当枠」規定がある点に留意が必要。

- **インドネシア韓国間包括経済連携**

インドネシアと韓国との間の協定で、両国間の貿易を強化することを目的としている。

• 地域包括経済連携(RCEP)

RCEP協定は、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、シンガポール、ミャンマー、ベトナム、タイ、フィリピン、ラオス、マレーシア、中国、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランドの15か国が構成する自由貿易協定(FTA)である。これは世界最大のFTAであり、世界のGDPの約30%、世界の人口の約三分の一を占めている。当該FTAは、加盟国間の既存のFTAや経済連携を基礎として、これらをアジア太平洋地域の1つの多国間協定に統合することを目的としている。また、中国、日本、韓国(アジア経済地域における3大国)を結ぶ初めてのFTAでもある。現在、インドネシアは6つのRCEP協定を結んでいる:

- RCEP - ASEAN
- RCEP - オーストラリア
- RCEP - 韓国
- RCEP - 中国
- RCEP - 日本
- RCEP - ニュージーランド

Generalized System of Preferences (GSP)制度の下で、インドネシア原産地証明に関する登録輸出者制度(DEX)及び認定輸出者制度(CEX)が創設された。DEX及びCEXは商業省から原産地証明を取得する現行の原産地証明の発行業者(Instansi Penerbit Surat Keterangan Asal (IPSKA制度))に代わる新たな自己認証制度である。DEX保持者(輸出者)は、これまでインドネシアと欧州間の取引に用いられていたフォームAの代替として、自ら原産地証明を発行することができる。CEX保持者(輸出者)については、自ら各国への原産地証明書を発行することができる。

• D-8経済協力機構参加国間の特恵貿易協定

D-8参加国間の経済協力協定。バングラ、エジプト、インドネシア、イラン、マレーシア、ナイジェリア、パキスタン、トルコの8か国が構成する。

酒類、煙草及びシガレット、葉巻、葉たばこ、切たばこ、電子たばこなどの煙草関連製品(Hasil Pengolahan Tembakau Lainnya (HPTL))などの特定の物品に対しては、政府による当該物品の流通抑制の一環で物品税が課される。関税及び輸入時に課される税金は物品が港湾等の税関エリアから出荷される前に納付されなければならない。物品が、物品税の対象である場合も同様に、港湾等から出荷される前に物品税の納付を行う必要がある。

なお、物品の輸入後、インドネシアの関税当局(ICA)による調査が行われる可能性があり、関税及び物品税の規定を遵守しない場合、過少申告額の多寡に応じて行政上のペナルティが課される場合がある。

関税評価額の算定に起因して申告額が過少であった場合、100%から1,000%のペナルティが課される。関税0%の物品に係る過少申告額が「Nil」の場合、関税申告書類((Pemberitahuan Impor Barang (PIB))毎に500万ルピアのペナルティが課される。なお、関税分類の誤りに関するペナルティはない。物品税の規定を遵守しない場合、行政上のペナルティ(過少申告額の2倍から10倍)が課される場合があり、犯罪捜査に発展することもある。物品税に係る優遇措置について、輸入者は、所定の要件を満たせば物品税の免除又は納付不要措置を受けられる。

不動産に関する税金

土地、建物及び恒久構築物に関しては毎年、土地建物税が課される。地方及び中央政府の税法に基づき、関係当局が決定する不動産(郊外・都市部)の見積販売価額に対して0.5%以下とされている。特定事業(上流石油ガス事業、地熱、鉱業、プランテーション及び林業)に関する土地及び建物に関する税率については別途規定がある。

土地及び/又は建物の売買には、受取総額の2.5%に相当するファイナルタックスが課される(取引によって税率が異なる可能性がある)。贈与もしくは相続として土地建物を譲渡する場合、及び所得金額が課税対象額に満たない個人納税者が6千万ルピア以下の額で土地建物を販売する場合、この税は免除される。

免税基準額を超える額の土地及び建物に関する権利を取得する際、最大5%の土地建物取得税が課される。相続により当該権利を取得した場合の免税基準額は最低3億5千万ルピアとなる。

譲渡税

インドネシア上場企業の株式の売却には、取引額の0.1%に相当するファイナルタックスが課せられる。創業者保有株もIPO時の株価に対して0.5%のファイナルタックスが課せられる。

非居住者が、インドネシア内国法人の株式を譲渡する場合、租税条約に特段の定めがない限り、譲渡価格に対し5%の源泉税が課される。所定の土地又は建物の処分については、取引金額の2.5%がファイナルタックスとして課される。

6千万ルピア以上の土地又は建物に関する権利を取得する際、取得価額に対し最大5%が土地・建物取得税として課される。なお、合併に伴う土地及び建物の権利の移転時もしくは親族への権利の移転時などのために、様々な免除規定が設けられている。

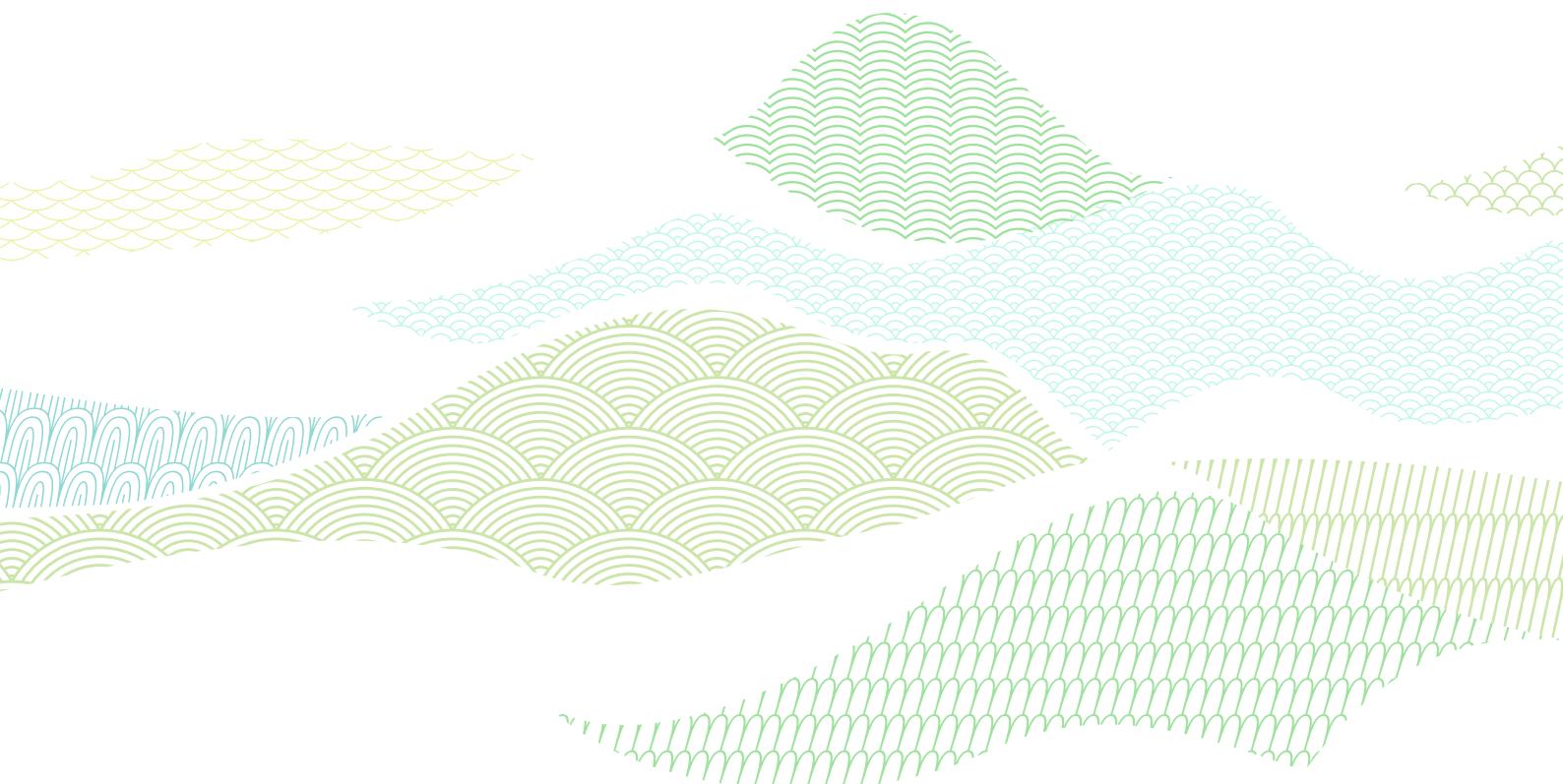
印紙税

印紙税は各種金融取引、証書及び金銭受領書等について課される。税額は、一律10,000 ルピアとなる。

環境税

2021年に公布された国税規則調和法 (Undang-Undang (UU) Harmonisasi Peraturan Perpajakan (HPP)) により、石炭燃料発電所が先行して対象となる炭素税が導入されたものの、現在施行が延期されている状況となっている。

一部地域では、汚染水の外部放水について、手数料と引き換えに許可を与える地方自治体がある。



D. 監査及びコンプライアンス

インドネシアで事業を行う企業は、インドネシア会計士協会 (Indonesian Institute of Accountants) の財務会計基準審議会 (DSAK-IAI) が発行した会計基準 (PSAK) に従って会計記録を保持し、年度の財務諸表を作成しなければならない。

企業は、株主名簿を保持し、株式所有を詳述する取締役会及びコミサリス及びその家族のための特別登録簿を保持しなければならない。株主の変更は、株主名簿及び特別登録簿に記録しなければならない。取締役会は、会計年度が終了してから6ヶ月以内に、株主総会に年次報告書を提出しなければならない。報告書には、少なくとも以下が含まれていなければならない。(1)財務諸表 (2)会社の状況及び業績に関する報告書

1. 会計年度

企業の会計期間は通常12ヶ月であり、一般的に会計年度として1月1日から12月31日までの暦年を使用するが、1月1日から開始されない会計年度を選択することも出来る。課税目的の場合、会計年度は暦年を使用する場合が多いが、会計年度と同様に、1月1日から開始しない会計年度を選択することも出来る。

2. 通貨

企業の会計期間は通常12ヶ月であり、一般的に会計年度として1月1日から12月31日までの暦年を使用するが、1月1日から開始されない会計年度を選択することも出来る。課税目的の場合、会計年度は暦年を使用する場合が多いが、会計年度と同様に、1月1日から開始しない会計年度を選択することも出来る。

3. 言語及び会計基準

企業はキャッシュフロー情報を除いて発生主義により財務諸表を作成する。発生主義会計のもとでは、取引は発生時に認識される。また、企業は資産、負債、資本、収益及び費用をその認識基準が満たされた場合に認識する。

企業の会計記録および年次財務諸表は、DSAK-IAIが発行した財務会計基準 (Standar Akuntansi Keuangan: SAK) に準拠するものとする。現在、インドネシアの財務報告フレームワークは、SAKの4つの柱で構成されている。

- ・ 第1の柱：国際会計基準審議会 (IASB) が発行した国際財務報告基準 (IFRS) を採用した国際会計基準 (International SAK)
- ・ 第2の柱：IASBが発行したIFRSとコンバージェンスしたインドネシア会計基準。コンバージェンスは、インドネシアにおける特定の状況に対応するためにいくつかの調整が加えられたIFRSに基づくSAK Indonesiaの発行によって行われた。
- ・ 第3の柱：非公開企業のためのインドネシア会計基準 (SAK EP – Entitas Privat) / 公的な説明責任を持たない企業のためのインドネシア会計基準 (SAK ETAP – Entitas Tanpa Akuntabilitas Publik)
- ・ 第4の柱：中小・零細企業向けのインドネシア会計基準 (SAK EMKM – Entitas Mikro Kecil dan Menengah)

加えて、シャリア企業およびシャリア原則に基づく取引に適用されるシャリア会計基準 (PSAK Sharia および ISAK Sharia) がある。シャリア会計基準は、その適用が各柱の原則に準拠している限り、第2柱、第3柱、および第4柱に適用される。なお、シャリア会計基準は、第1の柱には適用されない。

4. 監査要件

以下の事業体は、外部監査人によって監査された年次財務諸表を提出する必要がある。

- ・公開会社
- ・銀行、保険会社、不特定多数から資金を集め運用する会社
- ・社債を発行する会社
- ・資産規模が500億ルピア以上の会社
- ・銀行の債務者であり、銀行により財務諸表の監査を受けるよう要請されている会社
- ・一定の国有会社

監査は、インドネシア公認会計士協会 (IICPA / IAPI) が公布したインドネシア監査基準に従って行われる。

上場企業は、年次財務諸表期間の終了後3ヶ月以内に、資本市場規制機関である金融庁 (OJK: Otoritas Jasa Keuangan) に監査済み財務諸表を提出する必要がある。

中間財務諸表については、監査を受けていない場合は中間財務諸表の日付から1ヶ月以内にOJKに提出する必要がある。また、監査人のレビューを受けた場合は2ヶ月以内、監査を受けた場合は3ヶ月以内に提出する必要がある。

5. 独立性

インドネシアの監査基準では、監査人は監査人の独立性を維持し、監査人の倫理規定を遵守し、監査を行う際に潜在的な利益相反を回避する必要がある。さらに、監査人は規制当局 (財務省等) が発行する関連する独立性のルールを遵守する必要があり、これには上場企業・銀行・保険会社・その他金融機関などの監査人に求められるOJKの独立性ルールも含まれる。

インドネシアにおいては、パートナーのローテーションが2023年7月11日付のOJK規則POJK 2023年第9号(以下、POJK 9)および政府規則2015年第15号(以下、PP20)によって義務付けられている。なお、監査法人のローテーションは義務付けられていない。当該要求事項は以下のとおり。

- ・POJK 9の下では、公認会計士は、銀行、上場企業および公開会社の監査において、7年連続して監査に関与した場合、5年のインターバル期間を設ける必要がある。
- ・POJK 9の下では、公認会計士は、銀行、上場企業および公開会社以外のOJK企業の監査において、5年連続で監査に関与した場合、2年のインターバル期間を設ける必要がある。
- ・PP20の下では、公認会計士は、資本市場によって規制されている事業体、商業銀行、年金基金、保険・再保険会社、国有事業体の監査において、5年連続で監査に関与した場合、2年のインターバル期間を設ける必要がある。

E. 労働環境

1. 従業員の権利と報酬

労働法2003年第13号 (Manpower Law No.13 of 2003) では、労働者の交渉力、労働 条件の最低基準、退職金及び報酬の支払いに関する規則を定めている。当法律は労働者のストライキ権を認めているが、ストライキが法令を順守し、秩序があり、平和的であるという要件に制限している。

インドネシアは国際労働機関 (ILO) の主要な条約を批准しており、これには組合と団体交渉の権利、同一の仕事に対する男女平等賃金、強制労働、組合の自由、及び組合の保護が含まれる。雇用の最低年齢に関するILO条約138はインドネシアの法律に組み込まれており、最悪の形態の児童労働を排除するILO条約182号についても2000年に批准され、インドネシアの法律に組み込まれている。

政府は、外国人雇用、労働の健康・安全、労働能力基準、残業基準、賃金など、労働法を拡大又は改正するいくつかの規制を発行している。

2. 賃金及び福利厚生

賃金の構成要素

賃金に関する政府規則2015年第78号 (GR78 / 2015) では、賃金は次の要素で構成されると規定されている。

- 手当なしの賃金
- 基本給と固定手当
- 基本給、固定手当、及び非固定手当
- 基本給と非固定手当

さらに、GR 36/2021によると、賃金構成要素が (i) 基本給と固定手当又は、(ii) 基本給、固定手当及び非固定手当で構成されている場合、基本給の額は、基本給と固定手当の合計額の75%以上でなければならない。

最低賃金

GR 36/2021によると最低賃金構成要素は (i) 各地方 (ii) 一定の規定を有する地域ベースの最低賃金に基づいて設定される。最低賃金は経済条件、労働条件を基礎として決定される。知事は州の最低賃金を決定する一方で、知事は、次のような特定条件下での地域ベースの最低賃金を決定することができる。

- 州の平均経済成長率よりも高い過去3年超の各地方の平均経済成長率
- 過去3年間の経済成長率から地方のインフレを差し引いた結果、常にプラスであり、地方のスコアよりも高い成長率

上記に照らして、最低賃金を、(i)州又は地方/地域ベースの最低賃金、(ii)州又は地方/地域内のセクター別の最低賃金で構成すると規定していたが、オムニバス法の制定により、州又は地方/地域内のセクター別の最低賃金は廃止される。

各雇用主は、各州・県・地域ごとに定められた最低賃金を下回る賃金を支払うことが禁止されている。しかし、オムニバス法では、零細・小規模企業は最低賃金要件が免除されている。零細・小規模企業の賃金は、雇用者と被雇用者の合意に基づいて決定される。

年金及び社会保険

2011年社会保障法2011年第24号 (Badan Penyelenggara Jaminan Sosial - 以下「BPJS」) は、雇用主が自分自身とその従業員 (インドネシアで少なくとも6ヶ月間働いた外国人を含む) を社会保障プログラム、すなわち医療社会保険と雇用社会保険の参加者としてBPJSに登録しなければならないことを規定している。医療社会保険給付はBPJS Healthcare (BPJS Kesehatan) が管理し、老齢・年金・労災・死亡保障を含む雇用社会保険給付はBPJS Employment (BPJS Ketenagakerjaan) が管理している。

また、失業保障プログラムに関するオムニバス法及び政府規則第2021年第37号は、解雇された従業員に対して、失業保障(jaminan kehilangan pekerjaan)という新しい社会保障プログラムを提供していることも注目に値する。失業保障プログラムは、BPJS Ketenagakerjaanと中央政府によって管理されている。失業保障には、現金、雇用情報へのアクセス、職業訓練などがある。失業保障の給付の最大額は給与の6ヶ月分とされている。各社会保障制度の保険料負担金は以下の通りである。

各社会保障制度の保険料負担金は以下の通りである。

管理者	社会保障プログラム	通常の給与の割合として	
		雇用主の負担	従業員の負担
BPJS Employment (BPJS Ketenagakerjaan)	労働災害保険	0.24%から1.74% (作業リスクによる)	-
	死亡保障	0.30%	-
	老齢保障	3.70%	2%
	年金保障(インドネシア市民のみ)	2%	1%
BPJS Health Care (BPJS Kesehatan)	雇用喪失保障	0.46%* (*0.22%は中央政府が負担し、さらに労働災害保険(i)および死亡保障(ii)からの保険料の再構成、それぞれ0.14%および0.10%)	
	健康保険	4%	1% 追加の家族メンバーに対して1%

医療社会保障に関する政府規則2020年第64号の第32条(政府規則2018年第82号の改正規則)に基づき、医療保障拠出金の計算には、12,000,000ルピア/月の賃金上限が適用される。今後、上限が変更される可能性がある点には留意が必要である。強制保険料は、夫、妻、3人の被扶養者がカバーされる。追加の被扶養者については、追加保険料でカバーすることができる。

以下の方は上記の社会保障制度への加入が免除される。

- 就労期間が6ヶ月未満の外国人従業員は、BPJSプログラムに登録する必要はない。
- 他国に6ヶ月以上連続して居住しているインドネシア国民は、BPJS Healthcare (BPJS Kesehatan)プログラムへの参加を一時的に中止することができる。

また、オムニバス法では、解雇された従業員のために、失業保障プログラム(jaminan kehilangan pekerjaan)を提供している。失業保障プログラムはBPJS Ketenagakerjaanと中央政府によって管理され、失業保障の保険料は中央政府が負担する。さらに、失業保障手当には、現金支給、雇用マーケット情報へのアクセス、職業訓練が含まれる。失業保障の給付額の上限は、給与の6ヶ月分である。

他のメリット

社会保障給付以外にも、有給休暇、時間外手当、宗教的祝祭手当(Tunjangan hari raya / THR)など、従業員が受けとることのできる法定給付がある。さらに、雇用主は、雇用契約、会社の規則、又は労働協約で定められた追加の手当を従業員に支給できる。これらには通常、家族手当や生活費手当、従業員とその家族のための無料医療(歯科治療を含む)、住宅、交通費、作業服などが含まれる。多くの企業は追加の年金制度を提供している(BPJS Ketenagakerjaanが管理している年金保障給付以外のもの)。シニアエグゼクティブは、社用車や年次のホームリーブ(帰省/帰国手当)などの追加給付を受ける場合が多い。

3. 解雇

原則として、使用者、被雇用者及び／又は労働組合、国は、解雇を防止するためのあらゆる努力をしなければならず、解雇を防止するためのあらゆる努力が失敗した場合にのみ解雇することができるとされている。

解雇を防止するためのあらゆる努力が失敗した場合には、使用者と労働組合（被雇用者が労働組合に加入している場合）、又は使用者と被雇用者（被雇用者が労働組合に加入していない場合）との間で解雇の交渉が必要となる。交渉に失敗した場合、使用者は労使紛争解決裁判所の判決を受けて初めて解雇することができる。

オムニバス法及び2021年2月2日に施行されたその実施規則、すなわち、政府規則第35/2021年定期雇用協定、アウトソーシング、労働時間および休養時間、雇用関係終了（GR 35/2021）に規定されている解雇事由は、以下の通り。

- ・従業員の死亡
- ・契約期間満了（PKWT）
- ・従業員が犯罪を犯して拘留された場合
- ・雇用契約・労働協約（PKB）・会社規則（PP）に違反した場合
- ・2回の出勤要請を出したうえでの欠勤5日間
- ・不可抗力
- ・効率性の悪化・破産・債務支払義務の停止
- ・定年退職
- ・合併・買収・統合・分社化などのコーポレートアクション
- ・従業員の依頼退職
- ・雇用主の行為に基づく従業員の解雇要求
- ・従業員の長期の病気
- ・その他雇用契約・労働協約・会社規則で定められた事由

さらに、従業員の退職に関しては、雇用者が、終了の目的および理由について、終了日の少なくとも14日前に従業員に書面で通知する必要がある。従業員が退職を拒否した場合、雇用者と従業員の両方が友好的な交渉を行う可能性がある。

また、合併、統合、買収、スピンオフを行う企業が雇用終了を実施することができる。

退職パッケージ

雇用主は、解雇時に退職金、勤続功労金、補償金（該当する場合）を支払う義務がある。GR 35/2021によると、退職金及び/または勤続功労金、および新しい計算式による報酬支払いを規定している。（例えば、計算に関連する退職金と勤続功労金につき、15%部分は医療手当と住宅手当により構成されるなどを除く等）。

退職金、勤続功労金、補償金の計算方法は次の表の通り。

退職金 GR 35/2021 第40条(2)		サービス支払 GR 35/2021 第40条(3)			
サービス期間	支払い/月給	サービス期間	支払い/月給		
<1年	1x	3-6年	2x		
1-2年	2x	6-9年	3x		
2-3年	3x	9-12年	4x		
3-4年	4x	12-15年	5x		
4-5年	5x	15-18年	6x		
5-6年	6x	18-21年	7x		
6-7年	7x	21-24年	8x		
7-8年	8x	>24年	10x		
>8年	9x				
報酬支払 GR 35/2021 第40条(4)					
報酬支払の権利には、以下が含まれる。					
a. 取得されていない年次休暇					
b. 従業員とその家族の故郷への旅費					
c. 雇用契約、会社の規則、または集団で決定されたその他の報酬 労働合意					

新しい退職パッケージ

GR 35/2021 の下で次のように規定されている

- 会社が会社が買収された場合、雇用関係を継続する意思がない場合その後、最低法定退職金は退職金規定の0.5倍
- 会社が損失を被ったあと、経営効率を高めようとする場合、最低法定退職金は退職金規定の0.5倍
- 会社は損失を防ぐための経営効率改善策の導入の場合、法定退職金の最低額は、退職金規定の1倍（以前は、損失を防ぐための経営効率改善の場合、退職金は労働者に対して退職規定の2倍であった。）

雇用終了の理由

次の表は、計算式、雇用終了の理由を整理している。

略語

- Uang Pesangon (Severance Payment – SP).
- Uang Penghargaan Masa Kerja (Service Payment – SVP).
- Uang Penggantian Hak (Recompense Payment – RP); and
- Uang Pisah (Separation Payment as regulated under the Employment Agreement, Company Regulation or Collective Labour Agreement).

No.	雇用終了理由	以前の数式	新しい数式
a	合併、統合、買収またはスピンオフおよび従業員は関係を継続する意思がない、または会社が従業員を受け入れる思がない	1 X SP + 1 X SVP + RP 影響を受けた従業員を受け入れない場合: 2 X SP + 1 X SVP + RP	1 X SP + 1 X SVP + RP
b	取得	取得の場合 作業規定の変更が発生し、従業員が作業関係を継続したくない場合	1 X SP + 1 X SVP + RP 0.5 X SP + 1 X SVP + RP
c	不効率による損失	2 X SP + 1 X SVP	不効率による損失 0.5 X SP + 1 X SVP + RP 効率を高める損失 1 X SP + 1 X SVP + RP
d	会社の閉鎖 (2年の継続的な損失)	閉鎖損失によるもの 閉鎖損失によるものではない	1 X SP + 1 X SVP + RP 0.5 X SP + 1 X SVP + RP 1 X SP + 1 X SVP + RP
e	会社は、次の理由で不可抗力により閉鎖された場合	1 X SP + 1 X SVP + RP	不可抗力による閉鎖 0.5 X SP + 1 X SVP + RP 会社の閉鎖をもたらさない不可抗力による終了 0.75 X SP + 1 X SVP + RP
f	債務返済債務の停止 (“PKPU”)	PKPU損失による PKP損失によるものではない	N/A 0.5 X SP + 1 X SVP + RP 1 X SP + 1 X SVP + RP
g	従業員による辞任	RP + 分離支払い	RP + Separation Payment
	従業員が5営業日連続欠勤	RP + 分離支払い	RP + Separation Payment
i	会社規則、労働協約または雇用協定違反	違反 重大な違反	0.5 X SP + 1 X SVP + RP RP + 分離支払い
j	権限による6ヶ月間の拘禁	雇用者は、従業員の家族の親族を提供し、RP および分離支払いを受ける権利を有する(雇用契約、会社規則または労働協定に基づく規制に基づく) 2 X SP + RP	• 雇用主は、6ヶ月間、従業員の家族の親族を提供しなければならない • RP + 分離支払いを受ける権利 従業員が雇用主に損失を与える場合 RP + 分離支払い 従業員が雇用主に損失を与えない場合 1 X SVP + RP
k	12ヶ月以上の長い病気	2 X SP + 1 X SVP + RP	2 X SP + 1 X SVP + RP
l	退職	従業員が年金プログラムに参加していない場合、従業員は受給権を受ける権利がある 2 X SP + 1 X SVP + RP	2 X SP + 1 X SVP + RP
m	従業員の死亡	2 X SP + 1 X SVP + RP	2 X SP + 1 X SVP + RP

補償金の支給

雇用創出法の制定に伴い、IELは、雇用主が以下の場合に有期雇用契約(PKWT)に基づく従業員に補償金を支払うことが義務付けられていると規定している。

- PKWTに規定されている労働期間の完了
- PKWTに記載されている特定の作業の完了

またIELは、会社での勤務期間に基づいて、関連する従業員に対して補償金を支給しなければならず、少なくとも1か月以上連続して勤務した従業員に対してのみ支給できると述べている。

PKWTが当初合意された期間から延長された場合、雇用主は延長前のPKWT期間終了時に補償金を支給する。また、延長期間終了時には、延長期間に対応する補償金を支給する。

補償金の支給額は、以下の方法に基づき算定される。

- PKWTが連続した12か月の場合は、1か月分の賃金
- PKWTが1か月以上12か月未満の場合は、勤務期間÷12か月×1か月分の賃金
- PKWTが12か月を超える場合は、勤務期間÷12か月×1か月分の賃金

補償金の支給は、現地従業員にのみ適用され、外国人労働者には適用されない。

4. 雇用関係

インドネシアでは、雇用形態は雇用契約書において定められる。雇用形態には2つのタイプがあり、(i)契約社員又は有期雇用契約(PKWT)に基づいて雇用される社員、(ii)正社員又は不特定期間雇用契約(Perjanjian Kerja Waktu Tidak Tertentu - "PKWTT")に基づいて雇用される社員と分類される。

PKWTは、種類、性質、または活動によって、特定の時間内に完了する特定のジョブにのみ適用でき、永久的な作業のために適用することはできない。PKWTが要件を満たさずに実行された場合、法律により自動的に正社員(PKWTT)になる。さらにPKWTは、(a)比較的短期間で完了すると見込まれる業務、季節性のある業務、新製品、新規事業、試用もしくは調査段階にある新製品に関する業務の時間枠に基づくPKWT、(b)一回限りまたは臨時的な性質の業務の完了に基づくPKWTの2つのカテゴリに分類される。

雇用契約の面では、IELでは有期雇用契約期間は2年を超えてはならず、1年を上限として1回延長するか、2年を上限として1回更新することができる規定されていた。しかし、オムニバス法ではこのような制限が撤廃された。

現在の規制では、PKWTは5年の最大期間を設定することができる。PKWTは、従業員との契約に基づいて延長可能で、その合計は初期期間とその延長期間が5年未満である。一方、PKWTTについては、有効期限は定められていない。

雇用契約は原則として口頭でも書面でもよい。口頭での雇用契約は、少なくとも従業員の氏名・住所、雇用日、雇用形態、給与などを記載した採用通知書で裏付けなくてはならない。

また、IEL第54条では、すべての雇用契約書には、少なくとも以下の事項を記載しなければならないと規定されている。

- 雇用主の名前、住所、事業の種類
- 従業員の氏名、性別、年齢、住所
- 職位又は仕事の種類
- 勤務地
- 給与の金額と支給期間
- 業務上の要件(雇用者と被雇用者の権利/義務)
- 雇用契約の発効日と期間
- 雇用契約が締結された日付と場所
- 雇用主と被雇用者の署名

また、IELでは、従業員10人以上の使用者は会社規則(PP)を作成しなければならないと規定されている。PPは、労働組合代表による検討と推薦事項を考慮して作成されなければならないとされている。既存の労働組合が存在しない場合は、労働者/従業員代表として民主的に選出された従業員による事前検討と推薦事項を考慮して、PPを作成しなければならない。また、すべての企業は、労働大臣又はその他の指定機関にPPを登録し、承認されなければならないと規定されている。PPは、関係当局の承認を得た時点で有効となる。雇用主が既に労働協約(PKB)を作成している場合には、雇用主はPPを作成する必要はないが、その場合はPKBは労働組合との交渉と同意に基づいて作成されなければならない。

5. 外国人の雇用

IELでは、雇用者は外国人従業員を雇用することができるが、その外国人従業員はPKWTの下でのみ雇用することができると規定されていた。外国人従業員の雇用を希望する雇用主は、外国人従業員のカウンターパートとしてインドネシア人を雇用する必要がある。この要件の目的は、雇用された外国人従業員のスキルをカウンターパートとして雇用されるインドネシア人に移転することを義務付けることである。外国人従業員とインドネシア人従業員の比率は明確に規制されていない。実際には、1:1又は1:3の比率が許容されるのが一般的な実務上の取扱いとなっている。但し、取締役又はコミサリスとして任命された駐在員には例外となり、これらの駐在員には当該要件は適用されない。上記に加えて、オムニバス法では、外国人労働者を利用するためには、雇用者は外国人労働力利用計画(Rencana Penggunaan Tenaga Kerja Asing (RPTKA))を取得する必要があると規定されている。RPTKAは外国人従業員の労働許可証であり、中央政府の承認を得なければならない。また、雇用主はRPTKAが付与された後、滞在許可証(Visa Tinggal Terbatas - VITAS及びIzin Tinggal Terbatas - ITAS)を取得するために外国人従業員の雇用に関する通知を労働省に提出する必要がある。インドネシアで働く外国人従業員は、申請するポジションに沿ったレベルの教育を受け、適格証明がある又は同等のポジションでの最低5年間の就労経験を有していることが要求される。

また、インドネシアでは、以下のような外国人従業員が雇用されていない職種(特に、人事関連)がある。

- ・人事担当取締役
- ・労使関係マネージャー
- ・人事マネージャー
- ・人材開発スーパーバイザー
- ・採用スーパーバイザー
- ・人事配置スーパーバイザー
- ・従業員のキャリア開発スーパーバイザー
- ・人事関係の宣誓管理者
- ・人事及びキャリアスペシャリスト
- ・人事スペシャリスト
- ・キャリアアドバイザー
- ・ジョブアドバイザー
- ・ジョブアドバイザーと顧問
- ・従業員調停人
- ・職業訓練管理者
- ・就職の面接官
- ・ジョブアナリスト
- ・労働安全スペシャリスト

6. インドネシアの外国投資家向けゴールデンビザ

2023年8月24日、インドネシア共和国法務人権大臣は、法務人権大臣令第22号2023号(MOLHR Reg. 22/2023)を発令し、外国投資家向けの新しいビザ制度「ゴールデンビザ」を導入した。

ゴールデンビザの概要

近年、インドネシア政府は外国投資家向けにより歓迎の環境を整備するため、様々なインセンティブや機会を提供するとともに、外国資本流入を促進するための方針改革やイニシアチブを進めている。外国からの資本の誘致と促進に対するこのコミットメントは、インドネシアが持続可能な経済とグローバル競争力を求める過程で重要な役割を果たしている。

ゴールデンビザプログラムは、他の国々、ポルトガル、ギリシャ、スペインなどにおいても認識されており、この種のビザによって外国投資家は対象国への重要な財政的な投資や貢献を通じて居住権や市民権を取得することができる。MOLHR Reg. 22/2023によれば、外国投資家は、彼らの投資価値に応じて、5年または10年の居住許可（「有期滞在ビザ」）を取得できる。

主題	年ビザ	10年ビザ
外国の個人投資家がインドネシアで企業を設立する意向の場合	企業は、少なくとも2,500,000米ドル（二百五十万USD）またはその相当額である38,000,000,000インドネシアルピア（38億IDR）の発行資本または投資額で設立される必要がある	企業は、少なくとも5,000,000米ドル（五百万USD）またはその相当額である76,000,000,000インドネシアルピア（76億IDR）の発行資本または投資額で設立される必要がある
インドネシアに企業を設立する意向のない外国の個人投資家は、インドネシア政府の債券、インドネシアの上場企業の株式、またはインドネシアの上場企業の提供する共同基金に投資する必要があり、インドネシアに企業を設立する意向のない外国の個人投資家は、インドネシア政府の債券、インドネシアの上場企業の株式、またはインドネシアの上場企業の提供する共同基金に投資する必要がある	投資額は、少なくとも350,000米ドル（35万USD）またはその相当額である5,300,000,000インドネシアルピア（53億IDRルピア）でなければならない	投資額は、少なくとも700,000米ドル（70万USD）またはその相当額である10,600,000,000インドネシアルピア（106億IDR）でなければならない
インドネシアに設立される企業の取締役会員または監査役会員として務める外国人は、その企業がインドネシア領土外に本拠を置く企業の支店または子会社である場合に該当する	設立される企業は、少なくとも25,000,000米ドル（25百万USD）またはその相当額である380,000,000,000インドネシアルピア（380億IDR）の投資額で、コミットメントの声明を提供する必要がある	設立される企業は、少なくとも50,000,000米ドル（50百万USD）またはその相当額である760,000,000,000インドネシアルピア（760億IDR）の投資額で、コミットメントの声明を提供する必要がある

利益と資格

MOLHR Reg. 22/2023の第33条によれば、有期滞在ビザは外国人に対して外国直接投資活動に関連するものとして授与される。具体的には、以下の場合が含まれる

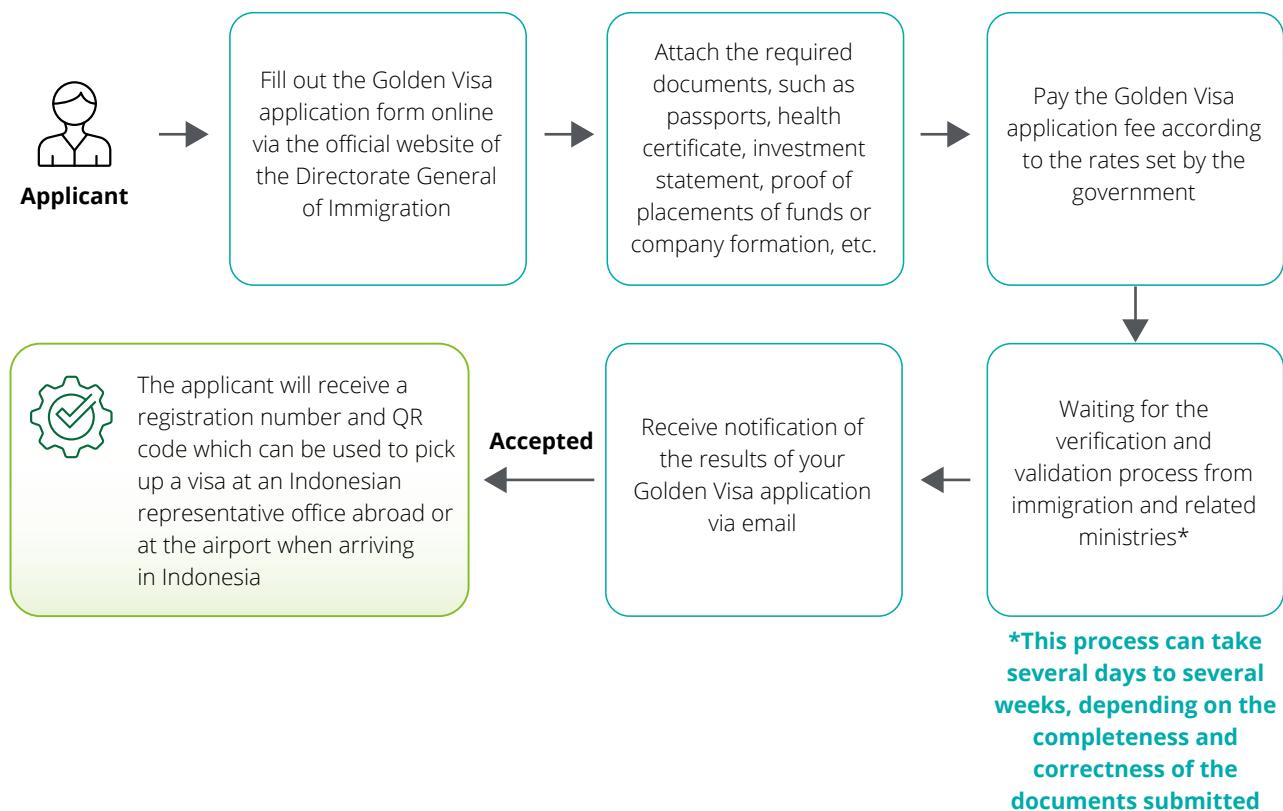
- ・インドネシアで企業を設立しようとする個人投資家である外国人
- ・インドネシアで企業を設立する意向のない個人投資家である外国人
- ・インドネシアに設立される企業の取締役会員または監査役会員として務める外国人であり、その企業はインドネシア領土外に本拠を置く企業の支店または子会社である。なお、このカテゴリのビザは、企業ごとに最大で10人（取締役会および/または監査役会員を合算）にしか授与されないことに注意が必要である

5年または10年の有期滞在ビザの申請は、外国人が以下のものを添えて、移民局で指定された移民官に対して提出される

- ・法的かつ少なくとも6か月間有効な現行の国別パスポート
 - ・移民保証の証明
 - ・インドネシア領土内での滞在中に自身または家族の生活費を持っていることの証明
 - ・最新のカラーのパスポート写真
 - ・外国人の到着の意図/目的を説明する他の文書
 - ・
- ゴールデンビザを取得することで、外国人はMOLHR Reg. 22/2023の第190条に記載されている以下の利点を享受することができる:
- ・MOLHRが定めた移民検問所での優先審査レーン
 - ・移民局での優先サービス
 - ・協力協定に基づく関連機関または政府機関からの優先サービス

手続き

図26:ゴールデンビザの申請手続き



今後のインドネシアの労働力

インドネシアの年齢の中央値は約30歳であり、若年層の人口を多く抱え、魅力的な人材市場をもたらしている。Golden Indonesia 2045 Visionの目標のもと、インドネシアは量と質の両面で能力と才能を向上させる必要がある。

我々は、経済成長の需要を満たすため、前年比平均3%の成長を見込んでいる。また、能力が十分でない部分のギャップを埋めるために、能力を成長させることを期待している。これには、スキルセットや業界のあらゆる側面に関するテクノロジー、デジタル、AI関連の分野の能力が含まれている。将来の不確実性に備えるため、労働力は将来の需要を見据えたスキルを身に付ける必要がある。

私たちの成長を支えるために、可能な限り、就労、就学につかず、職業訓練を受けていない無業者(ニート)約700万人の労働力を再配置する必要がある。これらのすべてでは、投資家が投資収益率を最適化するために、労働力を再構築するための機会をもたらしている。

私たちは、企業が優位に立つために、早い段階で人材に投資することを推奨している。これには、特に離島の学生にインターンシップを提供することが含まれている。(ジャカルタやジャワだけでなく)離島にも才能ある人材が数多く見受けられるため、この機会提供により、インドネシア全土で雇用とキャリアの機会を均等にすることが可能になる。

最後に、人材の持続可能性は、インドネシアが将来または次世代のリーダーを育成することに注力しているというもう一つの側面である。人口の約3分の2がミレニアル世代とZ世代であるインドネシアは、実際のビジネス課題への直面、外国人人材とのパートナーシップ、外国人投資家が提供する最高クラスの学習、インクルーシブな労働力(特に同じ職場での異なる世代間の協働)の促進を組み合わせて、将来のリーダーの育成を加速する必要がある。

共著:

Balim, Liana Lim, Antonius Augusta, Sahala Situmorang, Cornel B. Juniarto, Muslimin Damanhuri, Sri Juliarti Hariani, Silvano Damanik, Abdiansyah Prahasto, Indah Purnama Sari, Claudia Francisca Imanuel, Dharnyaty, Nastiti Tri Sandy, Shinta Dewi Octavianie, Renaldi, Mu'amar Wicaksono, Melissa Soentoro, Yusuke Tachibana, Seiji Inadomi, Muhammad Alief Algifi

お問い合わせ

Brian Indradjaja

Indonesia Leader,
President Director of PT Deloitte Konsultan Indonesia
bindradjaja@deloitte.com

Balim

Growth Leader
bbalim@deloitte.com

Business Leader

Liana Lim

Audit Leader
lialim@deloitte.com

Antonius Augusta

Assurance Leader
aaugusta@deloitte.com

Cindy Sukiman

Tax & Legal Leader
csukiman@deloitte.com

Sahala Situmorang

Strategy, Risk, and
Transactions Leader
sahalasitumorang@deloitte.com

Iwan Atmawidjaja

Technology &
Transformation Leader
iatmawidjaja@deloitte.com

Market Segment Leader

Eugene Khoo

Chinese Services Desk
eugenekhoo@deloitte.com

Yusuke Tachibana

Japanese Services Desk
yutachibana@deloitte.com

Bang Chi Young

Korean Services Desk
bangchiyoung@deloitte.com

Dionisius Damijanto

Deloitte Private Desk
ddamijanto@deloitte.com

Satya Radjasa

State-owned Enterprise Desk
sradjasa@deloitte.com

Industry Leader

Iwan Atmawidjaja

Financial Services
Industry Leader
iatmawidjaja@deloitte.com

Brian Indradjaja

Technology, Media &
Telecommunication
Industry Leader
bindradjaja@deloitte.com

Balim

Energy, Resources & Industrial
Industry Leader
bbalim@deloitte.com

Roy David Kiantiong

Consumer Industry Leader
rkiantiong@deloitte.com

Silvano Damanik

Government & Public Services
Industry Leader
sthdamanik@deloitte.com

Enabling Areas Leader

Eny Indria

Chief Operating Officer
eindria@deloitte.com

Xenia Ubhakti

Risk & Brand Protection Leader
xubhakti@deloitte.com

Satya Radjasa

Chief Commercial Officer
sradjasa@deloitte.com

The Plaza Office Tower 32nd Floor

Tel: +62 21 5081 9555
Fax: +62 21 2992 8022
Email: iddtl@deloitte.com
www.deloitte.com/id

Deloitte.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Indonesia

In Indonesia, services are provided by Liana Ramon Xenia & Rekan, Deloitte Touche Solutions, PT Deloitte Konsultan Indonesia, and PT Deloitte Advis Indonesia.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.